令和３年度　産業財産権制度各国比較調査研究等事業

商標審査効率化・ユーザー出願支援のための指定商品・役務に関する料金等施策及び出願支援ツールについての調査研究
報告書

令和４年３月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

要　約

背景

我が国における商標登録出願件数は増加傾向にあり、特許庁ではこれまで審査処理件数を増加させてきたものの、審査に要する期間が延伸している状況にある。出願件数の増加に継続的に対応するためには、主要国等各国・地域の施策等も参考にしながら、審査効率化に係る施策について検討・実施を推進する必要がある。

目的

指定商品・役務に関する料金等施策やオンライン出願支援ツールといった審査効率化に資する制度・運用について、各国・地域の施策を調査し、比較研究を行うことで、我が国の施策検討の際の基礎資料とすることを目的とする。

公開情報調査

各国・地域における、（1）指定商品・役務に関する料金等施策の内容、導入目的及び時期、得られた効果、並びに（2）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツールの内容、導入目的及び時期について、調査・分析を行った。

国内ヒアリング調査

指定商品･役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールの評価や課題について、国内企業 15 者、国内弁理士 5 者を対象にヒアリング調査を行った。

海外ヒアリング調査

各国・地域の指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールの評価や課題について、現地専門家 10 者を対象にヒアリング調査を行った。

まとめ

各国・地域における、商品・役務の指定方法に応じて出願料金が減額又は加算される制度や、審査官による事前評価制度等の施策の実体を把握するとともに、それぞれの効果やメリット・デメリットを分析した。また、各国・地域におけるオンライン出願支援ツールの詳細を調査し、ユーザーの評価と審査効率化に与える効果を分析した。

これらの施策やツールの導入を検討する際には、国内ヒアリングによって得られたユーザーの要望や意見を十分に反映し、我が国の商標制度の実情に適合したものとなるように配慮する必要があると考える。

Ⅰ．本調査研究の背景・目的

我が国における商標登録出願件数（以下「出願件数」という。）は増加傾向にあり、2020年の出願件数（181,072件）は2013年比で約1.5倍 と、高水準となっている[1]。

特許庁では、これまで審査業務の効率化等を通じて審査処理件数を増加させてきたが、この出願件数の増加をカバーするには至らず、一次審査通知までの期間（FA期間）は10.0か月（2020年度）、権利化までの期間（TP期間）は11.2か月（2020年度）まで延伸している状況にある[2]。

我が国では、この状況を打破するべく、政府目標（「成長戦略」（2019年6月21日閣議決定）、「知財推進計画 2019」（同日知的財産戦略本部決定））として、2022年度末にFA期間を6.5か月、TP期間を8か月とすることを掲げた。

また、特許庁では、審査業務の効率化に加えて、審査負担の少ない出願の奨励（ファストトラック審査）や、審査体制の強化（任期付審査官の採用）、外注事業の活用等、審査処理促進に係る種々の施策を講じているところである。

しかしながら、出願件数の増加という課題に今後も継続的に対応するためには、主要国等各国・地域の施策等も参考にしながら、審査効率化に係る更なる施策について検討・実施を推進する必要がある。

産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会の取りまとめ報告書（令和3年2月）においても、指定商品・役務に係る審査負担の少ない出願や拒絶理由の対象とならない出願の促進、審査効率化の対応等の必要性が示されている[3]。

特に、出願における商品・役務の指定に関する記載不備は、審査における代表的な拒絶理由の一つであるところ、出願時における商品・役務の指定内容に応じて異なる料金を設定する国・地域や、オンライン出願時に拒絶理由が発生しにくくなるような取組（例：指定商品・役務の入力支援機能）を実施する国・地域も見られる中、審査効率化に係るこのような施策について、各国・地域の導入状況等も踏まえて検討することは、喫緊の課題である。

本調査研究では、指定商品・役務に関する料金等施策やオンライン出願支援ツールといった、審査効率化に資する制度・運用について、各国の施策を調査し、比較研究を行うことで、我が国の更なる審査効率化・ユーザー出願支援に係る施策検討の際の基礎資料とすることを目的とする。

---

1 「特許行政年次報告書2021年版」p.29
https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2021/index.html 〔最終アクセス日：2022年2月25日〕

2 「特許行政年次報告書2021年版」p.30

3 産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会取りまとめ報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方―とりまとめ―」第7～8頁等を参照。〔最終アクセス日：2022年2月25日〕
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/document/210203torimatome/01.pdf

Ⅱ．調査研究内容及び調査実施方法

１．調査研究内容

（１）各国・地域の指定商品・役務に関する料金等施策の調査・分析

米国、欧州（欧州連合を指す。以下同じ。）、中国、韓国、英国、オーストラリア、シンガポール、台湾、ニュージーランド、ブラジルの合計 10 の国又は地域における、指定商品・役務に関する料金等施策の具体的な内容、根拠法令、その施策が導入された目的及び時期、得られた効果等について調査・分析を行った。また、各国・地域の指定商品・役務に関する料金等施策に関する調査結果を整理・類型化し、比較・分析を行った。

（２）各国・地域の審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツールの調査・分析

米国、欧州、中国、韓国、英国、オーストラリア、シンガポール、台湾、ニュージーランド、ブラジルの合計 10 の国又は地域における、商標効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツールの具体的な内容、各ツールが導入された目的及び時期、得られた効果等について調査・分析を行った。また、各国・地域のオンライン出願支援ツールに関する調査結果を、審査効率化・ユーザー出願支援の観点から整理・類型化し、比較・分析を行った。

（３）我が国における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに対するユーザーの評価及び課題の分析

現在の我が国における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールについて、ユーザー側（出願人側及び代理人側）からの評価や課題を整理し、分析を行った。

２．調査実施方法

（１）公開情報調査

各国・地域の知的財産庁及び関係省庁・公的機関のウェブサイトに掲載されている情報、各国・地域の知的財産庁等が公表している年次報告書等の他、書籍、論文、調査研究報告

書、審議会報告書、その他のデータベース情報及びインターネット情報等を利用して、各国・地域の指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに関する情報を抽出し、整理と分析を行った。

（2）国内ヒアリング調査

公開情報調査の結果を踏まえ、我が国における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに対する代理人から見た評価や課題等について、専門的な視点からの助言を得るため、出願代理実務や商標制度・施策に精通した弁理士及び弁理士事務所計 5 者に対し、ヒアリング調査を行った。

また、公開情報調査の結果を踏まえ、我が国における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに対する出願人から見た評価や課題等について、専門的な視点からの助言を得るため、出願経験のある国内企業 15 者に対し、ヒアリング調査を行った。調査対象先の選定に当たっては、代理人に依頼せずに自社で商標出願を行っている企業を中心に選定するとともに、多様な業種の企業が含まれるように配慮した。

なお、いずれのヒアリング調査も、ウェブ会議システムを用いたオンライン形式で実施し、事前に共有した質問項目に基づき、１者につき約 60～90 分程度の時間で実施した。

（3）海外ヒアリング調査

調査対象とした 10 の国・地域（米国、欧州、中国、韓国、英国、オーストラリア、シンガポール、台湾、ニュージーランド、ブラジル）における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに関し、商標出願代理業務について豊かな知見を有する現地専門家を有する法律事務所等（各国・地域１者）を対象にヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査は、ウェブ会議システムを用いたオンライン形式で実施し、事前に共有した質問項目に基づき、１者につき約 30～60 分程度の時間で実施した。

（4）調査結果の分析・取りまとめ

上記（1）～（3）の調査・検討結果を総合的に分析し、報告書に取りまとめた。
取りまとめに当たっては、国・地域ごとに各施策が導入された背景及び目的、当該施策の効果を分析するとともに、各施策等に対する課題についても整理を行った。

併せて、我が国における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツ

ールに対するユーザーから見た評価や課題等を抽出して論点ごとに整理した。

Ⅲ．調査結果

（１）公開情報調査

（ⅰ）米国

米国特許商標庁（United States Patent and Trademark Office、以下「USPTO」という。）では、2020 年 2 月 15 日以降に出願される商標出願は、原則として USPTO が提供するオンライン出願システム「TEAS（Trademark Electronic Application System）」を利用して行うことが義務付けられている[4]。

また、出願方法としては、「TEAS Standard」（通常の方式）と「TEAS Plus」（一定の要件を満たすことで出願料金が減額される方式）の 2 種類があり、「TEAS Plus」を利用するためには、商品・役務を指定するに当たり、USPTO が提供している「ID Manual」（以下「事前承認リスト」という。）に含まれる商品・役務のみを指定する必要がある。

また、オンライン出願ツールは、WEB ブラウザ上から利用する方式であり、商品・役務の入力方法は、「事前承認リスト」のデータベースから商品・役務を検索して入力する方法と、自由に入力する方法が利用できる。

USPTO では、ユーザーを支援するためのツールとして、チュートリアルサイトや YouTube 動画等も活用して情報発信を行っている。

（ⅱ）欧州

欧州連合知的財産庁（the European Union Intellectual Property Office、以下「EUIPO」という。）では、オンライン出願の場合、紙出願の場合よりも出願料金が減額される[5]。

また、EUIPO では、採択を認めている商品・役務のリストを「Harmonized Database」（以下「事前承認リスト」という。）として公開しているが、米国のように、商品・役務を「事前承認リスト」から選択した場合に出願料金が減額される制度は採用されていない。

ただし、EUIPO では、2014 年 11 月よりファストトラック審査制度を導入しており、その中で、「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定することが、ファストトラック審査の利用要件の１つとされている[6]。

---

[4] https://www.federalregister.gov/documents/2019/12/18/2019-27426/changes-to-the-trademark-rules-of-practice-to-mandate-electronic-filing 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[5] https://euipo.europa.eu/ohimportal/fees-and-payments 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[6] https://euipo.europa.eu/ohimportal/fast-track-conditions 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

EUIPO では、オンライン出願フォームとして、「Easy Filing Form」、「Five Step Form」、「Advanced Form」の 3 種類を提供しており、ユーザーは自分の習熟度に応じて、いずれかのフォームを選んで利用する。

これらの出願フォームには、指定商品・役務を EUIPO の「事前承認リスト」からキーワード検索により追加できる機能や、出願人が出願したい商標と同一又は類似の先行商標を自動的に検索してその結果を表示する機能等が搭載されている。

このほか、EUIPO では、ユーザー支援ツールとして、出願前チェックリストや、商品・役務の検索及びリスト作成補助ツール「Goods and Services Builder」を提供している。

（iii）中国

中国国家知識産権局（China National Intellectual Property Administration、以下「CNIPA」という。）では、商標出願や登録の手続をオンラインで行った場合、紙で行った場合より出願料金が 10%減額される [7]。このほか、1 区分内における指定商品・役務の数が 10 を超えた場合、超過した個数に応じて追加料金が加算される制度がある。

なお、CNIPA では、採択を認めている商品・役務のリストを「商品・服務項目」（「以下「事前承認リスト」という。）として公開しているが、「事前承認リスト」に記載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度や、審査が迅速化される制度は採用されていない。

CNIPA のオンライン出願ツールは WEB ブラウザ方式であり、指定商品・役務の入力方法は、CNIPA の「事前承認リスト」から選択して入力する方法、キーワード検索により入力する方法、ユーザーが自由に入力する方法の 3 種類が利用できる。

このほか、CNIPA は、商標出願手続や書式、ガイドライン、FAQ 等の情報をウェブサイト上でまとめて提供している。

（iv）韓国

韓国特許庁（Korean Intellectual Property Office、以下「KIPO」という。）では、オンライン出願の場合、紙出願よりも出願料金が減額される制度がある [8]。

また、紙出願・オンライン出願とも、区分内の指定商品の数が 20 を超える場合には、超過した数に応じて出願料金が加算される制度がある。さらに、オンライン出願の際に、KIPO が承認している商品・役務のリストである「商品及び役務の記述と類区分に関する告示」（「商品告示」、以下「事前承認リスト」という。）に掲載されている商品・役務のみを指定

[7] http://sbj.cnipa.gov.cn/sbsq/sfbz/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[8] https://www.patent.go.kr/smart/jsp/ka/menu/fee/main/FeeMain01.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

した場合には、更に出願費用が減額される。

このほか、韓国には、商標の優先審査制度（有料）があり、所定の要件を満たし、手数料を支払うことにより、他の出願より優先して審査を受けることができる。

KIPO のオンライン出願システムは、ユーザーが専用ソフトウェアをダウンロードして使用するものであり、指定商品・役務の入力方法は、「事前承認リスト」から選択する方法、キーワード検索する方法、自由に入力する方法の 3 種類が利用できる。

2020 年 5 月からは、モバイル対応の出願アプリも新たに導入され、出願、KIPO からの通知の受領、料金の納付、経過確認等の機能が利用可能である。

（ｖ）英国

英国知的財産庁（The Intellectual Property Office、以下「UKIPO」という。）では、出願区分の数に応じて出願料金が加算される制度を採用している[9]。

また、オンライン出願の場合には、紙出願よりも出願料金が減額される。

なお、UKIPO でも、他の国々と同様、独自に作成している商品・役務のリスト「pre-approved list」（以下、「事前承認リスト」という。）をユーザーに提供している。

「事前承認リスト」は、オンライン出願ツールの中に組み込まれているほか、UKIPO のウェブサイト上でも公開されているが、このリストに掲載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度や、審査が迅速化される制度は採用されていない。

UKIPO では「Right Start Examination Service」（RSE サービス）を提供しており、有料ではあるが、オンライン出願の場合に限り、審査官の評価を受けた上で、出願を続行するか判断する（続行する場合には追加料金の支払いが必要）ことができる。

UKIPO のオンライン出願ツールは、WEB ブラウザ上で利用することができ、指定商品・役務を入力する際には、「事前承認リスト」に掲載されている項目を、キーワード検索を行って入力する機能が利用できる。

また、AI を活用することで、出願前に商標の登録可能性に関する情報を提供する「pre-application service」（出願前支援サービス）が利用可能であり、先行商標の検索結果やその他一部の拒絶理由に関する情報が自動的に表示される。

（vi）オーストラリア

オーストラリア知的財産庁（IP Australia、以下「IP オーストラリア」という。）では、同庁が承認している商品・役務のリストを「picklist」（以下「事前承認リスト」という。）とし

[9] https://www.gov.uk/how-to-register-a-trade-mark/start-your-application 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

て公表しており、このリストに含まれている商品・役務のみを指定した場合には、出願料金が減額される[10]。

なお、紙出願の場合は、オンライン出願よりも出願料金が高くなり、「事前承認リスト」の利用による減額は受けられない。

また、IP オーストラリアが提供する「TM Headstart」は、商標の正式な出願前に審査官から迅速に事前評価を得ることができ、その評価結果をもとに正式な出願を行うかどうかを決めることができるサービスである。

「TM Headstart」を利用するためには、オンライン出願ツールからの利用請求であること、かつ、「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを指定していることが必要である。

IP オーストラリアは、WEB ブラウザから出願を行うことができる商標のオンライン出願システムを 2 種類（主に代理人向けの「online services」と、一般ユーザー向けの「Trade Mark Assist」）を提供している。指定商品・役務の入力方法は、「事前承認リスト」から選択して入力する方法と、ユーザーが自由に入力する方法がある。

（vii）シンガポール

シンガポール知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore、以下「IPOS」という。）では、商標出願をオンラインで行うことが義務付けられている（シンガポール商標規則 78 条 A（2））。

IPOS は、同庁が承認している商品・役務のリストを「Classification Database」（以下「事前承認リスト」という。）として公表しており、この「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを指定した場合には、出願料金が減額される[11]。

また、IPOS では、現在、主に特許出願を対象としたファストトラック制度「The SG IP Fast Track」が 2022 年 4 月 29 日までの期間限定で試行的に運用されているが、この制度を商標出願について利用するためには、先にファストトラック制度を利用した特許出願を行っている必要がある[12]。

IPOS は、出願を WEB ブラウザ上で行うことのできるオンライン出願システム「IP^{2}SG」を提供している。商品・役務の入力方法は、IPOS の「事前承認リスト」からキーワード検索する方法と、ユーザーが任意の用語を入力する方法の 2 種類がある。

上記に加えて、IPOS では、商標の出願・経過情報の確認・検索・期間更新の手続に対応したモバイルアプリ「IPOS GO Mobile」も提供している。

---

[10] https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/understanding-trade-marks/trade-mark-costs〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[11] https://www.ipos.gov.sg/about-ip/trade-marks/managing-trade-marks/forms-fees 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[12] https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2020)-circular-no-6---expansion-of-sg-patent-fast-track-programme-on-1-september-2020.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（viii）台湾

台湾経済部智慧財産局（Taiwan Intellectual Property Office、以下「TIPO」という。）では、オンラインで商標出願した場合、出願料金が減額される。

また、TIPO が承認している商品・役務リスト「電子申請系統参考名称」（以下「事前承認リスト」という。）に記載されている商品・役務のみを指定した場合は出願料金が減額される制度や、1 区分中の指定商品の個数が 20 を超えた場合には、超過した数に応じて出願料金が増額される制度等がある [13]。

TIPO には、商標の審査を通常よりも早く受けることができるファストトラック制度があり、利用条件の一つとして、「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみをして指定する必要がある [14]。

TIPO は、オンライン商標出願ツールとして、専用ソフトウェアをダウンロードするタイプ（2 種類）と、WEB ブラウザ上で利用するタイプ（2 種類）を提供しており、一部ツールについてはモバイル端末の対応も開始した。指定商品・役務の入力方法は、キーワード検索、「事前承認リスト」から、自由に入力する方法の 3 つの方法が可能である。

（ix）ニュージーランド

ニュージーランドでは、商標出願をオンラインで行うことが商標規則で義務付けられている（2003 年ニュージーランド商標規則第 8 条）。また、ニュージーランド知的財産庁（Intellectual Property Office of New Zealand、以下「IPONZ」という。）では、同庁が承認している商品・役務のリストを「Pre-approved goods and service description」（以下「事前承認リスト」という。）として公表しており、「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを指定した場合には出願料金が減額される [15]。

また、IPONZ が提供する「Search and Preliminary Advice Report」（以下「S&PA レポート」という。）は、出願人が登録を希望する商標について、審査官による事前評価が得られ、その結果をもとに、正式な出願に移行するどうかを決めることができるサービスである。

IPONZ では WEB ブラウザ上から出願することのできるオンライン出願システムを提供しており、商品・役務の入力画面では、入力欄にキーワードを入力して検索する方法と、自由に入力する方法がある。

このほか、ユーザー支援ツールとして、チュートリアルサイトや、「Specification Builder」（商品・役務のリスト作成ツール）が提供されている。

---

[13] https://topic.tipo.gov.tw/trademarks-tw/cp-537-860499-15903-201.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[14] https://topic.tipo.gov.tw/trademarks-tw/cp-509-875648-5b4e7-201.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[15] https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/fees/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（ｘ）ブラジル

ブラジル産業財産庁（National Institute of Intellectual Property、以下「INPI」という。）では、INPI が承認している商品・役務のリスト「Pre-approved specification」（以下「事前承認リスト」という。）を提供しており、このリストに掲載されている商品・役務のみを指定した出願については、出願料金が減額される。また、中小企業や個人出願の場合、出願料金の 60％が減額になる [16]。

INPI では、「e-marca」という商標のオンライン出願システムを提供しており、WEB ブラウザ上から出願を行うことができる。

商品・役務の入力は、「事前承認リスト」を表示させて選択する方法、キーワード検索を行う方法、自由に入力する方法の 3 種類が利用できる。

ユーザー支援ツールとしては、チュートリアルサイトや、その中で提供されている商標マニュアルが利用可能である。

また、指定商品・役務の決定について INPI の「商品・役務分類委員会」（Goods and Services Classification Commission 、略称「CCPS」）に相談することもできる。

（２）国内ヒアリング調査結果

（ｉ）弁理士に対するヒアリング調査結果

【商標出願の際の指定商品・役務の決定方法】

出願人の希望を確認した上で、「類似商品・役務審査基準」や J-PlatPat の「商品・役務名検索」などが活用されていることを確認できた。特に、外国出願人の出願における指定商品・役務の適切な翻訳や、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（以下、「マドプロ出願」という。）や外国出願を予定している場合の指定商品・役務の記載などを考慮し、出願人にとって最適な権利となるように工夫していることを確認できた。

商品・役務の自由記載については、基準等表示に適切な表現が見当たらない場合や外国出願を意識している場合、外国出願人の出願であって翻訳が必要な場合などに自由記載を用いる傾向にあることを確認できた。また、商標法第 4 条第 1 項第 16 号（商品の品質又は役務の質の誤認）を意識して自由記載を行う実情も見られた。

基準等表示と自由記載のどちらを推奨しているかについては、基準等表示を推奨している事務所もあったが、ケースバイケースであるとの回答が目立った。

基準等表示の内容・充実度については、評価する意見がある一方で、新しい商品や役務、

[16] https://www.gov.br/inpi/en/costs-and-payment/schedule-of-fees-trademarks.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

特に役務について更なる充実を望む意見があった。

【ファストトラック審査及び早期審査について】

ファストトラック審査、早期審査については、ヒアリング対象 5 者のいずれも利用していた。ファストトラック審査や早期審査が広く利用されていることを確認できた。

ただし、審査が早期化することが、基準等表示を利用する動機付けになっているかという点については、回答者により意見が分かれた。

【諸外国の制度について】

基準等表示に含まれている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額となる制度については、積極的に導入に賛成する意見はなかった。

代理人の立場からすると、出願人に対する説明負担や料金計算の複雑化などの懸念があり、審査効率が良くなることや印紙代が安くなるメリットに理解を示しながらも、導入に慎重な見解が見られた。他方、減額制度を導入した場合には、一定数の利用者がいるとする意見が多く、減額制度のニーズには理解を示す意見が多かった。

指定商品・役務の数が一定数を超えると出願料金が加算される制度については、指定商品・役務の数が例えば 1 個のときと 100 個のときとで同額でよいのかといった問題意識が示されたものの、導入に賛成する意見、反対する意見、どちらともいえないとの意見に分かれた。加算制度を導入した場合、出願人は料金に敏感であることから、指定商品・役務の数は相対的に減ると思われるとの意見が多数であった。

オーストラリアの「TM Headstart」のような事前評価サービスについては、導入の必要性について賛成と反対の両方の意見が見られた。登録可能性の事前調査は本来的に弁理士の仕事であり、現在でもある程度の商標調査ができていることから、事前評価サービスの導入の必要性を感じないとの意見があった。一方で、審査官のサーチレポートの精度が高ければ導入するメリットは大きいとして、事前評価サービスの導入に理解を示す意見もあった。

英国の「Right Start Examination」のようなサービスについては、制度や手続の複雑さや現状の日本の審査を考慮して導入に否定的な意見が多数であった。このようなサービスの導入により、特許庁の負担が増え、審査が遅延することを懸念する意見もあった。

【オンライン出願ツールについて】

独自ツールや独自データベースを構築したり翻訳ツールを導入したりするなどして、作業の効率化を図っている事務所があることを確認できた。

また、J-PlatPat は、事務所においても「商品・役務名検索」を中心に出願時にも大いに活用されていることを確認できた。

諸外国で見られるような願書の入力支援機能や選択入力機能のあるツールについては、入力ミス防止の観点から有用であるとの意見や、基準等表示のみではなく自由記載にも対応できるようなツールが望ましいとの意見があった。

諸外国で見られるような類似先願や拒絶理由を自動検索・提示するツールについては、ユーザーのニーズを考慮して導入に理解を示す意見がある一方で、検索機能の精度次第であるとの意見もあった。また、チュートリアルサイトや動画サイト、AI チャットボットなどの提供については、コンテンツの充実に対して概ね好意的な意見が見られた。

提供を希望する出願支援ツール・機能改善については、ツールの改良により、単純な記載ミスなど形式的な拒絶理由を防げるようになることに期待を寄せる意見があった。

（ⅱ）国内企業に対するヒアリング調査結果

【商標出願の際の指定商品・役務の決定方法】

実際に使用する商品やサービスと将来的に使用する予定のある商品やサービスに基づいて決定する、あるいはこれに類する意見が多数であった。

また、J-PlatPat の「商品・役務名検索」やその他のデータベースの利用方法については、願書に記載する指定商品・役務の決定のみならず、商標調査にも幅広く活用されていることを確認できた。また、日本出願を検討する段階から外国出願やマドプロ出願を意識し、「類似商品・役務審査基準」や「商品・役務名検索」にとどまらず、ニース分類や TM5 ID リスト、WIPO の MGSM を確認することが広く行われていることも確認できた。

【基準等表示の利用状況】

商品・役務の自由記載については、既存の商品やサービスでは基準等表示を優先的に使用し、新しい商品やサービスの場合など、基準等表示に該当するものがない場合や基準等表示では商品やサービスを的確に表現し切れない場合に自由記載を用いる傾向にあることを確認できた。また、外国出願やマドプロ出願を予定している場合にも、各国の実務を考慮して自由記載を行う実情も見られた。

指定商品・役務について拒絶理由を受ける場合については、自由記載を用いたことで拒絶理由を受けたと感じる者が一定数おり、（自由記載の）記載の仕方やその区分について、少なからず問題意識があることが示唆された。

基準等表示の内容・充実度については、業種を問わず、概ね肯定的な評価を示す意見が多かった。改善を求める意見としては、小売、インターネット関連などのサービス業に係る役務の記載の充実、ニース分類の英語表記と日本語訳との齟齬の解消などが挙げられた。

【ファストトラック審査及び早期審査】

ファストトラック審査、早期審査については、ファストトラック審査はヒアリング対象15者全てにおいて利用経験があり、広く認知され利用されていることを確認できた。早期審査についても、過半数において利用経験があり、審査を早めるための制度が積極的に利用されていることを確認できた。

特に、ファストトラック審査については、審査が早くなるメリットを感じて基準等表示から指定商品・役務を選択する動機付けになっている、あるいはこれに類する見解や、ファストトラック審査は意識していないが基準等表示を用いることで結果的に審査が早くなってありがたいとの見解が示された。

【諸外国の制度について】

基準等表示に記載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額となる制度については、導入に賛成する意見が比較的多く見られた一方で、反対する意見やどちらともいえないとする意見もあり、導入のメリットとデメリットの双方を挙げる者が多かった。減額自体は歓迎であり、コスト削減に加えて、基準等表示のみを用いた出願が増えることによる審査の迅速化に期待を寄せる意見がある一方で、減額制度の導入による料金体系や管理の複雑化、基準等表示のみで足り得る業界と足りない業界との不公平感、自由記載を回避したことにより不要な拒絶理由が生じ得ることなどを懸念する意見もあった。

次に、指定商品・役務の数が一定数を超えると出願料金が加算される制度については、導入に賛成する意見、反対する意見、どちらともいえないとの意見に分かれた。導入するメリットとして、使用する予定のない商品・役務を指定した出願が減ることによる審査期間の短縮や極端に多数の商品・役務を指定した悪意の出願の抑制などが挙がった。また、デメリットとしては、加算制度の導入による料金体系や管理の複雑化についての指摘が目立った。

加算制度を導入した場合、加算対象とならないよう一定数を超えないことを意識する者が多いと考えられるため、指定商品・役務の数は相対的に減るとの見方が多かった。一方で、加算制度が導入されても必要な権利を取るために必要に応じて指定商品・役務を一定数以上記載するとの見解も少なからずあった。

オーストラリアの「TM Headstart」のような事前評価サービスについては、実際に使用した経験のある者から、事前評価の結果や期間について評価する意見があった。このようなサービスに興味関心を示す者は少なくなく、事前評価の精度や結果が出るまでの期間、費用次第で利用したいとの意見を確認できた。また、英国の「Right Start Examination」のような評価サービスについては、費用削減効果を期待して興味関心を示す意見がある一方で、

手続の増加や期限管理の煩雑化、審査期間への影響を懸念する意見があった。

【オンライン出願ツールについて】

出願に使用しているツールについては、Microsoft Word で願書を作成し、インターネット出願ソフトで変換して出願している者が多かった。また、J-PlatPat は、「商標検索」と「商品・役務名検索」を中心に出願時にも大いに活用されていることを確認できた。

さらに、特許庁・INPIT 提供の種々のコンテンツが出願業務で役立てられていることを確認できた。

諸外国で見られるような、願書の入力支援機能や選択入力機能のあるツールについては、入力ミスを減らしたり基準等表示からの選択を容易にしたりすることを期待して、導入を歓迎する意見が多かった。ツールの実装先については、願書の下書きとしたいとの要望が少なからずあり、また、実際に出願をする前段階で調査などにも利用できるように、J-PlatPat など出願ツールに限らないツールを希望する意見が多かった。

諸外国で見られるような類似先願や拒絶理由を自動検索・提示するツールについては、有用で便利な機能であるとして導入を期待する意見がある一方で、検索機能の精度次第であるとの意見もあった。検索結果が出願の判断を左右し得ることを懸念する意見もあった。

（3）海外ヒアリング調査結果

対象とした 10 の国・地域において、ユーザーである現地専門家がそれぞれの料金等施策をどのように受け止め、業務に活用しているのかという点を理解することができた。

（ⅰ）指定商品・役務に関する料金等施策について

対象とした 10 の国・地域のうち、各知財庁が公表している「事前承認リスト」に記載されている商品・役務のみを指定した場合に、通常の出願よりも審査が早期化される（早期に審査を受けることのできる制度の利用条件の一つを満たすことも含む。）国・地域は、3 か所（欧州、オーストラリア、台湾）であった。

また、「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に、出願料金が減額される制度を採用している国・地域は 7 か所（米国、韓国、オーストラリア、シンガポール、台湾、ニュージーランド、ブラジル）であった。

各国・地域の現地専門家に「事前承認リスト」の利用状況について尋ねたところ、積極的に「事前承認リスト」から選択することを推奨していると回答した国・地域がある一方で、「事前承認リスト」に記載されている商品・役務の選択の幅が狭く、実務ではあまり利

用しないと回答した国・地域もあった。

また、「事前承認リスト」から商品・役務を指定した場合のメリットとして、商品・役務の記載に関する拒絶理由等を通知される可能性が無く、審査がスムーズになることを指摘する者が多かった。ブラジルの専門家は、商品・役務を「事前承認リスト」から選択する目的は、クライアントと代理人とでは異なっており、クライアントは、料金の減額を受けることが目的であるが、代理人にとっては、拒絶理由を受けずに審査をスムーズに進めることが目的であると指摘する。

さらに、指定商品や役務の個数が一定数を超えた場合に、出願料金が加算される制度を採用している国・地域は、3 か所（中国、韓国、台湾）であった。中国・韓国からはこの制度に関する問題点は指摘されなかったが、台湾の専門家からは、出願人が数えた個数と審査官が数えた個数が違っていた場合、手続が煩雑になるという問題点が指摘された。

調査対象とした国･地域のうち､オーストラリア（TM Headstart）､ニュージーランド（S&PA サービス）では、正式な出願前に商標の登録可能性について審査官の事前評価を受けられる制度が採用されている。また、英国（RSE サービス）では、半額強をまず支払って RSE サービスとして出願し、審査官の評価を受け、その上で出願を続行するか判断する（続行する場合には追加料金の支払いが必要）ことができる制度が採用されている。

ヒアリングの結果、これらの評価サービスは、主に個人や中小企業のユーザーによって利用されていることが明らかとなった。また、これらのサービスのメリットは、商標に関する専門知識がない者が、商標の登録可能性を、低額な費用で迅速に知ることができる点にあるということが示された。その一方で、オーストラリアとニュージーランドの専門家からは、オーストラリアやニュージーランドにおける審査官の事前評価には法的拘束力がないため、正式に出願した際には審査官が以前と異なる判断をする可能性があることや、最終的な商標登録までにかかるコストは必ずしも安くないこと等、デメリットについての指摘がなされた。

（ⅱ）オンライン出願支援ツールについて

調査の対象とした 10 の国・地域のうち、韓国[17]を除く全ての国・地域では、WEB ブラウザ上から出願書類を作成し、提出することが可能である。また、オンライン出願ツールにおいて指定商品・役務を入力する機能としては、大きく分けて以下の 3 種類がある。

① キーワード検索により「事前承認リスト」から商品・役務の候補を表示させ、ユーザーがその中から必要なものを選択して願書に追加する機能

[17] ただし、韓国ではモバイル端末対応のアプリが提供されており、出願手続にも対応可能である。

② 「事前承認リスト」を参照し、その中から必要な商品・役務を選択して願書に追加する機能

③ ユーザーが任意の用語を自由に入力する機能

オンライン出願ツールに①や②の機能を搭載することにより、ユーザーが「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務を指定する場合には、個々に手入力する作業が不要となる。海外ヒアリングの結果、これらの機能は、指定区分の誤りや、商品・役務の誤記等を防止するのにも役立っており、ユーザーの利便性を高めるだけでなく、各知財庁の業務効率向上にも寄与していることが明らかとなった。

IV. まとめ

本調査の結果、各国・地域には、商品・役務の指定方法によって出願料金が減額又は加算される制度や、審査官による事前評価制度等、様々な施策が存在し、それぞれについてメリットとデメリットが存在することが明らかになった。調査対象とした 10 の国・地域では、商標制度や審査手続がそれぞれ異なっていることから、各国・地域で採用されている施策にもそれらの違いが反映されているものと考えられる。

また、本調査の結果、各国・地域のオンライン出願ツールにおける、ユーザーの出願手続を支援する機能について情報を整理することができた。

一方、国内ヒアリングを通じて、我が国のユーザー（出願人及び代理人）の立場からみた商標の料金等施策やオンライン出願ツールに対する意見や要望を幅広く収集し、整理することができた。これにより、新制度の導入については、ユーザーの間でも多様な意見や要望が存在することが示されたほか、オンライン出願ツールについても、ユーザーの利便性の観点から改善が望まれる点が明らかとなった。

今後、各国・地域において採用されている施策や機能を我が国に導入すべきかどうかを検討する際には、我が国の商標制度の特徴や、国内ヒアリングによって得られたユーザーの要望及び意見を十分に考慮し、審査効率化とユーザーの利便性向上の両方の実現を目指すべきであると思われる。

実施体制名簿

特許庁

網谷　麻里子	特許庁審査業務部商標課　商標制度企画室	商標審査企画官
田内　幸治	特許庁審査業務部商標課　商標制度企画室	審査業務企画官
石戸　拓郎	特許庁審査業務部商標課　商標制度企画室	課長補佐
神前　博斗	特許庁審査業務部商標課　商標制度企画室	審査官
鈴木　駿也	特許庁審査業務部商標課　商標制度企画室	審査官
松村　智佐登	特許庁審査業務部商標課　商標制度企画室	

受託機関

一般財団法人知的財産研究教育財団　知的財産研究所

小林　徹	一般財団法人知的財産研究教育財団	常務理事
二階堂　恭弘	一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所	研究部長
引地　麻由子	一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所	主任研究員
金井　倫之	一般財団法人知的財産研究教育財団	総務企画部長
柴田　紗知子	一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所	研究員
井手　李咲	一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所	主任研究員
高井　康好	一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所	主任研究員
森田　智絵	一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所	補助研究員
石本　愛美	一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所	補助研究員
坂治　深雪	一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所	補助研究員

はじめに

我が国における商標登録出願件数（以下、「出願件数」という）は、近年増加傾向にある。

特許庁では、これまで審査業務の効率化等を通じて審査処理件数を増加させてきたものの、一次審査通知までの期間（FA期間）や権利化までの期間（TP期間）が延伸している状況にある。

特許庁では、この状況を打破するべく、審査業務の効率化に加えて、審査負担の少ない出願の奨励（ファストトラック審査）や、 審査体制の強化（任期付審査官の採用）、外注事業の活用等、審査処理促進に係る種々の施策を講じてきた。

しかしながら、出願件数の増加という課題に今後も継続的に対応するためには、主要国等各国・地域の施策等も参考にしながら、審査効率化に係る更なる施策について検討・実施を推進する必要がある。特に、出願における商品・役務の指定に関する記載不備は、審査における代表的な拒絶理由の一つであるところ、出願時における商品・役務の指定内容に応じて異なる料金を設定する国・地域や、オンライン出願時に拒絶理由が発生しにくくなるような取組を実施する国・地域も見られる中、審査効率化に係るこのような施策について、各国・地域の導入状況等も踏まえて検討することは喫緊の課題である。

本調査研究は、このような背景を踏まえて、指定商品・役務に関する料金等施策やオンライン出願支援ツールといった、審査効率化に資する制度・運用について、各国・地域の施策の調査・分析を行うことを目的とするものである。

本調査研究によって得られた、各国・地域の指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに関する分析結果や、我が国の料金等施策及びオンライン出願支援ツールに関する国内ユーザーからの評価・課題等が、今後の商標制度に関する施策検討のための資料となれば幸いである。

最後に、本調査研究のヒアリング調査に御協力いただいた国内企業、弁理士の方々に対して、この場を借りて深く感謝申し上げる次第である。

また、海外ヒアリング調査に当たり、Baker Hostetler（米国）、Hogan Lovells（欧州・英国）、北京林達劉知識産権代理事務所（中国）、金・張法律事務所（韓国）、DLA Piper（オーストラリア・ニュージーランド）、Baker McKenzie（シンガポール）、維新国際専利法律事務所（台湾）、Licks Attorneys（ブラジル）の各事務所の方々に御協力いただいた。ここに改めて感謝の意を表する。

令和4年3月

一般財団法人知的財産研究教育財団

知的財産研究所

目　次

要約
実施体制名簿
はじめに
目次

I. 本調査研究の背景・目的 1
II. 調査研究内容及び調査実施方法 4
　１．調査研究内容 4
　　（１）各国・地域の指定商品・役務に関する料金等施策の調査・分析 4
　　（２）各国・地域の審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツールの調査・分析 4
　　（３）我が国における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに対するユーザーの評価及び課題の分析 4
　２．調査実施方法 4
　　（１）公開情報調査 4
　　（２）国内ヒアリング調査 5
　　（３）海外ヒアリング調査 5
　　（４）調査結果の分析・取りまとめ 6
III. 調査結果 7
　１．公開情報調査 7
　　（１）米国 7
　　（２）欧州 23
　　（３）中国 44
　　（４）韓国 54
　　（５）英国 64
　　（６）オーストラリア 75
　　（７）シンガポール 90
　　（８）台湾 99
　　（９）ニュージーランド 112
　　（１０）ブラジル 124
　２．国内ヒアリング調査結果 133
　　（１）弁理士に対するヒアリング調査結果 133
　　（２）国内企業に対するヒアリング調査結果 154

３．海外ヒアリング調査結果.....186
（１）米国.....186
（２）欧州.....189
（３）中国.....196
（４）韓国.....201
（５）英国.....205
（６）オーストラリア.....210
（７）シンガポール.....215
（８）台湾.....220
（９）ニュージーランド.....225
（１０）ブラジル.....229
IV．まとめ.....233
（１）指定商品・役務に関する料金等施策.....233
（２）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール.....236
（３）総括.....239
資料編.....241
資料I 国内ヒアリング調査.....243
資料II 海外ヒアリング調査.....255
（１）米国.....260
（２）欧州.....268
（３）中国.....276
（４）韓国.....280
（５）英国.....284
（６）オーストラリア.....292
（７）シンガポール.....301
（８）台湾.....310
（９）ニュージーランド.....314
（１０）ブラジル.....322

Ⅰ．本調査研究の背景・目的

我が国における商標登録出願件数（以下「出願件数」という。）は増加傾向にあり、2020年の出願件数（181,072 件）は 2013 年比で約 1.5 倍と、高水準となっている [18]。

特許庁では、これまで審査業務の効率化等を通じて審査処理件数を増加させてきたものの、この出願件数の増加をカバーするには至らず、一次審査通知までの期間（First Action Pendency, 以下「FA 期間」という。）は 10.0 か月（2020 年度）、権利化までの期間（Total Pendency, 以下「TP 期間」という。）は 11.2 か月（2020 年度）まで延伸している状況にある [19]。

図表 1　日本における商標登録出願件数の推移 [20]

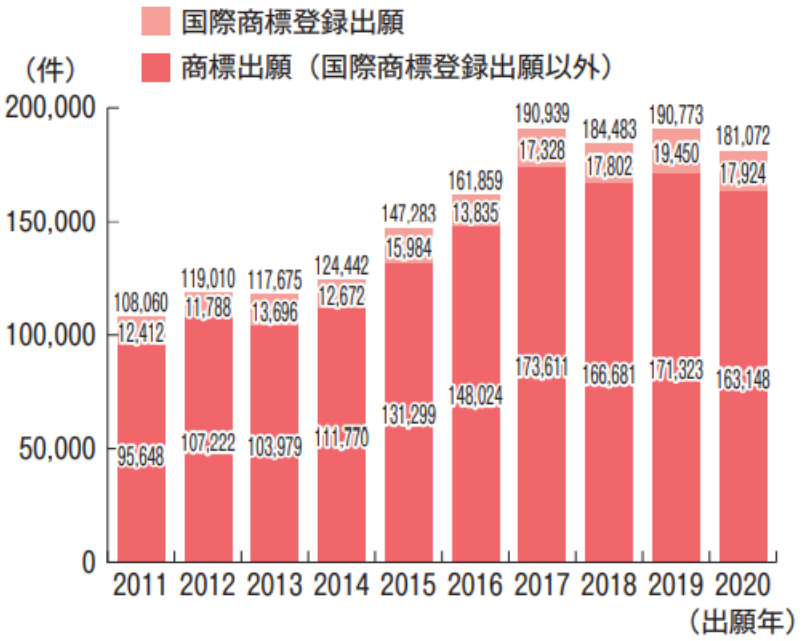

（備考）国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。
（資料）統計・資料編　第1章5.、第3章17.

[18] 「特許行政年次報告書 2021 年版」p.29
https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2021/index.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[19] 同上、p.30
[20] 出典：「特許行政年次報告書 2021 年版」p.29 「1-1-77 図【商標登録出願件数の推移】」より引用した。

図表 2　日本における商標審査期間の推移 [21]

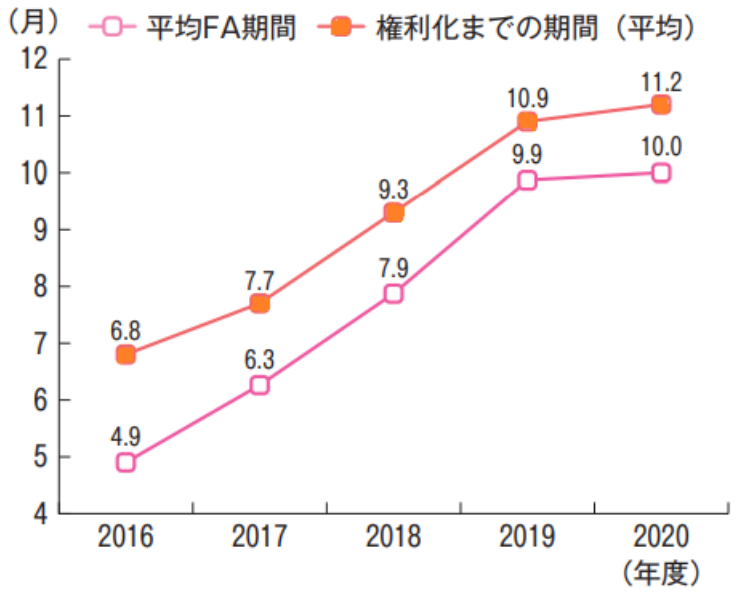

この状況を打破するべく、我が国では、政府目標（「成長戦略」（2019 年 6 月 21 日閣議決定）、「知的財産推進計画 2019」（同日知的財産戦略本部決定））として、2022 年度末に FA 期間を 6.5 か月、TP 期間を 8 か月とすることを掲げた。

また、特許庁では、審査業務の効率化に加えて、審査負担の少ない出願の奨励（ファストトラック審査）や、審査体制の強化（任期付審査官の採用）、外注事業の活用等、審査処理促進に係る種々の施策を講じているところである。

しかしながら、出願件数の増加という課題に今後も継続的に対応するためには、主要国等の国・地域の施策等も参考にしながら、審査効率化に係る更なる施策について検討・実施を推進する必要がある。

産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会の取りまとめ報告書（令和 3 年 2 月）においても、指定商品・役務に係る審査負担の少ない出願や拒絶理由の対象とならない出願の促進、審査効率化の対応等の必要性が示されている [22]。

特に、出願における商品・役務の指定に関する記載不備は、審査における代表的な拒絶理由の一つであるところ、出願時における商品・役務の指定内容に応じて異なる料金を設定する国・地域や、オンライン出願時に拒絶理由が発生しにくくなるような取組（例：指定商品・役務の入力支援機能）を実施する国・地域も見られる中、審査効率化に係るこの

[21] 出典：「特許行政年次報告書 2021 年版」p.30「1-1-80 図」より引用し、マーカー部分の色を着色して示した。
[22] 産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会取りまとめ報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方―とりまとめ―」第 7～8 頁等を参照。
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/document/210203torimatome/01.pdf
〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

ような施策について、各国・地域の導入状況等も踏まえて検討することは、喫緊の課題である。

本調査研究では、指定商品・役務に関する料金等施策やオンライン出願支援ツールといった、審査効率化に資する制度・運用について、各国・地域の施策を調査し、比較研究を行うことで、我が国の更なる審査効率化・ユーザー出願支援に係る施策検討の際の基礎資料とすることを目的とする。

Ⅱ．調査研究内容及び調査実施方法

１．調査研究内容

（１）各国・地域の指定商品・役務に関する料金等施策の調査・分析

米国、欧州（欧州連合を指す。以下同じ。）、中国、韓国、英国、オーストラリア、シンガポール、台湾、ニュージーランド、ブラジルの合計 10 の国又は地域における、指定商品・役務に関する料金等施策の具体的な内容、根拠法令、その施策が導入された目的及び時期、得られた効果等について調査・分析を行った。また、各国・地域の指定商品・役務に関する料金等施策に関する調査結果を整理・類型化し、比較・分析を行った。

（２）各国・地域の審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツールの調査・分析

米国、欧州、中国、韓国、英国、オーストラリア、シンガポール、台湾、ニュージーランド、ブラジルの合計 10 の国又は地域における、商標効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツールの具体的な内容、各ツールが導入された目的及び時期、得られた効果等について調査・分析を行った。また、各国・地域のオンライン出願支援ツールに関する調査結果を、審査効率化・ユーザー出願支援の観点から整理・類型化し、比較・分析を行った。

（３）我が国における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに対するユーザーの評価及び課題の分析

現在の我が国における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールについて、ユーザー側（出願人側及び代理人側）からの評価や課題を整理し、分析を行った。

２．調査実施方法

（１）公開情報調査

各国・地域の知的財産庁及び関係省庁・公的機関のウェブサイトに掲載されている情報、各国・地域の知的財産庁等が公表している年次報告書等の他、書籍、論文、調査研究報告

書、審議会報告書、その他のデータベース情報及びインターネット情報等を利用して、各国・地域の指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに関する情報を抽出し、整理と分析を行った。

（2）国内ヒアリング調査

（ⅰ）弁理士に対するヒアリング調査

公開情報調査の結果を踏まえ、我が国における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに対する代理人から見た評価や課題等について、専門的な視点からの助言を得るため、出願代理実務や商標制度・施策に精通した弁理士及び弁理士事務所計 5 者に対し、ヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査は、ウェブ会議システムを用いたオンライン形式で実施し、事前に共有した質問項目に基づき、1 者につき約 60～90 分程度の時間で実施した。

（ⅱ）企業に対するヒアリング調査

公開情報調査の結果を踏まえ、我が国における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに対する出願人から見た評価や課題等について、専門的な視点からの助言を得るため、出願経験のある国内企業 15 者に対し、ヒアリング調査を行った。

調査対象先の選定に当たっては、代理人に依頼せずに自社で商標出願を行っている企業を中心に選定するとともに、多様な業種の企業が含まれるように配慮した。

ヒアリング調査は、ウェブ会議システムを用いたオンライン形式で実施し、事前に共有した質問項目に基づき、1 者につき約 60～90 分程度の時間で実施した。

（3）海外ヒアリング調査

調査対象とした 10 の国・地域（米国、欧州、中国、韓国、英国、オーストラリア、シンガポール、台湾、ニュージーランド、ブラジル）における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに関し、商標出願代理業務について豊かな知見を有する現地専門家（各国・地域 1 者）を対象にヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査は、ウェブ会議システムを用いたオンライン形式で実施し、事前に共有した質問項目に基づき、1 者につき約 30～60 分程度の時間で実施した。

（4）調査結果の分析・取りまとめ

上記（1）～（3）の調査・検討結果を総合的に分析し、報告書に取りまとめた。

取りまとめに当たっては、国・地域ごとに各施策が導入された背景及び目的、当該施策の効果を分析するとともに、各施策等に対する課題についても整理を行った。

併せて、我が国における指定商品・役務に関する料金等施策及びオンライン出願支援ツールに対するユーザーから見た評価や課題等を抽出して論点ごとに整理した。

Ⅲ．調査結果

１．公開情報調査[23]

調査対象とした 10 の国・地域（米国、欧州、中国、韓国、英国、オーストラリア、シンガポール、台湾、ニュージーランド、ブラジル）における、商標出願及び審査の状況、オンライン出願の普及状況、指定商品・役務に関する料金等施策、審査効率化・ユーザー出願支援のためのその他の施策について公開情報調査を行った結果を示す。

また、必要に応じ、現地専門家からヒアリングした内容を追記した（海外ヒアリングの詳細な結果については、「Ⅲ．3．海外ヒアリング調査結果」を参照されたい。）。

（１）米国

（ｉ）概要

① 商標出願及び審査の状況

米国特許商標庁（United States Patent and Trademark Office、（以下「USPTO」という。）における、2011 年から 2021 年の出願件数、平均 FA 期間（出願からファーストアクションまでの平均期間）、平均 TP 期間（出願から権利化までの平均期間）を次頁に示す。

USPTO における商標の平均 FA 期間は、3 か月程度で一定して推移していたが、2020 年は 6.3 か月まで延伸した。USPTO の 2021 年版年次報告書によれば、FA 期間が急に延伸した理由として、商標出願件数が急激に増加したことに加え、パンデミックの影響を受けて USPTO の審査処理能力が制限されたことが指摘されている[24]。

同報告書によれば、USPTO では、現在、未審査案件（滞貨）の解消に向け、AI 等を活用した審査業務の自動化や業務プロセスの見直しに取り組んでいる[25]。

---

[23] 調査実施時点において把握された情報に基づく内容である。

[24] USPTO “ Performance and Accountability Report 2021” P.82
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY21PAR.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[25] 同上, p32-33 等を参照。

図表 3　米国における商標出願・登録件数と審査期間 [26]

年（FY）	商標出願件数	商標登録件数	平均 FA 期間（単位：月）	平均 TP 期間（単位：月）
2011	398,667	177,661	3.1	10.5
2012	415,026	182,761	3.2	10.2
2013	433,654	193,121	3.1	10.0
2014	455,017	206,555	3.0	9.8
2015	503,889	208,660	2.9	10.1
2016	530,270	227,407	3.1	9.8
2017	591,407	242,709	2.7	9.5
2018	638,847	273,808	3.4	9.6
2019	673,233	297,774	2.6	9.3
2020	738,112	295,728	3.0	9.5
2021	943,928	337,814	6.3	11.2

図表 4　米国における商標出願及び登録件数の推移 [27]

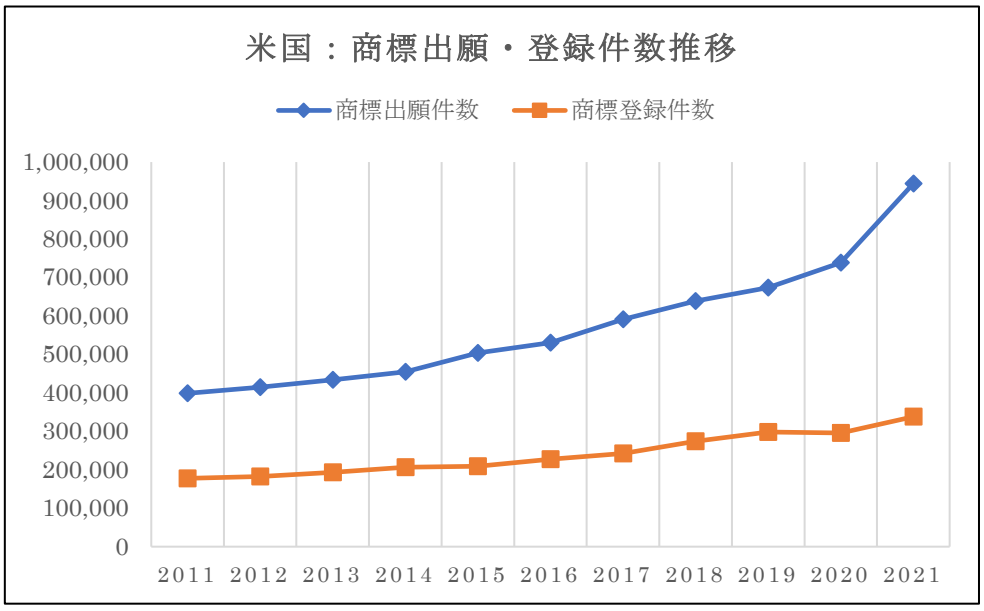

[26] 下記の資料に掲載されているデータを参照した。〔最終アクセス日は全て 2022 年 2 月 25 日〕
USPTO “ Performance and Accountability Report 2021” P.28, “USPTO Performance and Accountability Report 2016” P.37
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY16PAR.pdf
USPTO “Performance and Accountability Report 2015”　P76
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY16PAR.pdf

[27] 同上。資料に掲載されているデータをもとに、独自に作成した。

図表 5　米国における FA 期間、TP 期間の推移 [28]

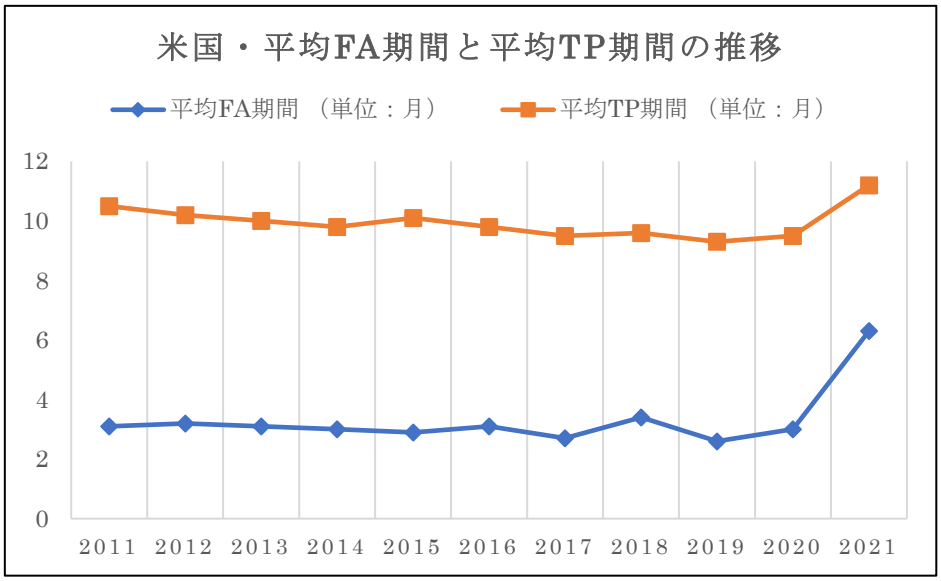

② オンライン出願の普及状況

USPTO では、従来、商標出願の方式として紙出願とオンライン出願の両方を受け付けていたが、2020 年 2 月 15 日から、オンライン出願が連邦規則で原則義務化された [29]。

（ａ）オンライン出願の原則義務化までの経緯

- USPTO は、2019 年 7 月 31 日、Federal Register（合衆国政府官報）上で、連邦規則集第 37 編（37C.F.R.）の一部を改正し、2019 年 10 月から商標出願の際にオンライン出願を義務付ける予定であることを発表した [30]。同官報上では、オンライン出願を義務化する理由について、案件管理の効率化とエラーの低減をはかり、行政を効率化するためと説明していた。
- USPTO は、2019 年 12 月 18 日、Federal Register 上で、商標のオンライン出願を義務付ける連邦規則集第 37 編の改正条項（37C.F.R. 2.21 条(a)）の施行日を 2020 年 2 月 15 日に延期すると発表した [31]。その後、この規則は、実際に 2020 年 2 月 15 日から施行されて現在に至っている [32]。

[28] 脚注 12 の資料に掲載されているデータをもとに、独自に作成した。
[29] https://www.federalregister.gov/documents/2019/12/18/2019-27426/changes-to-the-trademark-rules-of-practice-to-mandate-electronic-filing 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
なお、出願手続だけでなく、商標登録後の手続も全てオンラインによる申請が義務付けられている。
[30] https://www.federalregister.gov/documents/2019/07/31/2019-16259/changes-to-the-trademark-rules-of-practice-to-mandate-electronic-filing 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[31] https://www.federalregister.gov/documents/2019/12/18/2019-27426/changes-to-the-trademark-rules-of-practice-to-mandate-electronic-filing 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[32] https://www.ecfr.gov/current/title-37/chapter-I/subchapter-A/part-2/subject-group-ECFRf715af270420f57/section-2.21

（ｂ）現在の運用状況[33]

- 2020 年 2 月 15 日以降に出願される商標出願は、原則として USPTO が提供するオンライン出願システム「TEAS（Trademark Electronic Application System）」を利用して行うことが義務付けられている。その際、出願人は、USPTO に対し、連絡用の電子メールアドレスを登録する必要がある。
- ただし、下記のいずれかの場合には、例外的に紙による出願が認められている[34]。
  （ア）2020 年 2 月 15 日以前に出願又は登録された案件であって、出願人・登録人又は代理人が TEAS によるオンライン手続を選択しない場合。
  （イ）商標法条約（TLT）の加盟国であり、かつ商標法シンガポール条約（STLT）に加盟していない国の出願人又は登録人[35]。
  （ウ）非伝統的商標であってオンラインによる提出ができない場合（例：匂い商標。この場合は商標のサンプルを USPTO に提出する）。なお、音商標、動き商標、色彩商標はオンラインで提出できるため、この例外は適用されない。
  （エ）USPTO のシステムが停止し TEAS が利用できない場合。又は、ユーザー側のシステム不具合によりオンライン出願ができない旨を USPTO 長官に上申した場合。
  （オ）自然災害に関する緊急事態又は郵便サービスの停止が発生した場合。この場合は、USPTO のウェブサイト上で特別の措置について公示する。

（ｃ）オンライン出願の比率

USPTO の 2020 年版年次報告書によれば、2020 年に受理された商標出願のうち、オンライン出願の割合は 88％であった[36]。USPTO の資料では、出願のオンライン化はファイル管理の効率化、処理エラーの低減、業務の最適化等に寄与したと述べられている[37]。

③ 代理人による出願の比率

米国における代理人による商標出願の比率に関する資料は公開されていない。なお、現

[33] USPTO ウェブサイトにおける、オンライン出願義務化に関する説明を参照。
https://www.uspto.gov/trademarks/laws/mandatory-electronic-filing 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[34] USPTO “Examination Guide 1-20 (Revised)” P.2-5 を参照。
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TM-ExamGuide-MEF-1-20.pdf〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[35] 日本は対象国には含まれていない。なお、本調査時における該当国は、バーレーン、ボスニアヘルツェゴビナ、チリ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ニカラグア、オマーン、パナマ、スロベニア、スリランカ、トルコ及びウズベキスタンである。
[36] “USPTO Performance and Accountability Report 2020” p.77
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY20PAR.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[37] 同上。

地専門家のヒアリングによれば、代理人による出願の割合は約 80～90%とみられるとのことであったが、その根拠となるデータは不明である。

（ⅱ）指定商品・役務に関する料金等施策

① 出願料金に関する施策（「TEAS Standard」と「TEAS Plus」）

（ａ）施策の概要

USPTO に商標をオンラインで出願する方法としては、「TEAS Standard」（通常の方式）と「TEAS Plus」（一定の要件を満たすことで出願料金が減額される方式）の 2 種類がある[38]。また、USPTO では、紙出願、「TEAS Standard」、「TEAS Plus」の 3 つの方式の出願料金に差を設けており、調査時点での出願料金は以下のとおりである。

図表 6　米国における商標出願料金（2021 年 1 月から適用）[39]

出願方式	出願料金（1 区分毎）
紙出願（例外的）	750 米ドル
TEAS Standard	350 米ドル
TEAS Plus	250 米ドル

（参考：2022 年 2 月 25 日現在の為替レートは 1$（米ドル）＝115.30 円）

（ｂ）「TEAS Plus」の利用条件

USPTO の TMEP （Trademark Manual of Examination Procedure）によれば、出願人が「TEAS Plus」を利用して出願料金の減額を受けるための主な要件を以下に示す[40]。

（ア）商品・役務を指定するに当たり、USPTO が提供している「ID Manual」（Trademark Identification Manual）[41]に含まれる商品・役務のみを指定すること。

[38] 2020 年 2 月 15 日より前は、審査官との連絡に電子メールを使用することにより出願料金の減額が受けられる「TEAS Reduced」という方式もあったが、オンライン出願の義務化と同時に廃止された。

[39] https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule#Trademark%20Fees 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[40] “TMEP 819.01 TEAS Plus Application Requirements” に基づいて再構成した。 https://tmep.uspto.gov/RDMS/TMEP/current#/current/TMEP-800d1e2905.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[41] 下記の URL から、「ID Manual」のデータベースにアクセスして商品・役務を検索することができる。 https://idm-tmng.uspto.gov/id-master-list-public.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

なお、「ID Manual」（以下「事前承認リスト」という。）は、ニース分類及びその関連分類に基づいて USPTO が独自に作成している商品・役務のデータベースであり、定期的に改訂が行われている。現行版は 2021 年 1 月 1 日にニース分類 11 版にあわせて改訂されたものである[42]。

（イ）出願と同時に、全ての出願区分に対する出願手数料を納付すること。

（ウ）出願と同時に、以下の情報を入力（又は書面データを送信）すること[43]。

- 同一標章について自己の先の登録を所有している場合、その登録番号。
- 標章が色彩を含む場合、色の名称と色がついている部分。
- 標章が標準文字でない場合は、画像の電子ファイル。
- 標章が標準文字でない場合、その標章の説明。
- 標章が外国語（英語以外）の単語を含む場合、その単語を英語に翻訳したものと、英語に音訳したもの（transliteration）。
- 標章が個人の氏名又は肖像を含んでいる場合は、(i)その標章に含まれる存命中の個人を特定する陳述書と本人からの承諾書、又は(ii)その氏名又は肖像が存命中の個人を特定するものではないことの陳述書。
- 正当な代表権限を持った者（properly authorized person）による日付と署名の入った宣誓書。
- 同時使用（Concurrent use）商標の場合は 37 C.F.R.（連邦規則集 37 編）2.42 条[44]に従うものとし、複数区分に出願している場合は 37 C.F.R. 2.86 条[45]にも従う。

万一、上記の要件を満たしていない場合、その出願は「TEAS Plus」ではなく、「TEAS Standard」（通常の方式）の出願として取り扱われることになるので、出願人は、審査官からの指令に応じ、1 区分につき 100 米ドルの追加料金を支払わなければならない[46]。

次の表に、「TEAS Standard」と「TEAS Plus」の特徴を比較して示す。

---

[42] https://www.uspto.gov/trademarks/apply/2021-january-teas-and-teasi-release-highlights〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[43] “Additional Statement Required for TEAS Plus” 及び TMEP819.01 を参照。
https://www.uspto.gov/trademarks/apply/form-teas-plus-application-trademark-or-service-mark〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[44] 米国では、異なる２者が同一商標を同一商品について使用していても、需要者に混同を生じさせなければ商標登録が認められる場合がある。37CRF2.42 によれば、商標が同時使用されている場合、出願人は、自己の商標の使用態様、使用地域、同時使用者の氏名、使用態様、使用地域等の詳細を特許庁に報告する必要がある。

[45] 37CRF2.86 条によれば、複数区分にまたがる商品・役務を指定している場合、全区分に対する出願料金を支払い、全区分に対する使用証拠（米国では出願時に商標の使用証拠を提出する必要がある）を提出する必要がある。

[46] https://www.uspto.gov/trademarks/apply/form-teas-plus-application-trademark-or-service-mark 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 7　「TEAS Standard」と「TEAS Plus」の比較[47]

	TEAS Standard	TEAS Plus
出願手数料（1区分）	350米ドル	250米ドル
納付時期	出願時に全ての区分について出願手数料を支払う。ただし、不足があった場合は、審査官からの指令に対応する形で不足額を支払うものとする[48]。	出願時に全ての区分について出願手数料を支払わなければならない。
商品・役務の指定方法	正確に（accurately）記載されていれば足りる。出願人が希望する商品・役務を自由に記載することができる。	USPTOが公表している「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務の中から選択しなければならない。
出願人が外国人の場合	出願人本人で出願手続が可能。ただし、追って米国代理人を選任する必要がある。	出願時から米国代理人に手続を委任しなければならない。
追加の必要書類[49]	出願書類を提出した後でも提出が可能。	出願時に全ての必要書類を提出しなければならない。

（ｃ）「TEAS Plus」の導入時期

USPTOは、2005年7月から、指定商品・役務を「事前承認リスト」から選択した場合に出願料金が減額される「TEAS Plus」を開始した[50]。

なお、「TEAS Plus」はこれまでに何度かの料金改定を経ている。2021年1月2日以前の出願料金は、「TEAS Standard」が275米ドル、「TEAS Plus」が225米ドルであり、両者の料金差は50米ドルであったが、2021年1月2日以降は、「TEAS Standard」が350米ドル、「TEAS Plus」が250米ドルに値上げされたことから、料金差は100米ドルまで広がった[51]。

この料金改正の目的について、USPTOは、政府の予算が変動する中で、審査の質を向上

[47] 下記のURLを参考にして独自に作成した。〔最終アクセス日：2022年2月25日〕
https://www.uspto.gov/trademarks/apply/form-teas-plus-application-trademark-or-service-mark

[48] https://www.uspto.gov/trademarks/apply/teas-tutorial#step5　〔最終アクセス日：2022年2月25日〕
なお、現地専門家へのヒアリングによれば、出願人が区分数を誤って認識していた等の理由で、納付額が実際の出願手数料に満たなかった場合、「TEAS Standard」であれば追加納付の機会が与えられる。

[49] 追加の必要書類の例としては、翻訳文、承諾書、宣誓書等。

[50] https://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2005/week31/patrfee.htm　〔最終アクセス日：2022年2月25日〕

[51] https://www.uspto.gov/trademarks/laws/updated-trademark-ttab-fees-processes〔最終アクセス日：2022年2月25日〕

し、審査に要する期間を適切に保つためと説明している[52]。

（ｄ）「TEAS Plus」の導入目的

2005 年に公表された Federal Register[53]によれば、2004 年当時、USPTO におけるオンライン出願件数は 17 万 9,000 件（全体の約 73%）であり、そのうち 6 万 6,000 件（オンライン出願の 39%）は小規模事業者による出願であった（なお、代理人の有無については不明）。

また、同資料には、USPTO が「TEAS Plus」の当初の年間利用件数を 4 万 2,000 件程度と予測していたことも記載されている。

このことからみて、「TEAS Plus」は、主に小規模事業者を中心とするユーザーの利用を想定して導入されたものと考えられる。現地専門家からも、「TEAS Plus」は「商標出願や商品・役務の指定に精通していない”pro se”の出願人（代理人を立てない出願人）にとって役に立つものであった。」と評価されている[54]。

（ｅ）施策の効果

【審査期間の短縮】

USPTO の 2009 年版年次報告書[55]によれば、商標出願の FA 期間は、2005 年には 6.3 か月であったが、2006 年には 4.8 か月、2007 年には 2.9 か月となっており、「TEAS Plus」が導入された 2005 年の前後で大幅な短縮がみられた。同報告書は、FA 期間が短縮した理由として、「出願のオンライン化によるところが大きい。」、「特に、TEAS Plus 方式による出願が審査の効率化に貢献した。」と分析している。

一方、2012 年版年次報告書によれば、FA 期間については「TEAS Plus」とそれ以外の出願とで差が見られないが（いずれも平均 3.5 か月）、TP 期間（権利化までの期間）については、「TEAS Plus」が平均 8.5 か月、それ以外の出願が平均 10.5 か月と、両者の間に約 2 か月の差がみられた[56]。

さらに、現在 USPTO が YouTube 上で公開している「TEAS Plus」の紹介動画[57]においても、「『TEAS Plus』で出願すると、効率的な審査が可能となり、『TEAS Standard』で出願するよりも早期に登録を受けられる可能性が高い。」と説明されている。

---

[52] https://www.uspto.gov/trademarks/laws/updated-trademark-ttab-fees-processes〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[53] https://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/70fr17636.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[54] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[55] “USPTO Performance and Accountability Report 2009” p.19
https://www.uspto.gov/sites/default/files/about/stratplan/ar/USPTOFY2009PAR.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[56] “USPTO Performance and Accountability Report 2012” p.30
https://www.uspto.gov/sites/default/files/about/stratplan/ar/USPTOFY2012PAR.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[57] https://youtu.be/CkLOHBL2NQ8 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

これらのことを総合すると、「TEAS Plus」の導入は審査期間の短縮に一定の効果をもたらした可能性がある。ただし、現地専門家からは「審査に要する期間は、『TEAS Plus』よりも、出願件数と審査官の人数に影響を受ける。」という指摘もある[58]。

【「TEAS Plus」の利用者層】

USPTO が公表している統計情報によれば、「TEAS Plus」による出願の割合は、2006 年から 2012 年まで概ね全体の 30%前後で推移しているが[59]、利用者層に関するデータは公開されていない。

ただし、現地専門家からは、「一般的には、『TEAS Plus』は、商標分類や商品・役務のシステムに関する十分な知識を持たずに自力で出願する出願人によって利用されている。」「『TEAS Plus』で出願する場合、商品・役務の記載を多様な方法で選択することができない。代理人は、商品や役務の記載方法や、どのように記載すれば最も効果的であるかを知っているので、『TEAS Plus』を利用しない。」という意見もあった[60]。

また、現在、「TEAS Plus」を使用すると「TEAS Standard」よりも 100 米ドルの減額が受けられるが、現地専門家からは「減額の幅が小さいため、この点はあまり重要ではない。それよりも、商品や役務をより柔軟に指定するために独自な記載を行えることのほうが、私達にとっては重要だ」という指摘もあった[61]。

【「TEAS Plus」のメリット及びデメリット】

出願人にとっての「TEAS Plus」のメリットとして、商品・役務を正しく指定することができ、「オフィスアクションが少なく、手続に不慣れな人でも出願しやすい」点が挙げられる[62]。また、USPTO にとっては、商品・役務の区分が適切であるかどうかを審査官が確認する手間・労力が省けるという点がメリットになると思われる。

実際に、2012 年版年次報告書によれば、USPTO から何らのオフィスアクションも受けることなく登録された商標出願の 49%は「TEAS Plus」による出願であったという[63]。

一方で、「TEAS Plus」を利用する場合の出願人側のデメリットとしては、「事前承認リスト」から選択するため「商品・役務の十分な説明が制限されてしまう。」という指摘や、出願時に全ての必要書類の提出が求められることから「翻訳文等を確保するため、事前に計

---

58 現地専門家へのヒアリングに基づく。

59 “USPTO Performance and Accountability Report” 2007 年版（p.20）には「新たな出願の 30%」、2008 年版(p.20)には「新たな出願の 26%」、2009 年版(p.19)には「新たな出願の 31%」、2012 年版(p.30)には「新たな出願の 32%」とある。
これらの資料は USPTO ウェブサイト https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports から閲覧が可能。〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

60 現地専門家へのヒアリングに基づく。

61 現地専門家へのヒアリングに基づく。

62 現地専門家へのヒアリングに基づく。

63 “USPTO Performance and accountability Report 2012” p.29
https://www.uspto.gov/sites/default/files/about/stratplan/ar/USPTOFY2012PAR.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

画を立てなければならない。『TEAS Plus』では、より多くの先行作業が発生する可能性がある。」という指摘もあった[64]。

② 審査効率化・ユーザー出願支援に関するその他の施策

本調査の時点において、USPTO には、日本における商標のファストトラック審査や、早期審査に相当する制度はない。

（iii）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願システム「TEAS」

（a）「TEAS」システムの概要

USPTO の「TEAS（Trademark Electronic Application System）」[65]は、WEB ブラウザ上で提供されている商標のオンライン出願システムであり、「TEAS Plus」、「TEAS Standard」の両方の出願手続に対応している。

「TEAS」を利用するには専用のアカウント（USPTO.gov account）を作成する必要がある。

このアカウントは、米国に居住していない者であっても作成することができる。ただし、米国に居住していない者が USPTO との書類等のやり取りを行うためには、米国代理人に手続を委任する必要がある。

次ページ以降に、「TEAS」の主な入力画面を示す。

ユーザーは「TEAS Plus」と「TEAS Standard」のどちらを利用する場合も同じ入力画面を利用して願書を作成することができる。ユーザーは、願書作成の画面上で、どちらの方式で出願を行うかを選択できる。

64 現地専門家へのヒアリングに基づく。

65 https://www.uspto.gov/trademarks/login 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
なお、TEAS は米国の国内商標の出願システムである。別途、国際商標のオンライン出願システムとして「TEASi」というシステムも存在するが、本稿では説明を割愛した。

図表 8「TEAS」の入力画面（一部抜粋）[66]

1. Please select one of the filing options below.

☑ **TEAS Plus:** I am filing a TEAS Plus application, with a reduced fee of **$250 per class** of goods/services. Failure to comply with **TEAS Plus Requirements** will incur an additional processing fee of $100 per class of goods/services.

☐ **TEAS Standard:** I am filing a TEAS Standard application, with a fee of **$350 per class** of goods/services.

2. Is an attorney filing this application?

Foreign-domiciled owners/holders must have a U.S.-licensed attorney represent them before the USPTO in any application- or registration-related filing. Information about hiring a U.S.-licensed attorney can be found on the USPTO website.

☑ Yes ☐ No

3. [*OPTIONAL*] To upload a previously saved form file, first review the USPTO's TEAS Help instructions for accessing previously saved data and then use the "Browse…" button below to access the form file saved on your computer.
WARNING: Failure to follow the TEAS Help instructions will result in the inability to edit your data.

Important: Do NOT use the button below to upload an image file (for example, a specimen). You must use the button that will be presented for that purpose *within the proper section of the actual form*

Applicant Information

Note: If there is **more than one owner of the trademark**, complete the applicant information for the first owner, and then click on the "Add Owner" button at the bottom of this page. Repeat for each owner. You must specify whether the multiple applicants are joint applicants or some other entity type listed below.

* Owner of Mark

[If an individual, use the following format: Last Name, First Name Middle Initial or Name, if applicable]

☐ DBA (doing business as) ☐ AKA (also known as)
☐ TA (trading as) ☐ Formerly

* Entity Type

☐ Individual
☐ Corporation
☐ Limited Liability Company
☐ Partnership
☐ Limited Partnership
☐ Joint Venture

<== Click the appropriate circle on the left to indicate the applicant's entity type. The form will then display the field(s) for entering information corresponding to that specific entity type. If your entity type is not one of the options displayed directly to the left, you must click on "Other" and then select the appropriate entry from the relevant pull-down box.

指定商品・役務の入力方法は、USPTO が提供する「ID Manual」（事前承認リスト）を参照して入力する方法と、自由に入力する方法の二種類がある。

図表 9　「TEAS Standard」の商品・役務の入力画面 [67]

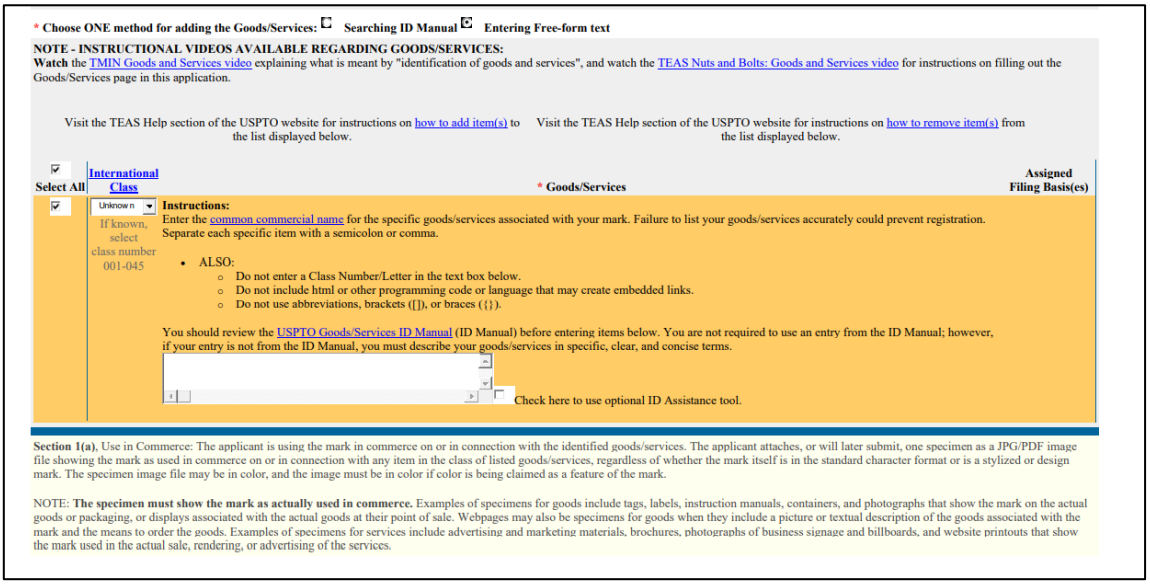

* **Choose ONE method for adding the Goods/Services:** ☐ **Searching ID Manual** ☑ **Entering Free-form text**

NOTE - INSTRUCTIONAL VIDEOS AVAILABLE REGARDING GOODS/SERVICES:
Watch the TMIN Goods and Services video explaining what is meant by "identification of goods and services", and watch the TEAS Nuts and Bolts: Goods and Services video for instructions on filling out the Goods/Services page in this application.

Visit the TEAS Help section of the USPTO website for instructions on how to add item(s) to the list displayed below.

Visit the TEAS Help section of the USPTO website for instructions on how to remove item(s) from the list displayed below.

Select All	International Class	* Goods/Services	Assigned Filing Basis(es)
☑	Unknown If known, select class number 001-045	**Instructions:** Enter the common commercial name for the specific goods/services associated with your mark. Failure to list your goods/services accurately could prevent registration. Separate each specific item with a semicolon or comma. • ALSO: ○ Do not enter a Class Number/Letter in the text box below. ○ Do not include html or other programming code or language that may create embedded links. ○ Do not use abbreviations, brackets ([]), or braces ({}). You should review the USPTO Goods/Services ID Manual (ID Manual) before entering items below. You are not required to use an entry from the ID Manual; however, if your entry is not from the ID Manual, you must describe your goods/services in specific, clear, and concise terms. ☐ Check here to use optional ID Assistance tool.	

Section 1(a), Use in Commerce: The applicant is using the mark in commerce on or in connection with the identified goods/services. The applicant attaches, or will later submit, one specimen as a JPG/PDF image file showing the mark as used in commerce on or in connection with any item in the class of listed goods/services, regardless of whether the mark itself is in the standard character format or is a stylized or design mark. The specimen image file may be in color, and the image must be in color if color is being claimed as a feature of the mark.

NOTE: **The specimen must show the mark as actually used in commerce.** Examples of specimens for goods include tags, labels, instruction manuals, containers, and photographs that show the mark on the actual goods or packaging, or displays associated with the actual goods at their point of sale. Webpages may also be specimens for goods when they include a picture or textual description of the goods associated with the mark and the means to order the goods. Examples of specimens for services include advertising and marketing materials, brochures, photographs of business signage and billboards, and website printouts that show the mark used in the actual sale, rendering, or advertising of the services.

---

[66] 出典：　USPTO, TEAS　出願画面; https://www.uspto.gov/trademarks/login　〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕
[67] 出典：　USPTO, TEAS　出願画面; https://www.uspto.gov/trademarks/login　〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕

「ID Manual」（事前承認リスト）のデータベースから商品・役務を検索して追加したい場合は、検索画面上でキーワードを入力して「Go」をクリックすると、関連する商品・役務の検索結果が表示される。なお、「TEAS Plus」による出願方式を選択した場合は、商品・役務を「ID Manual」から検索して追加する方法しか利用できず、ユーザーが自由に入力することはできない。

図表 10　「TEAS」の商品・役務の検索画面 [68]

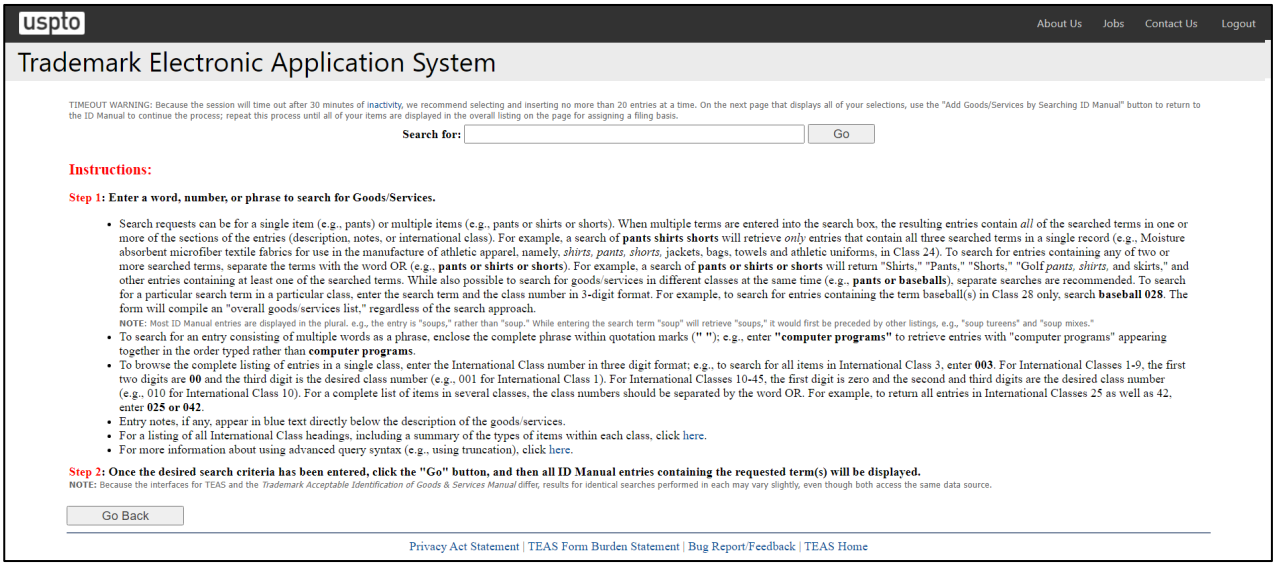

図表 11　「TEAS」の商品・役務の検索結果表示画面 [69]

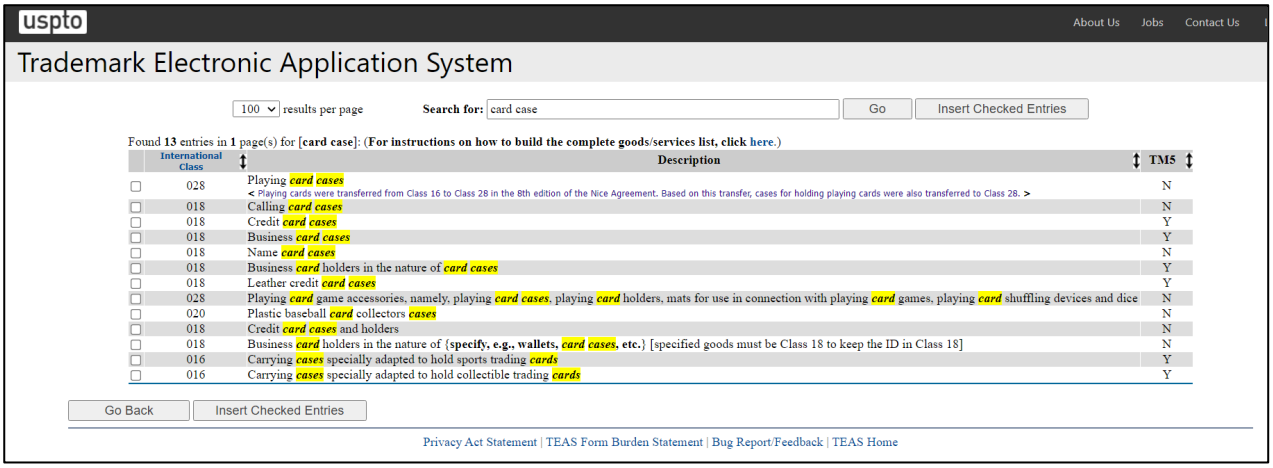

上図に示すように、関連する商品・役務の一覧が表示されるので、その中から指定したい商品・役務にチェックを入れると、自動的に願書に転記される。

[68] 出典：　USPTO, TEAS 出願画面; https://www.uspto.gov/trademarks/login　〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕
[69] 出典：　USPTO, TEAS　出願画面; https://www.uspto.gov/trademarks/login　〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕

商品・役務を指定した後は、出願人情報や代理人情報を入力するページに移行し、最後に出願料金を確認して USPTO に出願書類を提出する。出願が成功すると、電子メールで確認の通知が届く。なお、出願料金の支払いは、「TEAS」とは別のページで行う[70]。

「TEAS」は、出願人側から USPTO に出願や書類の提出を行うためのシステムであり、USPTO からのオフィスアクションは、「TEDR(Trademark Status and Document Retrieval)」[71]という別のシステムを通じて行われる。

USPTO からオフィスアクションがあった場合、USPTO に登録している電子メールアドレスにも通知が届く。また、オフィスアクションに対する応答は、専用のオンラインフォームである「TEAS Response to Office Action form」から提出する。

（ｂ）導入の目的及び時期

USPTO のウェブサイトによれば、1997 年 11 月よりインターネット経由でのオンライン商標出願の受理を試行し、1998 年 10 月からは全てのユーザーがオンライン出願手続を利用できるようになった[72]。

これまでに何度かのバージョンアップを経ており、最近では 2020 年 2 月のオンライン出願の原則義務化に伴い、出願書式等を含めたバージョンアップが行われた[73]。

（ｃ）導入の効果

USPTO では、「TEAS」によるオンライン出願化の推進は、ユーザーの情報へのアクセス性を向上し、出願の質を高める効果があると分析している[74]。

先述したように、「TEAS」には、出願人が商品・役務を入力する際、区分ごとに「ID Manual」（事前承認リスト）から検索して選択する機能が備えられていることから、商品・役務を誤った区分に分類する等の形式的不備を防ぐ効果があると考えられる。

現地専門家も、「TEAS」のシステムは「全体的に利用しやすく信頼性が高い。」と高く評価しているが、その一方で、「出願要件を満たしていることの確認には役立つが、審査官からの実体的な拒絶理由の克服には役に立たない。」という指摘もある[75]。

---

[70] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[71] https://tsdr.uspto.gov/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[72] https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/annual-reports/trademarks〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[73] https://www.uspto.gov/trademarks/apply/2021-january-teas-and-teasi-release-highlights〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[74] “USPTO Performance and Accountability Report 2004” p24
https://www.uspto.gov/sites/default/files/about/stratplan/ar/USPTOFY2004PAR.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[75] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

② 「TEAS Tutorial」（TEAS の利用方法の解説）

USPTO のウェブサイトには、「TEAS」を利用した商標出願の方法を詳しく解説した「TEAS Tutorial」[76]（以下「チュートリアル」という。）が設けられている。

このチュートリアルでは、下記の「ステップ１」から「ステップ８」に分けて、商標出願に必要な手続が段階的に説明されている。

現地専門家も、「商標出願の最低限の要件を満たし、それに基づく拒絶理由を回避するために必要な全ての情報が含まれているようにみえる。」と肯定的に評価している[77]。

ステップ１：指定商品・役務を選択する。
ステップ２：商標電子検索システム（TESS）[78]を利用して、出願したい商標と同一又は類似の先行商標がないかどうかを検索する。
ステップ３：Trademark Status and Document Retrieval（TSDR）[79]を利用して、関連する先行商標の状況（ステータス）を確認する。
ステップ４：出願商標のイメージファイルを作成する（標準文字の場合を除く）[80]。
ステップ５：出願料金を確認する。
ステップ６：オンライン出願システム「TEAS」を用いて出願を行う。「TEAS Plus」と「TEAS Standard」のどちらを選ぶかはこの時点で決定する。
ステップ７：出願書類を完成させる。
ステップ８：「TSDR」を利用して出願経過を確認する。

[76] https://www.uspto.gov/trademarks/apply/teas-tutorial#step1 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[77] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[78] https://tess2.uspto.gov/bin/gate.exe?f=login&p_lang=english&p_d=trmk 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[79] https://tsdr.uspto.gov/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[80] 同チュートリアルによれば、出願する商標の画像ファイルは jpeg 形式とする必要がある。

図表 12　「TEAS Tutorial」の画面（一部を引用）[81]

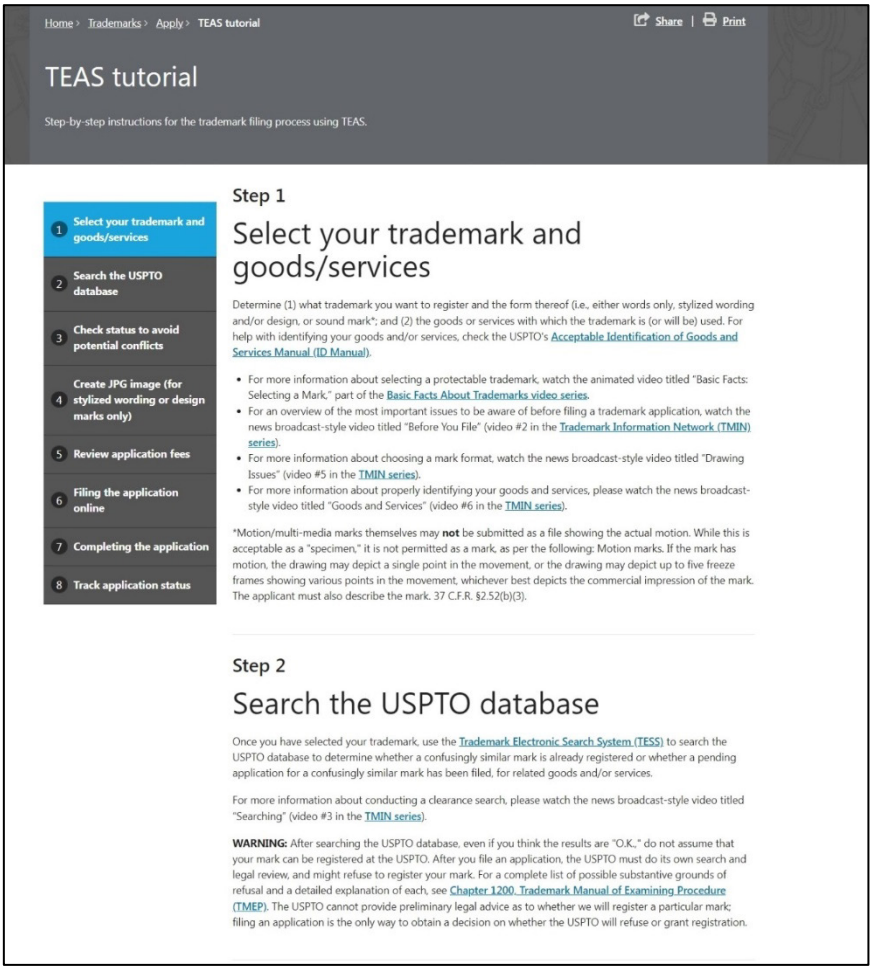

③　「ID Master List」（「事前承認リスト」の検索ツール）

「ID Master List」[82]は、USPTO が提供している商品・役務のリスト「ID Manual」（事前承認リスト）を WEB ブラウザ上で検索するためのツールである。

このツールでは、ユーザーが検索ボックスにキーワードを入力すると、「事前承認リスト」の中から関連する商品・役務を抽出し、リストとして提示する。

提示された結果は、Excel 形式、HTML 形式、EML 形式のいずれかの形式でダウンロードすることができる。

[81] 出典：　USPTO, "TEAS tutorial"；https://www.uspto.gov/trademarks/apply/teas-tutorial#step1　〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕

[82] https://idm-tmng.uspto.gov/id-master-list-public.html　〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕

図表 13　検索結果表示画面 [83]

Sort By Relevance　Then By (none)

Term ID	Class	Description	Status	Effective Date	Type	Notes	TM5	NCL Version
028-3954	028	Playing *card cases*	M	02/01/2002	GOODS	Playing cards were transferred from Class 16 to Class 28 see more >		08-2002
018-40	018	Calling *card cases*	A	04/02/1991	GOODS			07-1997
018-342	018	Credit *card cases*	A	04/02/1991	GOODS		T	07-1997
018-169	018	Business *card cases*	A	04/02/1991	GOODS		T	07-1997
018-154	018	Name *card cases*	A	06/01/2001	GOODS			07-1997
018-758	018	Business *card* holders in the nature of *card cases*	A	09/20/2018	GOODS		T	11-2018
018-509	018	Leather credit *card cases*	A	03/26/2009	GOODS		T	09-2007
028-1450	028	Playing *card* game accessories, namely, playing *card cases*, playing *card* holders, mats for use in connection with playing	A	05/14/2009	GOODS			09-2007

④ YouTube 動画による啓蒙活動

USPTO は 2011 年 3 月から YouTube にチャンネルを開設しており、知的財産権制度の説明や商標出願手続等に関する動画を多数公開している [84]。2022 年 2 月 4 日時点でのチャンネル登録者数は 2.04 万人であり、これまでに約 300 本の動画が公開されている。

現地専門家は、USPTO の YouTube 動画について、「出願の”mechanics”を理解するためには非常に有用なものであり、ユーザーは、出願要件を満たしていることを確認し、それに関する拒絶理由を避けることができるかもしれない。」と評価する一方で、「チュートリアルに従えば実質的な拒絶理由を避けられるというわけではない。」とも述べている [85]。

図表 14　YouTube による TEAS システムの紹介動画 [86]

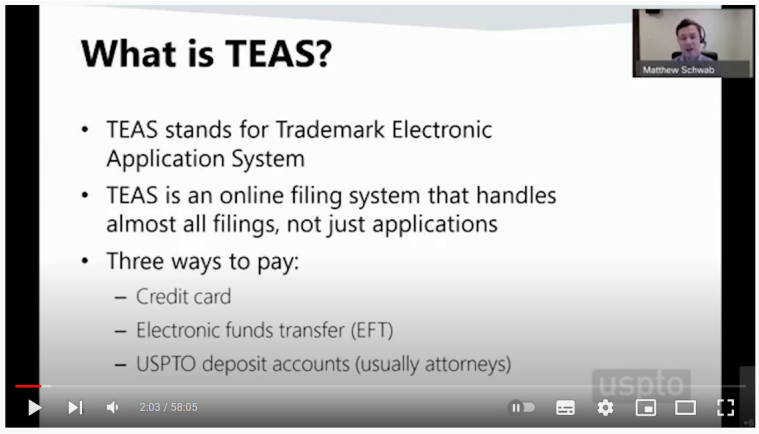

[83] 出典：USPTO, ”ID Master List” ; https://idm-tmng.uspto.gov/id-master-list-public.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕
[84] https://www.youtube.com/user/USPTOvideo 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[85] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[86] 出典：USPTO YouTube https://www.youtube.com/watch?v=ye9i-UesWV0&t=2161s〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（２）欧州

（ｉ）概要

① 商標出願及び審査の状況

欧州連合における商標と意匠の登録機関は欧州連合知的財産庁（the European Union Intellectual Property Office、以下「EUIPO」という。）である。

EUIPO の以前の名称は欧州共同体商標意匠庁（Office for Harmonization in the Internal Market; OHIM）であったが、欧州連合商標規則の施行に伴い、2016 年 3 月 23 日より現在の名称に改称された。また、これに伴い、「CTM（欧州共同体商標）」の名称も「EUTM（欧州連合商標）」に改称された。

なお、本報告書では、OHIM を指す場合にも EUIPO と表記する場合がある。

また、本報告書における EUIPO に関係する記載部分では、CTM 出願及び EUTM 出願を総称して「商標出願」と表記する。

以下、EUIPO における、2011 年から 2021 年の商標出願件数、商標公告件数及び商標登録件数を示す。

図表 15　欧州における商標出願、公告及び登録件数 [87]

年（FY）	商標出願件数	商標公告件数	商標登録件数
2011	105,931	98,753	93,924
2012	108,075	98,635	95,705
2013	114,398	106,569	98,167
2014	117,238	109,595	103,878
2015	130,547	120,918	109,464
2016	135,474	126,545	126,091
2017	146,589	136,621	128,433
2018	152,635	139,207	133,360
2019	160,559	153,656	140,776
2020	177,224	160,844	153,571
2021	197,901	189,000	180,618

[87] ”EUIPO Statistics for European Union Trade Marks”に掲載されているデータを参照した。
https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/the_office/statistics-of-european-union-trade-marks_en.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 16　欧州における商標出願・登録件数の推移 [88]

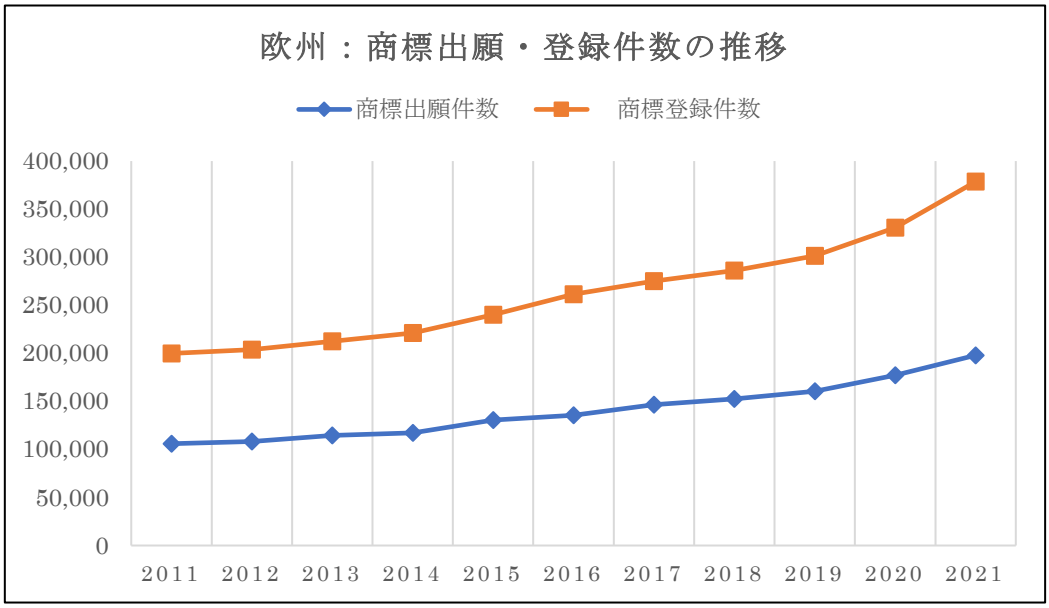

EUIPO では、商標出願について絶対的拒絶理由（識別力等）の審査を行った後、出願公告を行い、相対的拒絶理由（先行商標との類似性等）については第三者からの異議申立てがあれば審査を行う。

EUIPO の公表している資料によれば、2010 年以前は、商標出願から登録まで平均で約 178 日（約 6 か月）かかっていたが、2013 年には 141 日（約 4.7 か月）まで短縮された [89]。

EUIPO では、現在までこの状況を維持しており、2020 年の時点でも、商標出願から登録まで平均 3.8～4.5 か月で処理している [90]。なお、商標出願に不備がない場合における出願から広告までの期間は平均 0.3～0.6 か月（2020 年）、商標出願に不備がある場合における出願から FA（First Action）までの期間は平均 0.4～0.7 か月（2020 年）としている [91]。

② オンライン出願の普及状況

EUIPO が受理した商標出願のうち、オンライン出願の割合は、2004 年には 20%程度であったが、2008 年には 80%に急増した [92]。

---

[88] 同上。資料に掲載されているデータに基づき独自に作成した。

[89] “OHIM 2013 Annual Report” P.32 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/AnnualReport_2013_en.pdf

[90] “EUIPO 2020 Annual Report” P.A-3 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/annual_activity_report_2020_en.pdf

[91] 同上。

[92] “OHIM 2008 Annual Report” p.17〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/2008_annual_report_en.pdf

EUIPO は、短期間にオンライン出願の割合が急増した理由として、2005 年 10 月に行われた料金改定により、オンライン出願を利用した場合に紙出願の場合よりも出願料金が減額されるようになったことや、2005 年から「My Page」というサービスを導入し、オンラインで調査結果等を受け取れるようになったことを挙げている [93]。

図表 17　EUIPO のオンライン出願比率（2004 年～2008 年）[94]

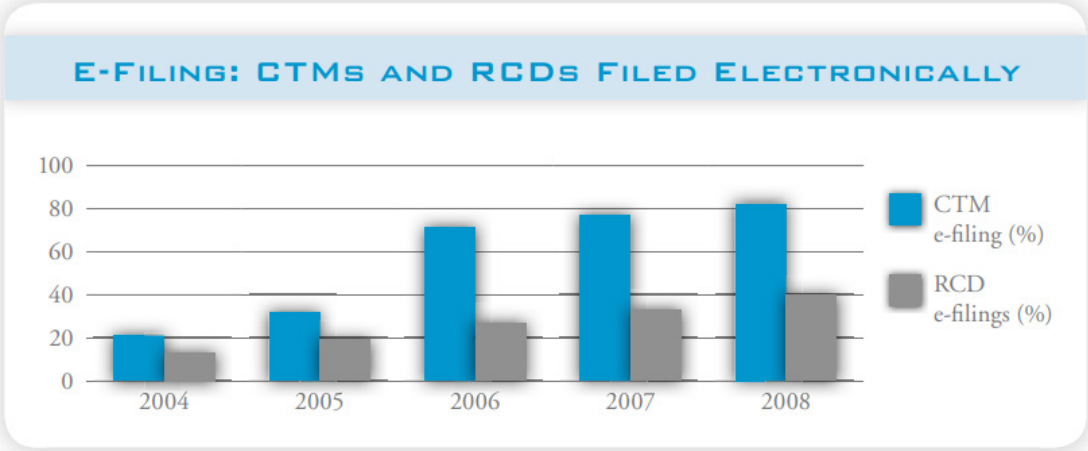

その後、オンライン出願の割合は 2009 年には 90%に達し、2018 年は 99.75%、2019 年は 99.83%、2020 年は 99.90%となった [95]。

また、EUIPO は、オンライン化の流れを受けて、2021 年 2 月末をもって、ファックスによる書面提出の受付を終了した [96]。

③ 代理人による出願の比率

欧州における代理人による商標出願の比率に関する資料は公開されていない。

（ii）指定商品・役務に関する料金等施策

① 出願料金に関する施策

（a）概要

[93] “OHIM 2005 Annual Report” p.8, p10, p15 等を参照。〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/ar2005_en.pdf

[94] 出典：“OHIM 2008 Annual Report” p.17 に掲載されている図表より引用した。

[95] 各年のオンライン出願比率は、2010 年～2020 年の EUIPO の年次報告書を参照した。

[96] https://euipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/8366027 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

EUIPO では、先述したように、2005 年 10 月より紙出願とオンライン出願とで出願料金に差を設けており、オンライン出願の場合には 150 ユーロの減額が受けられる[97]。

なお、EUIPO でも、採択を認めている商品・役務のリストを「Harmonized Database」[98]（以下「事前承認リスト」という。）として公開しているが、米国のように、商品・役務を「事前承認リスト」から選択した場合に出願料金が減額される制度は採用されていない。

図表 18　EUIPO における商標出願料金（2016 年 3 月より適用）[99]

出願方式	出願料金
オンライン出願	1 区分の場合　850 ユーロ 2 区分の場合　900 ユーロ 3 区分以上の場合、1 区分につき 150 ユーロを加算
紙出願	1 区分の場合　1,000 ユーロ 2 区分の場合　1,050 ユーロ 3 区分以上の場合、1 区分につき 150 ユーロを加算

（参考：2022 年 2 月 25 日の為替レートは 1€（ユーロ）＝129.28 円）

（ｂ）導入の目的及び時期

現在の料金体系は、OHIM が EUIPO に改称した 2016 年 3 月 23 日に導入された[100]。

それまで OHIM が採用していた料金制度は、区分数が 1～3 まで定額であり、1 出願の出願料金は、オンライン出願の場合は 900 ユーロ、紙出願の場合は 1050 ユーロであった。また、区分数が 4 以上の場合は、1 区分ごとに 150 ユーロが加算されていた[101]。

しかし、2016 年を境に、EUIPO における商標出願料金は、2016 年を境に、1～3 区分までを定額とする従前の方式から、1 区分ごとに料金が増加する方式に変更された。

EUIPO は、この料金改定の目的について、区分料金制（one-class-per-fee）に移行するためと説明している[102]。

（ｃ）料金改定の効果

[97] “OHIM 2005 Annual Report” p.8, p10, p15 等を参照。〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/ar2005_en.pdf
[98] https://euipo.europa.eu/ohimportal/harmonised-database 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[99] https://euipo.europa.eu/ohimportal/fees-and-payments 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[100] https://euipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/2837940?platform=hootsuite/lt 及び https://euipo.europa.eu/ohimportal/eu-trade-mark-regulation-fees 〔いずれも最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[101] https://euipo.europa.eu/ohimportal/eu-trade-mark-regulation-fees 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[102] 同上。

料金改定が行われた 2016 年当時、EUIPO における商標出願の出願区分数は、1 出願につき平均 2.70 区分であったが [103]、2018 年には 2.59 区分、2020 年には 2.49 区分となっており、やや減少がみられる [104]。これは、前述した料金改定に起因している可能性があるが、この点を検証した文献は発見できなかった。

② ファストトラック制度（Fast Track For Trade marks）

（ａ）概要

EUIPO には、通常の商標出願よりも迅速な審査が受けられる「ファストトラック制度（Fast Track for Trade marks）」がある [105]。

出願人がファストトラック制度を利用するために、特別の手続や追加料金は不要であるが、指定商品・役務を決められたリストの中から指定する等の所定の要件を満たす等の所定の要件を満たす必要がある。

EUIPO においてファストトラック制度を利用するための主な要件を以下に示す [106]。

（ア）商品・役務として、EUIPO 及びその他の欧州連合内の各国知財庁がすでに登録を認めているもののみを指定すること。具体的には、EUIPO が提供する「Harmonized Database」[107]（以下「事前承認リスト」という。）に掲載されている商品・役務の中から指定しなければならない。
（イ）出願と同時に、出願料金の全額を前払いすること。
（ウ）出願人が EEA（欧州経済領域）の加盟国に居住している者であること（非居住者である場合は代理人に委任する必要がある。）。
（エ）出願する商標が団体標章・証明標章でないこと。
（オ）優先権やシニオリティ（Seniority）[108]を主張する場合、出願時に基礎出願の情報が確認できること。
（カ）出願する商標が、文字商標、図形商標、立体商標、音商標のいずれかに該当すること（なお、これらの結合商標も含む [109]。）。

---

[103] “EUIPO 2018 Annual Report” Appendix B を参照。〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/annual_report_2018_en.pdf
[104] “EUIPO Annual Activity Report 2020” Appendices P.1 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/annual_activity_report_2020_en.pdf
[105] https://euipo.europa.eu/ohimportal/fast-track-for-trade-marks 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[106] https://euipo.europa.eu/ohimportal/fast-track-conditions 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[107] https://euipo.europa.eu/ohimportal/harmonised-database 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[108] 既存の国内登録商標を、先行商標の利益を保存しつつ欧州連合商標に統合することを意味する。
[109] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

なお、ファストトラック制度を利用する際に特別の手続は必要とされていない。したがって、上記要件を満たす出願は、自動的にファストトラック制度の対象となり、審査が迅速に行われる。

また、出願時に上記要件を満たしていても、途中で要件を満たさなくなった場合は、ファストトラック制度の対象ではなくなり、以降は通常の出願として取り扱われる。

（ｂ）導入目的及び時期

EUIPO のウェブサイト[110]によれば、商標のファストトラック制度は、2014 年 11 月 24 日に導入された。同ウェブサイトでは、導入の目的について、①出願内容が複雑であるほど審査に時間がかかるが、出願時に一定の条件を満たしていれば審査が迅速に行えるという庁側の事情に加えて、②既に EUIPO が採用している商品・役務を指定すれば、確実に登録されることから出願人にもメリットがあると説明している。

（ｃ）導入の効果

EUIPO が公表している資料によれば、ファストトラック制度の対象となった商標出願の割合は、導入直後の 2015 年には 16.8%であったが [111]、その後増加を続け、2020 年には 47.7%に達した [112]。

2020 年にファストトラック制度の対象となった出願は、出願から平均約 6 日程度で公告され、約 3～4 か月程度で登録されている [113]。

現地専門家によれば、ファストトラック制度のメリットとしては、「分類に関する問題がなく出願後すぐに公告されることが分かっているので、絶対的拒絶理由がなければ審査が非常に迅速に行われる」点であるのに対し、デメリットとしては、「クライアントから希望された用語や、過去の出願や優先権主張の基礎とした出願の用語を利用できない」点であるとの指摘があった [114]。

また、利用状況については、「業界に特有の用語が多くないシンプルな出願であれば使用している。」という意見や、「商品・役務の記載を見直して『事前承認リスト』に適合させ

[110] https://euipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/1658004 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[111] “EUIPO 2016 Annual Report” p.18 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/annual_report_2016_en.pdf
[112] “EUIPO 2020 Annual Report” P.A-1 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/annual_activity_report_2020_en.pdf
[113] 同上。P.A.3
[114] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

る調整を行うためにどの程度の労力が必要かにもよる。」という意見もあった[115]。

③ 中小企業支援サービス「SME Fund」

（ａ）施策の概要[116]

「SME Fund」は、EU 加盟国内に拠点を持つ中小企業の知的財産活動を支援するためのサービスであり、欧州委員会（European Commission）主導のもとで EUIPO が実施している。

このサービスに申し込むことができるのは、EU 加盟国の領域内で事業を行っている中小企業である。なお、EU における中小企業の定義は、従業員数 250 人以下、売上高 5,000 万ユーロ又は総資産額 4,300 万ユーロ以下の企業である[117]。

2022 年の「SME Fund」は 1 月 10 日から 12 月 16 日まで実施される予定であり、提供されるサービスの概要は以下のとおりである[118]。

- 専門家による、知的財産に関する診断サービス（IP Scan）を利用することができ、専門家に支払った費用の 90%の払い戻しを受けることができる。
- 商標出願・特許出願・意匠登録出願を行った場合、個々の条件に応じて、出願料金の 50～75%の払い戻しを受けることができる。
- いずれも 1 つの企業が払い戻しを受けることのできる金額の上限は合計 1,500 ユーロ（特許に関する費用は 750 ユーロまで）である。

（ｂ）導入時期及び目的

EUIPO のウェブサイトによれば、「SME Fund」は 2021 年 1 月から導入されていたことが確認できるが、それ以前に同様の制度があったかどうかは確認できなかった。[119]この制度は、欧州の中小企業が知的財産権の利用をしやすくするために、EU 主導のもと EUIPO と協力して実施しているものである[120]。

（ｃ）効果

115 現地専門家へのヒアリングに基づく。
116 https://euipo.europa.eu/ohimportal/online-services/sme-fund 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
117 https://ec.europa.eu/growth/smes/sme-definition_en 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
118 https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/help-sme-fund-2022 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
119 https://euipo.europa.eu/ohimportal/sme-fund-archive-2021 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 27 日〕
120 https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/help-sme-fund-2022 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

EUIPO は、「SME Fund」の効果や影響に関する資料を公開していないが、現地専門家は、「『SME Fund』は、出願手数料だけでなく、IP Scan サービスにも利用できるので、拒絶理由のない出願を促進する役割を果たすこともできると考えられる」と評価している[121]。

（iii）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願システム

（a）概要

EUIPO は、WEB ブラウザ上で出願を行うことができるオンライン出願システムを提供している[122]。このシステムを利用するためには、専用のアカウント（EUIPO account）を作成する必要がある。なお、EU 域内に居住していない者でもアカウントの取得は可能であるが、出願する場合は EU 域内の代理人を指定する必要がある。

出願ツールとして、「Easy Filing Form」、「Five Step Form」、「Advanced Form」の３種類が提供されており、ユーザーは習熟度に応じて、いずれかのツールを選んで利用する。

これらのツールはいずれも、①指定商品・役務を EUIPO の「事前承認リスト」からキーワード検索により追加する機能、②出願人の商標と類似する先行商標を自動的に検索してその結果を表示する機能を備えている。この検索には「TM View」[123]が利用されている。

（ア）「Easy Filing Form」

「Easy Filing Form」は、EU 域内の中小企業や個人を対象としたツールである。専門的な知識がないユーザーでも、誘導に従って商標、指定商品・役務、出願人情報の順に入力を行うと、短時間で出願手続を行えるように設計されている。

また、EUIPO が提供する三種類のツールの中で、唯一モバイル端末に対応している。

なお、「Easy Filing Form」には、「Camilla」という女性の姿をしたバーチャルアシスタント機能が搭載されており、ユーザーが分からないことがあった場合に、質問を入力すると即時に回答を得ることができる。

---

121 現地専門家へのヒアリングに基づく。

122 https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/apply-now 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

123 https://www.tmdn.org/tmview/#/tmview 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 19　「Easy Filing Form」の商標入力画面 [124]

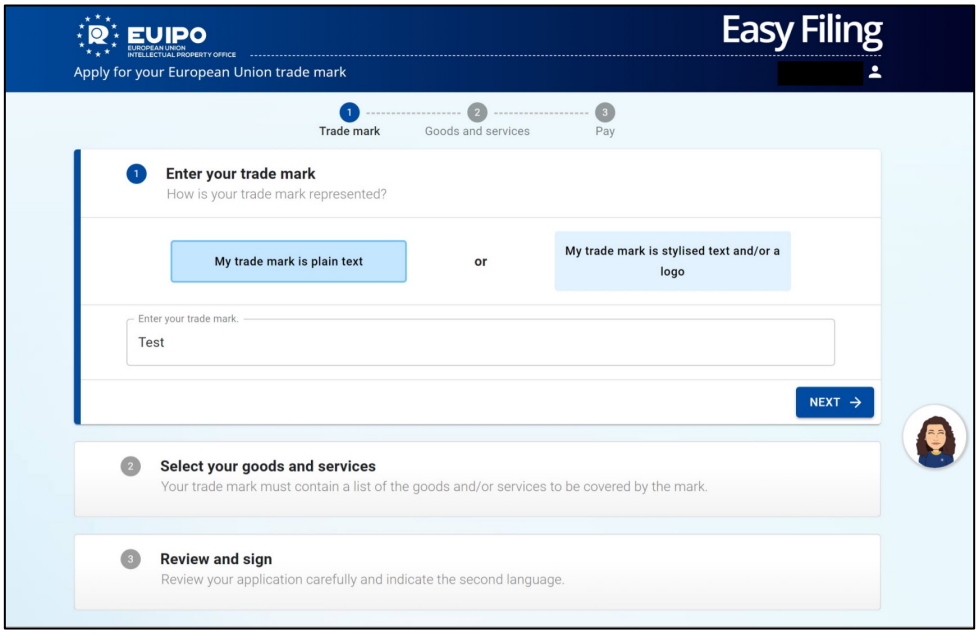

指定商品・役務の入力画面では、キーワードを入力すると、「事前承認リスト」の中から候補となる商品・役務が表示されるので、ユーザーはその中から必要なものを選択できる。

図表 20　「Easy Filing Form」の指定商品・役務の入力画面 [125]

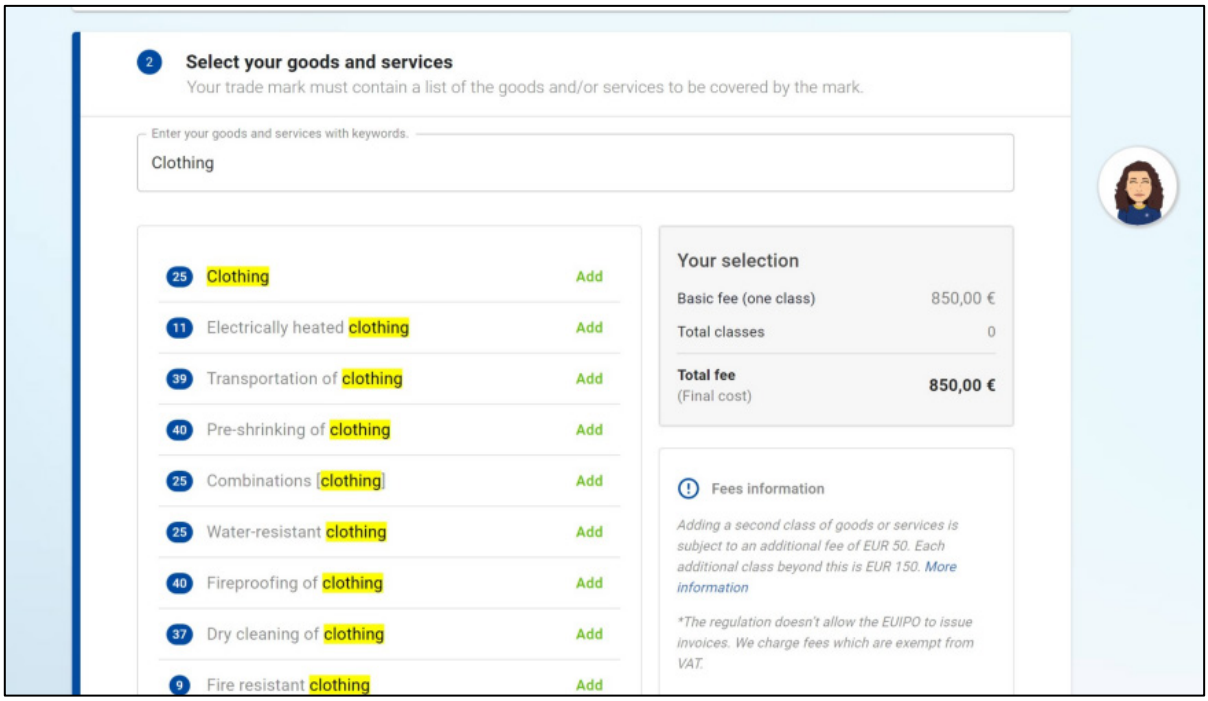

なお、このツールでは、商品・役務をユーザーが自由に入力することはできない。

[124] 出典：EUIPO, Easy Filing Form 出願画面; https://euipo.europa.eu/ohimportal/apply-now 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 8 日〕
[125] 出典：EUIPO, Easy Filing Form 出願画面; https://euipo.europa.eu/ohimportal/apply-now 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 8 日〕

また、右側には出願料金が表示され、ユーザーが支払う料金を確認できるようになっている。

ユーザーが商標と指定商品・役務を入力すると、その情報に基づき、EUIPO に登録されている同一又は類似の先行商標を自動的に検索する。この検索結果は、「Camilla」を通じて表示される。

図表 21　「Camilla」による自動検索結果の表示例 [126]

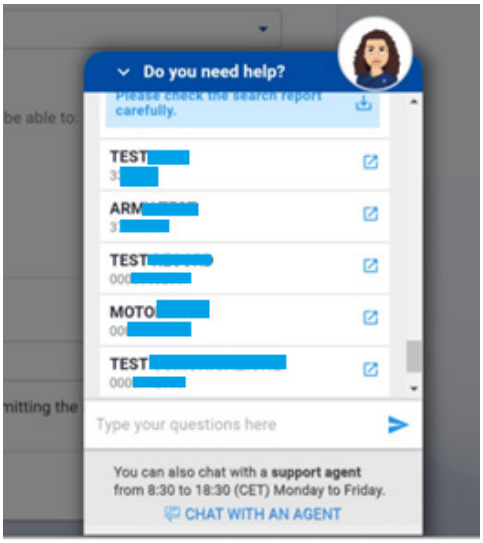

（イ）「Five Step Form」

「Five Step Form」は、弁理士等の専門家が単純な案件を出願するためのツールであり、①商標の入力、②指定商品・役務の選択、③類似する先行商標の確認、④出願人及び代理人情報の入力、⑤出願内容の確認と料金支払い、の 5 つのステップで出願手続が完結する。

指定商品・役務の入力方法は、「Easy Filing Form」と同様、EUIPO の「事前承認リスト」から選択する方法のみが可能であり、ユーザーが自由に入力することはできない。検索ボックスにキーワードを入力すると、「事前承認リスト」から候補となる商品・役務の一覧が表示される。

[126] 出典：EUIPO, Easy Filing Form 出願画面; https://euipo.europa.eu/ohimportal/apply-now 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 8 日〕

図表 22　「Five Step Form」の商標入力画面 [127]

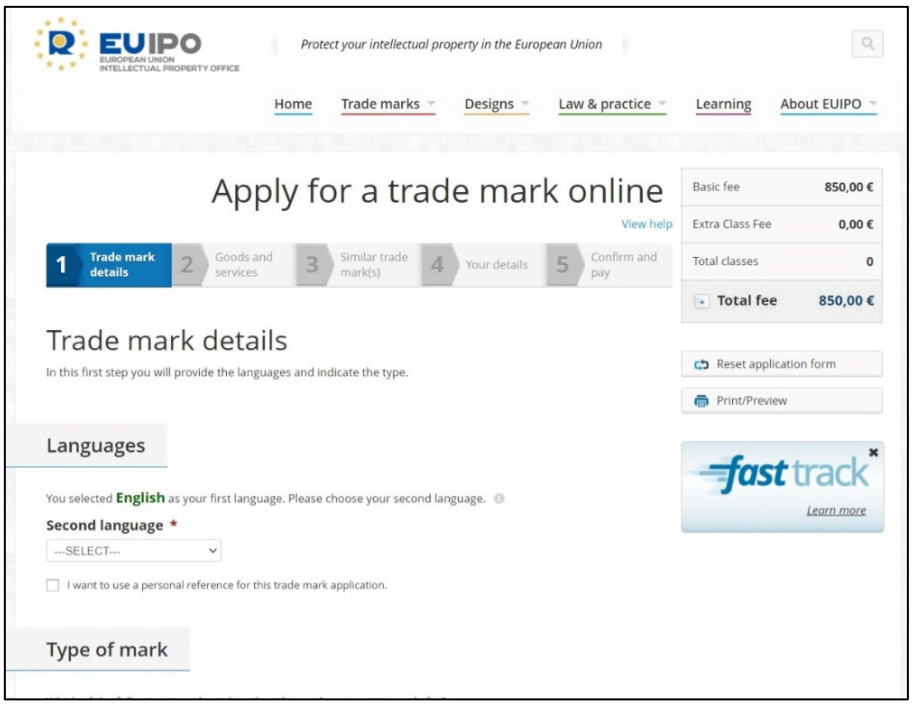

図表 23　「Five Step Form」の商品・役務検索画面 [128]

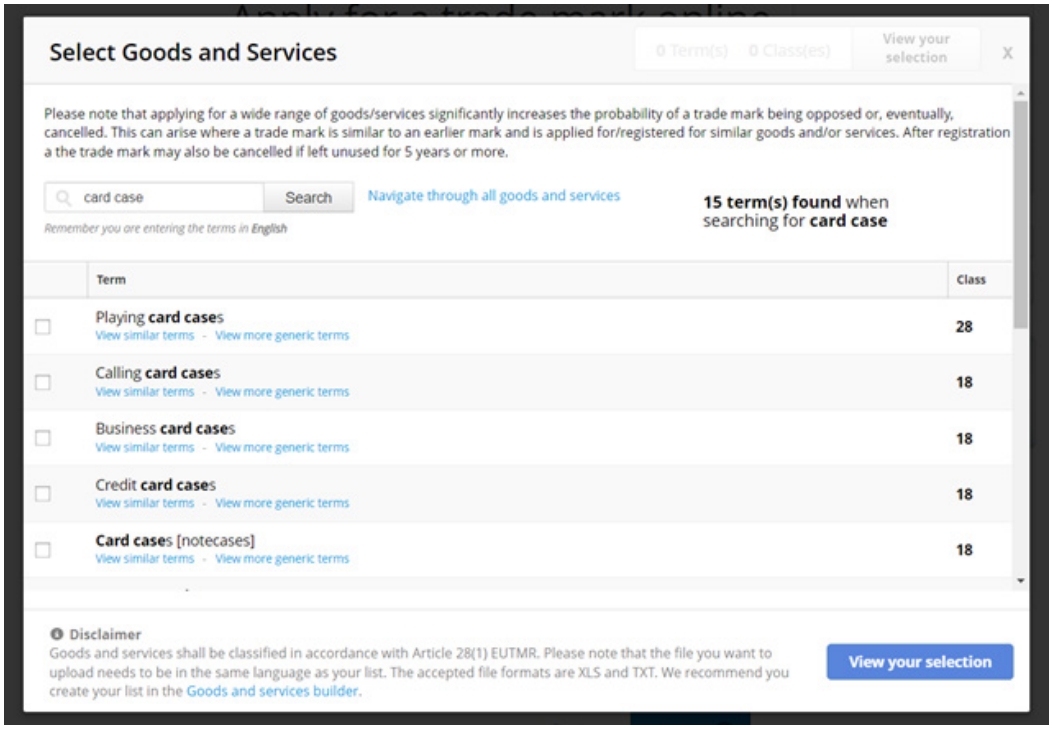

[127] 出典：EUIPO, Five Step Form 出願画面; https://euipo.europa.eu/ohimportal/apply-now 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 8 日〕
[128] 出典：EUIPO, Five Step Form 出願画面; https://euipo.europa.eu/ohimportal/apply-now 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 8 日〕

商品・役務の検索結果画面から、ユーザーが指定したい商品・役務を選択して確定すると、指定商品・役務の確認画面に移行する。この確認画面では、自分が指定した商品・役務を確認することができる。右側には、区分数に応じた出願料金が表示される。

図表 24　「Five Step Form」の指定商品・役務と料金の確認画面 [129]

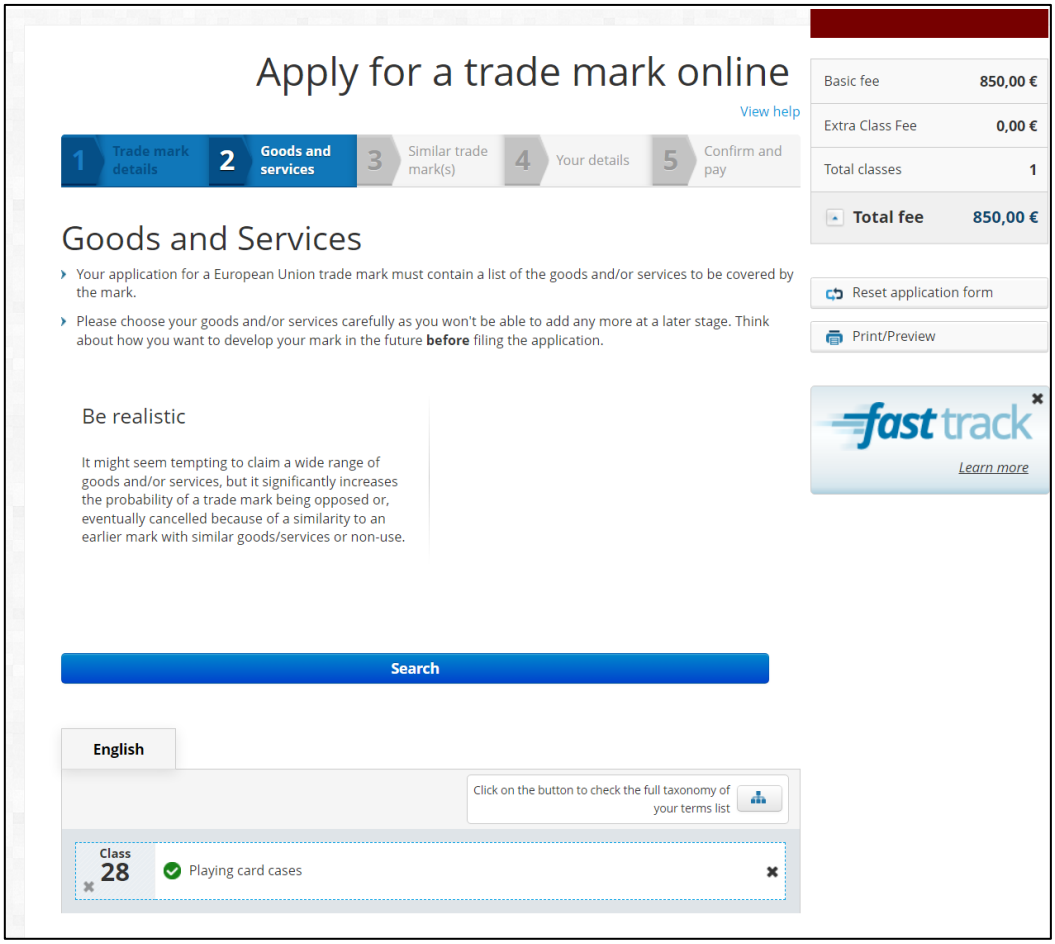

次に、入力した商標と指定商品・役務に基づいて自動的に先行商標の検索が行われ、同一又は類似の商標が表示される。

先行商標の検索結果表示画面では、各商標の右側の「Details（詳細）」をクリックすると、詳細情報を示す「TM View」のページが立ち上がり、詳細を確認することができる。

[129] 出典：EUIPO, Five Step Form 出願画面; https://euipo.europa.eu/ohimportal/apply-now 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 8 日〕

図表 25　Five Step Form における先行商標検索結果 [130]

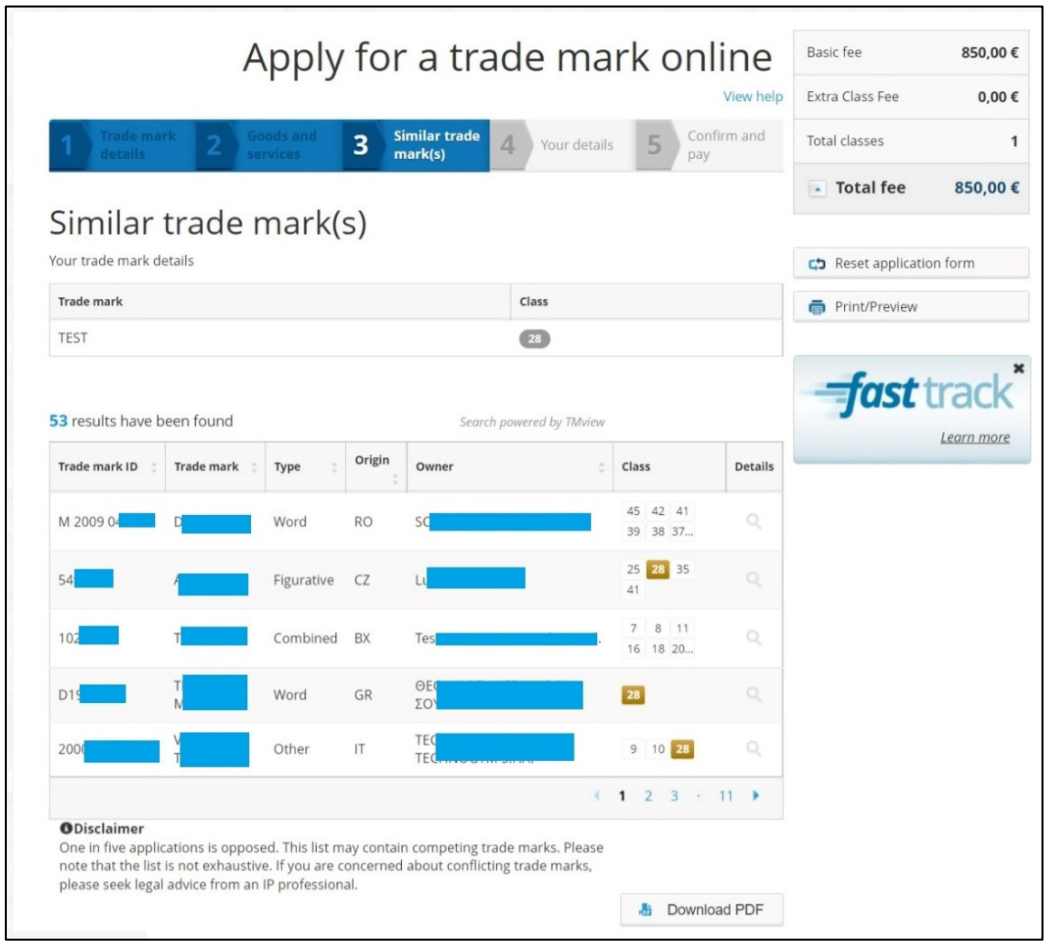

先行商標の確認を終えた後、出願人情報の入力と、料金の支払いのページに移行し、支払いを行うと出願手続が完了する。

（ウ）「Advanced Form」

主に、弁理士等の専門家が複雑な案件を出願するためのツールであり、指定商品・役務を、任意の表現・記述を用いて自由に入力することができる点に特徴がある。

また、団体商標等の特別な商標出願にも対応しているほか、過去に出願した商標の書誌情報等をインポートして利用することも可能である。

「Advanced Form」では、指定商品・役務を入力する際、EUIPO の「事前承認リスト」から選択することに加えて、ユーザーが任意の用語を自由に記載する方法や、事前に作成したファイルの内容をアップロードする方法も利用可能である。

[130] 出典：EUIPO, Five Step Form 出願画面; https://euipo.europa.eu/ohimportal/apply-now 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 8 日〕（なお、一部マスキングの加工を行っている。）

図表 26　「Advanced Form」の商品・役務入力画面（リストから検索）[131]

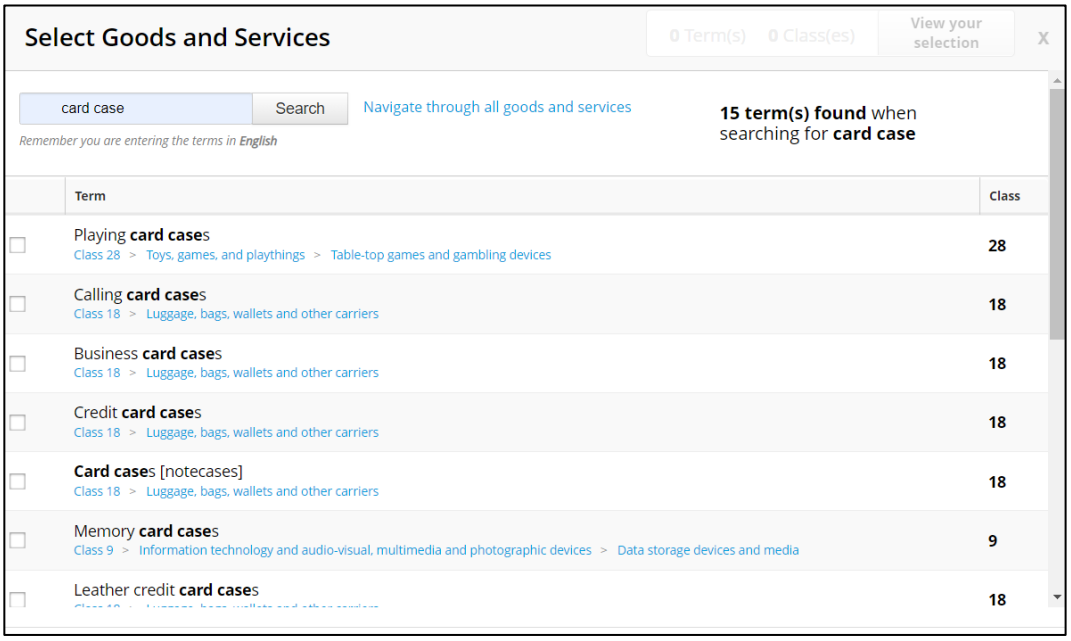

図表 27　「Advanced Form」の商品・役務入力画面（自由に入力）[132]

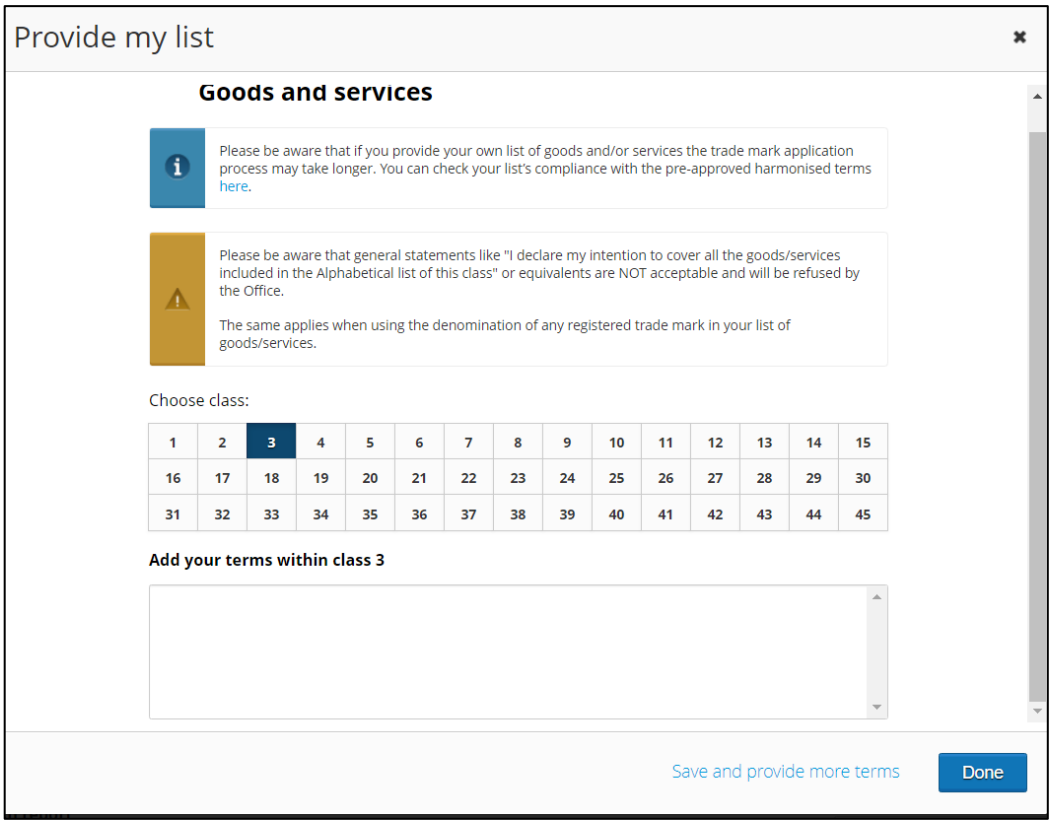

[131] 出典：EUIPO, Advanced Form 出願画面; https://euipo.europa.eu/ohimportal/apply-now 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 8 日〕
[132] 出典：EUIPO, Advanced Form 出願画面; https://euipo.europa.eu/ohimportal/apply-now 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 8 日〕

「Advanced Form」にも、同一又は類似の先行商標の検索結果を自動的に表示する機能が搭載されている。以降の流れは他の２つのツールと同様であるので説明を省略する。

図表 28　「Advanced Form」の先行商標検索結果の表示 [133]

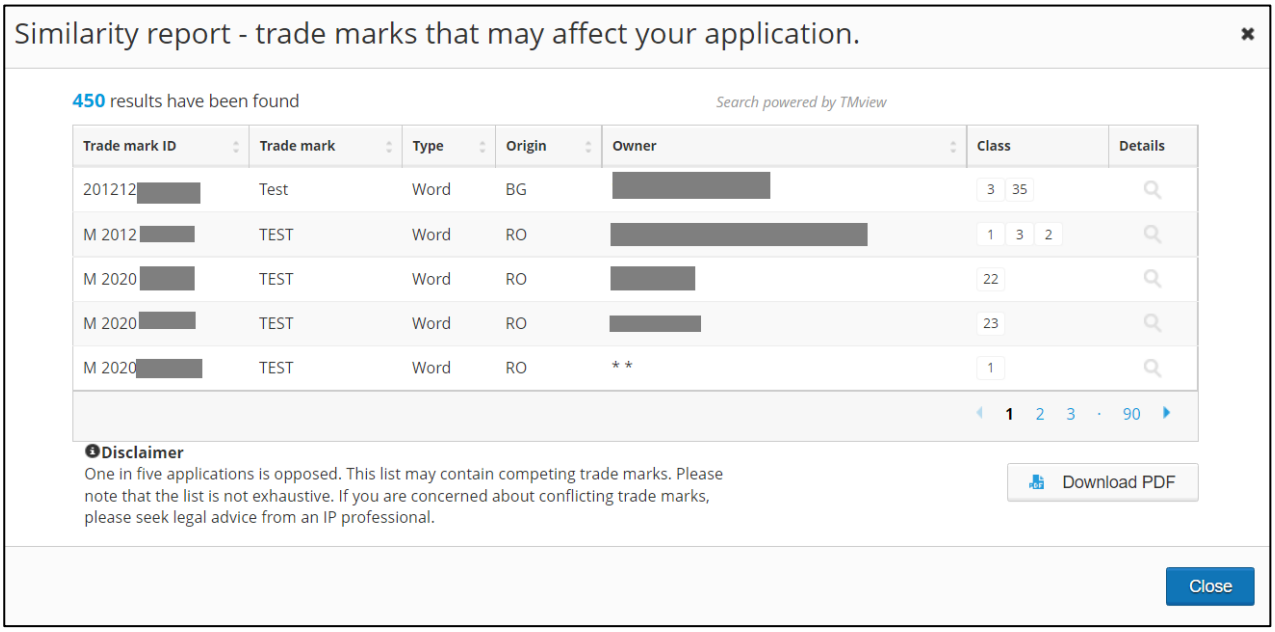

[133] 出典: EUIPO, Advanced Form 出願画面; https://euipo.europa.eu/ohimportal/apply-now〔最終アクセス日：2022 年 2 月 8 日〕なお、一部マスキングの加工を行っている。

最後に、EUIPO で提供されている３つの出願フォームの特徴を比較して示す。

図表 29　EUIPO の３種類の出願フォームの比較 [134]

	Easy Filing Form	Five Step Form	Advanced Form
主な利用者	・中小企業、個人等	・専門家（単純な案件を出願する場合）	・専門家（複雑な案件を出願する場合）
出願できる商標	・文字商標 ・図形商標	・文字商標 ・図形商標（文字商標との結合を含む） ・立体商標（文字商標との結合を含む） ・音商標	・全ての種類の商標に対応している ・団体標章、証明標章の出願も可能
商品・役務の指定方法	・EUIPO が提供する「事前承認リスト」の中から選択する	・EUIPO が提供する「事前承認リスト」の中から選択する	・リストからの選択に加えて、自由な記載が可能 ・ファイルのアップロードによる入力も可能
支払い	・出願時にクレジットカード払い	・出願時にクレジットカード払い又は銀行振込	・出願時又は１か月以内にクレジットカード払い又は銀行振込
ファストトラック審査	・全件が対象となる	・全件が対象となる	・案件によって対象にならないものもある
先行商標の検索結果	・自動的に表示される	・自動的に表示される	・自動的に表示される
その他特徴	・バーチャルアシスタント「Camilla」を搭載 ・モバイル端末にも対応 ・出願人は 1 名まで（複数人での出願には非対応）	・ドラフトの保存が可能 ・出願人の追加が可能 ・代理人の指定が可能 ・優先権・Seniority の主張が可能	・ドラフトの保存が可能 ・出願人の追加が可能 ・代理人の指定が可能 ・優先権・Seniority の主張が可能 ・EU 及び/又は国内のサーチレポートの請求可能 ・国際出願への変更が可能

[134] EUIPO のウェブサイトの下記の情報をもとに独自に作成した。
https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/apply-now 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（ｂ）導入目的及び時期

EUIPO のウェブサイトからは、2018 年 2 月の時点で「Five Step Form」が導入されていたこと、及び、2019 年 6 月の時点で「Advanced Form」が導入されていたことを確認できるが、正確な導入時期は確認できなかった[135]。

一方、「Easy Filing Form」は、商標制度に関する専門知識を持たない者であっても自分で出願できるようにすることを目的として、2021 年 1 月 18 日より新たに導入された[136]。

なお、EUIPO では、第三者から異議申立てがされない限り、審査官が先行商標との類否に関する審査（相対的拒絶理由に関する審査）を行わないにも関わらず、出願ツールの中に、先行商標を自動的に検索して表示する機能が搭載されている。

この検索結果表示機能を導入した目的について、現地専門家は、「単なる情報提供を目的として提供されているものであり、EUIPO が、これらの先行商標に基づいて拒絶理由を通知するという意味ではない。EUIPO の審査官は、絶対的拒絶理由のみを審査するため、先行商標を引用して拒絶することはできないからである。もっとも、同一又は類似の先行商標がある場合、第三者（権利の保有者）が異議を申し立てる可能性がある。そのため、出願人又はその代理人が、表示された検索結果をどのように取り扱うかを決定すべきである。」[137]と分析している。

（ｃ）効果[138]

EUIPO が提供する出願フォームは、現地専門家からも、「非常に使いやすく直感的である。出願人の ID 番号を入力すると、氏名と住所が自動的に入力されるため、手で入力する必要がない。」という高い評価を得ている。また、新たに導入された「Easy Filing Form」について、「EUIPO は、出願ツールの改善を進めるとともに、誰でも出願できる非常にシンプルな出願様式の提供を進めてきた。このことは、出願人が自力で出願することを促進している。」という意見もあった。

② 出願前チェックリスト[139]

（ａ）概要

[135] https://euipo.europa.eu/ohimportal/the-five-step-form 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
https://euipo.europa.eu/ohimportal/advanced-form 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[136] https://euipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/8472821 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[137] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[138] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[139] https://euipo.europa.eu/ohimportal/checklist 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

EUIPO のウェブサイトには、出願前の準備事項についてのチェックリストが提供されており、ユーザーは各質問に「Yes」か「No」にチェックを入れて回答することで、出願の準備が整っているかどうかを確認することができる。

主な確認事項は、自社の戦略に沿っているか（商標の適切性、自社の知財戦略に沿っているか）、登録要件を満たすか（明確性、識別性、先行商標の調査）、指定商品・役務（適切な商品・役務の選択と区分の正確性）等である。続いて、出願人情報と代理人に関する確認に進み、必要な条件を全て満たしている場合は、「商標出願に必要なものは全て揃っているようです。オンライン出願にお進みください。」というメッセージが表示される。

（b）導入時期及び目的

本ツールの正確な導入時期は不明であるが、EUIPO のウェブサイトによれば 2017 年 9 月には既に導入されていたことが確認できた [140]。

チェックリストには「商標出願は拒絶されることもあり、その場合でも出願料金の払い戻しは受けられませんので、事前の計画が大切です。」というメッセージが表示されており、商標出願に不慣れなユーザーに向けて、出願に不備が生じないための事前確認を目的として提供されているものと考えられる。

図表 30　EUIPO の出願前チェックリスト [141]

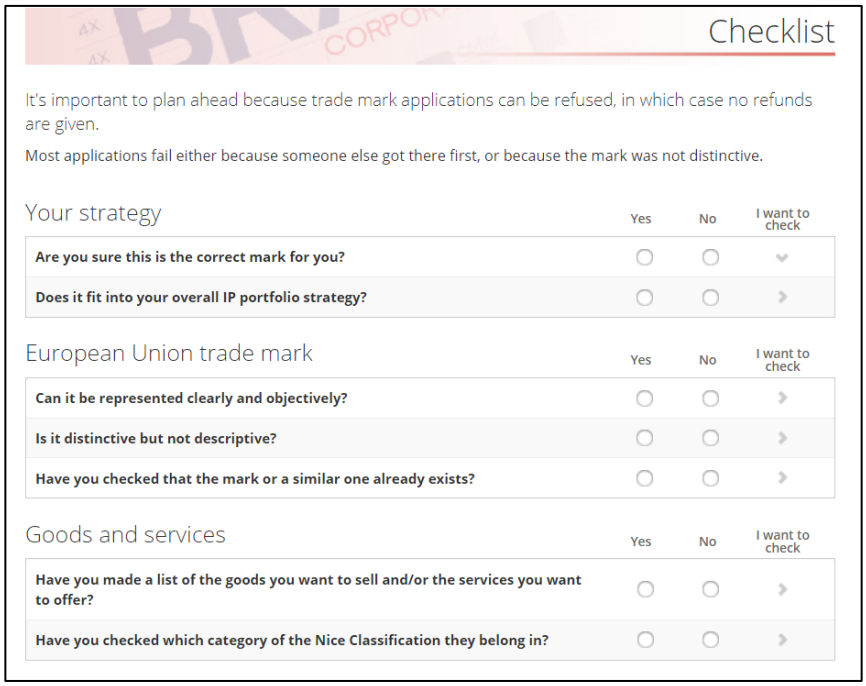

[140] https://euipo.europa.eu/ohimportal/checklist 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[141] 出典：EUIPO, “Checklist” https://euipo.europa.eu/ohimportal/checklist 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

③ 商品・役務の検索及びリスト作成補助ツール（Goods and Services Builder）

（ａ）概要

「Goods and Services Builder」[142]は、EUIPO がウェブサイト上で提供している商品・役務のリスト作成補助ツールである。EUIPO のアカウントを持っていない者でも自由に利用することができ、以下の機能が提供されている[143]。

（ア）EUIPO の基準に適合した商品・役務リストの作成

EUIPO が承認している商品・役務の「事前承認リスト」（Harmonized Database）から、ユーザーが必要な商品・役務を選択してリスト化することができる。作成したリストは、テキストファイル形式でダウンロードして保存しておくことができる。

また、本ツールはオンライン出願ツールと連携しており、作成した商品・役務リストを利用して出願書類を作成することもできる。

（イ）既存の商品・役務リストを EUIPO の基準に合わせて修正

ユーザーが保有している既存の商品・役務リストが、EUIPO の「事前承認リスト」と適合しているかどうかをチェックすることができる。適合していない商品・役務がある場合は、「事前承認リスト」に適合した表現となるように修正方法を提案する。

（ウ）「Class 35&37 Assistant」（第 35 類・第 37 類のアシスタント機能）

第 35 類の「retail services（小売役務）」、「wholesale services（卸売役務）」、第 37 類の「maintenance and installation services（修理・設置サービス）」について、役務の記載を確認するための補助機能が利用できる。

142 https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/gsbuilder 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
143 https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/goods-and-services-builder#new 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 31　Goods and Services Builder の入力画面 [144]

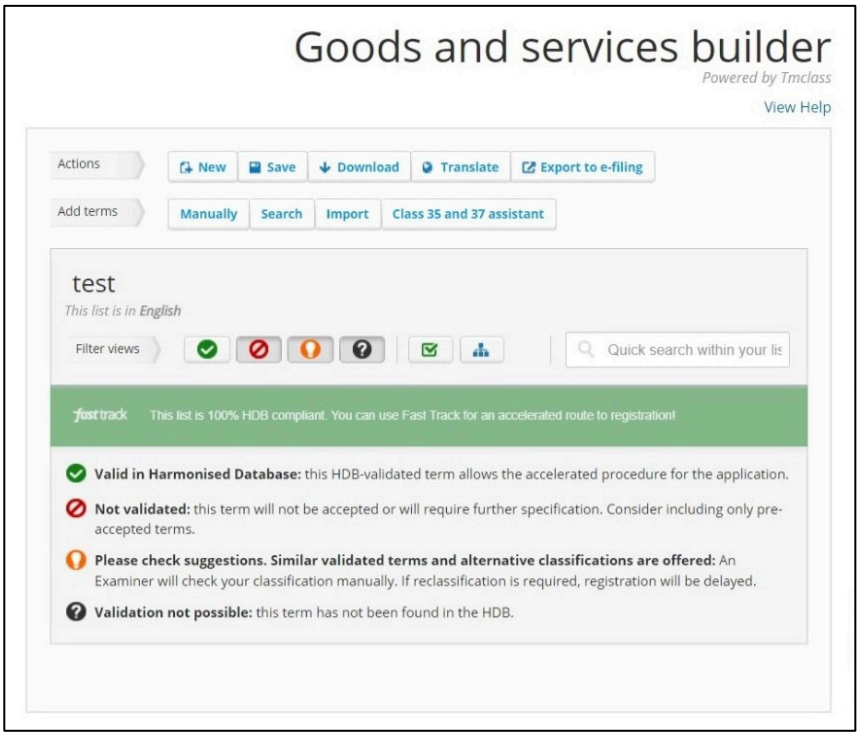

図表 32　Goods and Services Builder（商品・役務のチェック画面） [145]

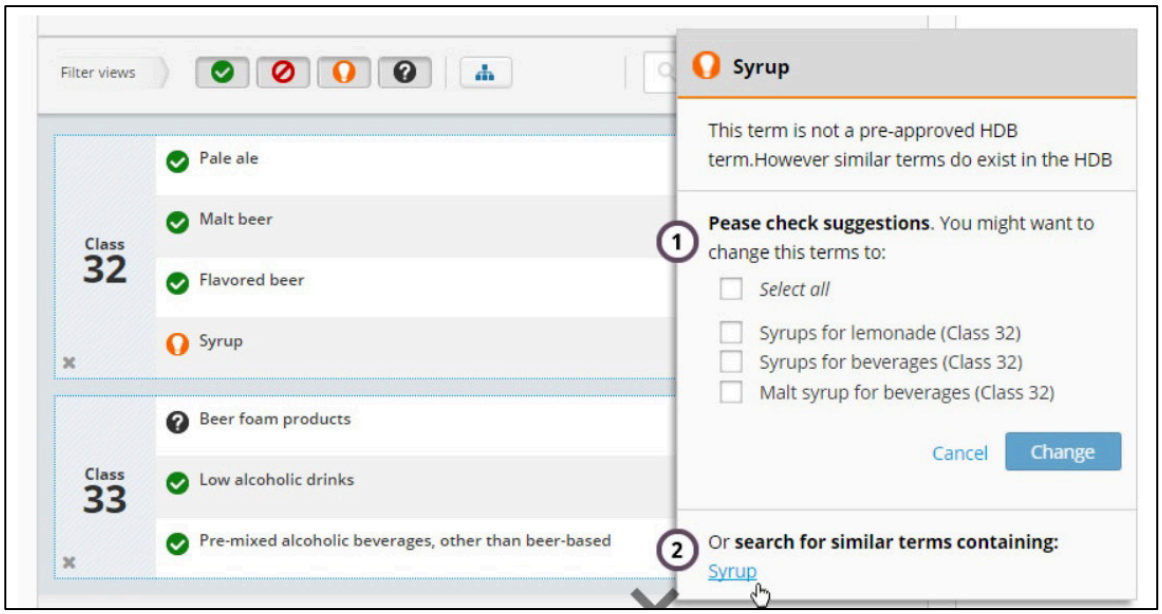

EUIPO の「事前承認リスト」に合致しているものは緑色、合致していないものはオレンジ色で表示される。合致していない場合は、修正候補が提示される。

[144] 出典：EUIPO, “Goods and Service Builder”; https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/gsbuilder 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[145] 出典：EUIPO, “Goods and Service Builder”; https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/gsbuilder 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（ｂ）導入時期及び目的

EUIPO のウェブサイト[146]によれば、現行版の「Goods and Services Builder」は 2017 年 10 月 26 日に導入された。

同ウェブサイトによれば、このツールにより、既存の商品・役務のリストやニース分類に基づく表記を簡単に EUIPO の「事前承認リスト」に適合させることができる。また、これにより、分類の誤りを防ぎ、出願をファストトラックに乗せることができるとともに、法的予見性も高めることができるとしている。

（ｃ）効果

現地専門家からは、「いつも同じ願書の内容で商標を出願しているのであれば役に立つだろう。常に願書の内容を編集して将来の出願に使えるので時間が節約できるし、用語のリストが EUIPO に受け入れられるものであるため、分類に関する問題が発生しないことが分かっているからである。」という意見があった[147]。

[146] https://euipo.europa.eu/ohimportal/mt/key-user-newsflash/-/asset_publisher/dIGJZDH66W8B/content/discover-the-new-goods-and-services-builder 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[147] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

（３）中国

（ｉ）概要

① 商標出願及び審査の状況

中国国家知識産権局（China National Intellectual Property Administration、以下「CNIPA」という。）における 2011 年から 2020 年の商標出願区分数及び商標登録区分数を以下に示す。

なお、表に示す数字は出願区分数及び登録区分数である（出願件数や登録件数ではない）ことに注意されたい。

図表 33　中国における商標出願・登録区分数 [148]

年（FY）	商標出願区分数	商標登録区分数
2011	1,445,916	1,079,009
2012	1,693,976	1,072,780
2013	1,940,739	1,106,437
2014	2,422,084	1,438,867
2015	3,100,200	2,378,247
2016	4,192,897	2,620,469
2017	6,388,803	3,329,697
2018	8,118,820	5,633,103
2019	8,604,721	7,151,992
2020	10,886,104	6,873,865

[148] 下記の資料に掲載されているデータを参照した。〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=CN

図表 34　中国における出願・登録区分数の推移 [149]

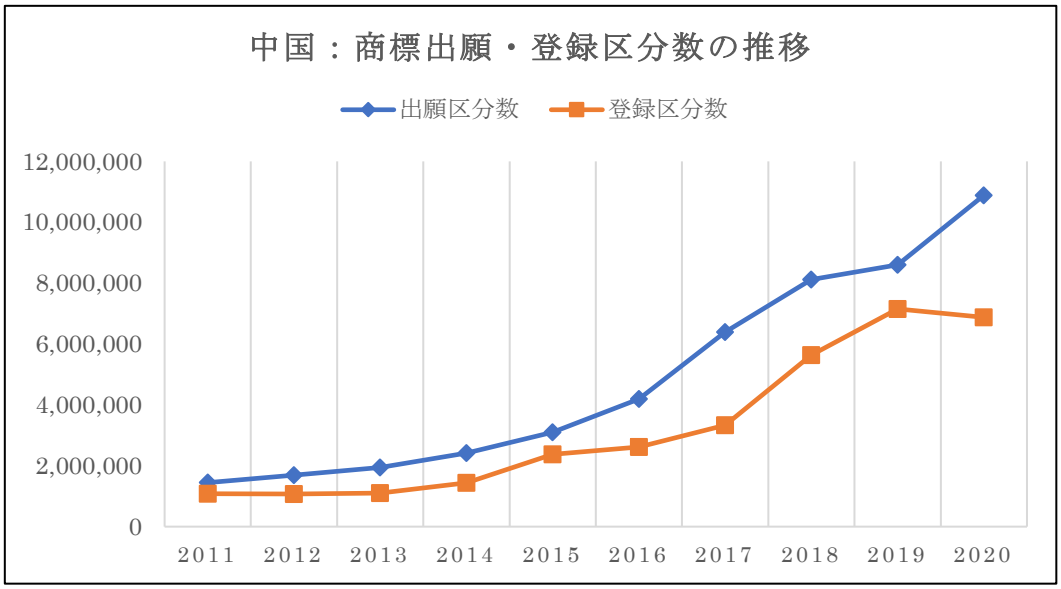

中国では、商標の審査期間について、出願を受理してから 9 か月以内に審査を完了することが商標法で定められている（中国商標法第 28 条）。

また、第 13 次 5 年計画（2016 年から 2020 年）の期間中に、商標出願から登録までの平均期間が、9 か月間から 4 か月間まで短縮されたという報告がある [150]。

さらに、CNIPA は、2020 年 1 月、「今後 3 年以内に商標の審査期間を 4 か月まで短縮する」旨の声明を発表し [151]、2021 年末までに 4 か月を達成したと発表した [152]。

CNIPA は、出願区分数が急速に増加している中で、より一層の審査処理能力を増強するため、2014 年には地方に商標審査協作センター（北京、広州、上海、重慶、済南、鄭州）を設置して審査官の人数を増員する等、様々な対策を行っている [153]。

一方で、現地専門家からは、「最近は AI を利用して審査をしているため、類似性が低いと思われる先願商標が多く引用され、審査が厳しくなった印象がある。」との指摘もある [154]。

② オンライン出願の普及状況

中国における商標のオンライン出願の割合は年々上昇しており、2019 年上半期には、商標出願のオンライン出願比率が 92.4%に達した [155]。

[149] 同上。資料に掲載されているデータをもとに、独自に作成した。
[150] http://www.gov.cn/zhengce/2021-05/08/content_5605368.htm 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[151] http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/14/content_5468803.htm 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[152] https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_53_172646.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[153] 特許庁「特許行政年次報告書 2020 年版」P.264 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/document/index/honpen0300.pdf
[154] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[155] http://sbj.cnipa.gov.cn/sbtj/201910/t20191021_307503.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

また、2018 年 9 月には、商標のオンライン出願システムを全面的にリニューアルし、商標局からの書類の発送方法を電子メールに変更した[156]。

ただし、CNIPA では、現在でも紙での出願を受理している。また、指定商品・役務の個数が非常に多数（数百個以上等）にのぼる場合には、オンライン出願では受理されないため、紙で出願を行っているとの報告もある[157]。

図表 35　　中国における商標のオンライン出願の割合[158]

③ 代理人による出願の比率

現地専門家によれば、2019 年の代理人出願比率は 9 割を超えているという報告があるが[159]、その根拠となるデータは不明である。

（ⅱ）指定商品・役務に関する料金等施策

① 出願料金に関する施策

（ａ）施策の概要

【オンライン出願による減額】

商標出願や登録の手続をオンラインで行った場合、紙で行った場合より出願料金が 10%

156 http://www.gov.cn/xinwen/2018-08/31/content_5318094.htm 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
157 現地専門家へのヒアリングに基づく。
158 出典：下記の CNIPA ウェブサイトに掲載されている図表を引用した。
http://sbj.cnipa.gov.cn/sbtj/201910/t20191021_307503.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
159 現地専門家へのヒアリングに基づく。

減額される[160]。

【指定商品・役務の個数に応じた増額】

1区分内における指定商品・役務の数が10を超えた場合、超過した個数に応じて追加料金が加算される。なお、商品・役務の個数は、出願人が自己申告するのではなく、出願書類に商品・役務を記載する際に上から順に番号が付され、その番号に基づいて定められるという現地専門家からの報告がある[161]。

以下に、中国における商標出願料金を示す。

図表36　CNIPAにおける商標出願料金（2019年7月1日より適用）[162]

出願方式	出願料金（区分毎）
紙出願	300人民元（団体商標、証明商標の場合は1,500人民元） ・ただし、1区分の商品の個数が10を超える場合は、超過分について1個につき30元が加算される。
オンライン出願	270人民元（団体商標、証明商標の場合は1,350人民元） ・ただし、1区分の商品の個数が10を超える場合は、超過分について1個につき27元が加算される。

（参考：2022年2月25日の為替レートは1人民元=18.22円）

（ｂ）導入時期及び目的

中国国家発展改革委員会財政部は、「手数料の引下げを強化し、社会的負担を効率的に軽減し、経済発展を促進する」ことを目的として、2019年7月1日より、一部の行政手数料を減額した（発改価格 [2019] 914号）[163]。

これに伴い、商標関連料金も改定が行われ、2019年7月1日よりオンライン出願の場合には10%の減額が受けられるようになった。

一方、1区分内の指定商品・役務の数が10を超えると追加料金が加算される制度の導入時期は確認できなかったが、少なくとも1995年時点で導入されていたとの報告がある[164]。

料金加算の目的について、現地専門家からは、「指定商品・役務の数が多ければ、審査官

[160] https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/201906/W020190905514438978063.pdf 〔最終アクセス日：2022年2月25日〕
[161] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[162] http://sbj.cnipa.gov.cn/sbsq/sfbz/ 〔最終アクセス日：2022年2月25日〕
[163] https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/201906/t20190620_962464.html?code=&state=123 〔最終アクセス日：2022年2月25日〕
[164] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

の作業量も多くなり、審査スピードも遅くなると思う。この制度では、出願人は指定商品・役務の数を少なくするための工夫を行う可能性があり、審査スピードも速くなると推測する。」という意見があった[165]。

（ｃ）効果[166]

中国における料金制度と審査の効率化の関係を示した文献は発見できなかった。

現地専門家によれば、加算制度があることから、出願人の中には、出願費用を節約するために、「上位概念の商品を指定して商品数を少なくする」工夫を行っている者もいるという。また、「オンライン出願ツールでは、商品・役務を入力した際に自動的に番号が付けられるので、ユーザーが自分で数を数えなくても、システム上で商品・役務の個数が表示される。」ため、商品・役務の個数の誤りは発生しないという報告もあった。

② 商品・役務の「事前承認リスト」の位置づけ

CNIPA は、商標局が承認している商品・役務を掲載した「商品・服務項目[167]」（以下「事前承認リスト」という。）をユーザーに提供している。

現在、中国では、「事前承認リスト」に含まれる商品・役務のみを指定した場合に、出願料金が減額になる制度（例：米国の「TEAS Plus」）や、審査が迅速に行われる制度（例：欧州の「ファストトラック審査」）は導入されていない。

しかし、現地専門家からは、「標準記載（「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務の記載）でなければ補正指令を受けるおそれがある」、「不受理のリスクをなるべく回避するために、やはり商標局が提供している『事前承認リスト』から選択したほうがよい」という指摘があった[168]。

③ 新たな「快速審査」の導入

CNIPA が公表した 2022 年 1 月 14 日付の「商標登録出願快速審査弁法（試行）」という資料[169]によれば、特定の要件を満たす商標出願については「快速審査」を申請することができ、20 営業日以内で審査結果が得られるようになる見込みである。

---

165 現地専門家へのヒアリングに基づく。
166 現地専門家へのヒアリングに基づく。
167 「服務」は中国語で「役務・サービス」の意味である。
168 現地専門家へのヒアリングに基づく。
169 本資料は、2022 年 1 月 18 日よりインターネット上で公開されている。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/18/art_570_172818.html?xxgkhide=1 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

「快速審査」は文字商標のみが対象であり、優先権を伴う出願は対象とならない。
また、以下のいずれかに該当している必要がある。

（ａ） 国家又は省レベルの重大なプロジェクト、重要な科学技術インフラ、主要なイベント・展示会等に関連しており保護が急務である場合。

（ｂ） 重大な自然災害、重大事故、重大な公衆衛生事案、突発的に発生した社会安全上特に重大な事件に直接関連する場合。

（ｃ） 経済社会発展に貢献するため知的財産権立国の推進に必要な場合。

（ｄ） その他国家利益・社会公共利益の保護や重大な地域開発のために必要な場合。

現地専門家は、「オリンピックや新型コロナウィルス感染症はこの要件に当てはまるが、文字商標に限られており、優先権制度が使用できないなどの制限もあることから、一般の企業がこの要件を満たして『快速審査』を申請する例はかなり少ないと思われる。」[170]と分析する。なお、「快速審査」の利用に追加料金が必要となるかは、現時点では不明である。

（ⅲ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願システム「商標網上申請」

（ａ）概要

CNIPA の商標局のウェブサイト「国家知識産権局商標局　中国商標網」[171]から、オンライン出願システム「商標網上申請」[172]にアクセスすることができる。

ユーザーはこのシステムを利用して、WEB ブラウザ上で、商標出願、変更、譲渡、更新、中間処理、納付書等の書類を作成し、提出することができる。

オンライン出願システムの利用には専用のアカウント登録が必要である。ただし、登録することができるのは、中国大陸・香港・マカオ・台湾に居住する者のみである[173]。

[170] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[171] http://sbj.cnipa.gov.cn/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[172] http://sbj.cnipa.gov.cn/wssq/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[173] http://wssq.sbj.cnipa.gov.cn:9080/tmsve/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 37　CNIPA のオンライン出願システムの出願画面 [174]

操作の手順は、まず出願人等に関する情報を入力し、次に商標の種類と商標に関する情報を入力する。次に、指定商品・役務の入力に進む。最後に、商標の見本をアップロードして商標局にデータを送信すると、出願手続が完了する。

指定商品・役務の入力方法は、CNIPA が承認している「事前承認リスト」から選択して入力する方法と、ユーザーが自由に入力する方法のいずれも利用可能である。

次に示す画面で、商品・役務の入力欄から、ユーザーが指定した商品・役務を自由に入力することができる。また、この入力欄を利用して「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務を検索することもできる。

また、下側の区分の番号を入力すると、CNIPA の「事前承認リスト」を参照することができ、その中から必要な商品・役務を選択して追加することもできる。

[174] 出典：中国国家知識産権局,「中国商標網」出願画面;　http://sbj.cnipa.gov.cn/wssq/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 10 日〕

図表 38　商品・役務の入力画面 [175]

（ｂ）導入の目的及び時期 [176]

中国では、2009 年からオンライン出願システムの試行が開始され、その後、順次対象を拡大してきた [177]。ただし、現地専門家からは、2020 年頃までは、指定商品・役務を「事前承認リスト」から選択して入力する方法しか利用できなかったとの報告がある。

また、2020 年以降、オンライン出願システム上でも商品・役務を任意の表現で入力できるようになったが、現在も、指定商品・役務の数が非常に多数に上る場合（数百以上）には、オンラインでは受理されず、紙で出願を行うという現地専門家からの報告がある。

（ｃ）導入の効果 [178]

[175] 出典：中国国家知識産権局,「中国商標網」出願画面; http://sbj.cnipa.gov.cn/wssq/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 10 日〕
[176] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[177] 日本貿易振興機構（JETRO）知的財産ニュース 2013 年 6 月 19 日 https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/2013/law/1256ec5bb6fa3f44.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 27 日〕
[178] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

現地専門家によれば、ユーザーにとって、オンライン出願は、添付資料を提出する際に原本の提出が不要である点や、料金が減額される点にメリットがある。

また、指定商品・役務を入力する際、CNIPA の「事前承認リスト」から選択して入力できるため、「標準的な商品・役務であれば、区分の誤りや誤記は発生しない。」との指摘もあり、ユーザーと CNIPA の双方にとってメリットがあるといえる。

② 商標出願に関するポータルサイト [179]

CNIPA は、商標出願手続や書式、ガイドライン、FAQ 等の情報をウェブサイト上でまとめて提供している。このサービスが導入された時期は不明であるが、頻繁に更新が行われている。現地専門家からは、「当該サイトで、手続に必要な書式のサンプルや注意点などが記載されているので、それを参照して資料を準備すれば不受理のリスクを回避できる。」という肯定的な評価が得られた [180]。

図表 39　商標出願に関するポータルサイト [181]

[179] http://sbj.cnipa.gov.cn/sbsq/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[180] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[181] 出典：中国国家知識産権局,「商標申請」; http://sbj.cnipa.gov.cn/sbsq/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

③ 商品・役務リストの検索ツール

CNIPA は、商標に関する検索ツール「商標網上検索系統」[182]をウェブサイト上で提供しており、その中に、「事前承認リスト」の検索ツールが設けられている。

このツールでは、調べたい商品・役務に関する単語を検索ボックスに入力して検索すると、CNIPA の「事前承認リスト」の中から、その単語を含むものが一覧として表示される。

現地専門家からは、個々の商品・役務が「事前承認リスト」に載っているかどうかを確認できることに加えて、「事前承認リスト」に掲載されていなくても、商標局の審査で認められているものであれば、その点も確認することができるため、よく利用されているという報告があった[183]。

図表 40　商品・役務の検索結果表示画面[184]

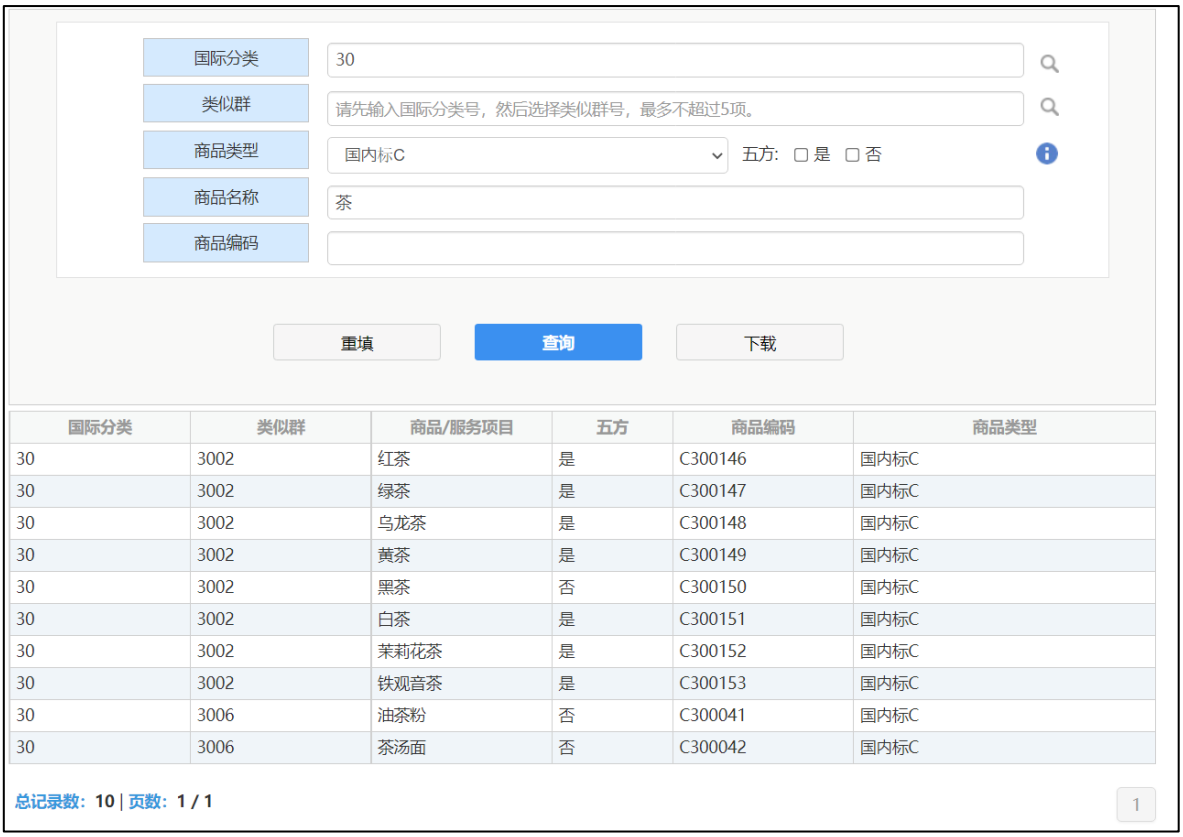

国际分类	类似群	商品/服务项目	五方	商品编码	商品类型
30	3002	红茶	是	C300146	国内标C
30	3002	绿茶	是	C300147	国内标C
30	3002	乌龙茶	是	C300148	国内标C
30	3002	黄茶	是	C300149	国内标C
30	3002	黑茶	否	C300150	国内标C
30	3002	白茶	是	C300151	国内标C
30	3002	茉莉花茶	是	C300152	国内标C
30	3002	铁观音茶	是	C300153	国内标C
30	3006	油茶粉	否	C300041	国内标C
30	3006	茶汤面	否	C300042	国内标C

[182] http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/txnT01.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[183] 現地専門家からのヒアリングに基づく。
[184] 出典：中国国家知識産権局，「商標網上検索系統」による検索画面; http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/txnT01.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（４）韓国

（ｉ）概要

① 商標出願の状況

韓国特許庁（Korean Intellectual Property Office, 以下「KIPO」という。）における、2011 年から 2020 年の商標出願及び登録件数、平均 FA 期間を以下に示す。

FA 期間、TP 期間ともに、2017 年頃から少しずつ伸びてきている状況にある。

図表 41　韓国における商標出願・登録件数 [185]

年（FY）	商標出願件数	商標登録件数	平均 FA 期間（単位：月）	平均 TP 期間（単位：月）
2011	123,814	71,255	10.0	14.6
2012	132,522	77,903	8.9	13.5
2013	146,776	100,093	7.9	12.7
2014	150,226	99,791	6.4	11.5
2015	185,443	114,746	4.7	10.0
2016	170,347	119,255	4.8	9.6
2017	168,556	116,704	5.0	9.8
2018	185,968	115,025	5.5	10.4
2019	204,998	125,594	6.8	11.1
2020	243,935	116,153	8.9	13.2

[185] 下記の資料に掲載されているデータを参照した。〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
KIPO の年次報告書（2016 年版 p81. P24 及び 2020 年版 p.54,p.65）
https://www.kipo.go.kr/upload/en/download/ANNUALREPORT_2020_11.pdf
https://www.kipo.go.kr/upload/en/download/annualreport_2016_10.pdf
https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=91000&catmenu=ek02_01_01

図表 42　韓国における商標出願・登録件数の推移 [186]

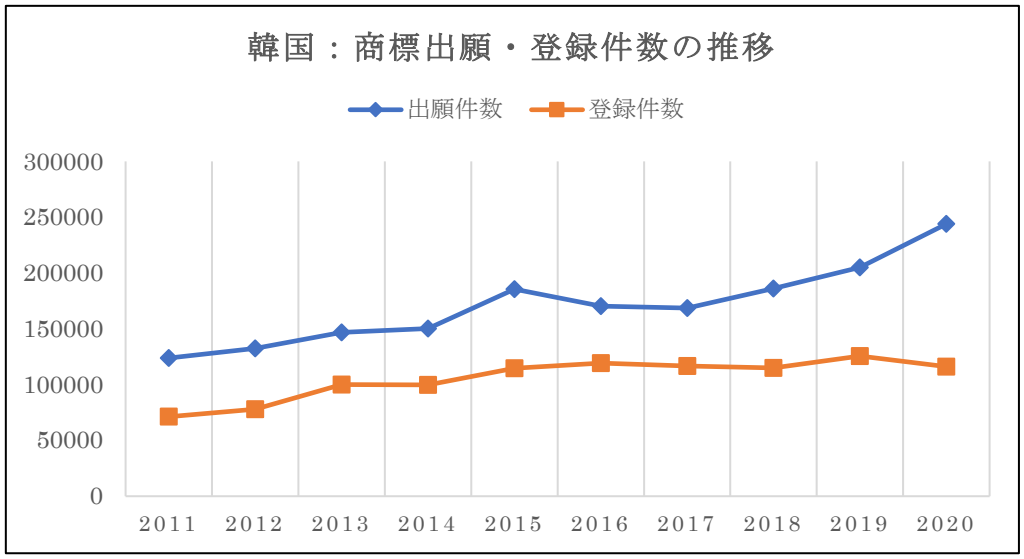

図表 43　韓国における FA 期間及び TP 期間の推移 [187]

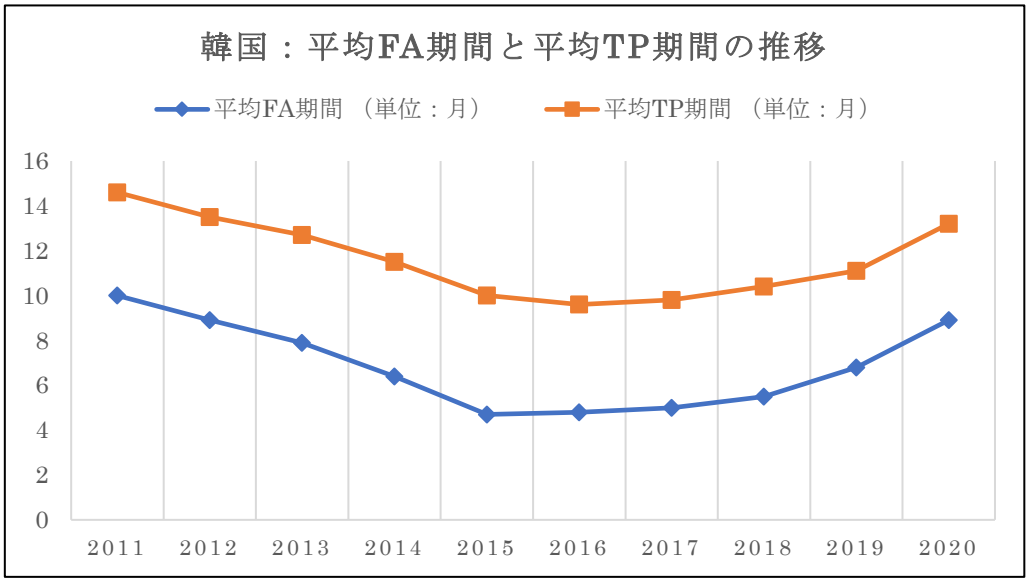

[186] 同上。データに基づき、独自に作成した。
[187] 同上。

② オンライン出願の普及状況

KIPO が公表しているデータ[188]によれば、2021 年の商標のオンライン出願の割合は 98%であった。このうち、代理人による商標出願に限ると、2005 年以降は全件がオンライン出願によって行われている[189]。

また、同データによれば、代理人を介さずに行われるオンライン出願の割合は、2005 年は 55%であったが、2020 年には 91%に達した[190]。

（ⅱ）指定商品・役務に関する料金等施策

① 出願料金に関する施策

（ａ）施策の概要[191]

【オンライン出願の場合の減額】
オンライン出願の場合、紙出願よりも出願料金が 10,000 ウォン減額される。

【指定商品の数に応じた増額】
紙出願・オンライン出願とも、区分内の指定商品の数が 20 を超える場合には、超過した数に応じて出願料金が加算される。

【指定商品・役務の指定方法に応じた減額】
KIPO で承認している商品・役務のリストである「商品及び役務の記述と類区分に関する告示」（「商品告示」、以下「事前承認リスト」という。）を公表している[192]。現地専門家によれば、このリストは、毎年改訂が行われているほか、KIPO が必要と判断した場合には随時更新されているとのことである[193]。

オンライン出願の際に、「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合には、出願費用が通常の 62,000 ウォンから 56,000 ウォンに減額される。

---

188 https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp?c=1003&board_id=kiponews&catmenu=ek06_01_01&seq=1721 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

189 IPSS 知識財産統計サービス〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
http://ipstat.kipi.or.kr/cmm/main/mainPage.do ※「출원」（出願）→「기타 및 특정분야」（その他及び特定分野）→「대리인 유무별 전자출원」（代理人有無別電子出願）で表示されるデータを参照。

190 同上。

191 https://www.patent.go.kr/smart/jsp/ka/menu/fee/main/FeeMain01.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

192 https://www.kipo.go.kr/ko/goodsSortMng.do?menuCd=SCD0201115&sysCd=SCD02&pgmId=PGM0000039 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

193 現地専門家へのヒアリングに基づく。

以下に、KIPO における商標出願料金を示す。

図表 44　KIPO における商標出願料金 [194]

出願方式	出願料金（1 区分当たり）
オンライン出願	62,000 ウォン ・ただし、区分内の指定商品の数が 20 を超える場合は、超過分について 1 個につき 2,000 ウォンが加算される。
オンライン出願 （KIPO の「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合）	56,000 ウォン ・ただし、区分内の指定商品の数が 20 を超える場合は、超過分について 1 個につき 2,000 ウォンが加算される。
紙出願	72,000 ウォン ・ただし、区分内の指定商品の数が 20 を超える場合は、超過分について 1 個につき 2,000 ウォンが加算される。

（参考：2022 年 2 月 25 日の為替レートは 1 ウォン 0.095728 円）

（ｂ）導入目的及び時期

KIPO の資料によれば、「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度は、2015 年 1 月 1 日に導入された [195]。同資料によれば、この制度を導入した目的は、出願時に指定商品が不明確な場合が多いことから、これを改善し、KIPO のコスト削減と出願人のコスト削減の効果を狙ったものである。

また、KIPO の資料によれば、1 区分内の商品・役務の個数が多い場合に出願料金が加算される制度は、2012 年 4 月 1 日から施行された [196]。同資料によれば、この加算制度を導入した目的は、出願時に指定商品・役務が必要以上に多く指定されると、他人の商標選択の機会が制約される等の問題が発生するため、商標を実際に使用しようとする指定商品・役務を選別して出願・維持させることによって、公正な商標権の行使・維持及び迅速かつ正確な審査を実現することであった。

[194] https://www.patent.go.kr/smart/jsp/ka/menu/fee/main/FeeMain01.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[195] https://www.kipo.go.kr/kpo/BoardApp/UnewPress1App?seq=14422&c=1003&board_id=press&catmenu=m03_05_01 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[196] https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp?a=&c=1003&seq=1496&supp_cd=001&board_id=kiponews&cp=8&pg=2&npp=10&catmenu=ek06_01_01&sdate=&edate=&type=&bunryu=&tag_yn=&searchKey=1&searchVal= 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（ｃ）効果

現地専門家は、減額制度のメリットは、出願料金が減額されることに加えて、「商品・役務の不明確による拒絶を回避できること」であり、デメリットは、「実際に使用している商品・役務の名称そのままでは登録を確保できない可能性があること」であるとしている[197]。

また、加算制度のメリットは「他者が実際に使用しない商品・役務まで含め広範囲に出願・登録することを牽制する効果がある」こと、デメリットは、「広範囲に多数の商品・役務を登録したい場合、費用負担が増加する可能性があること」という意見があった[198]。

② 優先審査制度

（ａ）概要

韓国には、商標の優先審査制度があり、所定の条件を満たす場合は、出願人の申請により、1 区分につき 16 万ウォンの手数料を支払うことにより、他の出願より優先して審査を受けることができる（韓国商標法第 53 条）。

なお、通常の出願であれば登録までに少なくとも約 7 か月を要するのに対し、優先審査の対象となった場合は、出願から 2～3 か月で審査の結果を知ることができる[199]。

優先審査制度を利用するためには、次に示すいずれかの条件を満たす必要がある。

（ア）商標登録出願後に、出願人でない者が、商標登録出願された商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の指定商品に正当な事由がなく業として使用していると認められる場合

（イ）出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に使用している等大統領令で定める商標登録出願であって、緊急の処理が必要であると認められる場合

なお、「緊急の処理が必要であると認められる場合」とは以下の場合を指す。

- 商標登録出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に対し使用しているか、使用する準備をしていることが明白な場合
- 商標登録出願人が、その商標登録出願と関連して他の商標登録出願人から書面警告を受けた場合
- 商標登録出願人が、その商標登録出願に関連して、他の商標権者から異議の申立てを受けた場合

197 現地専門家へのヒアリングに基づく。
198 現地専門家へのヒアリングに基づく。
199 現地専門家へのヒアリングに基づく。

・　商標登録出願人がその商標登録出願と関連して書面警告をした場合

（ウ）2019 年 7 月 9 日以降は、新たに「特許庁長が告示した専門機関に先行商標の調査を依頼し、その調査結果を特許庁長に通知するよう当該専門機関に要請する方法」の要件も追加された。この場合、出願人は、早期審査の手数料に加えて調査機関の調査費用も支払う必要があるが、これまでの要件よりも手続が簡便であるというメリットがある[200]。

（b）導入の時期及び目的

KIPO が公表した資料によれば、商標の優先審査制度は、出願人が早急な権利化が必要な出願について迅速に審査を受けられることを目的として、2009 年 4 月に導入された[201]。

（c）効果

優先審査制度を利用すると、審査期間が約 4 か月短縮されるため、権利化を急ぎたいユーザーにとっては有意義な制度であると思われるが、KIPO が公表した資料によれば、2009 年から 2013 年の期間に行われた優先審査の請求件数は、商標出願件数全体のわずか 1.6～2.2%であった[202]。

現地専門家からは、優先審査を利用する場合には追加の費用負担が生じることに加えて、証明書類の手配に手間を要する点がデメリットであるとの指摘もあった[203]。

（iii）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

（a）オンライン出願システムの概要

KIPO では、知的財産権に関するポータルサイト「特許路」[204]において、商標の出願書類の作成及び出願を行うための専用のソフトウェアを提供している。

ユーザーがこのソフトウェアをダウンロードし、自分の PC にインストールすることにより、オンライン出願の手続が可能となる。

専用ソフトウェアを利用したオンライン出願ツールでは、画面の指示に従い、出願人情

200 現地専門家へのヒアリングに基づく。参考として、以下の情報も参照。〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://www.epo.org/searching-for-patents/helpful-resources/asian/asia-updates/2020/20200226.html

201 https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=100001&catmenu=ek02_01_02_02 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

202 同上。

203 現地専門家へのヒアリングに基づく。

204 https://www.patent.go.kr/smart/jsp/ka/menu/fee/main/FeeMain01.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

報、商標に関する情報、指定商品・役務の入力の順に必要な情報を入力すると願書が完成する。KIPO への提出も同じソフトウェアを利用して行うことができる。

図表 45　オンライン出願画面（出願人情報と商標の入力）[205]

指定商品・役務の入力方法は、「事前承認リスト」から選択する方法と、自由に入力する方法の両方が利用できる。「事前承認リスト」から選択する場合は、プルダウンメニューから区分を選択すると、リストに掲載されている商品・役務が現れる。その中から必要なものを選択すると願書に転記される。

[205] 出典：韓国特許庁　商標出願システム　出願画面

図表 46　指定商品・役務の入力（リストから選択）[206]

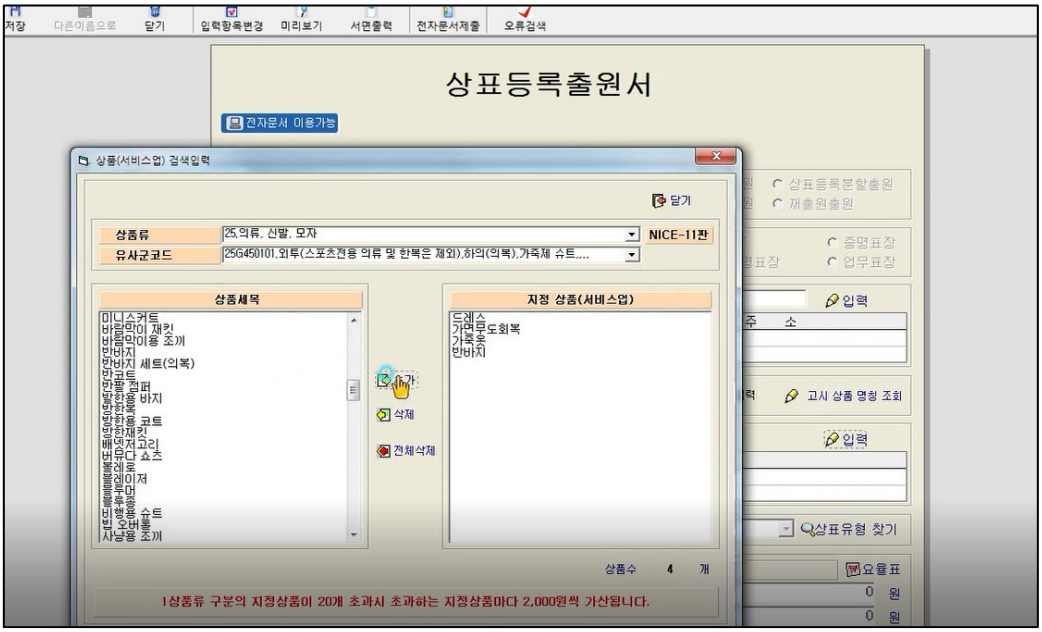

また、検索ボックスにキーワードを入力して「事前承認リスト」から候補となる商品・役務を検索することもできる[207]。

図表 47　指定商品・役務の入力（キーワード検索）[208]

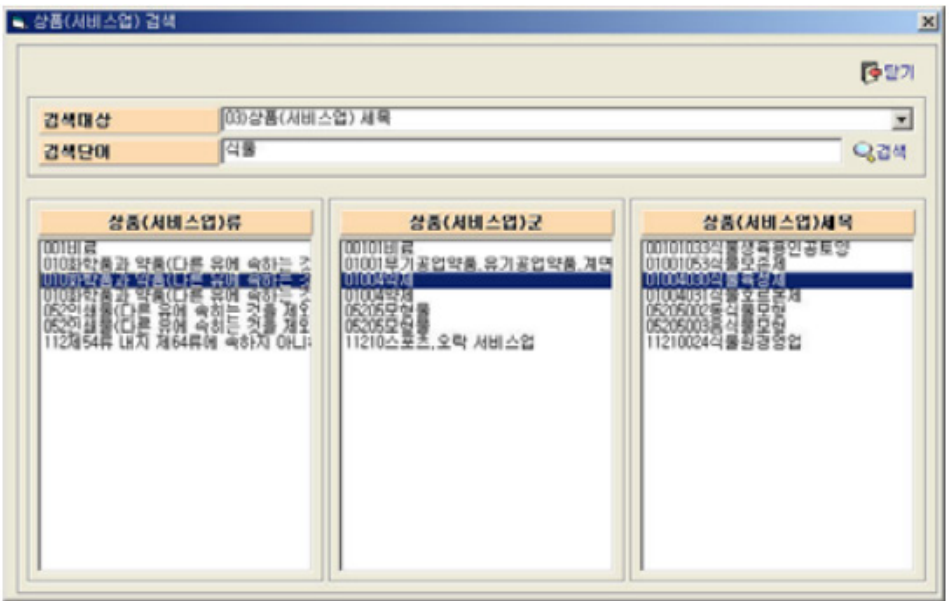

入力した内容に基づき、出願料金が自動で計算されて表示される。最後に、入力した

206 出典：韓国特許庁　商標出願システム　出願画面
207 出典：韓国特許庁「서식작성기（電子出願システム利用者マニュアル）」P.32-33
https://www.patent.go.kr/smart/jsp/ka/menu/guide/main/GuideMain0106.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 8 日〕
208 出典：韓国特許庁「서식작성기（電子出願システム利用者マニュアル）」 URL は同上。

願書の全体を確認し、KIPO に送信を行う。

図表 48　出願料金の確認画面 [209]

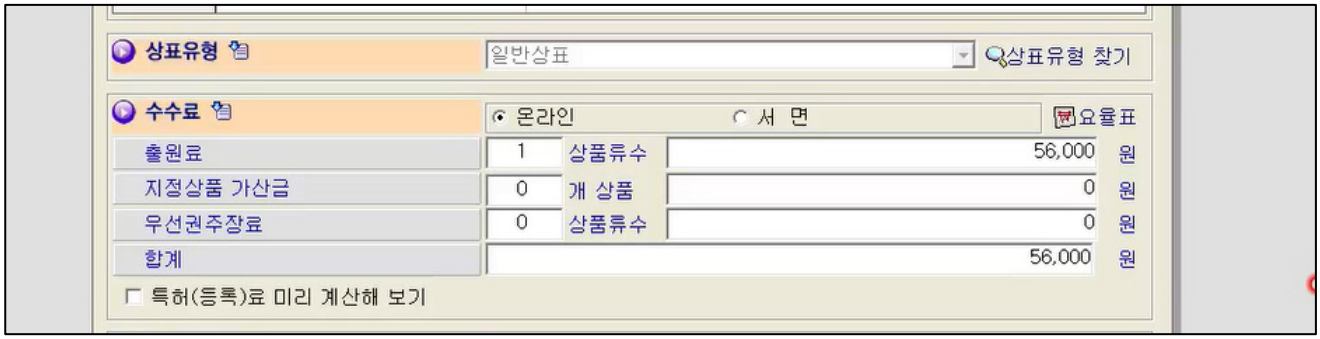

図表 49　願書の内容確認画面 [210]

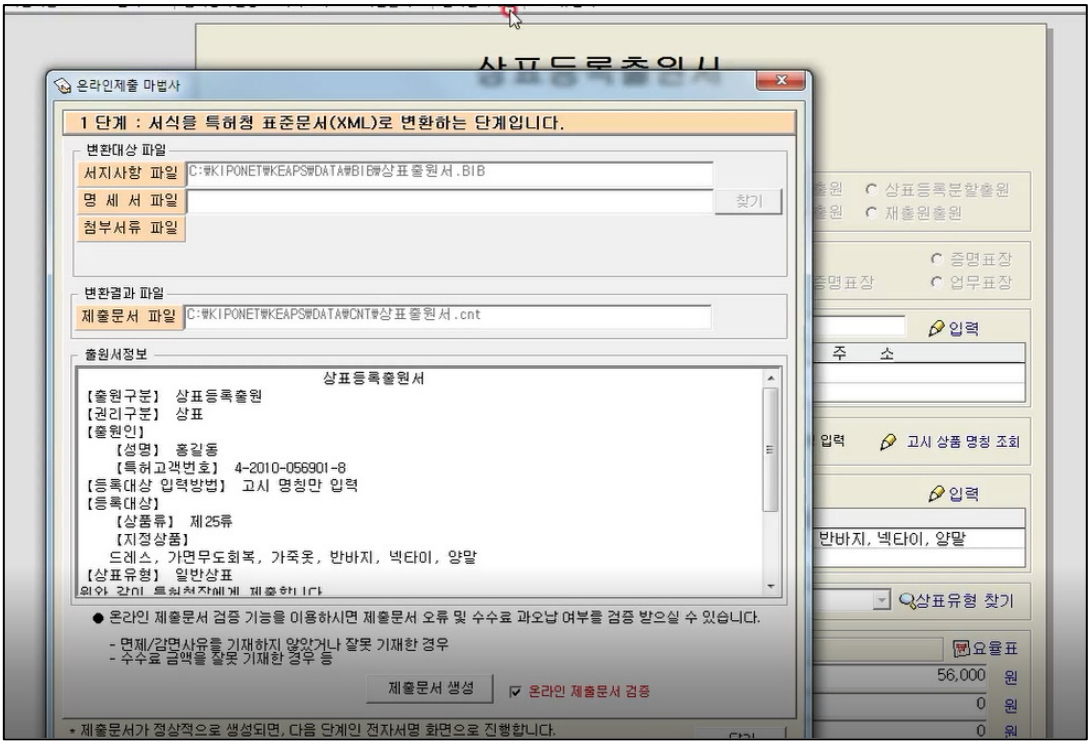

また、2020 年 5 月からは、モバイル端末用の出願アプリも新たに導入され、出願、KIPO からの通知の受領、料金の納付、経過確認等の機能を利用できるようになった [211]。

[209] 出典：韓国特許庁　電子出願システム　出願画面
[210] 出典：韓国特許庁　電子出願システム　出願画面
[211] “KIPO Annual Report 2020” p.26
https://www.kipo.go.kr/upload/en/download/ANNUALREPORT_2020_05.pdf　〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（ｂ）導入目的及び時期[212]

KIPO は、1999 年 1 月よりオンライン出願システムを導入した。1995 年以降、出願件数が増加し、紙書類を手作業で処理することには限界があったことから、オンライン出願システムの導入に至った。また、オンライン出願システムには資源節約という効果もあり、1999 年当時の試算によれば、5 年間に 700 億ウォンの予算削減が見込まれていた。

（ｃ）効果

現地専門家によれば、指定商品・役務を入力する際に、リストから検索して入力する機能があるため、「商品名を直接入力しなくても入力が可能で、当該機能が指定商品の不明確による拒絶理由を減少させるのに役立つ」との意見があった。

また、先述したように、韓国では代理人を介さずに出願する場合でも、オンライン出願の割合が 91%（2020 年）に達していることから、オンライン出願ツールが広い層のユーザーから受け入れられているものと考えられる。

[212] 国情新聞（1999 年 1 月 11 日）
https://www.korea.kr/archive/governmentView.do?newsId=148749411 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（５）英国

（ｉ）概要

① 商標出願及び審査の状況

英国知的財産庁（The Intellectual Property Office、以下「UKIPO」という。）における 2015 年から 2020 年までの商標出願及び登録件数を示す。近年、英国では急速に出願件数が増加している。

英国では、EUIPO と同様、商標出願について絶対的拒絶理由（識別力等）の審査のみを行った後、出願公告を行い、相対的拒絶理由（先行商標との類似性等）については第三者からの異議申立てを待って審査を行う[213]。

そのため、審査に要する期間は短く、出願から 2 週間ないし 1 か月程度で公告され、8 週間（40 営業日）以内に審査官による審査結果が通知される[214]。異議の申立てがない場合は、出願から約 4～5 か月程度で登録手続まで完了する[215]。

図表 50　英国における商標出願・登録件数[216]

年（FY）	商標出願件数	商標登録件数
2015	58,627	50,079
2016	65,710	54,222
2017	83,984	70,362
2018	95,203	81,566
2019	107,526	95,177
2020	137,035	96,204

213 https://www.gov.uk/guidance/trade-marks-manual/the-examination-guide 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

214 https://www.gov.uk/government/publications/process-for-applying-to-register-for-a-trade-mark〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

215 現地専門家のヘヒアリングに基づく。

216 下記の資料に掲載されているデータを参照した。
https://www.gov.uk/government/statistics/facts-and-figures-patents-trade-marks-and-designs-data-2020/facts-and-figures-patent-trade-mark-design-and-hearing-data-2020 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 51　英国における出願件数・登録件数の推移 [217]

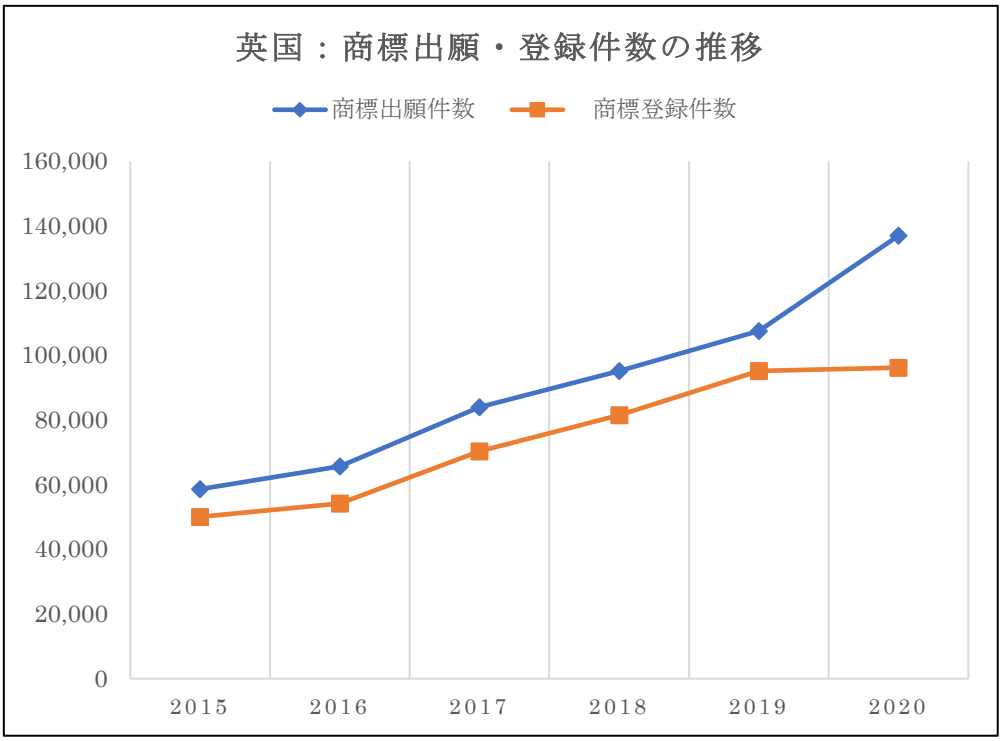

（ⅱ）指定商品・役務に関する料金等施策

① 料金等施策の概要

UKIPO では、出願区分の数に応じて出願料金が加算される制度を採用している。
また、オンライン出願の場合には、紙出願よりも出願料金が 30 ポンド減額される。

UKIPO における商標出願料金を以下に示す。

図表 52　UKIPO における商標出願料金 [218]

出願方式	出願料金
紙出願	1 区分の場合　200 ポンド ・1 区分増えるごとに 50 ポンドずつ加算される。
オンライン出願	1 区分の場合　170 ポンド ・1 区分増えるごとに 50 ポンドずつ加算される。

（参考：2022 年 2 月 25 日時点の為替レートは£1（英ポンド）=154.67 円）

[217] 同上。資料に掲載されているデータに基づき、独自に作成した。
[218] https://www.gov.uk/how-to-register-a-trade-mark/start-your-application 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

なお、UKIPO でも、他の国々と同様、独自に作成している商品・役務のリスト「pre-approved list」（以下「事前承認リスト」という。）をユーザーに提供している。

「事前承認リスト」は、オンライン出願ツールの中に組み込まれているほか、UKIPO のウェブサイト上でも公開されており[219]、ユーザーはキーワード検索を行って個々の商品・役務が「事前承認リスト」に含まれているかどうかを確認することができる。

しかしながら、このリストに掲載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度（例：USPTO の「TEAS Plus」）や、審査が迅速化される制度（例：EUIPO の「ファストトラック制度」）は採用されていない。

②「RSE サービス」（Right Start Examination Service）

（ａ）概要

UKIPO が提供している「Right Start Examination Service」（以下「RSE サービス」という。）は、オンライン出願の場合に限り、半額強をまず支払って RSE サービスとして出願し、審査官の評価を受け、その上で出願を続行するか判断する（続行する場合には追加料金の支払いが必要）ことができるサービスである。

通常の出願の場合は、出願時に 170 ポンドの出願料金を全額前払いする必要があるが、「RSE サービス」を利用して出願する場合は、以下の手順となる[220]。

（ア）出願時に、100 ポンドの出願料金を支払う。

（イ）拒絶理由が見つかった場合、審査官から出願人にメールで通知が届く。
出願人は、その対応について審査官に相談することができる。

（ウ）出願人がその時点で出願を断念する場合は、追加費用を支払う必要はないが、出願を続行する場合は、登録時に追加の 100 ポンドを支払う。

したがって、出願人が途中で出願を断念した場合は、追加費用を支払う必要がないので出願人の支出は 100 ポンドとなり、通常の出願料金（170 ポンド）よりも安くなる。

しかし、無事に登録まで進んだ場合は、出願人が支払う出願料金の合計は 200 ポンドとなるため、通常の出願料金よりも 30 ポンド高くなる。

（ｂ）導入時期及び目的

[219] https://www.search-uk-trade-mark-classes.service.gov.uk/searchclasses 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[220] https://www.ipo.gov.uk/tm3-servicesfees 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
https://www.gov.uk/how-to-register-a-trade-mark/start-your-application 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

UKIPO の資料によれば、「RSE サービス」は、2009 月 10 月から導入された[221]。

UKIPO が公表している資料によれば、「RSE サービス」を導入したのには 3 つの主要な目的があった。1 つ目は、国内商標登録に関する効率的かつ効果的な選択肢を提供することであり、2 つ目は、2008 年の金融危機による景気後退を受け、事業者が商標を保護しやすい仕組みを作ること、3 つ目は、より多くの e-ビジネスを奨励することであった[222]。

（ｃ）効果

現地専門家からは、「商標保護が必要であると確信している多くの大企業は、通常の出願方式を利用する。「RSE サービス」の利用者は、出願料金の全額を支払う前に、商標の登録可能性について審査官からのアドバイスを希望する、初めて出願する人（代理人を付けていない人を含む）だと思われる。」という意見があった[223]。

③ ファストトラック制度の廃止の経緯

英国には、現在、商標審査のファストトラック制度はない（ただし、異議申立手続のファストトラック制度はある）。

UKIPO のウェブサイトによれば、商標審査のファストトラック制度は、以前は利用可能であったが、2009 年に廃止された[224]。現地専門家によれば、当時、ファストトラック制度を利用するには 300 ポンドの手数料を支払う必要があったが、UKIPO では審査が自動化されておらず、それほど迅速化が図れなかったことから、費用の正当性を疑問視する声があったとの指摘がある[225]。

UKIPO では、2011 年以降、出願数が急増しているが、それでも比較的迅速に審査が行われていることから、ファストトラック審査制度の需要は高くないものと考えられる。

（iii）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願システム

---

221 “UKIPO Annual Report 2009/2010” p.10 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/247702/0177.pdf UKIPO プレスリリース（(インターネットアーカイブのウェイバックマシンで確認)）も参照。 https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20140603121600/http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20091001.htm 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

222 https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20140603121600/http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20091001.htm 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

223 現地専門家へのヒアリングに基づく。

224 https://www.gov.uk/government/consultations/fast-track-examination-of-trade-marks〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

225 現地専門家へのヒアリングに基づく。

（ａ）概要

UKIPO のウェブサイトでは、WEB ブラウザから出願することができるオンライン出願システムが提供されている[226]。このシステムは、通常の商標出願と「RSE サービス」に基づく出願の両方に対応している。

システムを利用する際にアカウントを登録する必要はないが、英国、ジブラルタル及びチャンネル諸島に住所を持たない者は、同地に居住ずる代理人を指定する必要がある[227]。

また、このシステムでは、AI を活用することで、出願前に商標の登録可能性に関する情報を提供する「pre application support service」（以下「出願前支援サービス」という。）が利用可能であるが、このサービスについては、次項で詳述する。

以下に、オンライン出願システムを用いた出願手順と代表的な操作画面を紹介する。

まず、出願手続を行う者が本人か代理人かを選択する。次に確認画面が表示され、「自分の商標が登録できるかどうかチェックする」と「商標出願に進む」の２つの選択肢から選ぶことができる。前者を選択すると、出願前支援サービス（後述）に移行する。出願手続を行う場合は「商標出願に進む」を選択する。

図表 53　商標出願を開始する前の確認画面[228]

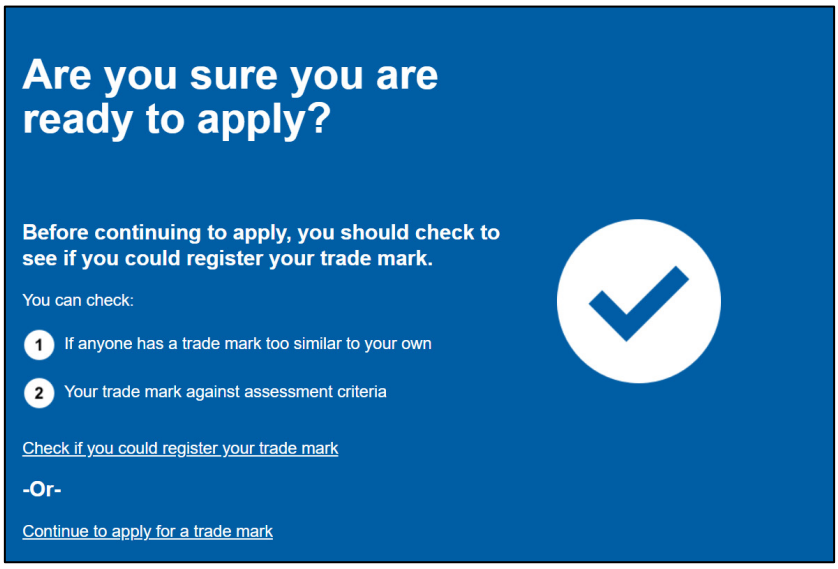

[226] https://www.gov.uk/how-to-register-a-trade-mark/start-your-application 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[227] 英国の EU 脱退を受け、2021 年 1 月 1 日よりこのような取り扱いとなった。
https://www.gov.uk/guidance/address-for-service-for-intellectual-property-rights 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[228] 出典：UKIPO, “Apply to register a trade mark “ 出願画面; https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-apply 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

続いて、画面の指示に従って出願書類の作成を行う。

まず、出願人と代理人に関する情報を入力した後、商標を入力すると、商品・役務の指定方法や料金について基本的な説明が表示される。

次に、指定商品・役務の入力方法を選択する。

商品・役務の入力方法は、UKIPO が提供している「事前承認リスト」から指定する方法と、自由に入力する方法の 2 種類から選択することができる。

「事前承認リスト」から指定する場合は、検索ボックスにキーワードを入力すると、候補となる商品・役務の名称と区分が表示される。必要なものにチェックを入力すると「your selection」の欄に転記される。

図表 54　商品・役務の入力画面（事前承認リストからの追加）[229]

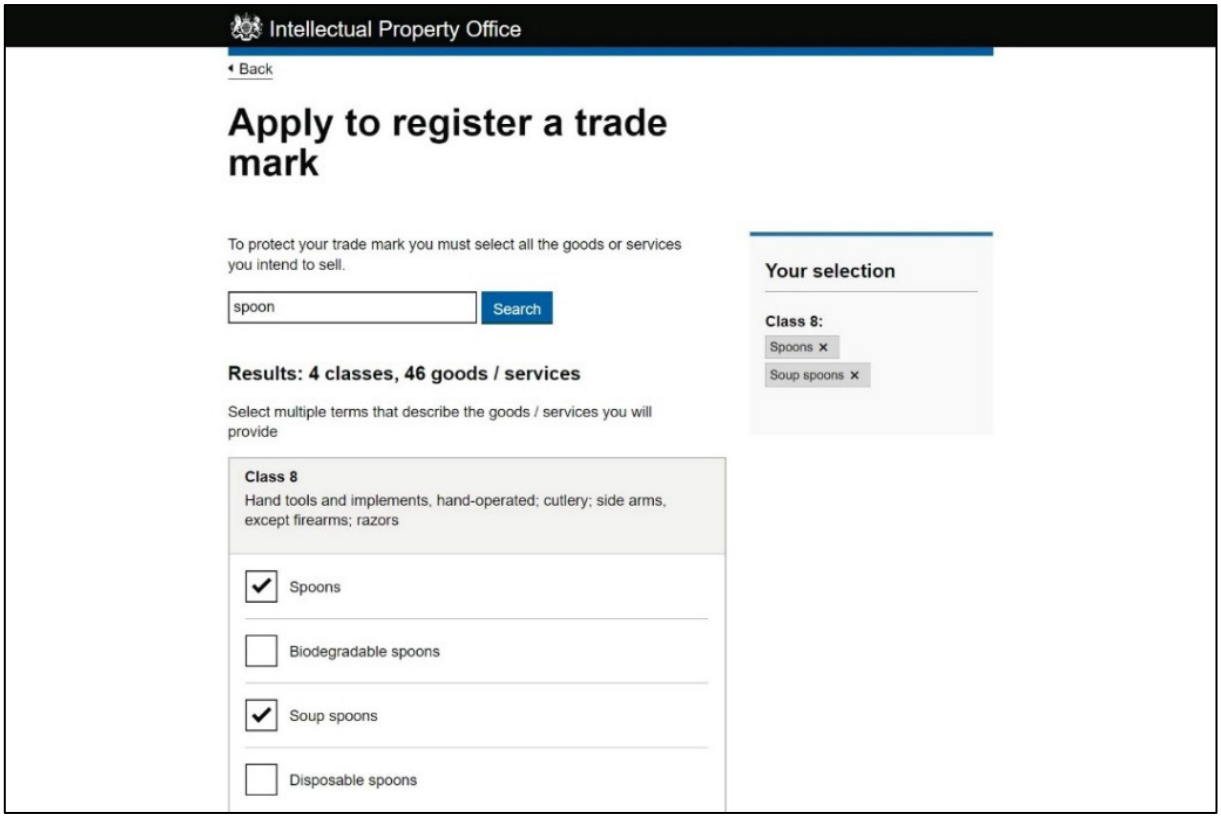

[229] 出典：UKIPO, “Apply to register a trade mark”出願画面 ; https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-apply 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

商品・役務を自由に記載する場合は、下記の画面から入力する。

図表 55　商品・役務の指定（自由に入力する場合）[230]

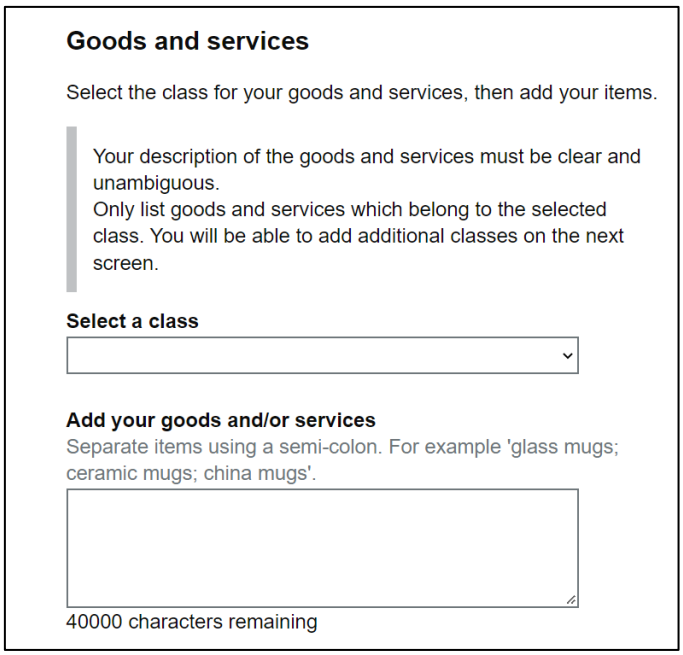

出願書類の提出前に、通常出願か「RSE サービス」を利用するかを選択する。

図表 56　出願方式の選択画面 [231]

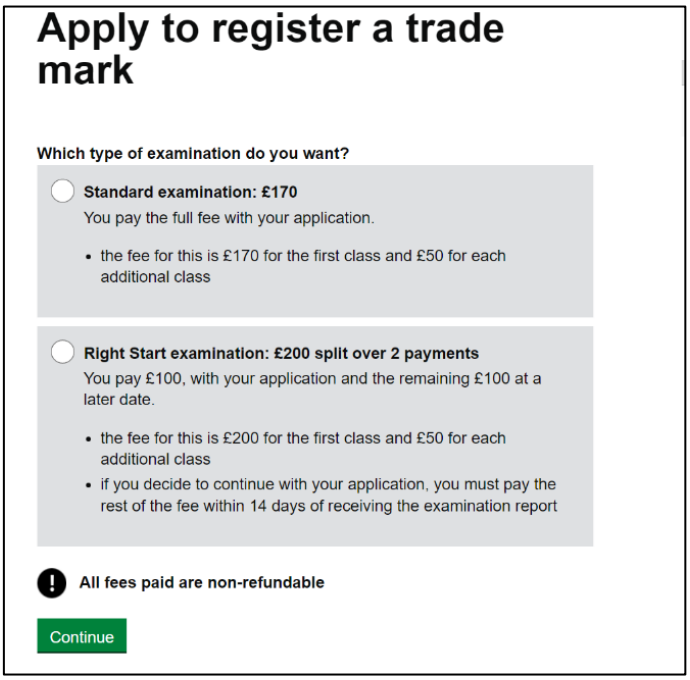

[230] 出典：UKIPO,“Apply to register a trade mark”出願画面; https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-apply 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[231] 出典：UKIPO,“Apply to register a trade mark”出願画面; https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-apply 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

出願方式を選択すると、これまでの入力内容と、自動計算された出願料金が表示され、出願内容を確認することができる。確認後、支払いの画面に進み、出願を完了する。

図表 57　料金の表示 [232]

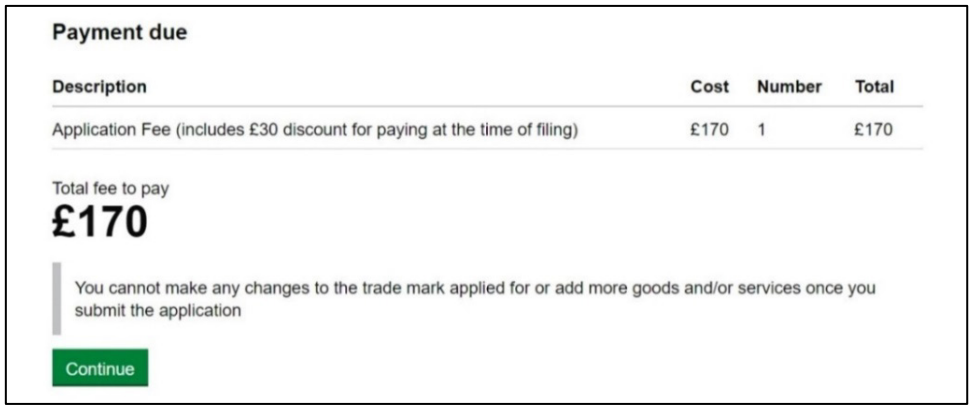

（ｂ）導入時期及び目的

現在のバージョンが導入された時期については確認することができなかった。なお、UKIPO の資料によれば、2001 年に電子メールで商標出願を受け付けるサービスを開始したことや、2004 年商標規則改正によりオンライン商標出願プロセスを改善したことが示されている [233]。

（ｃ）効果

現地専門家によれば、出願の際に「画面上に商品・役務の事前承認リストが表示され、その中から選択できる。この方法で選択された商品・役務であれば、UKIPO が事前に承認しているので拒絶されることはない。」という指摘や、「便利な機能は、手動でアップロードした出願書類の中から、事前承認リストに含まれている用語を表示してくれるページである。これにより、出願人が手作業で作成した願書の中で、問題となる可能性のある用語を簡単に特定することができる。」という意見があった [234]。

このように、UKIPO の出願システムでは、商品・役務の誤記が発生しにくい工夫が行われていると評価できる。

---

[232] 出典：UKIPO,“Apply to register a trade mark”出願画面; https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-apply 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[233] “Annual Report & Accounts 2004-2005” P.7,41 https://www.ipo.gov.uk/about-anrep0405.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[234] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

② AI を利用した出願前支援サービス（pre application support service）

（ａ）概要

UKIPO のオンライン出願システムには、AI を活用した出願前支援サービス（pre-apply support service）が組み込まれており、以下の機能を提供している[235]。

・ ユーザーが保護したい商品・役務を正しく特定する。
・ 第三者が出願に係る商標と類似する商標を保有していないか確認する。
・ 商標として不適切な文言や表示を含んでいないか確認する。

このサービスを利用したい場合は、オンライン商標出願の画面に表示される「自分の商標が登録できるかどうかチェックする」を選択するだけでよい。

なお、サービスを利用する際に表示される注意書き[236]には、このサービスが全ての拒絶理由に関する情報を提供するものではないこと（例えば、識別性の要件はこのサービスの調査対象外である）、商標が登録されることを保証するものではないこと、法的なアドバイスを提供するものではないこと等が書かれている。

出願前支援サービスでは、出願したい商標（文字、図形、文字及び図形の結合のいずれか）と、指定商品・役務を入力すると、類似する先行商標の検索結果と、該当する可能性がある拒絶理由に関する簡単なレポートが表示される。

[235] https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-improve 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[236] https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-improve/page/disclaimer 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 58　出願前支援サービスによる先行商標検索結果の表示例 [237]

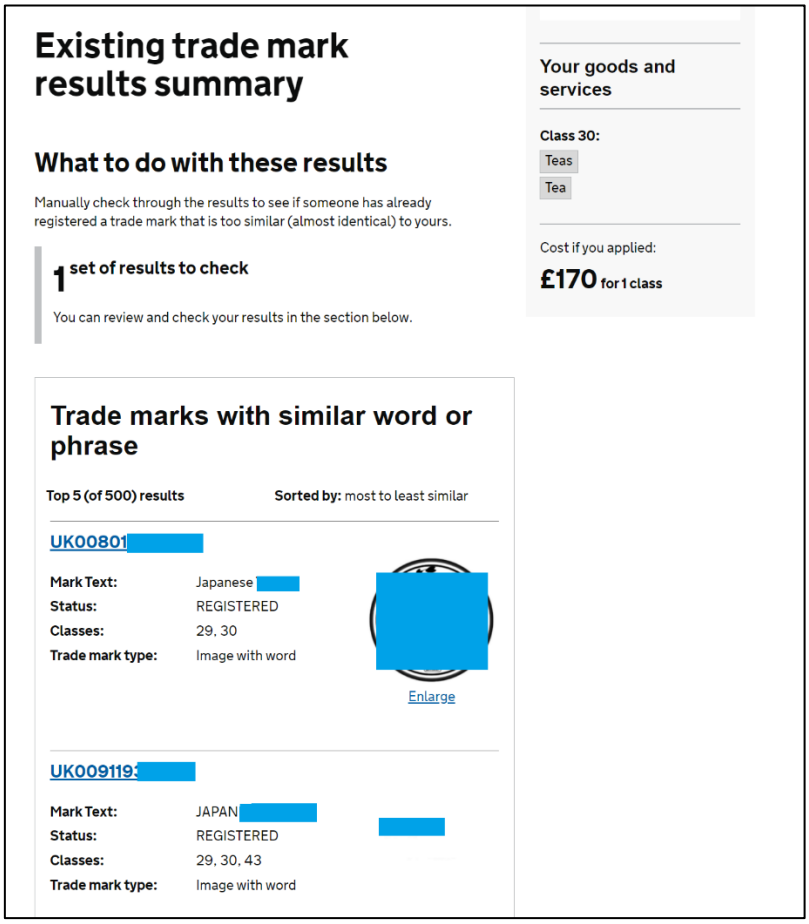

（b）導入時期及び目的

AI を利用した出願前支援サービスは、商標出願初心者の個人や企業が、商標登録を受けられる可能性を高めることを目的として、2020 年 10 月 28 日より導入された [238]。

（c）効果

UKIPO が 2021 年 11 月 1 日にウェブサイト上で公表した記事 [239]によれば、出願前支援サービスは、直近 3 か月間で 15,000 回の利用があった。同記事によれば、本サービスの導入により、審査業務が効率化されて迅速な審査が可能となることに加えて、出願の質が向上し、区分の誤り等によって拒絶されることを防ぐという 2 つのメリットがあるとする。

[237] 出典：UKIPO,“Apply to register a trade mark”出願画面; https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-apply 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕なお、実際の表示画面に一部マスキングを行っている。
[238] https://www.gov.uk/government/news/ipo-launches-trade-mark-pre-apply-service 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[239] https://www.gov.uk/government/news/ipos-first-ai-powered-tool-improves-quality-of-tm-applications 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

他方、現地専門家からは、「AI による出願前支援サービスは、主に弁護士・弁理士費用を払いたくない個人や中小企業を対象としたものと認識している。このツールはいくつかの拒絶理由に関する情報を与えてくれるが、識別性についての情報は得られない。」という指摘があった。また、「専門家でも、先行商標の有無について迅速かつ基本的な調査をしたい場合に使用できる」ものの、異議申立てが行われるかどうかは様々な要因に起因するので専門家が行うべきであり、「AI に 100%依存することはできない」という意見もあった[240]。

③ 指定商品・役務の検索ツール

UKIPO では「事前承認リスト」に含まれている指定商品・役務を検索するツール「Search UK trademark class」[241]を提供している。このツールでは、キーワードを入力して検索すると、「事前承認リスト」の中から、候補となる商品・役務の一覧と区分が表示される。

このツールについて、現地専門家は、「非常に便利である。自分が指定したい商品・役務の書き方がわからない場合は、検索ボックスに用語を入力すると、UKIPO で受け入れられる同様の単語が表示される」と肯定的に評価している[242]。

図表 59　商品・役務の検索ツールによる検索結果の例[243]

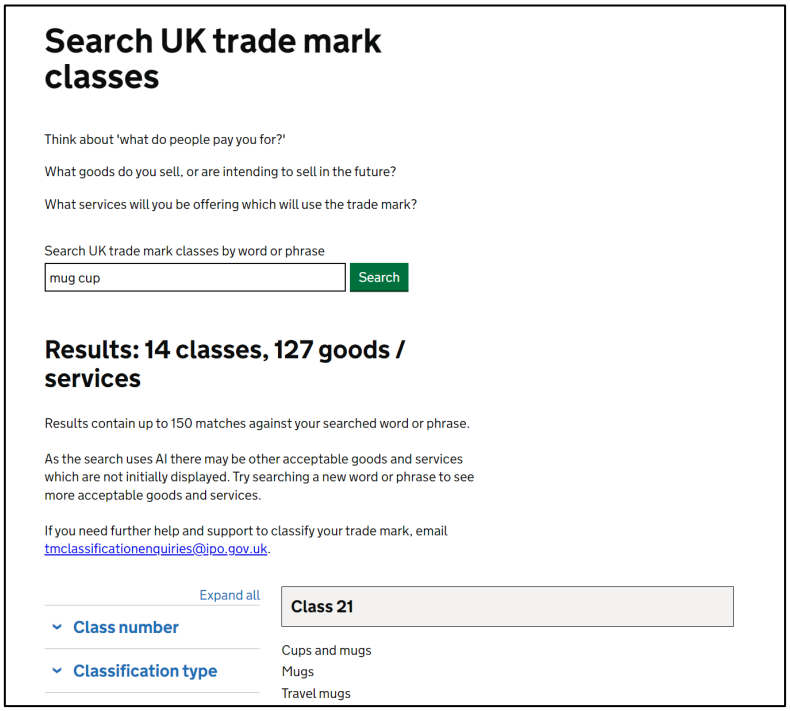

240 現地専門家へのヒアリングに基づく。
241 https://www.search-uk-trade-mark-classes.service.gov.uk/searchclasses 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
242 現地専門家へのヒアリングに基づく。
243 出典：UKIPO, “Search UK trademark class”; https://www.search-uk-trade-mark-classes.service.gov.uk/searchclasses 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（6）オーストラリア

（ｉ）概要

① 商標出願及び審査の状況

オーストラリア知的財産庁（IP Australia、以下「IP オーストラリア」という。）における、2011 年から 2020 年までの商標出願件数及び登録件数を以下に示す。

なお、2020 年 2 月 1 日現在、IP オーストラリアに通常の商標出願を行った場合の平均 FA 期間は平均 3 か月である [244]。

また、出願から権利化までの期間につき、IP オーストラリアが提供するバーチャルアシスタント Alex の回答によれば、最短 7.5 か月で権利化し得るとのことであった [245]。

図表 60　オーストラリアにおける商標出願・登録件数 [246]

年（FY）	商標出願件数	商標登録件数
2011	61,588	39,488
2012	62,773	42,988
2013	62,976	46,963
2014	64,446	43,403
2015	73,206	47,147
2016	71,377	49,682
2017	76,602	57,860
2018	77,473	59,969
2019	75,630	58,547
2020	81,702	64,086

[244] https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/managing-your-trade-mark/trade-marks-response-times 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[245] IP オーストラリアの以下のサイトから、バーチャルアシスタント Alex を利用することができる。
https://www.ipaustralia.gov.au/beta/virtual-assistant 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕Alex による回答は、次のとおり：”The earliest date your trade mark can be registered is around 7.5 months after an application is filed. This fulfils our international obligations to allow 6 months for applicants to claim a priority date and file in Australia.”（2022 年 2 月 25 日）

[246] 下記の資料に掲載されているデータを参照した。
https://www.ipaustralia.gov.au/ip-report-2021/chapter-3-trade-marks 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 61　オーストラリアにおける商標出願及び登録件数推移 [247]

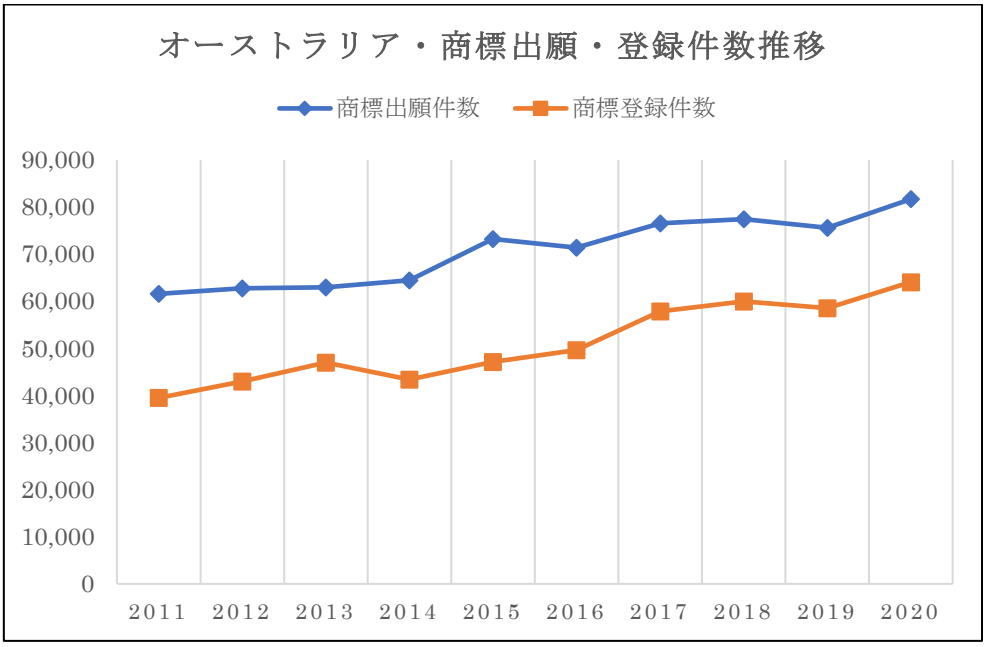

② オンライン出願の普及状況

IP オーストラリアが公表した資料によれば [248]、オンライン出願のみに絞った言及ではないものの、顧客（ユーザー）とのトランザクションに関するデジタル化率の割合（四法全）については、2012 年は 12%であったが、2018 年には 99.6%に達したとの報告がある。

（ii）指定商品・役務に関する料金等施策

① 料金等施策

（a）概要

【オンライン出願の場合の減額】

IP オーストラリアでは、オンライン出願の場合、紙出願よりも 50 オーストラリア・ドル減額される。

【事前承認リストの利用による減額】

IP オーストラリアは、同庁が承認している商品・役務のリストを「picklist」（以下「事前

[247] 同上。資料に掲載されているデータに基づき独自に作成した。

[248] “IP Australia Artificial Intelligence Initiatives” P.3 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://www.wipo.int/edocs/mdocs/globalinfra/en/wipo_ip_itai_ge_18/wipo_ip_itai_ge_18_p7.pdf

承認リスト」という。）として公表しており、このリストに含まれている商品・役務のみを指定した場合には、出願料金が減額される。紙出願の場合は、オンライン出願よりも出願料金が高くなり、「事前承認リスト」の利用による減額は受けられない。

なお、「事前承認リスト」は、オンライン出願ツールに組み込まれているほか、「goods and services picklist」というウェブサイトで公開されており[249]、ユーザーはキーワード検索を行ってリストに含まれている商品・役務を検索することができる。

IP オーストラリアにおける現行の出願料金を以下に示す。

図表 62　IP オーストラリアにおける商標出願料金[250]（2020 年 10 月 1 日から適用）

出願方式	商標出願の種類	1 区分の出願料金
オンライン	通常の商標出願 （「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合）	250 オーストラリア・ドル
	通常の商標出願　（上記以外）	400 オーストラリア・ドル
	シリーズ商標出願[251] （「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合）	400 オーストラリア・ドル
	シリーズ商標出願（上記以外）	550 オーストラリア・ドル
紙出願	通常の商標出願	450 オーストラリア・ドル
	シリーズ商標出願	600 オーストラリア・ドル

（参考：2022 年 2 月 25 日の為替レートは A$1（オーストラリア・ドル）=82.94 円）

（ｂ）導入時期及び目的

IP オーストラリアや WIPO（世界知的所有権機関）の資料[252]によれば、オーストラリアでは 2005 年から「picklist」（事前承認リスト）による商品・役務の指定ができるようにな

[249] https://tmgns.search.ipaustralia.gov.au/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[250] https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/understanding-trade-marks/trade-mark-costs 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[251] シリーズ商標出願とは、互いに類似しており、以下の点でのみ相違する 2 つ以上の商標を 1 つの「シリーズ出願」として出願することをいう。①商標が使用される商品又は役務に関する記述又は表現、②番号、価格、品質又は地名に関する記述又は表現、③商標のいずれかの部分の色。（オーストラリア商標法第 51 条を参照。）

[252] IP Australia “Official Notice　New Release of the Trade Marks E-Form”〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
http://pericles.ipaustralia.gov.au/ols/epublish/content/journals/trademarks/tm1923p20050616.pdf
WIPO: https://www3.wipo.int/confluence/display/ATR/SCIT.ATR.TM.2006.AU 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

った。また、WIPO の同資料や IP オーストラリアの情報（アーカイブ）によれば[253]、2007 年に、このリストに掲載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金の減額が受けられるようになったとされている。

導入の目的について、現地専門家によれば、「『picklist』を用いることで、商品・役務が正しく分類され、願書の分量が減り、審査が容易になる。減額制度は『picklist』の利用を促進するために導入されたものである。」との分析があった[254]。

（ｃ）効果

IP オーストラリアのバーチャルアシスタント「Alex」は、「事前承認リスト」を利用して商品・役務を指定する場合の効果について、「最も簡単な方法であり、商品・役務が正しく分類され、願書のミスを減らす。」と説明している[255]。

現地専門家は、「事前承認リスト」について、「選択できる商品・役務が狭すぎて、クライアントの商標を広く保護するための願書が作成できないため」自分では使用しないとしながらも、「商品・役務をどの区分に分類すべきかわからない一般公衆にとってはうまく機能している。リストがあるおかげで出願手続が容易になり、商品・役務を正しく分類することができる。また、IP オーストラリアが彼らの出願に対処する手間や負担もなくすことができる。」と分析している[256]。

しかし、減額を受けるために「事前承認リスト」を利用しようとする動機付けが働くかという点については、「一般公衆や自力で出願する人にとっては動機付けとなるが、代理人に依頼している人にとっては動機付けとはならない」という指摘もあった[257]。

②「TM Headstart」（審査官による迅速な事前評価サービス）

（ａ）概要[258]

「TM Headstart」は、商標の正式な出願前に審査官から迅速に事前評価を得ることができ、その評価結果をもとに正式な出願を行うかどうかを決めることができるサービスである。

---

[253] WIPO https://www3.wipo.int/confluence/display/ATR/SCIT.ATR.TM.2006.AU 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
IP オーストラリア（インターネットアーカイブのウェイバックマシンで確認）〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
https://web.archive.org/web/20070314030927/http://www.ipaustralia.gov.au/resources/fee_changes.shtml
https://web.archive.org/web/20070314031353/http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/news/Trade%20Marks%20Fees%20Changes.pdf

[254] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

[255] 2020 年 2 月 11 日付け Alex の回答。

[256] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

[257] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

[258] https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/applying-for-a-trade-mark/how-to-apply-for-a-trade-mark/tm-headstart 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

「TM Headstart」を利用するためには、オンライン出願ツールからの利用請求であること、かつ、「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを指定していることが必要である[259]。なお、非伝統的商標、シリーズ商標出願、証明商標、団体商標、防護標章、分割出願の場合は「TM Headstart」を利用することができない。

「TM Headstart」を利用した場合の出願手続は以下のとおり。

（ア）オンライン出願ツールから「TM Headstart」の利用請求を行う。
利用請求時に支払う料金は、1 区分につき 200 オーストラリア・ドルである。

（イ）利用請求から 5 営業日以内に、審査官からサーチレポートが通知される。
なお、2022 年 2 月 1 日現在、平均 3.2 営業日で通知されている[260]。

（ウ）サーチレポートに基づいて、正式な出願に移行するか、補正を行うか、取り下げるかを選択する。
・補正を行う場合は、再度の評価が必要となるので、必要な追加料金を支払う。
・正式な出願に移行する場合は、5 営業日以内に、「Part2 の費用」（1 区分につき 130 オーストラリア・ドル）を支払う。
・支払いを行わない場合、取下げとなる。

「TM Headstart」を利用した場合の料金は以下のとおり。

図表 63　「TM Headstart」の出願料金[261]

TM Headstart の手続の種類	1 区分の出願料金
新たに利用請求する場合	200 オーストラリア・ドル
再提出する場合	150 オーストラリア・ドル
区分を追加する場合	200 オーストラリア・ドル
“Part 2 の費用”（サーチレポートを受領後、正式な出願に移行する場合）	130 オーストラリア・ドル

現地専門家によれば、審査官から通知されるサーチレポートについて、「審査官から提供される意見は、かなり具体的である。出願人がその商標を出願した場合にどのような指摘を受ける可能性があるか、また、出願前にどのようにしてそれらの問題を克服するかとい

[259] IP オーストラリアのウェブサイトにその旨の説明がある。https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/applying-for-a-trade-mark/how-to-apply-for-a-trade-mark 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 27 日〕

[260] https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/managing-your-trade-mark/trade-marks-response-times 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[261] https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/understanding-trade-marks/trade-mark-costs 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

う選択肢を示すのに十分な情報を提供している。」という意見があった[262]。

（ｂ）導入時期及び目的

オーストラリア政府の資料[263]によれば、2005 年 10 月に、現在の「TM Headstart」の原型となる「Assisted Filing Service（AFS）」が導入された。この AFS の周知用資料も確認されている[264]。その後、IP オーストラリアの資料（アーカイブ）[265]によれば、2007 年 7 月、初めて商標出願する者向けの AFS は「TM Headstart」としてリニューアルされ、よりアクセスしやすいよう情報提供や新たなウェブサイトが構築されたとしている。

IP オーストラリアが公開している資料[266]によれば、「TM Headstart」は、出願前に出願の見通しを早期に評価することにより、出願人の時間とコストを節約することを目的として導入されたとの説明がある。なお、現地専門家からは、これに関する法律の規定はないという報告があった[267]。

（ｃ）効果[268]

現地専門家によれば、「TM Headstart」の主な利用者は個人や中小企業のようである。

また、「公衆に知られることなく事前出願することができ、出願人が意図している商標の使用についてのリスクを特定できること」がメリットであるという意見もあった。

一方で、デメリットとしては、通常に出願する場合に比べてコストがかかることが挙げられる。現地専門家からは、「クライアントが『TM Headstart』を利用した場合、それに関する代理人の業務が増え、正式に出願するには出願費用もかかるので、クライアントが負担する費用が増える。」、「『TM Headstart』のレポートには拘束力がないため、レポートの内容と、実際の審査の結果が異なるということも起こり得る。」との指摘もあった。

② 審査を迅速化するための制度

---

262 現地専門家へのヒアリングに基づく。

263 “A review of the relationship between trade marks and business names, company names and domain names” p.11 https://www.ipaustralia.gov.au/sites/default/files/acip_final_report_review_of_relationship_between_trade_marks_and_names.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

264 インターネットアーカイブのウェイバックマシンで以下資料を確認〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://web.archive.org/web/20061209131255/http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/trademarks/afs_brochure.pdf

265 “IP Australia offers a Headstart to business”（インターネットアーカイブのウェイバックマシンで以下資料を確認） https://web.archive.org/web/20070902005831/http://www.ipaustralia.gov.au/resources/news_new.shtml#42 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

266 “2015 Submission to the Productivity Commission Inquiry into Australia’s Intellectual Property Arrangements” p.17 https://www.pc.gov.au/__data/assets/pdf_file/0006/194469/sub023-intellectual-property.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

267 現地専門家へのヒアリングに基づく。

268 現地専門家へのヒアリングに基づく。

IP オーストラリアには、現在、ファストトラック審査の制度がない。

ただし、商標出願の審査に要する時間によって「重大な不利益」を被るおそれのある出願人は、IP オーストラリアに対し、理由を説明した上で「迅速審査（expedited examination）」を請求することができる[269]。

迅速審査を請求する書面は、オンライン又は郵便で提出することができる。

なお、現地専門家によれば、迅速審査を請求する際には、審査を急ぐ正当な理由（例えば、係争中であるなど）を説明しなければならないが、迅速審査の対象になるかどうかは審査官の裁量で決定されるとの報告があった[270]。

（iii）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願システムの概要

IP オーストラリアは、WEB ブラウザから出願を行うことができる商標のオンライン出願ツールを 2 種類提供している。一つは、主に代理人等が利用する「online services」[271]、もう一つは、主に個人や中小企業のユーザーが利用する「Trade Mark Assist」[272]である。

（ア）出願ツール「online services」

このサービスを利用するためには、IP オーストラリアの専用アカウントを登録する必要がある。また、商標、意匠、特許等が同じツールから出願可能である。

商標出願を行う場合は、初めに商標の種類を選択してから、翻訳文や優先権等の情報を入力し、指定商品・役務の入力画面に進む。指定商品・役務の入力方法は、「事前承認リスト」から選択して入力する方法と、ユーザーが自由に入力する方法の 2 種類が利用できる。

269 https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/forms/trade-mark-expedited-examination 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

270 現地専門家へのヒアリングに基づく。

271 https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

272 http://trademarks.business.gov.au/assist/welcome 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 64　指定商品・役務の入力画面（リストから選択）[273]

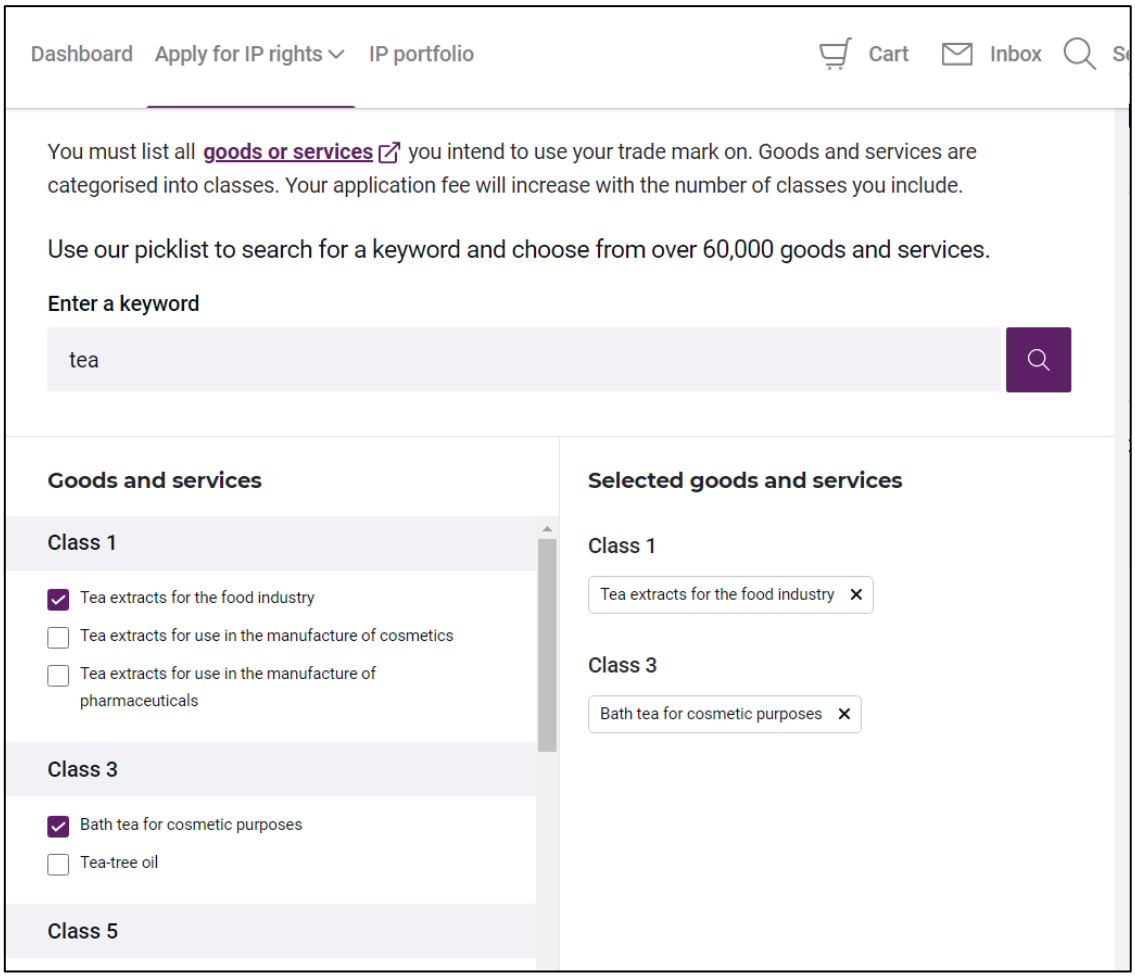

[273] 出典：IP Australia, “online service” 出願画面; https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕

図表 65　指定商品・役務の入力（自由に入力）[274]

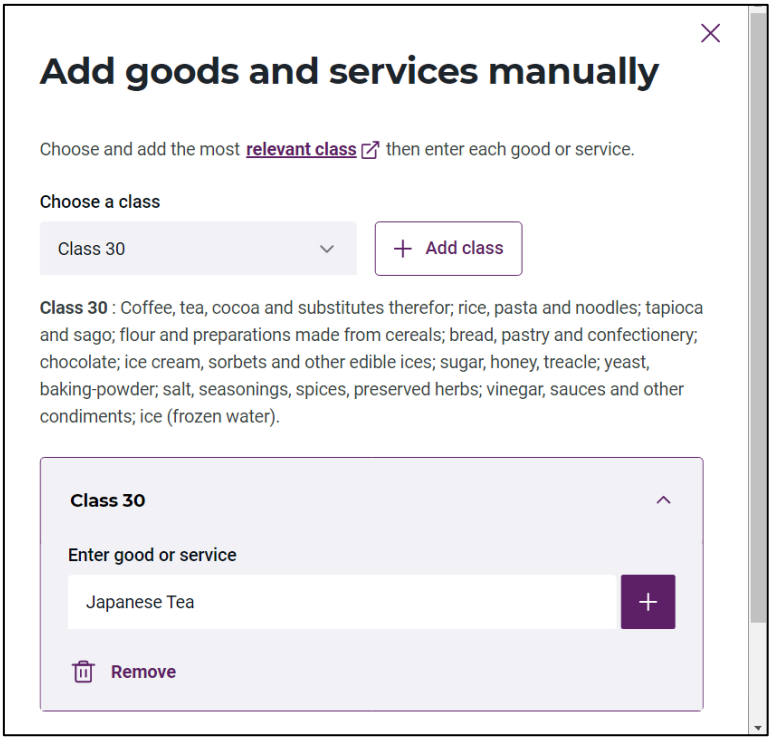

指定商品・役務の入力が完了すると、出願料金が自動的に計算されて表示される。最後に願書の内容を確認する画面が現れ、内容を確認した後に提出する。

図表 66　料金の確認画面 [275]

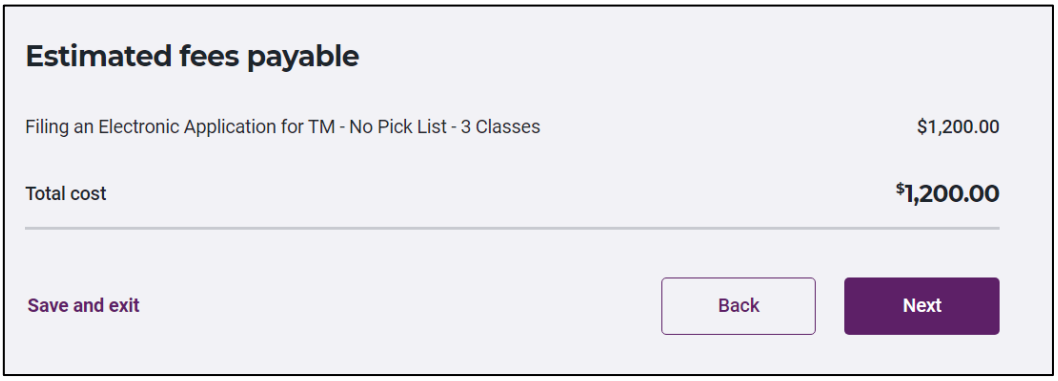

[274] 出典：IP Australia,“online service”出願画面; https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕

[275] 出典：IP Australia,“online service”出願画面; https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕

（イ）出願ツール「Trade Mark Assist」

主に個人や中小企業のユーザーを想定した出願ツール（ただし、現時点ではβ版である。）であり、各入力画面の説明に従って必要事項を入力していくと出願手続が完了する。

アカウントを持っていない者でも願書の作成機能や検索機能が利用可能とされているため、出願に不慣れなユーザーであっても、説明に従って願書の作成作業を試すことができる。ただし、正式に出願をする際には、専用アカウントを作成してログインを行う必要がある。

入力の手順は、商標の入力、商品・役務の選択、既存登録商標の検索の順に進行する。

図表 67　商標の入力画面 [276]

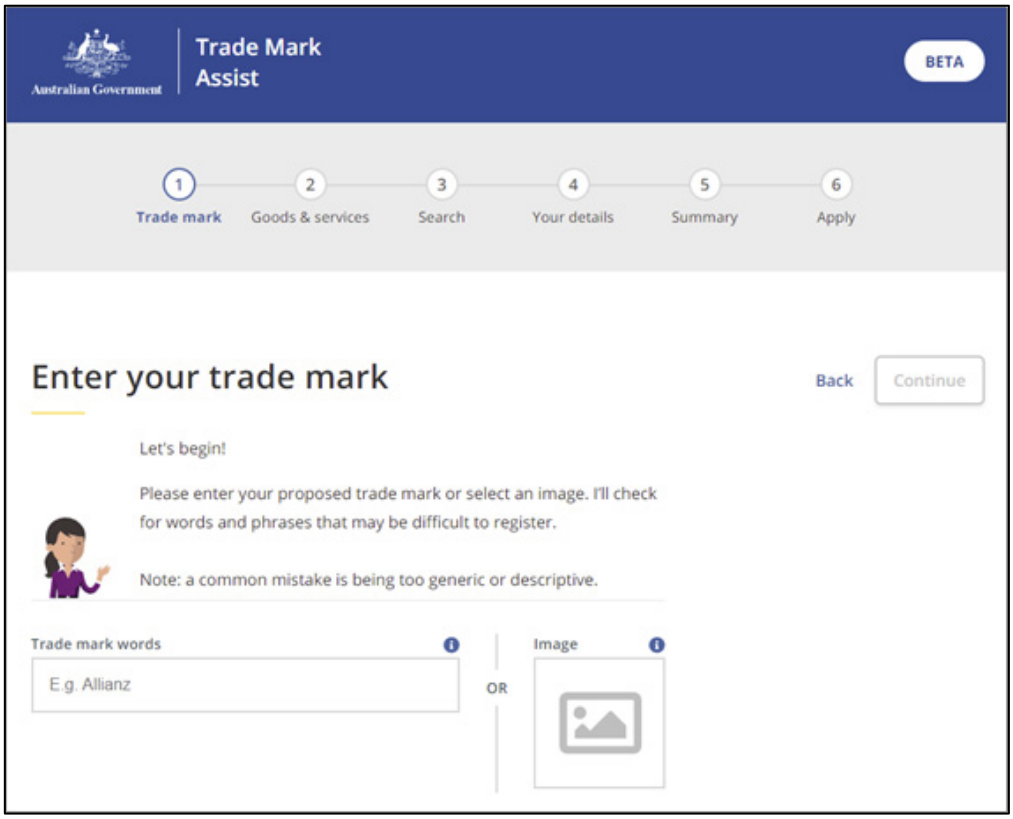

[276] 出典：IP Australia,“Trade Mark Assist”出願画面; http://trademarks.business.gov.au/assist/welcome〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕

指定商品・役務の入力画面で、「事前承認リスト」からの選択入力のみに対応しており、ユーザーが自由に入力することはできない。

検索ボックスにキーワードを入力すると、「事前承認リスト」から候補となる商品・役務を表示させることができるので、ユーザーは、その中から必要な商品・役務を選択すればよい。

指定商品・役務を指定すると、それに応じた出願料金が右側に表示される。

図表 68　商品・役務の入力画面 [277]

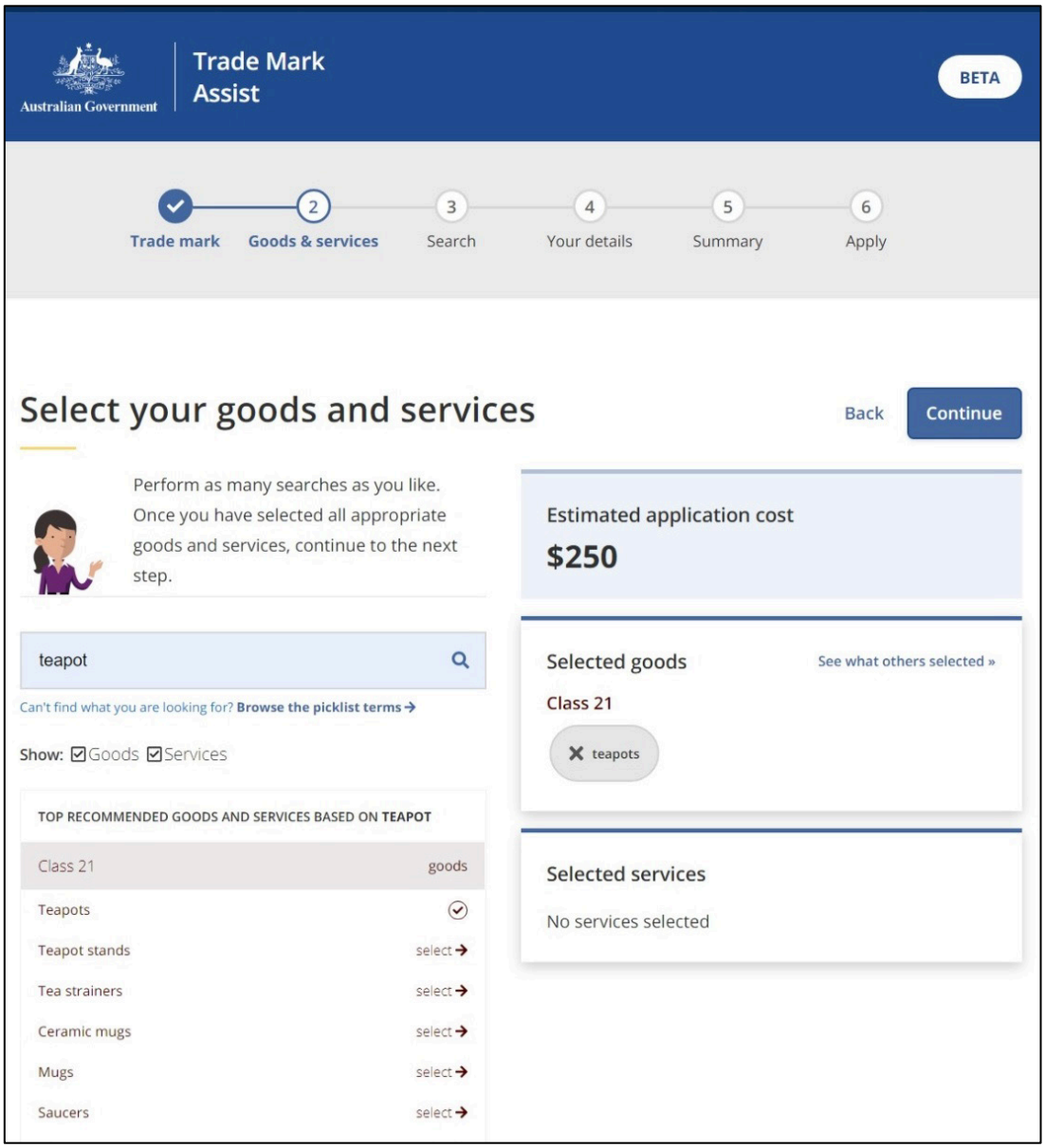

[277] 出典：IP Australia,“Trade Mark Assist”出願画面; http://trademarks.business.gov.au/assist/welcome 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

また、「Trade Mark Assist」には、AI を利用した類似商標の検索機能が搭載されており、ユーザーが入力した商標と指定商品・役務に基づいて、類似商標の検索結果の件数が「results」として表示される。

この部分をクリックすると類似商標の一覧が表示される。

図表 69　出願料金の表示と検索結果への誘導画面 [278]

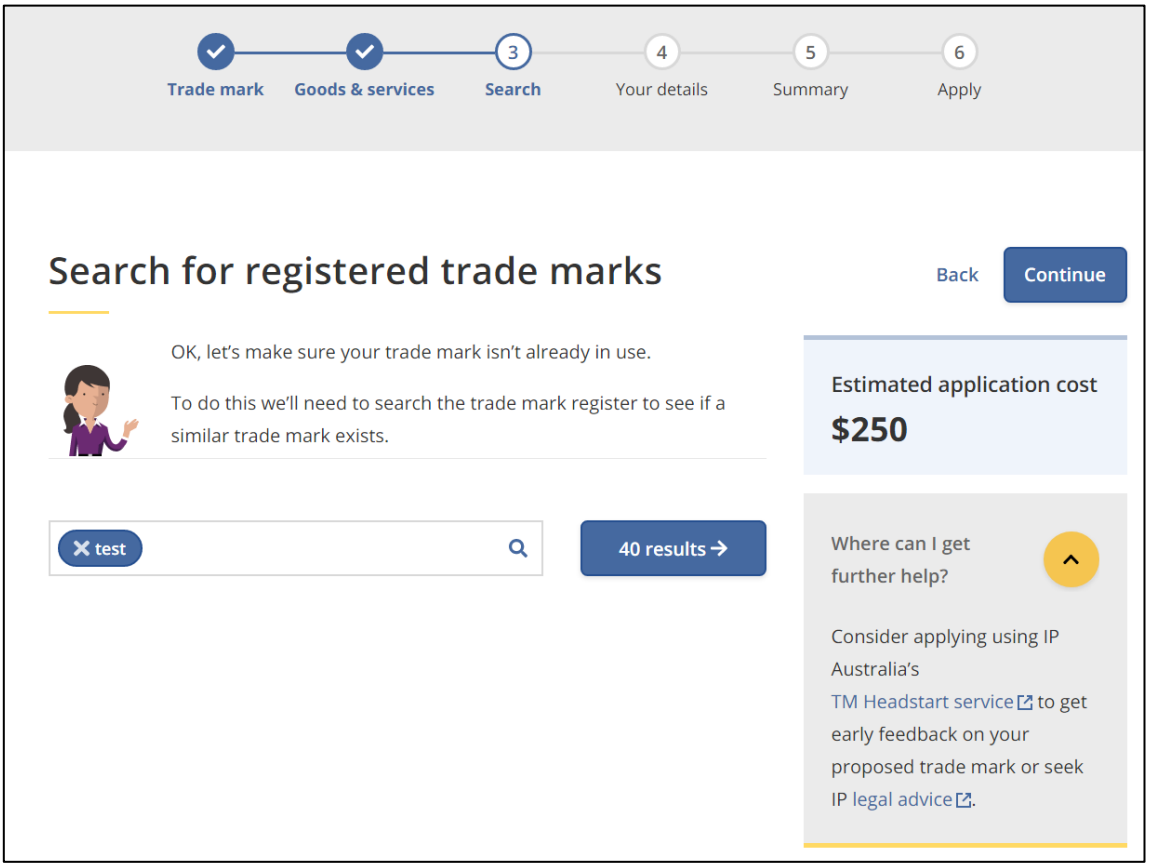

[278] 出典：IP Australia,“Trade Mark Assist”出願画面; http://trademarks.business.gov.au/assist/welcome 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕

図表 70　先行商標の検索結果表示画面 [279]

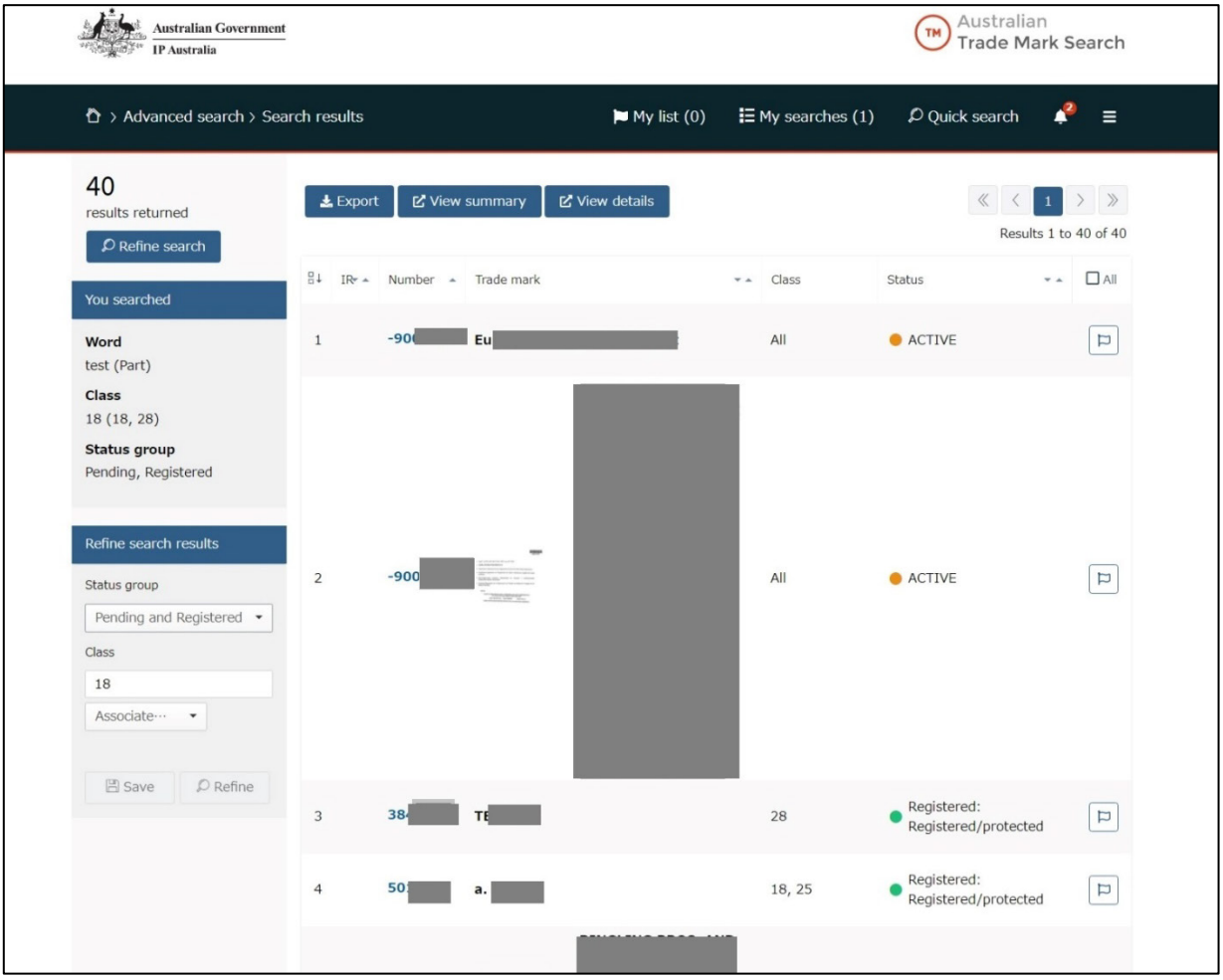

（ｂ）導入時期及び目的

「Online Service」の導入時期について、IP オーストラリアの 1999 年 10 月 22 日付ニュース（アーカイブ）[280]によれば 、IP オーストラリアの新ウェブサイトを構築し、オンラインサービス（online services）として、データベースの検索に加えて、オンラインによる商標出願を 1999 年 9 月に開始する等の変更点が示されている

また、IP オーストラリアのウェブサイト [281]によれば、「Trade Mark Assist」は 2018 年 5 月 4 日より導入された。なお、オーストラリア政府の資料 [282]によれば、2017 年 7 月（2018 会

[279] 出典：IP Australia,“Trade Mark Assist”出願画面; http://trademarks.business.gov.au/assist/welcome 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 12 日〕なお、一部マスキングの加工を行っている。

[280] インターネットアーカイブのウェイバックマシンで以下資料を確認〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
“The new look IP Australia web site” (22 October 1999)
https://web.archive.org/web/20000127171300/http://www.ipaustralia.gov.au/NEWS/news.htm

[281] https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/trade-mark-assist-learn-search-apply 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[282] “IP Australia Artificial Intelligence Initiatives” 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/globalinfra/en/wipo_ip_itai_ge_18/wipo_ip_itai_ge_18_p7.pdf

計年度の第 1 四半期）からパブリックベータ版、2017 年 10 月（2018 会計年度の第 2 四半期）には統合版の記載がみられる。

IP オーストラリアのウェブサイトによれば、「Trade Mark Assist」の目的は、商標の提案、商品・役務の指定、既存の検索を通して、ユーザーの「学習、検索、出願」をサポートすることであり、AI を利用して人的エラーを低減し、出願の質を高めるとしている[283]。

（ｃ）効果

オーストラリア政府の資料[284]によれば、「Trade Mark Assist」を用いて出願された場合に、登録される割合が約 18%向上したと報告されている。また、現地代理人は、「Trade Mark Assist」の機能について、「商標出願が正しい様式で行われているか確認することができる。」と説明している[285]。

② バーチャルアシスタント「Alex」

（ａ）概要

IP オーストラリアは、ウェブサイト上で 24 時間利用可能なバーチャルアシスタント「Alex」を提供している。入力欄から知的財産制度に関する質問を入力すると、それに対する回答や参考となる URL が瞬時に表示される[286]。「Alex」は機械学習機能を備えており、ユーザーからのフィードバックを元に日々改良が行われている[287]。

（ｂ）導入時期及び目的

「Alex」は、AI 技術を活用し、ユーザーと IP オーストラリアの双方にメリットをもたらすことを目的として 2016 年 5 月より導入された[288]。

WIPO のウェブサイトに掲載されている IP オーストラリア長官（2016 年当時）のインタビュー記事[289]によれば、従前、IP オーストラリアでは、問合せの 76%が商標制度に関する質問であったことから、「Alex」も当初は商標制度に関する質問のみを受け付けていたが、

283 https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/trade-mark-assist-learn-search-apply 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
284 REGULATOR PERFORMANCE FRAMEWORK 2018-19 SELF ASSESSMENT 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://www.industry.gov.au/sites/default/files/2020-01/ip-australia-rpf-self-assessment-report-2018-19.pdf
285 現地専門家へのヒアリングに基づく。
286 https://www.ipaustralia.gov.au/beta/virtual-assistant 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
287 https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2018/03/article_0004.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
288 https://www.ipaustralia.gov.au/beta/virtual-assistant 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
289 https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2016/06/article_0006.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

2016 年 9 月からは、特許、意匠、育成者権に関する質問まで取扱い範囲が拡大されたという。

図表 71　バーチャルアシスタント「Alex」[290]

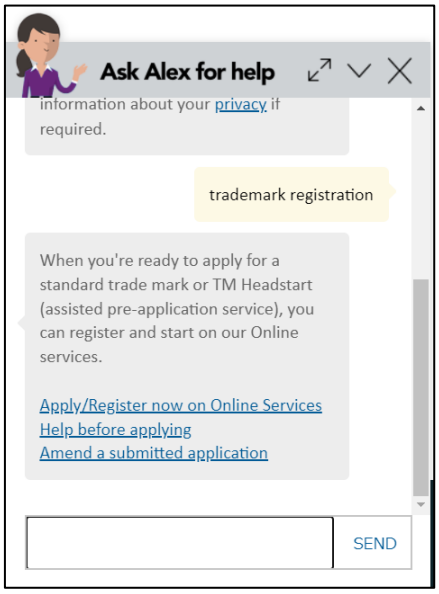

（ｃ）効果

IP オーストラリア長官（2016 年当時）のインタビュー記事によれば、2016 年の「Alex」の導入により、問合せの電話の数が前年度の同時期と比較して約 10%減少したことが記載されている [291]。

また、IP オーストラリアの公表した資料 [292]によれば、「Alex」は 2016 年 5 月から 2018 年 4 月までの 2 年間で 84,454 回の利用があり、「Alex」の回答によって質問が解消したと答えたユーザーは 77%であった。

[290] 出典：IP Australia; australia.gov.au　https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks
[291] https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2016/06/article_0006.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[292] https://www.wipo.int/edocs/mdocs/globalinfra/en/wipo_ip_itai_ge_18/wipo_ip_itai_ge_18_p7.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（7）シンガポール

（ⅰ）概要

① 商標出願及び審査の状況

シンガポール知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore、以下「IPOS」という。）における 2011 年から 2020 年までの商標出願及び登録件数を次に示す。

IPOS における商標出願の審査期間の推移について公表されている資料はないが、現地専門家によれば、現在の FA 期間は約 4～7 か月程度、権利化までの期間は約 9～12 か月とのことであった。

また、IPOS のウェブサイト[293]には、90%以上の出願について FA 期間を 4 か月以内とすること、また、拒絶理由がない場合には登録まで 12 か月以内とすることを宣言している。

図表 72　シンガポールにおける商標出願・登録件数[294]

年（FY）	商標出願件数	商標登録件数
2011	19,025	12,621
2012	20,150	15,603
2013	21,245	12,920
2014	21,856	19,430
2015	23,317	25,789
2016	41,386	53,000
2017	50,035	37,030
2018	51,698	41,204
2019	55,380	56,243
2020	53,197	54,721

[293] https://www.ipos.gov.sg/about-ip/trade-marks/how-to-register
[294] 下記の資料に掲載されているデータを参照した。
https://www.ipos.gov.sg/resources/statistics 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 73　シンガポールにおける商標出願・登録件数の推移 [295]

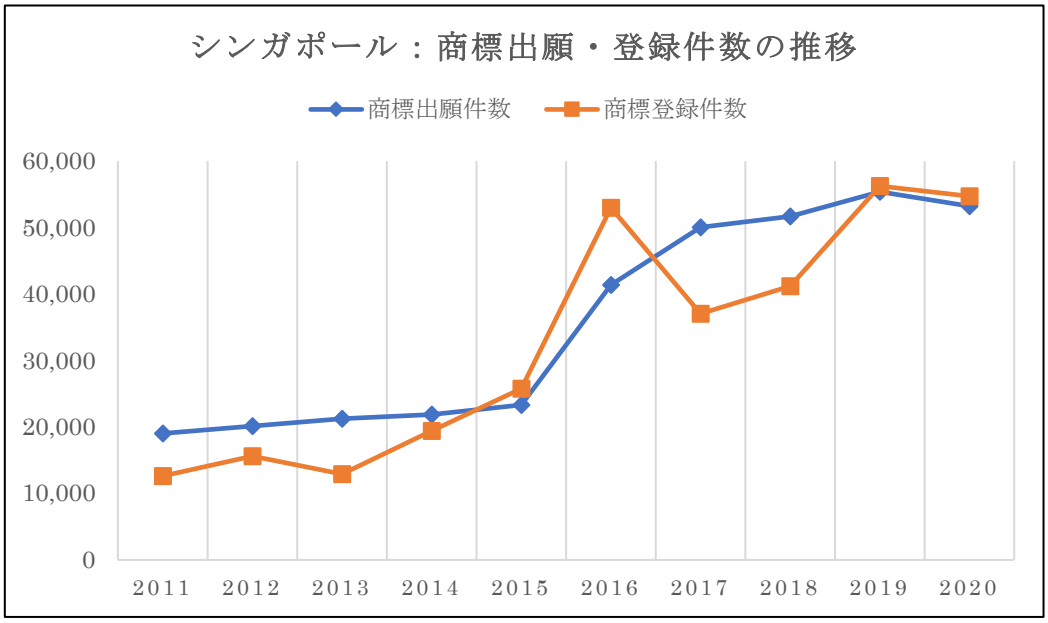

② オンライン出願の普及状況

シンガポールでは、商標規則によって商標出願をオンラインで行うことが義務付けられており、登録機関が別段の許可をしない限り、紙で出願することはできない（シンガポール商標規則 78 条 A（2））。

（ii）指定商品・役務に関する料金等施策

① 指定商品・役務に関する料金等施策について

（a）概要

IPOS は、同庁が承認している商品・役務のリストを「Classification Database」（以下「事前承認リスト」という。）として公表しており、この「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを指定した場合には、出願料金が 30%減額される [296]。

このデータベースには、現行のニース分類による商品・役務のほか、IPOS において国際商標分類に適合していると判断した商品・役務が掲載されている。

IPOS における現行の商標出願料金を以下に示す。

[295] 同上。資料のデータに基づき、独自に作成した。
[296] https://www.ipos.gov.sg/about-ip/trade-marks/managing-trade-marks/forms-fees 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 74　IPOS における商標出願料金 [297]

種類	出願料金（1 区分）
商標、団体標章、証明標章の出願 （SIPO の「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合）	240 シンガポール・ドル
商標、団体標章、証明標章の出願 （上記以外）	341 シンガポール・ドル

（参考：2022 年 2 月 25 日の為替レートは S$1（シンガポール・ドル）=85.28 円）

（ｂ）導入時期及び目的

IPOS が公表している資料によれば、商品・役務を「事前承認リスト」から検索及び指定できる仕組みは 2008 年に導入された [298]。

また、「事前承認リスト」に含まれる商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度は、2017 年 4 月 1 日より導入された [299]。

減額制度の導入の目的について、現地専門家は「シンガポールの企業やスタートアップが、自社ブランドを簡単にかつ低コストで保護できるようにすることである。これは IPOS の「IP ランドスケープ」における「イノベーションと創造性の奨励」のコミットメントにも沿うものである。」と説明している [300]。

（ｃ）効果

現地専門家は、「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを指定した場合のメリットについて、「商品・役務の記載に関する拒絶理由等を受けることがなくなる。商品・役務の記載を許容される表現に修正するための不必要な費用を節約できることに加えて、登録手続が迅速化される。」と指摘するが、一方で、デメリットについては、「『事前承認リスト』で利用可能な商品・役務のみに制限されるため、出願人が保護を受けられる範囲が制限される場合もある。」と指摘する [301]。

② ファストトラック制度（SG IP Fast Track）

---

297 https://www.ipos.gov.sg/about-ip/trade-marks/managing-trade-marks/forms-fees 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

298 “IPOS OUR TRANSFORMATION STORY” p.17,75 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/about-ipos-doc/ipos_20th-anni-book.pdf

299 https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/latest-(2017)-circular-no-1---fee-revision-and-gst-(patents-and-designs).pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

300 現地専門家へのヒアリングに基づく。

301 現地専門家へのヒアリングに基づく。

（ａ）概要[302]

IPOS では、現在、主に特許出願を対象としたファストトラック制度「The SG IP Fast Track」が 2022 年 4 月 29 日までの期間限定で試行的に運用されており、所定の要件を満たした場合は商標出願もファストトラックの対象となる。

商標出願についてファストトラック制度を利用するためには、以下の要件を満たす必要がある。

（ア）出願人が、先に IPOS のファストトラック制度を利用して特許出願を行っていること。

（イ）先の特許出願がファストトラック制度の対象に選定された旨の通知を受けてから、1 か月以内に商標出願を行うこと。

（ウ）商標出願が下記の要件を満たすものであること。

- 特許出願に関連しているものであること。
- 「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを指定すること。
- シリーズ商標、証明標章、団体標章、非伝統的商標でないこと。
- 審査官からのファーストアクションには 1 か月以内に応答し、2 回目のアクションには 2 週間以内に応答すること。なお、期限の延長はできない。

商標出願がファストトラック制度の対象になると、拒絶理由がなければ出願から 3 か月程度で登録される。また、拒絶理由があった場合でも 6 か月程度で登録されることから、通常の審査期間（約 12 か月）と比較すると審査期間が約半分に短縮される。

（ｂ）導入時期及び目的

IPOS が公表している資料[303]によれば、2020 年 5 月 4 日から、特許出願を対象としたファストトラック制度「The SG IP Fast」が試験的に運用されていたが、2020 年 9 月 1 日より、特許出願と関連する商標出願及び意匠出願にも対象を拡大し、制度の名称も「The SG IP Fast Track」に変更された。

同資料において IPOS は、制度導入の目的について、企業の知的財産を適切に保護し、それぞれの知財戦略に沿った知財ポートフォリオを構築することであるとしている。

なお、IPOS のウェブサイトには、ファストトラック制度は 2022 年 4 月 22 日までの期間

302 https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2020)-circular-no-6---expansion-of-sg-patent-fast-track-programme-on-1-september-2020.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

303 同上。

限定の試行プログラムであると説明されており、本格的に導入されるかどうかは現時点では不明である[304]。

（ｃ）効果[305]

現地専門家は、ファストトラック制度が商標にも拡張されたことは「シンガポールの出願人にとって非常に歓迎されること」であり、「企業や発明者が権利範囲を確実に把握でき、シンガポールから世界市場に参入する手段が得られる。」と肯定的に評価している。

その一方で、通常の出願では拒絶理由に対する応答期間が 4 か月であるのに対し、ファストトラックでは 1 か月しかないため、「1 か月の応答期間内に、拒絶理由通知に対応するためにクライアントに報告し、助言し、クライアントからの指示を受けることは非常に困難である。」という指摘もあった。

（iii）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願システム「IP^{2}SG」[306]

（ａ）概要

IPOS は、知的財産権の出願を WEB ブラウザ上で行うことのできるオンライン出願システム「IP^{2}SG」を提供している。このツールで出願を行うためには、シンガポール政府のサービスを利用するための専用アカウント（Singpass）に登録する必要がある。なお、アカウントを持っていない者でも、検索ツール等の一部の機能は利用可能である。

商標出願書類の入力は、出願人及び代理人情報、商標の種類、商標画像のアップロード、非伝統的商標であるか否か、翻訳文等の入力、連絡先、指定商品・役務の入力の順で行う。

指定商品・役務の入力方法は、IPOS の「事前承認リスト」からキーワード検索する方法と、ユーザーが自由に入力する方法が利用できる。キーワード検索する場合は、検索ボックスに単語を入力すると、候補となる商品・役務の一覧が表示される。

304 https://www.ipos.gov.sg/about-ip/patents/how-to-register/acceleration-programmes 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
305 現地専門家へのヒアリングに基づく。
306 https://www.ipos.gov.sg/eservices 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 75　商標の入力画面 [307]

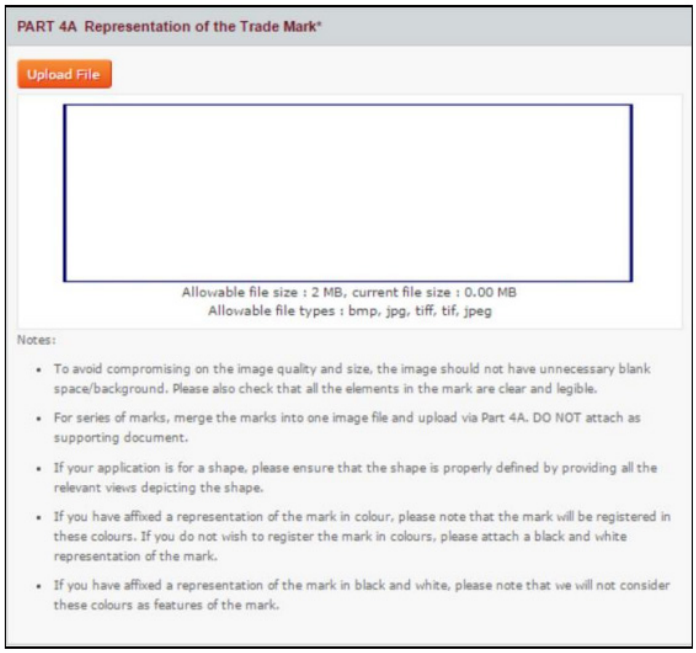

図表 76　指定商品・役務の入力画面（キーワード検索）[308]

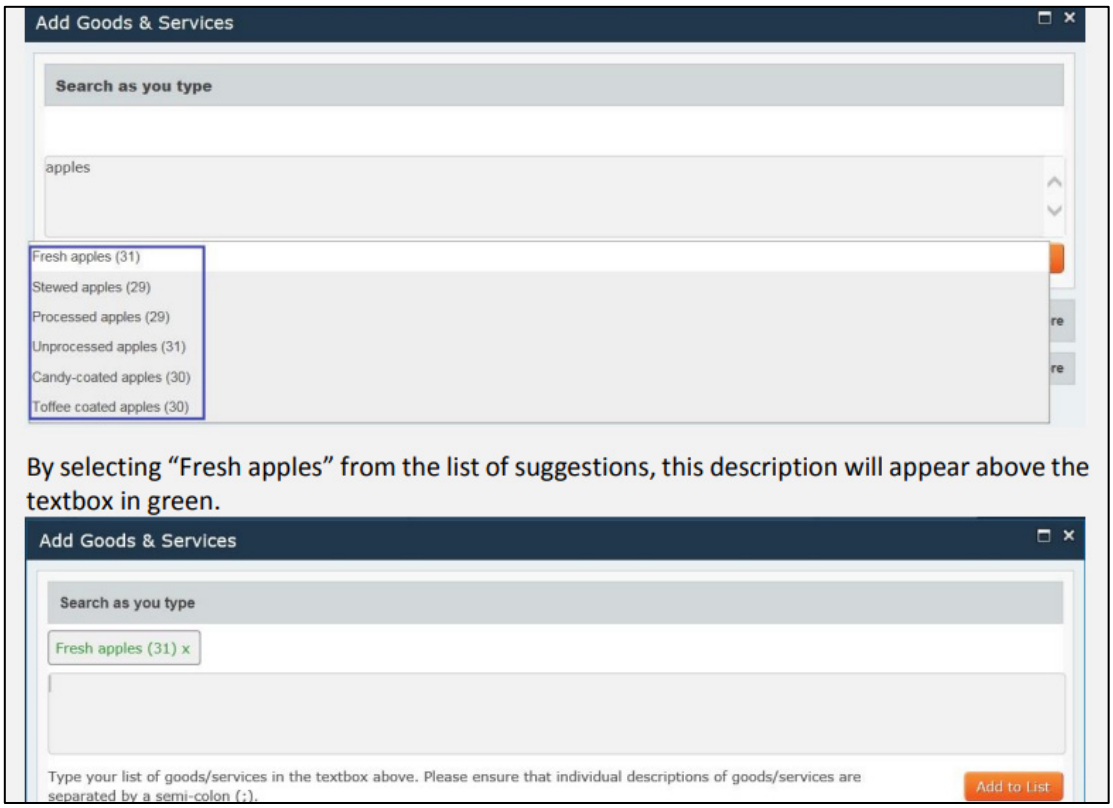

[307] 出典：IPOS” IP²SG User Manual e-Filing Form TM4” P.13 より引用した。
https://ip2sg.ipos.gov.sg/Layouts/RPSWP/WP/UserManual.aspx 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[308] 出典：IPOS” Form TM4 User Guide” P.11 より引用した。
https://ip2sg.ipos.gov.sg/Layouts/RPSWP/WP/UserManual.aspx 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

ユーザーは、「Advanced Search」機能を利用して、より精緻な検索を行うこともできる。この機能では、IPOS が承認している「事前承認リスト」だけでなく、「ASEAN TM Class」、「ニース分類」、「TM5 ID list」からの検索も可能であり、ユーザーはデータベースと区分を指定して検索することができる。

また、一番下に「Manual Entry」（手入力）というボタンがあり、これをクリックすると、リストを利用せずに商品・役務を自由に入力することができる。

図表 77　商品・役務の検索機能 [309]

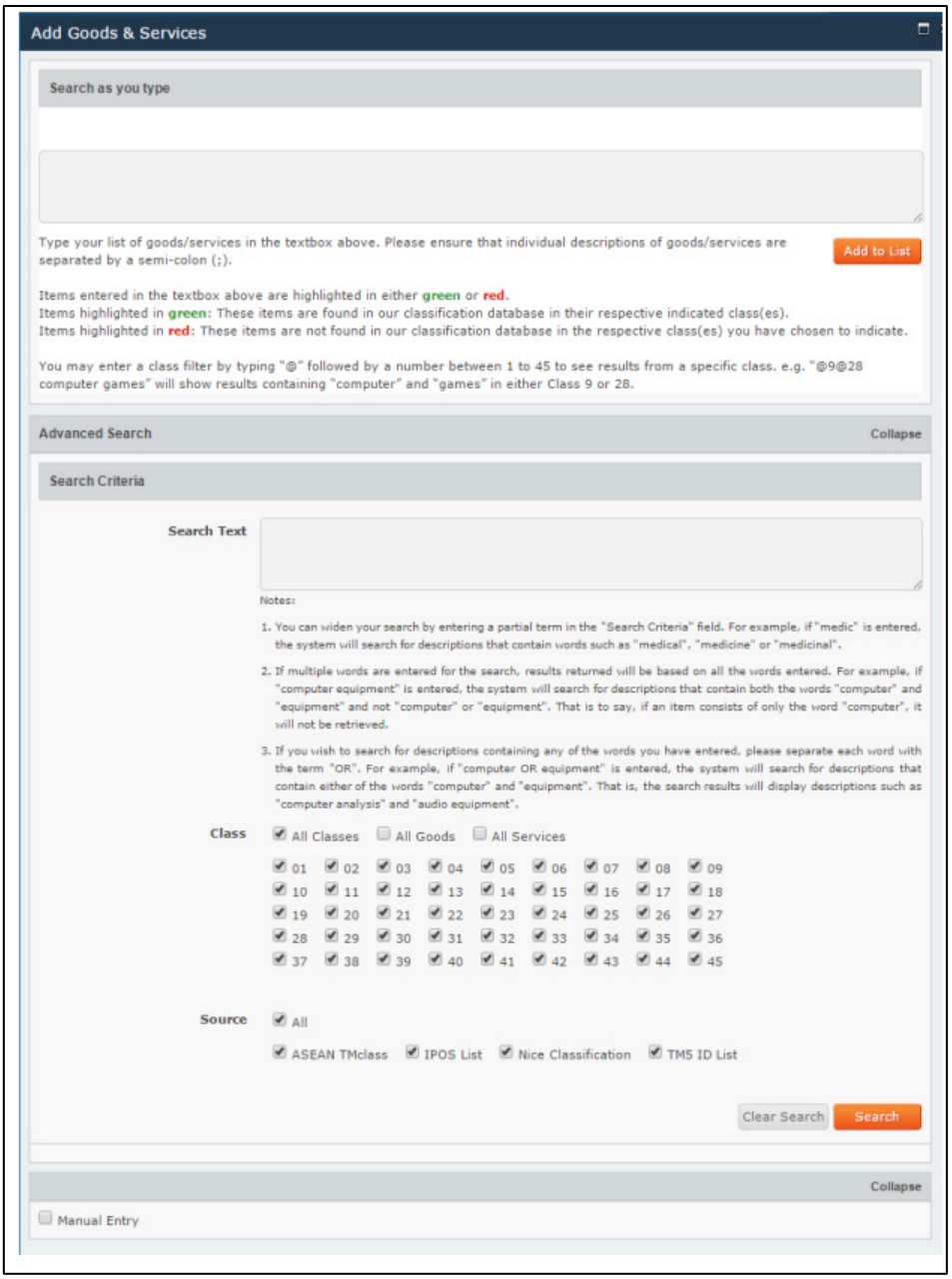

[309] 出典：IPOS" IP²SG User Manual e-Filing Form TM4" P.18 より引用した。
https://ip2sg.ipos.gov.sg/Layouts/RPSWP/WP/UserManual.aspx 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

【色分けによる表示機能】

IPOS の商品・役務入力機能では、IPOS が承認している「事前承認リスト」に掲載されている用語は緑色で表示され、それ以外の用語は赤色で表示される[310]。

これにより、ユーザーは、自分が入力した商品・役務が「事前承認リスト」に掲載されているかどうかを一目で確認することができる。また、全て緑色で表示されている区分については出願料金が減額されることから、減額の対象となるかどうかも確認できる。

なお、現地専門家からは、IPOS では、商品・役務の記載が IPOS の「事前承認リスト」に含まれているかを判断するためのプログラム（Microsoft Excel を利用したもの）を配布しているという報告もあった。ただし、更新される度にダウンロードをし直す必要があるため、あまり利用していないという指摘もあった[311]。

願書の入力が終了すると、料金に関する情報が表示される。

図表 78　料金情報の表示欄[312]

Summary

Total Amount	$821.00
Date of Payment	31/03/2017 02:24 PM
Receipt No.	R201703310002Q
Payment Method	VISA/MasterCard

Please save or print a copy of the receipt for future reference.

【モバイルアプリの概要】

IPOS では、商標の出願・経過情報の確認・検索・期間更新の手続に対応したモバイルアプリ「IPOS GO Mobile」も提供している[313]。

モバイルアプリについて、現地専門家からは、「AI を利用して IPOS のデータベースから類似商標を検索して表示する機能も搭載されている。」、「このアプリを使用して商標出願を行うためには、個人アカウント（Singpass）を使用してログインするか、企業のビジネスアカウントを使用してログインする必要がある。」「ユーザーは商品・役務を自由に指定することができない。業界で一般的に出願されている項目を閲覧するか、キーワード検索によって項目を追加する方法のいずれかに制限されている。」という報告があった[314]。

---

310 IPOS IP²SG User Manual e-Filing Form TM4”を参照。
311 現地専門家へのヒアリングに基づく。
312 出典：IPOS ”Form TM4 User Guide” P.24 より引用した。
https://ip2sg.ipos.gov.sg/Layouts/RPSWP/WP/UserManual.aspx 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
313 https://www.ipos.gov.sg/eservices/ipos-go 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
314 現地専門家へのヒアリングに基づく。

（ｂ）導入時期及び目的

IPOS のウェブサイトによれば、オンライン出願システム「IP²SG」は、特許・商標・意匠に係る手続を 1 つのプラットフォームから可能にすることを目的として、2014 年 2 月 14 日に導入された[315]。

また、モバイル版の「IPOS Go Mobile」アプリは、移動中でも主要な機能にアクセス可能とすることを目的として、2019 年 8 月 21 日に導入された[316]。

（ｃ）効果[317]

現地専門家からは、シンガポールのユーザー（代理人を含む）は通常、PC 版のオンライン出願システム「IP²SG」を利用しており、「IPOS Go Mobile」アプリは、代理人に依頼せずに自分で出願するユーザーに向けた追加オプションであるという報告があった。

また、オンライン出願システム上で、入力した商品・役務の記載が「事前承認リスト」に掲載されているものと一致しているかどうかを自動的に判定し、一致している項目は緑色、一致していない項目は赤色で表示する機能は、利便性が高く、拒絶理由の減少に役立っているという意見があった。

② 出願支援ポータルサイト（出願前のチェックツール）

IPOS では、ユーザーの商標出願の準備をサポートする「How to Register」[318]というサイトを提供しており、出願前にチェックすべき項目として下記の点を説明している。

（ア） 登録の対象となる商標かどうか
（画像で表示できること、他人の商品・役務と区別できること、商品・役務の単なる説明でないこと、一般名称でないこと、既に存在する商標と混同しないこと）
（イ）類似する商標が存在するかどうかについて調査を行ったか
（ウ）出願する分類（区分）は適切か
（エ）専門家の支援が必要か

このサイトが公開された時期は不明であるが、出願に不慣れなユーザーであっても手順が理解できるように図表等を用いて説明されており、主に個人や中小企業のユーザーに向けたツールであると考えられる。

315 https://ip2sg.ipos.gov.sg/Layouts/RPSWP/FAQ/FAQP.aspx 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
316 https://www.ipos.gov.sg/eservices/ipos-go 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
317 現地専門家へのヒアリングに基づく。
318 https://www.ipos.gov.sg/about-ip/trade-marks/how-to-register 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（８）台湾

（ｉ）概要

① 商標出願及び審査の状況

台湾経済部智慧財産局（Taiwan Intellectual Property Office、以下「TIPO」という。）における 2011 年から 2020 年までの商標出願件数、登録件数、平均 FA 期間及び平均 TP 期間を以下に示す。

出願件数は 2019 年から 2020 年にかけて大幅に増加したが、平均 FA 期間及び平均 TP 期間はいずれも短縮化されている。

図表 79　商標出願・登録件数及び平均審査期間 [319]

年（FY）	商標出願件数	商標登録件数	平均 FA 期間（単位：月）	平均 TP 期間（単位：月）
2011	67,620	48,315	6.0	8.0
2012	74,357	61,918	5.8	8.6
2013	74,031	60,557	5.8	8.0
2014	75,933	66,257	5.7	7.8
2015	78,523	62,993	5.5	7.5
2016	79,300	68,177	5.4	8.6
2017	83,802	74,226	5.1	7.0
2018	84,816	71,809	5.0	6.7
2019	84,794	70,785	5.2	6.7
2020	94,089	78,849	4.7	6.5

[319] 下記の資料に掲載されているデータを参照した。
“TIPO Annual Report 2016”（英語版）P.14, P. 30,
“TIPO Annual Report 2020”（英語版）P.34, P.118
https://www.tipo.gov.tw/en/lp-309-2.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 80　台湾における商標出願・登録件数の推移 [320]

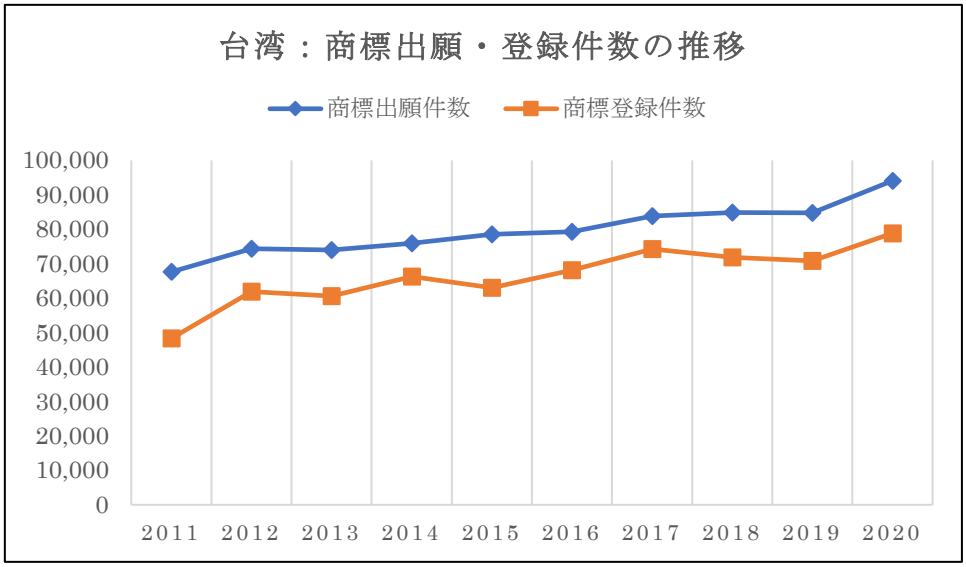

図表 81　台湾における審査期間の推移 [321]

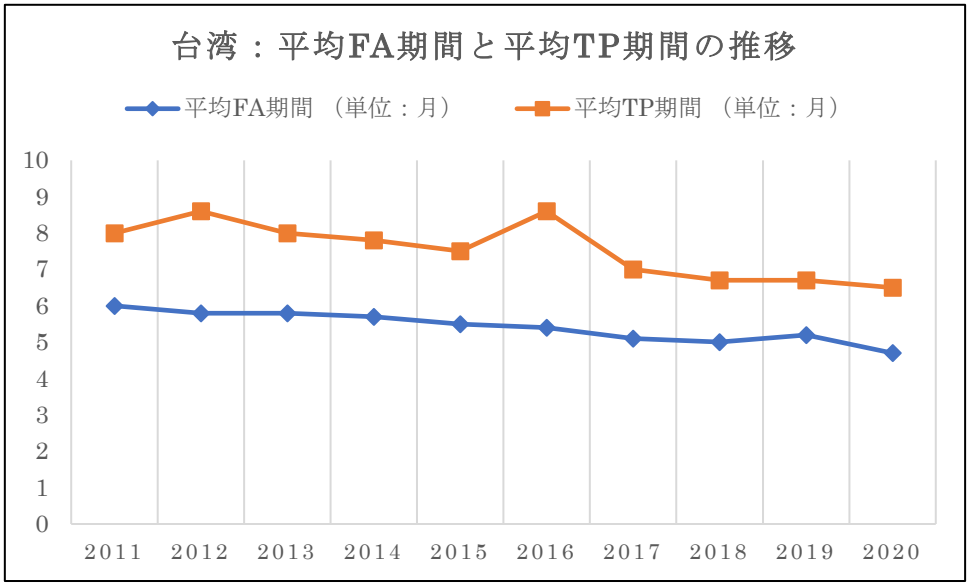

TIPO では、近年、商標の審査期間が短縮されているが、現地専門家は、「TIPO が審査官の増員や審査業務の効率化に努めてきた成果である。また、2020 年に商標のファストトラック制度が導入され、全商標出願の約 60%がファストトラックの対象となっており、このことも審査期間の短縮化に寄与している。」と分析している [322]。

320 同上。資料に掲載されているデータに基づき独自に作成した。
321 同上。資料に掲載されているデータに基づき独自に作成した。
322 現地専門家へのヒアリングに基づく。

② オンライン出願の普及状況

TIPO では近年オンライン出願化を推進しており、2020 年版年次報告書[323]によれば、2016 年に 66.4%であった商標のオンライン出願比率は、2020 年には 84.0%に達した。

図表 82　TIPO におけるオンライン出願比率[324]

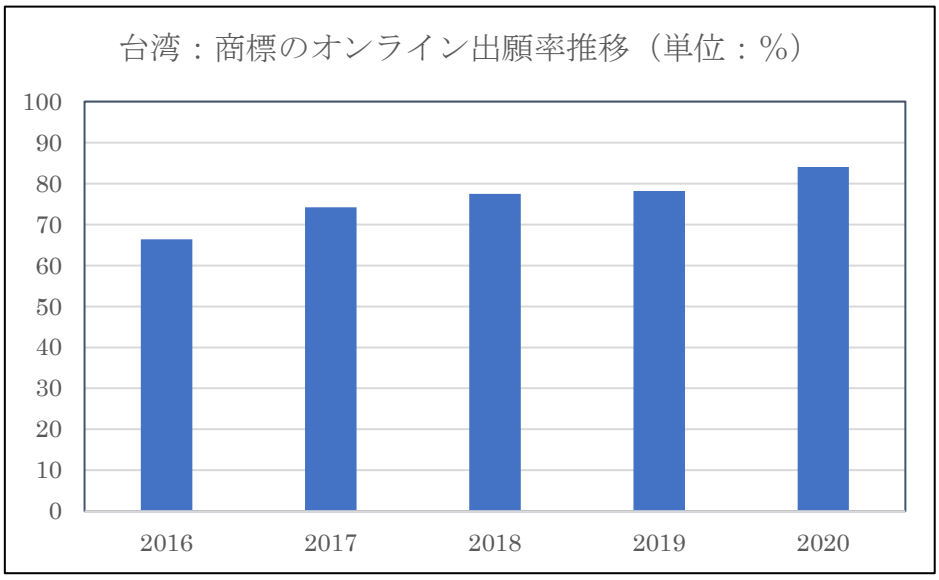

（ii）指定商品・役務に関する料金等施策

① 指定商品・役務に関する料金等施策について

（a）料金施策の概要[325]

【オンライン出願に対する減額】
オンラインで出願した場合、出願料金が 10%（1 区分につき 300 台湾ドル）減額される。

【商品・役務の指定方法に応じた減額】
TIPO が承認している商品・役務リスト「電子申請系統参考名称」（以下「事前承認リスト」という。）に記載されている商品・役務のみを指定した場合は、1 区分につき更に台湾 300 ドルが減額される。「事前承認リスト」[326]は TIPO のウェブサイト上で公開されており、定期的に更新が行われている。

[323] “TIPO Annual Report 2020”（英語版）49 頁
[324] “TIPO Annual Report 2020”（英語版）49 頁のデータに基づいて独自に作成した。
[325] https://topic.tipo.gov.tw/trademarks-tw/cp-537-860499-15903-201.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[326] https://twtmsearch.tipo.gov.tw/OS0/OS0303.jsp 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

【商品・役務の個数に応じた増額】

1 区分中の指定商品の個数が 20 を超えた場合には、超過した数に応じて出願料金が増額される。また、第 35 類における小売等役務の個数が 5 を超えた場合にも、超過した数に応じて出願料金が増額される。

TIPO における商標出願料金を以下に示す。

図表 83　TIPO における商標出願料金 [327]

出願方式	出願料金（区分毎）
紙出願	3,000 台湾ドル （団体標章、証明標章の場合は 5,000 台湾ドル） ・ただし、第 1 類～第 35 類について 1 区分内の指定商品の数が 20 を超える場合は、超過分について 1 個につき 200 台湾ドルが加算される。 ・また、第 35 類の小売役務を 5 つ以上指定した場合は、超過分について 1 個につき 500 台湾ドルが加算される。
オンライン出願	・上記金額より 300 台湾ドルが減額される。 ・また、TIPO の「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合は、更に 300 台湾ドルが減額される。

（参考：2022 年 2 月 25 日の為替レートは NT$1(台湾ドル)=4.12 円）

（ｂ）導入目的及び時期

TIPO の 2010 年版年報によれば、TIPO が提供している「参考名称」（商品・役務リスト）に含まれる商品・役務のみ指定すると出願料金が減額される制度は、2010 年の商標料金規則改正により、2011 年 2 月 1 日に導入された [328]。

同年報には、「現行の料金体系は出願区分数に基づいているため、一部の出願人が非常に多くの商品・役務を指定する可能性があり、審査のコストと負担の増加につながるおそれがあった。そのため、審査コストを合理化して実効性を図るために料金体系の調整を行った。」との説明があり [329]、審査効率化を目的として導入された制度であるといえる。

[327] https://topic.tipo.gov.tw/trademarks-tw/cp-537-860499-15903-201.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[328] 「経済部智慧財産局年報 99 年版」（2010 年版）p.25
https://www.tipo.gov.tw/public/Attachment/392414202547.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[329] 同上。

一方で、1 区分数内の指定商品の数が 20 を超えた場合に料金が加算される制度については、正確な導入時期を確認することができなかった。

（ｃ）効果

減額制度の効果について、現地専門家からは、「『事前承認リスト』に含まれている商品・役務のみを指定した場合には、商品・役務について審査官から拒絶理由や補正指令を受けることはない。」、「減額制度が導入されてから、『事前承認リスト』の商品・役務を指定する機会が増えた。『参考名称』から選択することで通知を受けることがなくなり、早期権利化・費用削減に役立つ。」という意見があった[330]。

一方、加算制度の効果について、現地専門家からは、「指定商品数の抑制ができる点」はメリットであるが、「審査官が認定する商品個数が、出願人（代理人）が認定する商品個数と相違した場合は、補正通知が出され、追加で料金を支払わなければならず、手続が煩雑となる」ことや、「35 類の特定小売卸売役務の場合、5 個を超えると超過庁費用が発生するという規定となっているが、場合によっては 5 個を容易に超えてしまい、費用負担が大きくなる」こと等のデメリットに関する指摘もあった[331]。

TIPO では、2012 年以降、出願件数が増加しても FA 期間が短縮傾向にあり、料金施策が審査効率化に一定程度寄与した可能性がある。

② ファストトラック制度（中国語表記「快軌機制」）

（ａ）施策の概要

TIPO には、商標の審査を通常よりも早く受けることができるファストトラック制度（中国語で「快軌機制」）がある。ファストトラック審査の対象とされるための要件は、以下のとおりである[332]。

（ア）オンライン出願であること
（イ）TIPO が公開している「事前承認リスト」（電子申請系統参考名称）に含まれている商品・役務のみを指定していること
（ウ）委任状等の必要書類を出願時に提出すること
（エ）出願する商標が、非伝統的商標（立体、音等）、証明標章、団体標章でないこと
（オ）TIPO が指定する方法（電子決済等）で料金を納付すること

330 現地専門家へのヒアリングに基づく。
331 現地専門家へのヒアリングに基づく。
332 https://topic.tipo.gov.tw/trademarks-tw/cp-509-875648-5b4e7-201.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

上記要件を全て満たす出願は、自動的にファストトラック制度の対象となり、審査期間が通常の場合よりも 1～1.5 か月程度短縮される。

（ｂ）導入目的及び時期[333]

ファストトラック制度は、商標出願件数が年々増加する中で、審査官の業務負担を減らし、かつ、出願人が早期に審査結果を知るようにすることを目的として導入された。

2020 年 5 月から試行的に導入され、2021 年 5 月 1 日より正式に運用が開始された。

（ｃ）効果

TIPO が公表した資料によれば、2020 年 5 月から 2021 年 2 月までの間にファストトラック制度が適用された出願の数は 4 万 9,000 件であり、これは商標出願件数全体の 58～62%に相当する[334]。

また、2020 年版年次報告書[335]には、ファストトラック審査が適用された案件の審査期間は、通常の案件に比べて平均 2 か月ほど短縮されたという報告がある。

TIPO では 2019 年から 2020 年にかけて FA 期間が 5.2 か月から 4.7 か月に短縮しているが、これは、半数以上の出願がファストトラック制度の対象となることで審査業務が効率化され、商標出願全体の FA 期間の短縮化につながった可能性がある。

ただし、現地専門家からは、「商標出願件数の増加により、台湾での商標審査の FA 期間が伸びてきており、それに伴い、ファストトラックの FA 期間も少しずつ伸びてきている。」という報告もある[336]。

また、ファストトラック制度には、早期権利化が図れることや、追加料金がなく利用のハードルが低いという利点がある一方で、「事前承認リスト」では必ずしも出願人が希望する範囲をカバーできないことや、優先権を伴う出願では基礎出願の範囲を超えることができないため、ファストトラック制度を利用できない場合があるという指摘もあった[337]。

[333] https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-87-889201-15cf6-1.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[334] 同上。
[335] 「経済部智慧財産局年報 109 年」（2020）p.37
https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-177-483190-adbf7-1.htmlP37 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[336] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[337] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

（iii）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願ツールの概要

（a）概要

TIPO はウェブサイト上で、オンライン出願のためのプラットフォーム「知的財産権 e 網通」[338]を提供している。

オンライン出願を行う際には、個人又は法人等を証明する「電子憑證」（デジタル身分証）が必要である。また、台湾域内に居所や事業所を持たない出願人は、台湾の代理人に手続を委任する必要がある。

図表 84　オンライン出願ツールの説明画面 [339]

台湾におけるオンライン商標出願ツールは、「新電子出願システム（HTML 版）」、「新電子出願システム（Word 版）」、「インターネット出願システム」の 3 種類がある。

このうち、「新電子出願システム（HTML 版）」と「新電子出願システム（Word 版）」は、ユーザーの PC 上に専用のソフトウェアをダウンロードして利用するのに対し、「インターネット出願システム」は、WEB ブラウザ上で出願を行うことができる。

なお、現地代理人からは、商標出願を代理する事務所や弁理士の多くは「新電子出願システム」（Word 版）を利用しているという報告があった [340]。

3 つの出願ツールの特徴を以下に比較して示す。

[338] https://tiponet.tipo.gov.tw/030_OUT_V1/home.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[339] 出典：台湾経済部智慧財産局，「智慧財産局 e 網通」https://tiponet.tipo.gov.tw/030_OUT_V1/caseApplication/prepare.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[340] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

図表 85　台湾における出願ツールの種類 [341]

	新電子出願システム（HTML 版）	新電子出願システム（Word 版）	インターネット出願システム
出願の種類	商標、特許・意匠・実用新案に対応	商標、特許・意匠・実用新案に対応	商標のみ
主なユーザー	事務所・個人	事務所・個人	個人
利用比率	4.5%	92%	3.5%
専用ソフトのダウンロード	必要	必要	不要（WEB ブラウザから出願）
願書の入力方法	Word 又は OpenOffice のファイル	Word ファイル	直接入力する

以下に、事務所や弁理士等の多くが利用している「新電子出願システム（Word 版）」と、WEB ブラウザ上で出願を行う「インターネット出願システム」の操作方法と代表的な操作画面を紹介する。

（ア）新電子出願システム（Word 版）

このツールを利用して出願するためには、事前に TIPO のサイトから、Microsoft Word を利用して願書を作成するための専用ソフトウェアをダウンロードし、ユーザーの PC にインストールしておく必要がある。

このソフトウェアでは、出願書類の作成から TIPO への提出までを行うことができる。

また、料金計算も自動で行われ、願書に記入される。

指定商品・役務の入力方法は、「事前承認リスト」から選択して入力する方法と、ユーザーが自由に入力する方法の両方が利用できる。「事前承認リスト」から選択する場合には、直接リストを参照して選択できるほか、キーワード検索を行って候補となる商品・役務を探すことも可能である。

[341] 下記のウェブサイトの情報に基づいて作成した。
https://tiponet.tipo.gov.tw/030_OUT_V1/caseApplication/prepare.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 86　Word を利用した願書の作成画面 [342]

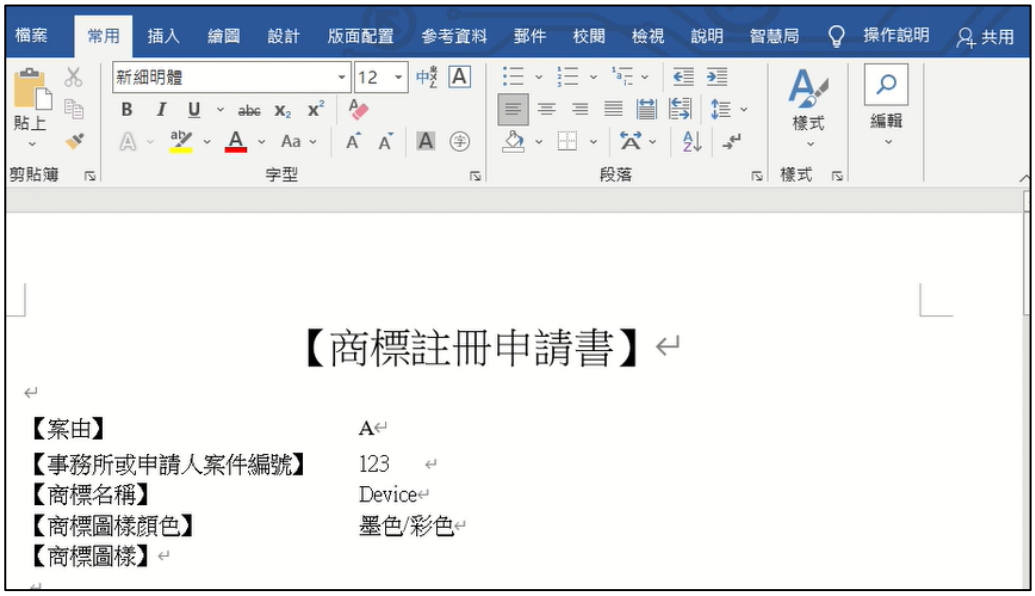

図表 87　指定商品・役務の入力画面 [343]

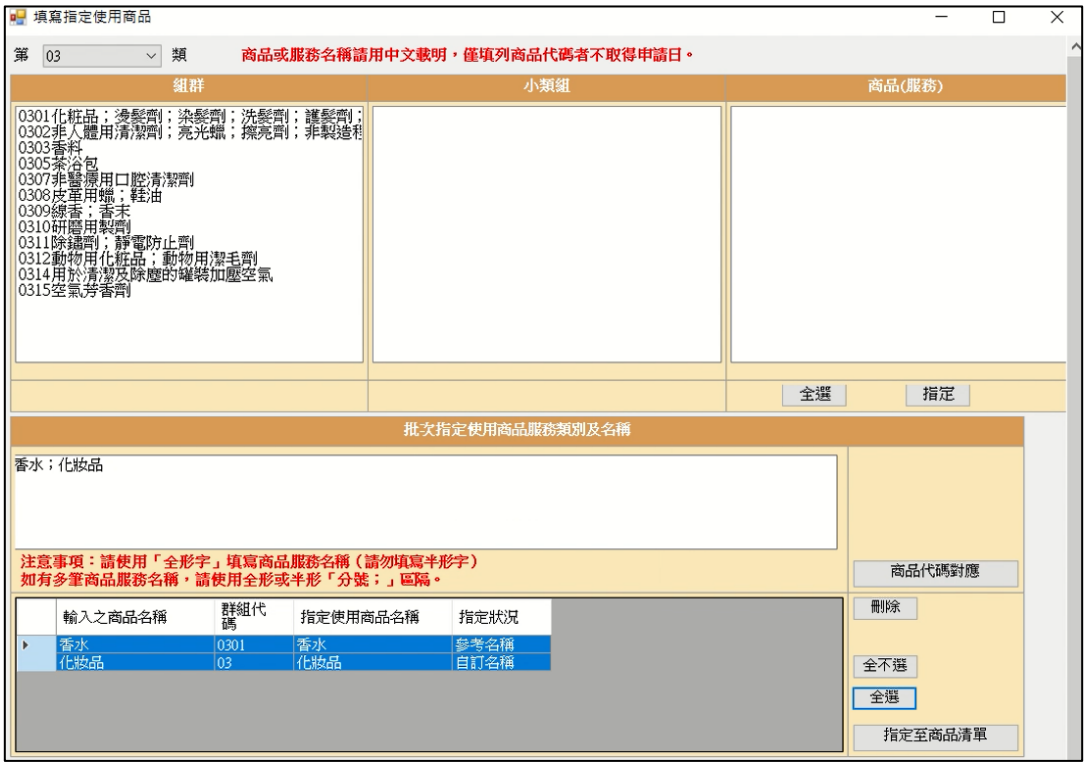

ドロップボックスから区分を選ぶと、「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のリストが階層的に表示され、その中から必要な商品・役務を選択する。

342 出典：台湾経済部智慧財産局　「新電子出願系統（Word）」　出願画面
343 出典：台湾経済部智慧財産局　「新電子出願系統（Word）」　出願画面

また、商品・役務をユーザーが任意の表現で入力した場合は、入力された商品・役務が「参考名称」に掲載されているかどうかが判別されて表示される。

（イ）インターネット出願システム（中国語表記「線上申請」）

このツールでは、WEB ブラウザ上で直接必要事項を入力して願書を作成する。

願書の提出方法は 2 種類あり、ユーザーは、紙の願書を作成して TIPO に郵送する方法（紙申請）と、電子的に作成した願書を TIPO にオンライン送信する方法（電子申請）のいずれかを選択することができる。はじめに紙申請と電子申請のいずれかを選択すると、出願書類の作成の画面に進む。

画面の指示に従い、①商標の態様（商標の種類、文字、画像等の入力）、②優先権主張に関する情報、③出願人及び代理人情報、④指定商品・役務、⑤その他の情報の順に入力していくと願書が完成する。また、委任状等の添付書類もアップロードすることができる[344]。

商品・役務の入力画面では、区分と類似群コードを入力すると商品・役務が表示され、その中から選択できる。また、商品・役務を検索するツールにリンクが貼られている。

図表 88　指定商品・役務の入力画面[345]

344 TIPO のチュートリアル「線上教学」の説明を参照。
https://tiponet.tipo.gov.tw/100_OUT_V1/onlineTeaching/electronicApplication.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

345 出典：台湾経済部智慧財産局,「線上教学」；
https://tiponet.tipo.gov.tw/100_OUT_V1/onlineTeaching/electronicApplication.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 89　出願書類の確認画面 [346]

必要事項の記入が完了すると、作成した願書の印刷イメージが表示され、記載内容を確認することができる。ユーザーは記載内容が正しいことを確認してから送信を行うことができる。

【新しいインターネット出願ツールの開発】

TIPO のウェブサイト [347]によれば、2022 年 2 月 15 日より、これまでのインターネット出願ツールに加えて、新しいインターネット出願ツールが導入された。このツールは、従前のインターネット出願ツールよりも操作が簡略化されており、①商標の入力、②商品・役務の指定、③出願人情報の入力、④必要書類の添付、⑤出願内容の確認、の５つのステップで出願が完了するように構成されている。

また、この新しいインターネット出願ツールは、モバイル端末にも対応している。

同ウェブサイトによれば、このツールは現在、一般的な商標（文字や図形等）のみに対応しているが、今後、色彩商標、立体商標、音商標等にも対応できるように改良を進めて行く予定である。

346 出典：台湾経済部智慧財産局,「線上教学」；
https://tiponet.tipo.gov.tw/100_OUT_V1/onlineTeaching/electronicApplication.do 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

347 https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-85-902538-5a827-1.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 27 日〕

図表 90　新しいインターネット出願ツール（指定商品・役務の入力画面）[348]

（ｂ）導入時期及び目的

台湾では 2008 年 8 月からオンライン出願を導入したが [349]、現地専門家によれば、当初はあまり利便性が高いものではなく、その後、何度かの改良を経て現在の形となった [350]。

TIPO の 2012 年版年次報告書 [351]には、新たな電子出願ソフトウェアが開発され、ダウンロード可能となったことや、このソフトウェアには HTML2PDF などが含まれること、新しい電子出願システムでは、出願書類の編集作業に Microsoft Word や Open Office を使用できること等が示されている。また、TIPO の 2013 年版年次報告書 [352]には、2012 年に共通出願様式（CAF）を採用し、新電子出願システムに対応するために電子出願ファイルを改良したこと、「TIPONet」は個人のパソコンからアクセス可能であり、あらゆるユーザーにとって電子出願がより容易になったこと等が示されている。

加えて、TIPO の 2014 年版年次報告書 [353]によれば、新電子出願システム用の Microsoft

[348] 出典：台湾経済部智慧財産局「新版商標線上申請系統功能簡介」P.8 より引用した。
https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-85-902538-5a827-1.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 27 日〕
[349] “TIPO Annual Report 2008”（英語版）p.46
[350] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[351] “TIPO Annual Report 2012”（英語版）p.22
https://www.tipo.gov.tw/en/cp-309-455535-d0378-2.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[352] “TIPO Annual Report 2013”（英語版）p.34-36
https://www.tipo.gov.tw/en/lp-309-2.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[353] “TIPO Annual Report 2014 (Information Service Division)”（英語版）p.42-43
https://www.tipo.gov.tw/en/cp-309-554667-14909-2.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

Word プラグインを 2014 年に追加したこと等が示されている。

（ｃ）効果

現在のオンライン出願システムは、指定商品・役務の入力を補助する機能や、指定商品・役務が「事前承認リスト」に含まれているかを確認する機能、料金の自動計算機能等が搭載されており、現地専門家からは概ね高評価であった[354]。

また、台湾では出願料金の減額・加算制度があり、料金体系が比較的複雑であるが、オンライン出願システムに搭載されている自動料金計算機能によって、料金の計算ミスなどの人的エラーを防いでいるものと考えられる。

② チュートリアル「線上教学」[355]

TIPO は、主に個人出願人向けの「インターネット出願ツール（線上申請）」の利用方法を詳しく説明した「線上教学」というチュートリアルサイトを提供している。

このサイトでは、商標出願の専門的な知識を持たない者でも、自分で出願を行うことができるように、願書の作成から提出まで順を追って詳しく説明している。

なお、このサイトの導入時期は確認できなかった。

図表 91　チュートリアルサイト「線上教学」の画面[356]

354 現地専門家のヒアリングに基づく。
355 https://tiponet.tipo.gov.tw/100_OUT_V1/onlineTeaching/description.do?qaType=rm〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
356 出典：台湾経済部智慧財産局 https://www.tipo.gov.tw/en/mp-2.html

（９）ニュージーランド

（ｉ）概要

① 商標出願及び審査の状況

ニュージーランド知的財産庁（Intellectual Property Office of New Zealand，以下「IPONZ」という。）における 2014 年から 2020 年までの商標出願件数を以下に示す。

図表 92　ニュージーランドにおける商標出願件数 [357]

年（FY）	商標出願件数
2014	14,402
2015	14,832
2016	15,380
2017	16,290
2018	16,180
2019	16,101
2020	19,348

図表 93　ニュージーランドにおける出願件数推移 [358]

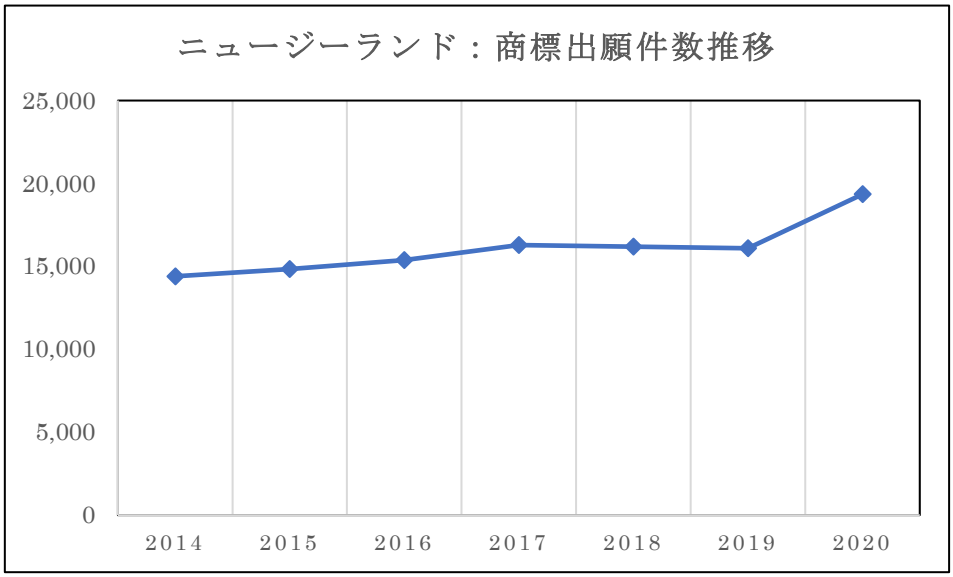

[357] 下記の資料に掲載されているデータを参照した。
https://www.iponz.govt.nz/about-iponz/facts-and-figures/　〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[358] 同上。資料のデータをもとに、独自に作成した。

現在、IPONZ における FA 期間は、出願から約 15 営業日であり[359]、この期間内に、全ての拒絶理由（絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由）の審査が行われる。

また、審査期間が非常に短いことから、ファストトラック制度は導入されていない。

② オンライン出願の普及状況

ニュージーランドでは、商標出願手続をオンラインで行うことが商標規則で義務付けられている（2003 年ニュージーランド商標規則第 8 条）[360]。

同規則によれば、オンライン出願以外の方法で願書を提出できるのは、「出願人が自己の制御下にない例外的な環境により、出願システムにアクセスすることができないことを長官が認めた場合」に限られている[361]。

そのため、原則として、商標出願は全てオンラインで行われている。

（ⅱ）指定商品・役務に関する料金等施策

① 料金等施策（「事前商品リスト」による減額）

（ａ）概要

IPONZ は、同庁が承認している商品・役務のリストを「Pre-approved goods and service description」（以下「事前承認リスト」という。）として公表しており、「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを指定した場合には、出願料金が 30 ニュージーランド・ドル減額される。

なお、「事前承認リスト」は、オンライン出願ツールに組み込まれているほか、「Pre-approved goods and service description」というウェブサイトで公開されており 、ユーザーはキーワード検索を行ってリストに含まれている商品・役務を検索することができる[362]。

以下に、IPONZ における商品出願料金を示す。

---

[359] https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/process/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
https://www.iponz.govt.nz/support/timeframes/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[360] 2002 年ニュージーランド商標規則第 8 条には、「情報又は文書は事例管理施設を通じて電子的に提供されなければならない。」（仮訳）と規定されている。https://legislation.govt.nz/regulation/public/2003/0187/latest/DLM200881.html 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[361] 2002 年ニュージーランド商標規則第 8 条(3)項

[362] https://app.iponz.govt.nz/ipol/app/ui/services/preApprovedGS 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 94　IPONZ における商標出願料金 [363]

種　別	出願料金（1 区分）
商標出願 （「事前承認リスト」に含まれる商品・役務のみを指定した場合）	70 ニュージーランド・ドル
商標出願（※①及び②を満たす場合） （① 出願前 3 か月以内に発行された「S&PA レポート」に基づく出願 ②「S&PA レポート」で評価を受けた内容と同一内容の出願）	50　ニュージーランド・ドル
商標出願 （上記以外）	100 ニュージーランド・ドル

（参考：2022 年 2 月 25 日の為替レートは 1NZ$（ニュージーランド・ドル）=77.29 円）

（ｂ）導入時期及び目的

IPONZ の資料によれば、商品・役務の記載方法によって出願料金が減額される制度は、2019 年の規則改正を経て、2020 年 2 月 13 日に導入された [364]。

この料金改正の目的について、特許制度と商標制度の収入のバランスを取り、効率性を高めるためとしている [365]。

（ｃ）効果 [366]

現地専門家は、IPONZ の「事前承認リスト」について、「一般公衆にとっては、各区分にどのような商品･役務が分類されるかがわかり、出願しやすくなるというメリットがある。」と評価する一方で、「リストが狭すぎるため、クライアントの商標を十分に保護することができないというデメリットがある。 そのため、一般的に代理人は使用しない。」と指摘している [367]。

また、減額を受けるために「事前承認リスト」を利用しようとする動機付けが働くかという点について、現地専門家は「一般公衆や自力で出願する人にとっては動機付けとなる

[363] https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/fees/〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[364] https://www.iponz.govt.nz/assets/pdf/about-iponz/patent-and-trade-mark-fee-changes-september-2019.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[365] https://www.iponz.govt.nz/about-iponz/iponz-fees-review-and-consultation/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[366] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[367] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

が、代理人に依頼している人にとっては動機付けとはならない。」と指摘しており、オーストラリアの「picklist」と同様の評価を受けていることがうかがえた。

②「S&PA レポート」（審査官による事前評価サービス）

（ａ）概要[368]

「Search and Preliminary Advice Report」（以下「S&PA レポート」という。）は、出願人が登録を希望する商標について、審査官による事前評価が得られ、その結果をもとに、正式な出願に移行するどうかを決めることができるサービスである。

なお、オーストラリアの「TM Headstart」と異なり、ニュージーランドの「S&PA レポート」を請求する際には、「事前承認リスト」のみから商品・役務を指定する必要はなく、出願できる商標の種類にも制限は設けられていない。

「S&PA レポート」の手続の概要は以下のとおり。

（ア）オンライン出願ツールを利用して商標や指定商品・役務等の必要な事項を入力し、IPONZ に「S&PA レポート」を請求する。
請求時に支払う料金は、1 区分につき 50 ニュージーランド・ドルである。

（イ）請求から 5 営業日以内に、審査官から「S&PA レポート」が通知される。
このレポートには、「その商標が過去に登録されていないか（サーチレポート）」、「その商標がユニークであり業界で商標として機能するか（事前アドバイス）」の 2 点について、審査官の見解が示される。

（ウ）「S&PA レポート」に基づいて、正式な商標出願を行うか、補正した上で再度「S&PA レポート」を請求するか、何もしないかを選択する。
- 補正して再度「S&PA レポート」を申請する場合、必要な費用を支払う。
- 何もしない場合は、そのまま手続が終了する。

（エ）「S&PA レポート」の発行日から 3 か月以内に、同レポートで評価を受けた内容と同一の内容で正式に商品出願を行う場合は、出願料金が 1 区分 50 ニュージーランドに減額される。（通常の出願料金は 100 ニュージーランド・ドルであることから、「S&PA レポート」の申請費用に相当する 50 ニュージーランド・ドルが出願人に返金されることと同義である。）

[368] https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/spa/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 95　「S&PA レポート」を利用した場合の料金[369]

支払う時期	費用（1 区分）
「S&PA レポート」の請求時	50 ニュージーランド・ドル
正式な商標出願時 ただし、以下の要件を満たす必要がある。 ①出願前の 3 か月以内に発行された「S&PA レポート」に基づく出願であること ②上記「S&PA レポート」で評価を受けた内容と完全に同一の内容を出願していること	50 ニュージーランド・ドル

（ｂ）導入時期及び目的

IPONZ が公表した資料によれば、「S&PA レポート」を請求した場合に出願料金が減額される制度は、2019 年の規則改正を経て、2020 年 2 月 13 日に導入された[370]。

IPONZ は、減額制度を導入した目的について、サーチと事前評価のサービスにより商標出願手続を簡略化するためであると説明している[371]。

（ｃ）効果

IPONZ が公表している統計資料によれば、2019 年以前は、「S&PA レポート」の利用件数が年間 1,500 件前後（出願件数の 9%前後）であったが、減額制度を設けた 2020 年には 1,956 件の利用（出願件数の 11%）があった[372]。

現地専門家は、「S&PA レポート」の利用率が低い理由について、「代理人ではなく、一般公衆・自分で出願する人が利用しているため」であると分析している[373]。

また、現地専門家は、「S&PA レポート」のメリットは「公衆に知られることなく事前出願することができ、出願人が意図している商標の使用についてのリスクを特定できること」であるのに対し、デメリットは「商標登録の成功を保証するものではないこと」、「S&PA レポートの有効期間は 3 か月しかなく、出願人はこの期間内にどうするか決めて、問題を修正する必要があること」であると指摘する[374]。

369 NZIPO のウェブサイトを参考に作成した。
https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/fees/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
370 https://www.iponz.govt.nz/about-iponz/iponz-fees-review-and-consultation/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
371 “Patent and Trade Mark Fee Changes on 13 February 2020”p.7-9 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
https://www.iponz.govt.nz/assets/pdf/about-iponz/patent-and-trade-mark-fee-changes-september-2019.pdf
372 https://www.iponz.govt.nz/about-iponz/facts-and-figures/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
373 現地専門家へのヒアリングに基づく。
374 現地専門家へのヒアリングに基づく。

（iii）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願システム

（a）概要

IPONZ では、WEB ブラウザ上から出願することのできるオンライン出願システム「online case management facility」[375]が提供されている。

利用するためには、ニュージーランド政府が提供するサービスに共通するアカウント（RealMe）の取得が必要である。ニュージーランドに居住しない者でも、アカウントの取得は可能であるが、出願を行うためには代理人に委任する必要がある。

また、IPONZ のオンライン出願システムは、商標だけでなく特許や意匠、育成者権の出願にも対応している。

以下に、商標出願の際の主な操作手順と画面を紹介する。

図表 96　商標出願画面 [376]

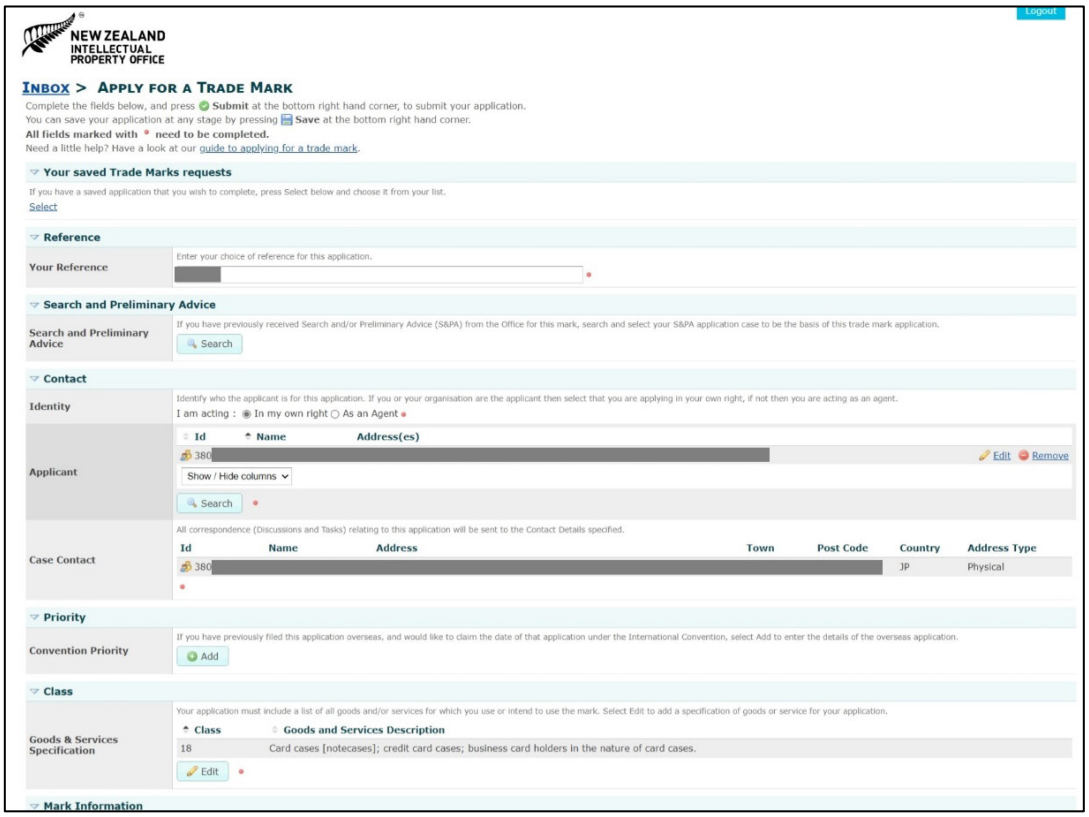

[375] https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/apply/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[376] 出典：IPONZ, “apply for a trade mark” 出願画面 https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/apply/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕なお、一部マスキングの加工を行っている。

商品・役務の入力画面では、IPONZ の「事前承認リスト」から選択して入力する方法と、ユーザーが自由に入力する方法の両方が利用できる。

「事前承認リスト」から選択したい場合は、キーワードを入力して検索すると、「事前承認リスト」に含まれる商品・役務の候補が一覧で表示される。ユーザーが指定したいものにチェックを入れると、右側の「My Specification」という欄に転記される。

図表 97　指定商品・役務の入力画面（リストから選択）[377]

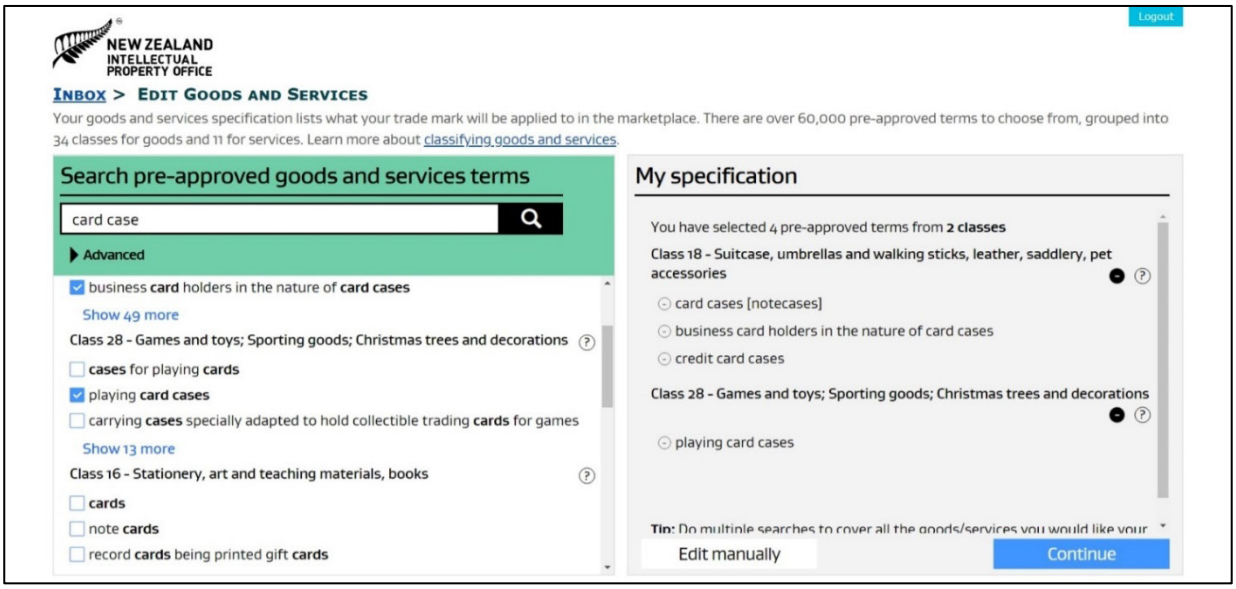

また、「Edit Manually」（手動で編集）を選択すると、「『事前承認リスト』に含まれる商品・役務のみを指定すれば、出願料金の減額が受けられ、審査が遅れる可能性も防ぐことができます。」というメッセージが表示される。

図表 98　商品・役務の選択（任意入力の場合に表示されるメッセージ）[378]

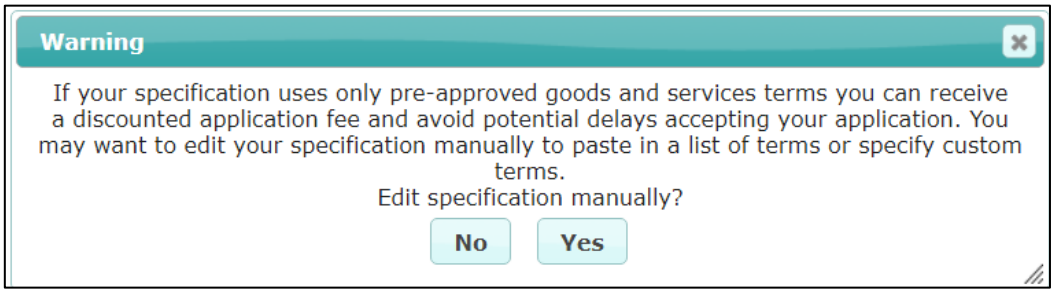

[377] 出典：IPONZ, “apply for a trade mark” 出願画面 https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/apply/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[378] 出典：IPONZ, “apply for a trade mark” 出願画面 https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/apply/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 99　指定商品・役務の入力画面（自由に入力）[379]

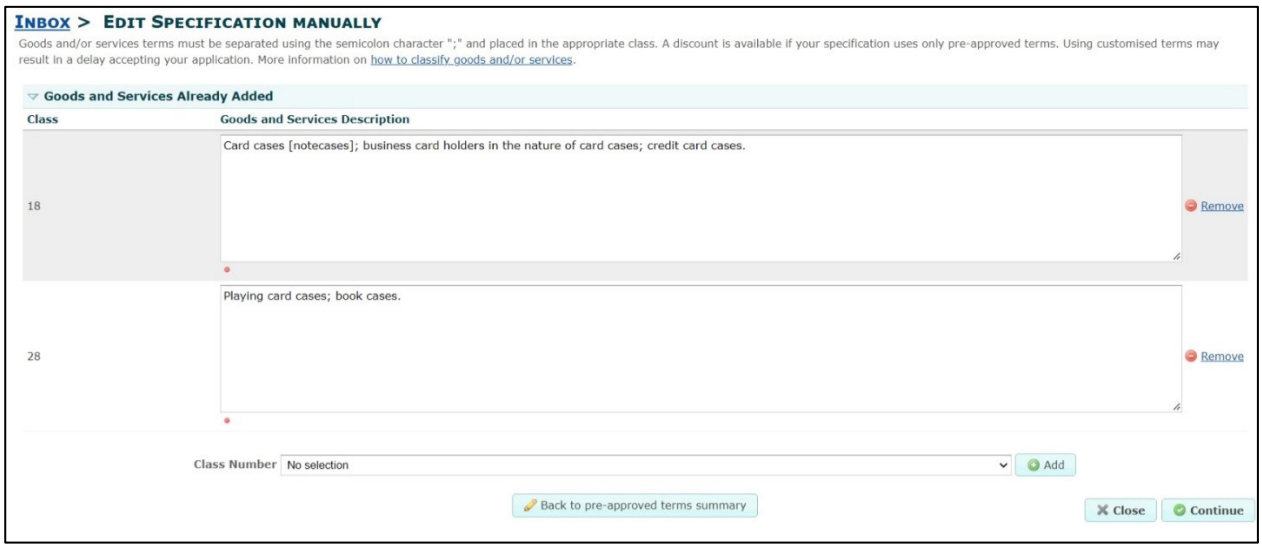

指定商品・役務の入力と必要な情報の入力が全て完了すると、最後に出願料金が表示され、願書の提出に進むことができる。

（ｂ）導入時期及び目的

IPONZ のウェブサイト [380]によれば、2021 年 9 月 23 日にオンライン出願システムを改良し、出願画面上で商品・役務を「事前承認リスト」から検索して追加できる機能（後述する「Specification Builder」と同一の機能）を搭載した。この改良により、AI 機能を活用し、入力されたキーワードと概念が合致する結果が表示されるようになったとの説明がある。

② チュートリアルサイト

IPONZ のウェブサイトでは、オンライン出願システムを利用する前に、詳しい利用の手順を説明したチュートリアルサイト「Apply for a trade mark」[381]が提供されている。

このサイトでは、専門知識を持たないユーザーを対象として、商標出願に必要な知見が得られるように順を追ってコンテンツが整理されている。

このサイトで説明されている手順の概要は以下のとおり。

[379] 出典：IPONZ, “apply for a trade mark” 出願画面 https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/apply/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[380] https://www.iponz.govt.nz/news/improvements-to-the-iponz-online-case-management-facility-11/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[381] https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/apply/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

・ステップ１　抵触する商標がないか調査する
（類似商標を検索するためのツール「Trademark Check」[382]と、個々の商標の経過情報を確認するためのツール「Trademark Case Search」[383]へのリクがある。）
・ステップ２　「S&PA レポート」を申し込むかどうか検討する
・ステップ３　出願する商標の種類を決定する
・ステップ４　出願人（商標権者）を誰にするか決める
・ステップ５　商品・役務を指定する
（「Trade Mark Specification Builder」（詳細は後述）へのリンクが設けられており、IPONZ の「事前商品リスト」から商品・役務を検索することができる。）
・ステップ６　オンライン出願システムのアカウントを取得して出願を行う

図表 100　IPONZ のチュートリアルサイトの画面 [384]

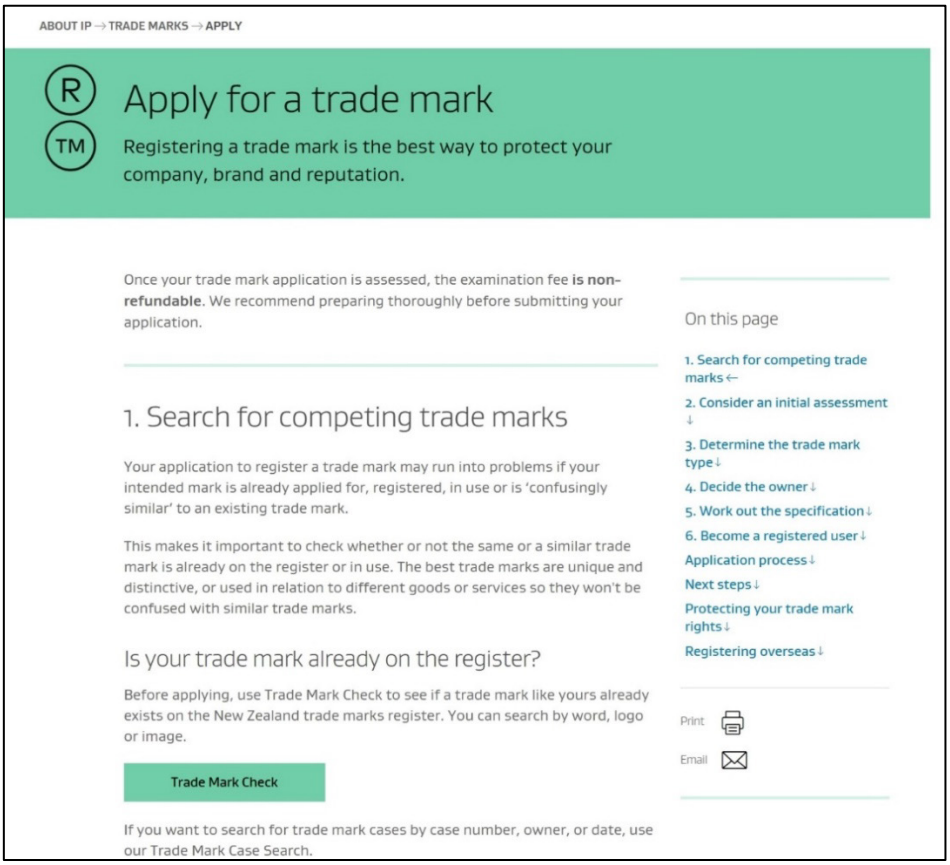

[382] 文字商標（テキスト形式）の検索と、イメージファイルを用いた検索が可能。
https://app.iponz.govt.nz/app/Extra/IP/TM/PublicSearch/PublicSearch.aspx?sid=637802162212625545#landing 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[383] https://app.iponz.govt.nz/app/Extra/IP/TM/Qbe.aspx?sid=637802162899920007 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[384] 出典：IPONZ “Apply for a trade mark” https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/apply/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

③ 「Specification Builder」（商品・役務のリスト作成ツール）

（ａ）概要

「Specification Builder」[385]は、ユーザーが願書に記載する商品・役務のリストを作成するためのツールである。WEB ブラウザ上で提供されており、このツールのインターフェイスとデザインは、オンライン出願ツールの商品・役務入力画面と共通である。

ユーザーが、指定したい商品・役務に関するキーワードを検索ボックスに入力すると、「事前承認リスト」から候補となる商品・役務の検索が行われ、その結果が表示される。

図表 101　「Specification Builder」による検索結果表示画面 [386]

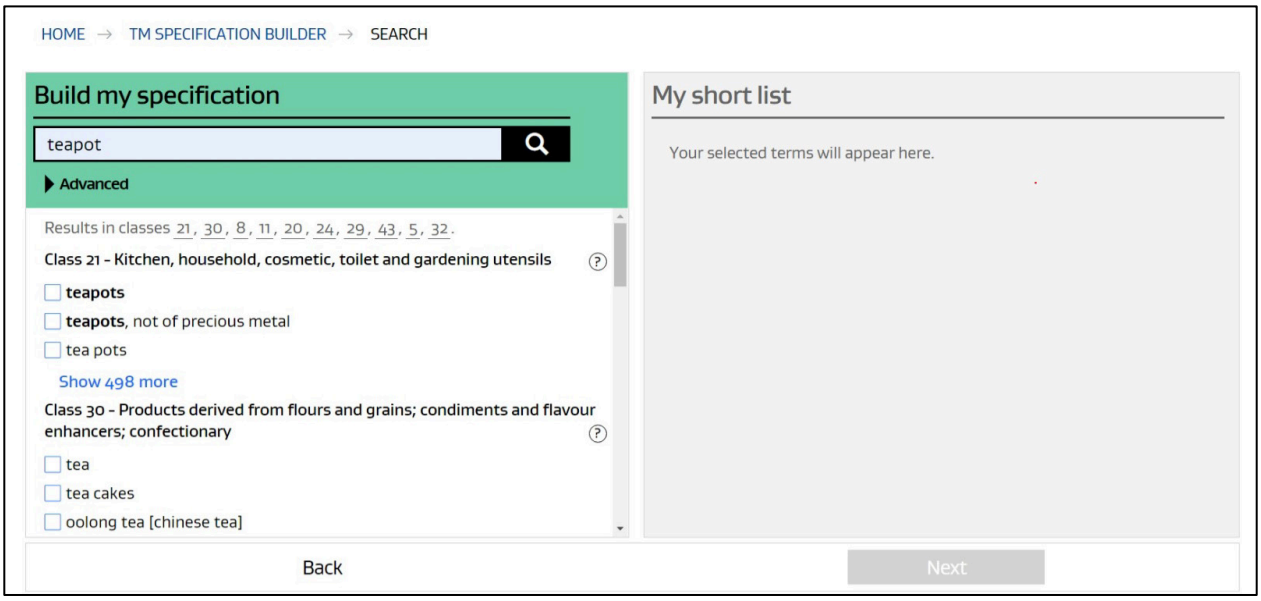

ユーザーが、必要な商品・役務にチェックを入れると、右側の「My short list」に転記され、願書に使用するための指定商品・役務のリストが作成できる。

[385] https://app.iponz.govt.nz/app/Extra/IP/TM/GoodsAndServices/GoodsAndServices.aspx?sid=637802184329969533#landing 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[386] 出典：IPONZ ,“Specification Builder “の利用画面;　〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://app.iponz.govt.nz/app/Extra/IP/TM/GoodsAndServices/GoodsAndServices.aspx?sid=637815323530295576#landing

図表 102　商品・役務のリスト作成後の画面 [387]

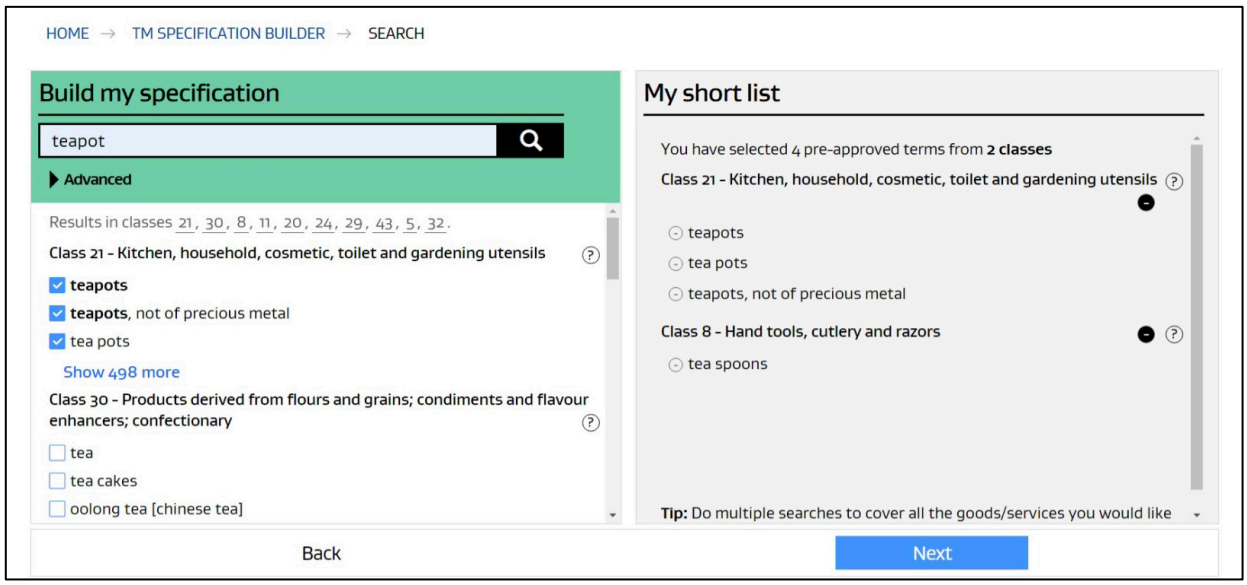

図表 103　商品・役務リストの確認画面 [388]

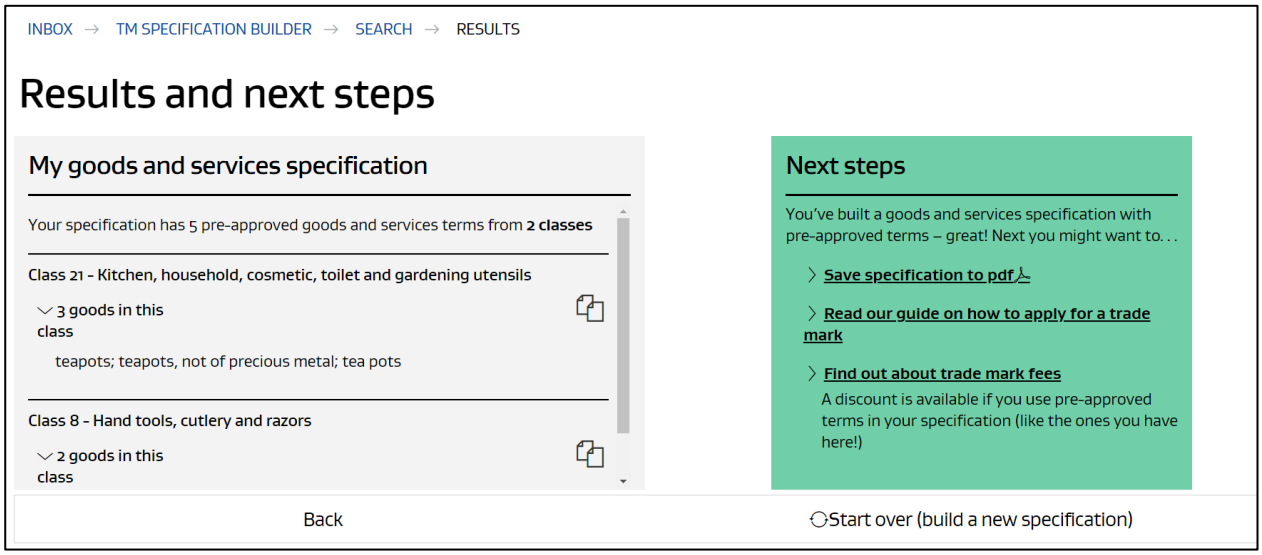

完成した商品・役務のリストはテキストデータとしてコピーすることができ、出願画面にそのままに貼り付けることもできる。また、PDF ファイルの形でダウンロードして保存することもできる。

[387] 出典：IPONZ，“Specification Builder“ の利用画面;〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://app.iponz.govt.nz/app/Extra/IP/TM/GoodsAndServices/GoodsAndServices.aspx?sid=637815323530295576#landing

[388] 出典：IPONZ，“Specification Builder“ の利用画面;〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕 https://app.iponz.govt.nz/app/Extra/IP/TM/GoodsAndServices/GoodsAndServices.aspx?sid=637815323530295576#landing

（ｂ）導入時期及び目的

IPONZ のウェブサイト[389]によれば、「Specification Builder」は、ユーザーが商品・役務を「事前承認リスト」から素早く選択できるようにすることを目的として、2021 年 6 月 18 日に導入された。

なお、商品・役務の検索ツールは、以前から提供されていたが[390]、「Specification Builder」では検索機能に AI が搭載されており、より精緻な検索が可能となった。

（ｃ）効果

「Specification Builder」の効果に関する資料は発見することができなかったが、ユーザーが直感的に利用できるように設計されており、商品・役務の記載を正しく行うため有用なツールであると考えられる。

[389] https://www.iponz.govt.nz/news/improvements-to-the-iponz-online-case-management-facility-10/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

[390] NZIPO によれば、旧来のバージョンは、現在も下記のサイトから利用可能である。
https://app.iponz.govt.nz/ipol/app/ui/services/preApprovedGS 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

（１０）ブラジル

（ｉ）概要

① 商標出願及び審査の状況

ブラジル産業財産庁（National Institute of Intellectual Property、以下「INPI」という。）における 2011 年から 2019 年までの商標出願件数及び商標登録件数を以下に示す。

図表 104　ブラジルにおける商標出願・登録件数 [391]

年（FY）	商標出願件数	商標登録件数
2011	152,645	60,391
2012	151,833	55,186
2013	165,613	36,935
2014	159,263	85,810
2015	160,802	96,050
2016	166,368	99,938
2017	186,103	123,362
2018	204,419	191,813
2019	245,154	205,846

図表 105　ブラジルにおける商標出願・登録件数の推移 [392]

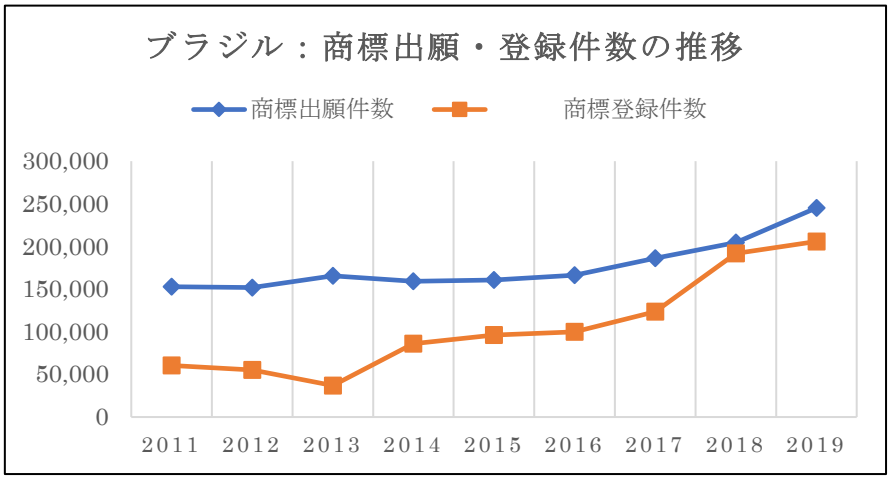

[391] "Indicadores de Propriedade Industrial 2020"p.23（出願件数）, p.28（登録件数）
https://www.gov.br/inpi/pt-br/acesso-a-informacao/boletim-mensal/arquivos/documentos/indicadores-2020_aecon_vf-27-01-2021.pdf

[392] 同上のデータに基づき作成した。

ブラジルでは、付与前異議制度を採用しており、方式審査が終了すると出願が公開され、60 日間の異議申立期間が終了したのちに実体審査が行われる [393]。

INPI の公表している資料によれば、商標出願から登録までの期間は、2016 年時点では異議申立てがあった案件では平均 64 月、異議申立てがなかった案件では平均 28 月であったが、2018 年にはそれぞれ平均 13 月と平均 12 月まで大幅に短縮された [394]。

図表 106　ブラジルにおける商標審査期間の推移（2016～2020 年）[395]
（縦軸は月数、横軸は西暦年を表す。）

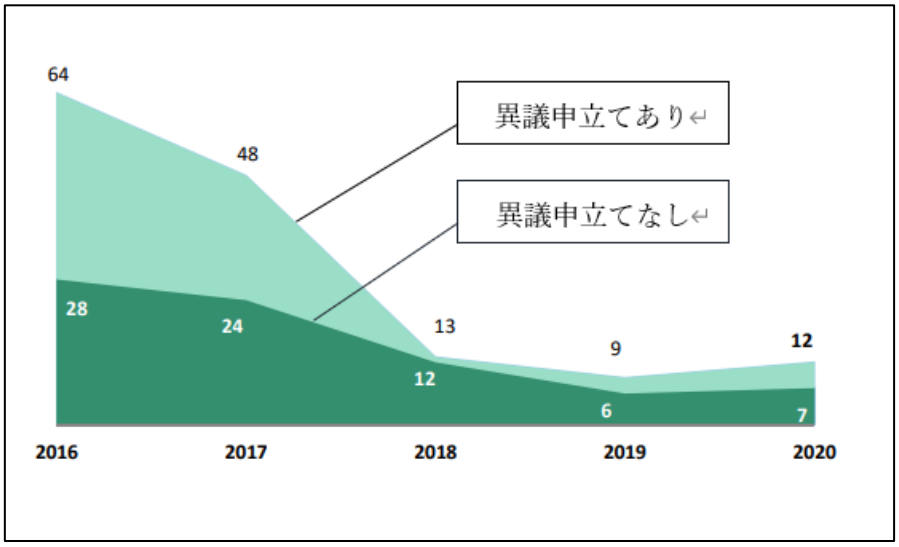

INPI が、出願件数が増加している中で審査期間の短縮化に成功した理由について、現地専門家は、「2014 年以降、INPI は滞貨問題を解消するために、(1) 新たな審査官の採用、(2) 手続の改善（商標審査ガイドライン等）、(3) コンピュータ化とネットワーキング（出願のオンライン化を含む）、という 3 つの柱を実行し、2016 年から 2019 年の間にこれらの取組が最高の結果をもたらした。」と分析している [396]。

② オンライン出願の普及状況

INPI は、オンライン出願率についてデータを公表していないが、ある調査によれば 2016

[393] カラペト・ホベルト「ブラジルにおける商標出願制度概要」（2019 年）
https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2019/06/0f61be0acb00abc2538813051812863a.pdf
〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[394] 「INPI2020 年版年次報告書」 p.59
https://www.gov.br/inpi/pt-br/governanca/transparencia-e-prestacao-de-contas/relatorios-de-gestao/arquivos/documentos/relatorio-de-gestao-2020.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
[395] 出典：同上。p.59 に掲載されている図表を引用し、注釈を付加した。
[396] 現地専門家へのヒアリングに基づく。

年の商標のオンライン出願の割合は 99.45%という報告がある[397]。

ただし、ブラジルではオンライン出願は義務とされておらず、紙の書類による出願も認められている[398]。

（ⅱ）指定商品・役務に関する料金等施策

① 出願料金に関する施策（指定商品・役務の指定方法による減額）

（ａ）概要

【商品・役務の指定方法による減額】

INPI が承認している商品・役務のリスト「Pre-approved specification」（以下「事前承認リスト」という。）に掲載されている商品・役務のみを指定した出願については、出願料金が 60 ブラジル・レアル減額される[399]。なお、現地専門家によれば、「事前承認リスト」の内容は、ニース分類に掲載されている商品・役務と同一とのことであった[400]。

【個人・中小企業等に対する減額】

出願人が零細企業、零細個人事業主、中小企業、協同組合、教育・研究機関、非営利団体、公的機関である場合は「割引料金」が適用され、通常より 60%の減額となる[401]。

INPI における出願料金を以下に示す。

図表 107　INPI における商標出願料金[402]

種別	1 区分の出願料金	1 区分の割引料金 （注：個人・中小企業等）
商標出願（INPI の「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合）	355 ブラジル・レアル	142 ブラジル・レアル
商標出願（上記以外）	415 ブラジル・レアル	166 ブラジル・レアル

（参考：2022 年 2 月 25 日現在の為替レートは 1R$(ブラジル・レアル)=22.50 円）

397 一般社団法人　日本国際知的財産保護協会　平成 29 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「電子出願制度に関する調査研究報告書」379 頁
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11250662/www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2017_10_zentai.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

398 現地専門家へのヒアリングに基づく。

399 https://www.gov.br/inpi/en/costs-and-payment/schedule-of-fees-trademarks.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

400 現地専門家へのヒアリングに基づく。

401 https://www.gov.br/inpi/en/costs-and-payment/schedule-of-fees-trademarks.pdf〔 最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

402 同上に基づき独自に作成した。

（ｂ）導入目的及び時期

ブラジルにおける出願料金の減額制度の導入時期及び目的については、公的な情報を発見できなかった。ただし、現地代理人は、この減額制度を導入した目的について、「私たちの見解では、減額制度の目的は、ユーザーが『事前承認リスト』を利用することを奨励することにある。これにより審査官が商品・役務が正しく分類されているかの確認が不要となり、行政事務を減らすことができる。」と分析している[403]。

（ｃ）効果[404]

現地専門家によれば、減額制度があることは、クライアントが「事前承認リスト」から商品・役務を選択する動機付けになっているとの意見があった。また、「クライアントが『事前承認リスト』を使う主な動機は、費用の減額を受けられるからである。一方で、代理人にとっては、商品・役務を正しく指定できる点がメリットである。」との指摘もあった。

② 文化的表現に関する商標の優先審査プログラムの試行[405]

INPI は、2022 年 1 月 4 日より、国立歴史芸術遺産研究所（IPHAN）に登録されているブラジルの文化的表現に関連する商標の審査を優先的に行うことを目的としたプログラムを試行的に開始した。優先審査は、商標出願の審査又は審判段階で請求することができる。

対象となる商標出願は、①IPHAN によって文化表現として認められている標識によって構成される商標であって、かつ ②第 41 類に属しており、IPHAN の「文化表現登録簿」に含まれる無形文化財として登録されている文化表現の活動に関連している商標である。

（iii）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

（ａ）概要

① オンライン出願ツール

403 現地専門家へのヒアリングに基づく。
404 現地専門家へのヒアリングに基づく。
405 根拠となる規則は「PORTARIA /INPI / N° 57」。原文は以下の URL を参照。〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/marcas/arquivos/legislacao/PORT_INPI_PR_057_2021.pdf

INPI では、「e-marca」[406]という商標のオンライン出願システムを提供しており、WEB ブラウザから出願を行うことができる。

使用するためには INPI の専用アカウント（e-INPI）が必要であるが、このアカウントは、ブラジルに居住している者（又は拠点のある法人）でなければ作成することができない[407]。

また、出願料金の支払いは、オンライン出願システムではなく、ブラジル政府が運営する「GRU（the Federal Government Payment Form）」[408]というシステムを利用して行う必要がある。ユーザーは、オンライン出願システムで出願を行う前に、料金の支払いを済ませておく必要がある[409]。

ユーザーがオンライン出願システムを立ち上げると、最初に料金の支払いを確認する画面が表示されるので、支払いに関する情報を入力する。

その後、願書を作成する画面に移行し、出願人情報、代理人情報、商標の特定、指定商品・役務の選択、という順で情報を入力する。

図表 108　商標の入力画面[410]

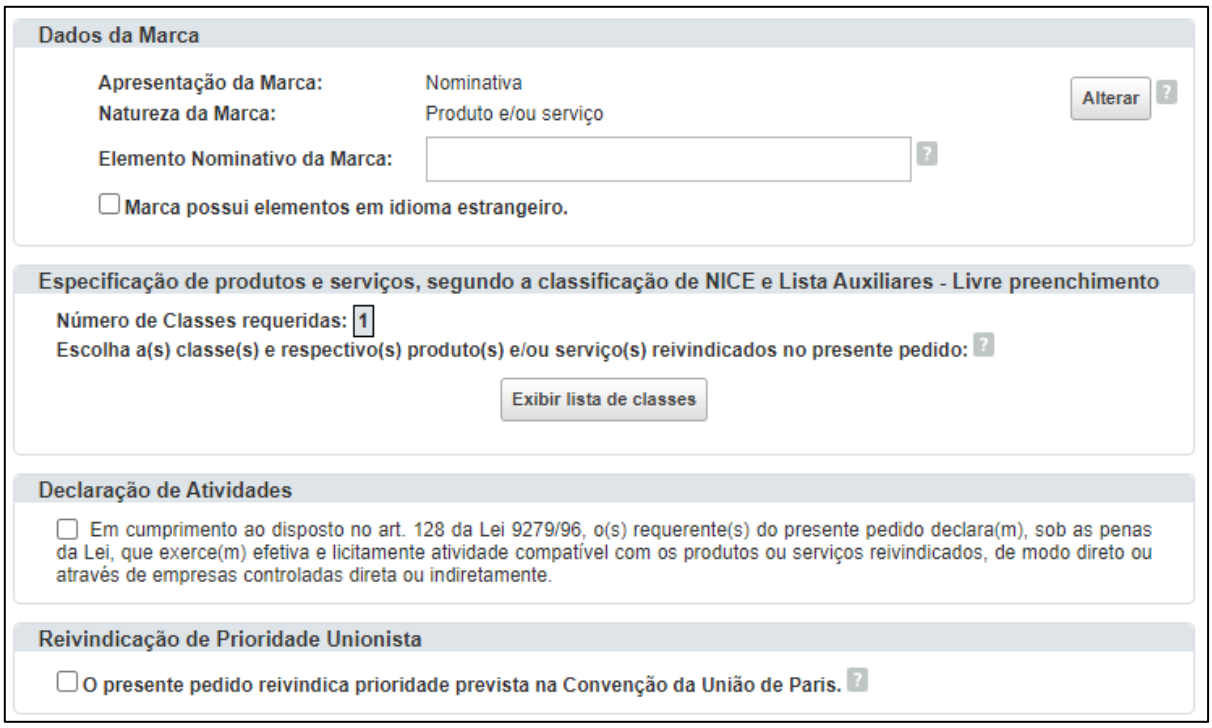

406 https://gru.inpi.gov.br/emarcas/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
407 https://www.gov.br/inpi/pt-br/cadastro-no-e-inpi 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
408 https://gru.inpi.gov.br/pag/
409 https://www.gov.br/inpi/en/services/trademarks/basic-guide〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
410 出典：Instituto Nacional da Propriedade Industrial (INPI), 商標出願システム画面 https://gru.inpi.gov.br/emarcas/ 〔最終アクセス日：2022 年 1 月 19 日〕

次に、指定商品・役務の入力に移る。

指定商品・役務の入力方法は、「事前承認リスト」から選択する方法と、自由に入力する方法のどちらも利用可能である。

指定商品・役務の入力画面を以下に示す。

左側に各区分の番号と説明が表示されており、区分を選択すると、商品・役務のリストが表示され、その中から選択する。

また、該当する分類が分からない場合は、キーワードを入力して「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務から検索することもできる（「class finder」機能）。

図表 109　商品・役務の選択画面 [411]

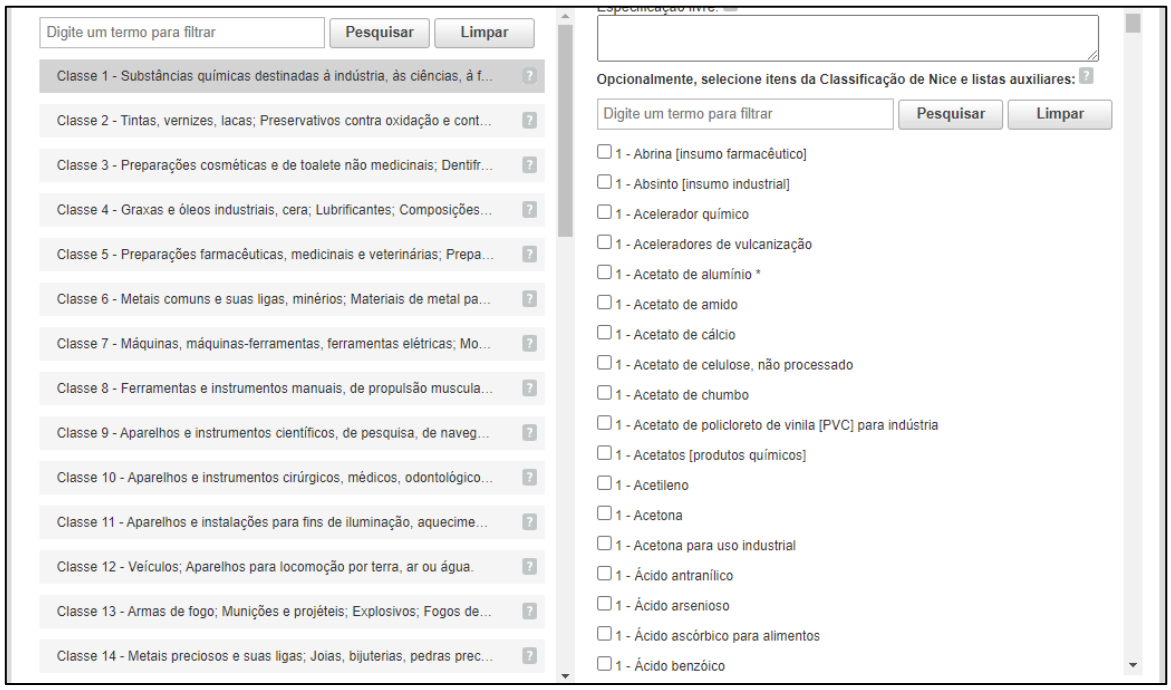

（b）導入の目的及び時期

INPI における商標のオンライン出願システム「e-marcas」は、オンライン出願化に対応するため、2006 年に導入された [412]。これは、ちょうどブラジルにおいて出願件数の増加が始まった時期とも重なる。

[411] 出典：Instituto Nacional da Propriedade Industrial (INPI), 商標出願システム画面　https://gru.inpi.gov.br/emarcas/ 〔最終アクセス日：2022 年 1 月 19 日〕

[412] https://wipolex.wipo.int/en/text/226519 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

図表 110　ブラジルにおける商標出願件数の推移（2,000 年以降）[413]

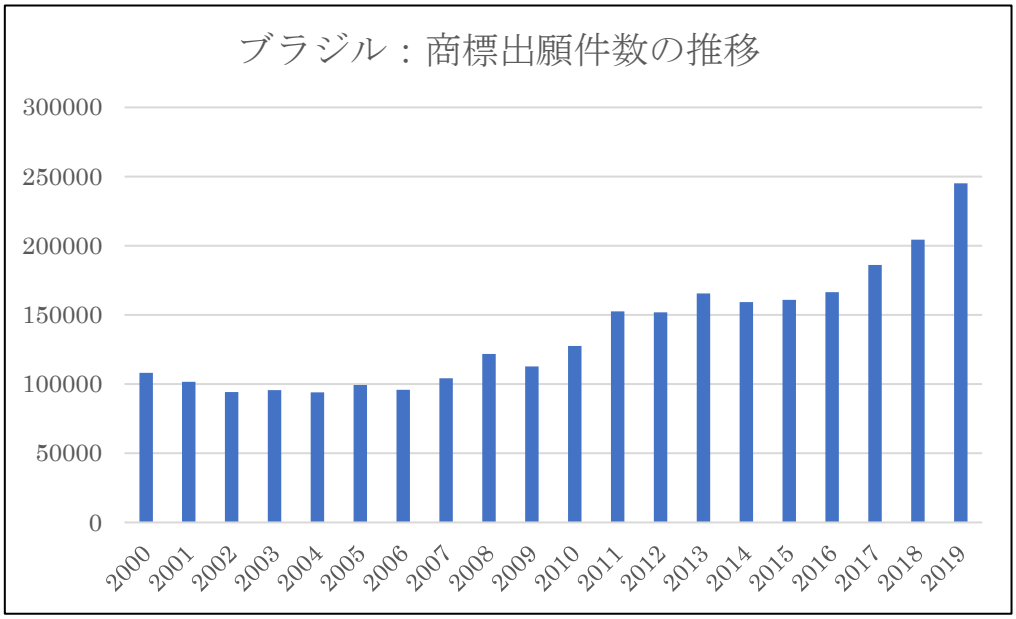

（ｃ）効果 [414]

現地専門家によれば、「願書を提出するときは、プロトコル画面（願書作成ツール）の「class finder（商品・役務検索）」機能と、該当の区分に含まれる商品・役務の概要情報を使用して、出願前の迅速な確認を行っている。」という報告があった。

一方で、「出願ツールに入力する際、支払伝票（paying slip）が表示されるが、自分が支払ったかどうか確認できない。ブラジルでは、料金の不払いがあると出願が不受理となるため、この点は問題である。」との指摘もあった。

② ユーザーのためのベーシックガイド（Basic Guide）

INPI は、ウェブサイト上で、商標出願に関する知識をあまり持たないユーザー向けに、商標出願の手順や注意点を詳しく説明した「Basic Guide」[415]を提供している。

このサイトでは、主に以下の事項が説明されており、必要な情報にはリンクが貼られているので、すぐに詳細を確認することができる。

・制度概要の説明：商標の種類、商品・役務とは何か
（商標に関する法律、規則等を参照できるリンクがある。）
・先行商標の検索方法について

[413] 現地専門家が INPI のデータベースから算出したデータに基づき、独自に作成した。
[414] 現地専門家へのヒアリングに基づく。
[415] https://www.gov.br/inpi/en/services/trademarks/basic-guide 〔最終アクセス日：2022 年 1 月 19 日〕

（商標検索ツール、ブラジル著名商標一覧へのリンクがある。）

・料金の支払いについて

（料金表、アカウント登録、料金支払いサイトへのリンクがある。）

・オンライン出願システムの利用方法について

（オンライン出願システム、商標マニュアル等へのリンクがある。）

・出願経過の確認

（商標公告や審査の流れに関する資料へのリンクがある。）

「Basic Guide」の中で紹介されている「商標マニュアル」[416]の対応言語はポルトガル語のみであるが、事例などの情報が整理して見やすく工夫されている。

現地専門家[417]からは、様々な情報源に基づく基準やガイドラインが統合されており、ユーザーによる情報へのアクセスが容易になり、商標手続における形式や実体の誤りを防ぐことができるという報告があった。

図表 111　「Basic Guide」の画面[418]

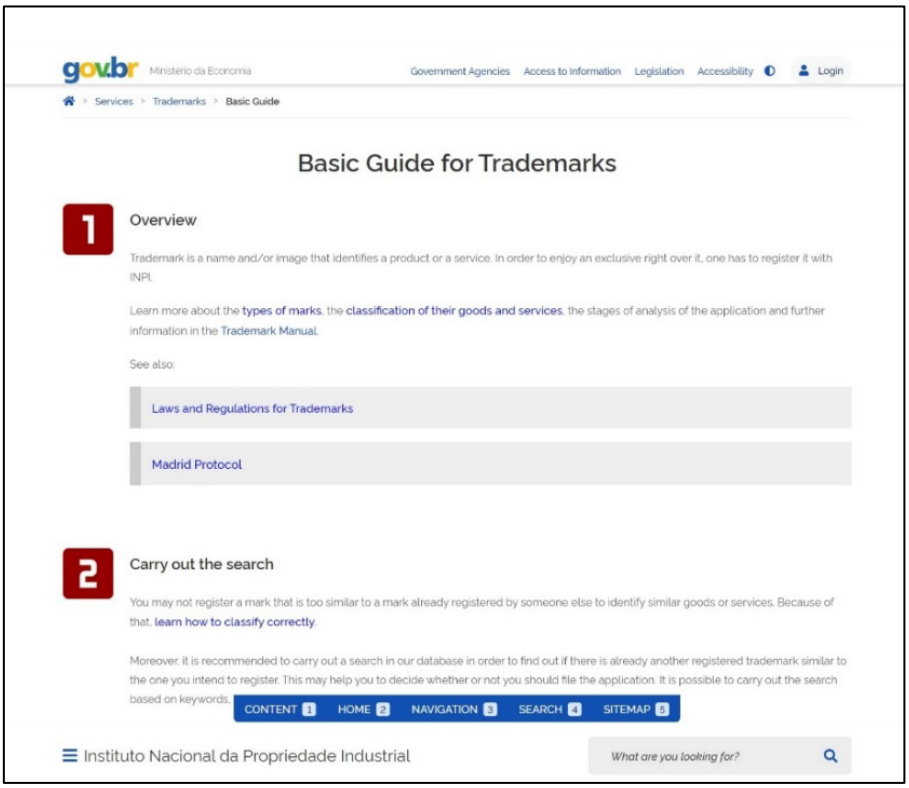

416 http://manualdemarcas.inpi.gov.br/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 26 日〕

417 現地専門家へのヒアリングに基づく。

418 出典：Instituto Nacional da Propriedade Industrial (INPI), “basic guide”；
https://www.gov.br/inpi/en/services/trademarks/basic-guide 〔最終アクセス日：2022 年 1 月 19 日〕

図表 112　「商標マニュアル」の画面 [419]

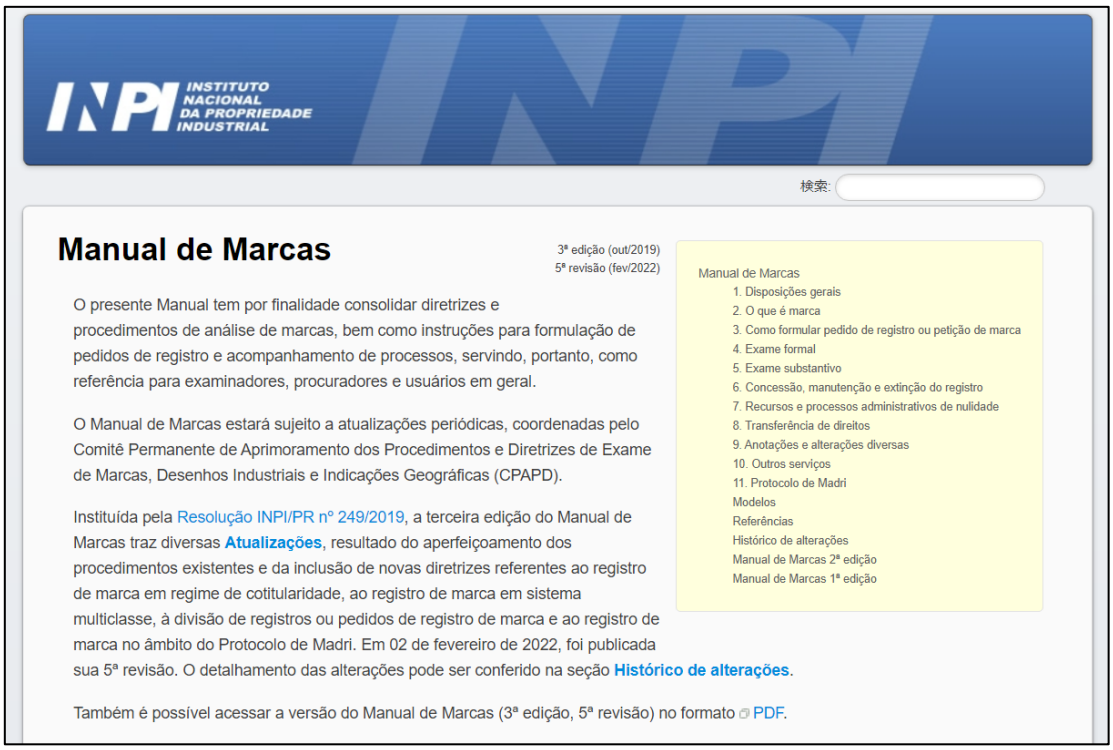

③ 指定商品・役務の決定に関する支援（CCPS）[420]

「事前承認リスト」の中に使用したい商品名又は役務名が見つからない場合や、表現方法に疑義がある場合、ユーザーは INPI に設置されている「商品・役務分類委員会」（Goods and Services Classification Commission，現地では「CCPS」と呼ばれている。）に相談することができる。

CCPS への相談は有料であり、1 出願につき 170 ブラジル・レアル（商品・役務の数が 5 以下の場合。5 を超える場合、1 個につき 20 ブラジル・レアルが加算される。）を支払う必要がある。

[419] 出典：Instituto Nacional da Propriedade Industrial (INPI),"Manual de Marcas"; http://manualdemarcas.inpi.gov.br/ 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 26 日〕

[420] https://www.gov.br/inpi/en/services/trademarks/classification-trademarks 〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕

２．国内ヒアリング調査結果

本項における用語の定義は以下のとおりである。

「基準等表示」・・・「類似商品・役務審査基準」、「商標法施行規則」、「商品又はサービス国際分類表（ニース分類）」に掲載されている商品・役務を指す。
「自由記載」・・・「基準等表示」に含まれていない商品・役務について、出願人が任意の表現で自由に記載したものを指す。「積極表示」ともいわれる。

（１）弁理士に対するヒアリング調査結果

本項では、質問項目に基づいてヒアリング調査を実施した結果として得られた回答要旨を示す。なお、回答要旨の末尾に、回答者についてカッコ書きで示した。

また、賛成か反対かを尋ねる質問については、賛成・反対の意見を示した者の数が分かるように整理して示した。

（ｉ）指定商品・役務に関する料金等施策について

① 指定商品・役務の決定方法について

（ａ）商標出願の際、指定商品・役務をどのようにして決定するか

- 弁理士がクライアントからの情報（メール、電話、ウェブ申込）などを基に決定している。（事務所 A）
- クラウド上でクライアントからの申込みを受け付ける際、最初に商品・役務を簡単に書いてもらう。次に、電話等で連絡をとり、現在扱っている商品・役務と将来扱う予定がある商品・役務の聞き取りを行う。同時に、クライアントの予算感やファストトラック審査を使うかどうかについても確認している。（事務所 A）
- 国内のクライアントの場合、基本的には「類似商品・役務審査基準」や J-PlatPat に掲載されている商品役務を使用するようにしている。（事務所 B）
- 外国のクライアントの場合も、できるだけ J-PlatPat の「商品・役務名検索」を使用して適切な翻訳を心がけている。ただし、クライアントからの指示が具体的である場合は、クライアントの意向を尊重し、その表現を直訳したり意訳したりすることもある。（事務所 B）

・ クライアントの事業計画等を確認した上で、商品役務のデータベースの中に適切なものがあるかを見て決定している。（事務所 C）
・ 事案によってまちまちであるが、基本的に J-PlatPat の「商品・役務名検索」を大いに参考にしている。（事務所 D）
・ マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（以下、「マドプロ出願」という。）が既に念頭にある場合、WIPO の MGSM かニース分類に従わないと欠陥通報が来てしまうので、その点に留意して日本で出願する際の商品・役務を選んでいる。一方、米国出願を予定している場合は、MGSM やニース分類を使用すると拒絶理由が来る可能性があるため、TM5 ID リストをチェックする等、場合に応じて使い分けている。（事務所 D）
・ 出願人に実際の商品・役務を確認した上で、J-PlatPat の「商品・役務名検索」を用いて商標法第 6 条に違反しないように決定している。（事務所 E）

（ｂ）J-PlatPat の「商品・役務名検索」やその他のデータベースの利用方法

・ J-Platpat の「商品役務名検索」の活用方法：過去に採用された指定商品を調べる（拒絶を回避する）、類似群コードを調べる、区分を調べる、基準等表示か否かを調べる。（事務所 A）
・ 指定商品役務の種別の活用方法：基準等表示であるかどうかを確認する（ファストトラック審査、早期審査のため）、審査採用なのか、他の国でも採用されていれるのか、指定商品・役務の採用のされ具合を見る。（事務所 A）
・ J-PlatPat の「商品・役務名検索」は、過去に採用された指定商品を調べる場合や、類似群コード・区分を調べる場合、基準等表示であるかを調べる場合に利用している。また、基準等表示に当たるかどうかは、ファストトラック審査や早期審査の適用の確認にも利用している。（事務所 A）
・ J-PlatPat の「商品・役務名検索」を使用すれば足りる。「類似商品・役務審査基準」の冊子版はあまり使用していない。（事務所 B）
・ J-PlatPat の「商品・役務名検索」は最初に確認している。（事務所 C）
・ 海外展開を予定している場合は、ニース分類をベースに、今後の展開国を考慮して TM5 ID リストや WIPO の MGSM の表示も確認しながら指定商品・役務を決定している。（事務所 C）
・ 国内出願の場合、「採用できない商品・役務名」を必ずチェックから外して検索する。（事務所 D）
・ 国内出願でも、その後にマドプロ出願や他国への出願が決まっている場合は、「審査で採用された商品・役務名」を外して検索する。（事務所 D）

・ 外内出願（外国クライアントによる日本出願）の場合は日本特許庁が採用していない商品・役務を除く必要があることから、J-PlatPat の商品・役務検索を使って確認している。（事務所 E）
・ J-PlatPat の「商品・役務名検索」は、日本語の商品・役務を英訳する場合や、WIPO の欠陥通知の対応の際にも利用している。日本語表現と英語表現の対応を見ながら、日本語の一番良い表現を選ぶようにする等の工夫を行っている。（事務所 E）

② 商品・役務の自由記載について

（ａ）商品・役務について自由記載を行うことが多いか

・ 基本的に自由記載はしない方針である。基準等表示に含まれる商品・役務が第一優先であり、その中になければ TM5 ID リストや審査で採用された商品・役務まで広げていき、それでも補いきれない場合にのみ自由記載を行っている。（事務所 A）
・ 自由記載を行うかどうかはケースバイケースである。クライアントの事業内容によって自由記載が必要になることもある。（事務所 C）
・ 原則として、基準等表示を使うように最大限の努力をしている。（事務所 D）
・ 内内出願（国内クライアント）の場合は、説明すればほとんど理解いただけるので、基準等表示から指定することが多い。（事務所 D）
・ 素材会社のように新しい商品を出す場合や、B to B ビジネスのように新しいサービスを提供するクライアント（パイオニア的な企業）の場合は、基準等表示では足りないので自由記載を行うことが多い。（事務所 E）

（ｂ）どのような場合に自由記載を行うか

・ 基準等表示にはない指定商品・役務がある場合に、自由記載を使う。新しいカテゴリの商品、又は商標法第 4 条第 1 項第 16 号回避の場合「東京産の～」。（事務所 A）
・ クライアントがあらかじめこのように記載してほしいと強く希望した場合には、その記載を採用することもあるが、そういったケースは少ない。（事務所 A）
・ 自由記載を行う事情としては、次の 3 つがある。①役務を記載する場合は、基準等表示に適切な表現が見当たらないことが多いので、自由記載を用いるケースがある。②外国から日本に出願する場合は、お客様の指示に従うと自由記載になる場合が多い。ただし、日本語に訳した際、それに近い表示が J-PlatPat の採用例の中にあれば、その記載を用いることもある。③将来的にマドプロ等の外国出願を予定している場合は、基準等表示を使用せず、はじめから英語に翻訳することを見越した記載とす

る。（事務所 B）
- 海外のクライアントから英語で書かれた指定商品・役務のリストが送られてきた場合、基準等表示の中に合致するものがなく自由記載を行うことが多い。（事務所 C）
- 採択例の中に見当たらないような新しい商品役務の場合は、どうしても積極表示（自由記載）を行わざるを得ないことがある。（事務所 C）
- 外内出願（外国クライアント）の場合、こちらの助言を聞いてもらえない場合もあり、強く希望されれば自由記載を行わざるを得ない。また、優先権主張の期限が間近に迫っていて基準等表示を確認している時間がない場合は、そのまま訳して出願することもある。（事務所 D）
- 内内出願（国内クライアント）の場合でも、今までになかった新しい商品やサービスについて出願するときなど、なるべく基準等表示から選ぶ努力はするが、類似群の決定に議論を呼びそうな場合は積極表示（自由記載）を行うこともある。（事務所 D）
- 商標法第 4 条第 1 項第 16 号の拒絶理由を回避するために、最初からあえて積極的表示（自由記載）を行うケースもある。（事務所 E）
- クライアントが外国出願を行う場合が多く、日本出願をマドプロの基礎にすることも多い。その場合は、米国での OA（拒絶理由）対応を想定したり、中国で防衛的に出願することを想定したりするので、積極表示（自由記載）を提案せざるを得ない。（事務所 E）

（ｃ）基準等表示と自由記載のどちらを推奨しているか

- 基準等表示を用いることを推奨している。ファストトラック審査があることによる。権利範囲が適切となるよう配慮しているので、基準等表示を嫌がる人はほとんどいないように思う。（事務所 A）
- 代理人として、特に基準等表示を推奨することはしていない。手続的な面よりも、クライアントと話し合って適切な権利範囲を作ることに主眼を置いている。（事務所 B）
- 代理人としては、基準等表示と自由記載のいずれかを推奨するということはなく、ケースバイケースで対応している。クライアントが早期審査やファストトラック審査を希望している場合や、どうしても商標法第 6 条の拒絶理由を回避したい場合は、基準等表示から選ぶことになる。（事務所 C）
- 国内のクライアントの場合、ファストトラック審査や早期審査を希望する人が増えているので、そのようなクライアントには基準等表示を推奨することもある。（事務所 C）

・ 海外のクライアントの場合、基準等表示がしっくりこないと感じる人もいるようだ。米国のように指定商品を詳細に表記している国のクライアントの中には、「基準等表示ではきちんと保護してもらえないのではないか」という懸念を抱く人もいる。その場合には、自由記載と基準等表示の両方を記載するようにしている。(事務所 C)
・ 基準等表示を推奨するかどうかは、ケースによって異なる。「てにをは」程度の違いであれば基準等表示に合わせるように助言するが、新しいサービスや、類似群の決定に迷うようなケースでは自由記載を利用する。いずれの場合でも、クライアントにメリットとデメリットを説明するように心がけている。(事務所 D)
・ 基準等表示と自由記載のどちらを推奨するかは、指定する区分や、クライアントの出願の目的によって異なる。ケースバイケースであり、一概にどちらがよいとは言えない。(事務所 E)

(d) 指定商品・役務について拒絶理由を受けるのはどのような場合か

・ 基準等表示を使った場合は拒絶理由を受けることはないが、まだカテゴリがない新しい商品を記載した場合には、拒絶理由を受けることがある。(事務所 A)
・ 基準等表示の記載では、商標法第 4 条第 1 項第 16 号の拒絶理由を回避できないという問題がある。(事務所 A)
・ 指定商品・役務に関する拒絶理由は外国からの依頼によるケースが多い。(事務所 B)
・ 自由記載を行うと拒絶理由に直結するとまでは考えていないが、基準等表示を利用した場合よりも拒絶理由を受けやすくなるかと問われればそうだと思う。(事務所 B)
・ 指定商品・役務に関する拒絶理由は、外国からの依頼による出願のケースが多い。国内の出願人の場合は、新しい表現を用いる場合も既存の表現に寄せて書くため、拒絶理由を受けることは少ない。(事務所 C)
・ 自由記載を行ったほうが拒絶理由を受けやすいという実感はあるが、拒絶理由が来るとわかっていて出願する場合もある。例えば、優先権の期限が迫っている場合は、自由記載を含んでいてもやむを得ずそのまま出願することもある。(事務所 D)
・ 従来にない自由記載を行った場合や、優先権主張を伴う出願において外国語をそのまま日本語に翻訳した場合は、商標法第 6 条の拒絶理由を通知される場合がある。ただし、最近では審査官が具体的な補正案を示してくれることが多いため、従前より楽になった。(事務所 E)

③ 指定商品・役務の「基準等表示」に関するユーザー評価

（ａ）基準等表示の内容・充実度について

・ 「類似商品・役務審査基準」は、もう少し充実させたほうが良いと思う。（事務所 A）
・ 基本的には満足しているが、商標法第 4 条第 1 項第 16 号の回避ができない。（事務所 A）
・ 商品については特に問題を感じていない。役務については、しっくりくる表示が少ない印象であり、もう少し J-PlatPat 等で採択幅を拡げていただけるとありがたい。（事務所 B）
・ J-PlatPat の「商品・役務名検索」の検索結果について、認められやすい表示が固まって表示されるとありがたい。検索結果がカテゴリ別にまとめて表示されるようにしてほしい。（事務所 C）
・ 「審査において採用された商品・役務名」についても、英訳を追加してほしい。（事務所 C）
・ 10 年前、20 年前と比較すると別世界に感じる。昔は英訳もなかったので、英訳を付ける仕事を手伝ったこともあるが、その時代と比べると、今の基準等表示は素晴らしい。（事務所 D）
・ 従来からある商品・役務については基準等表示が充実しているが、新しい商品や役務に関しては、必ずしも充実しているとはいえず保護が不安な一面もある。（事務所 E）
・ 自由記載を行う場合も、J-PlatPat や基準等表示の記載方法を参考にしているが、どこまでの記載が認められるのか分からない場合は、手さぐり的に記載せざるを得ないこともある。どのような記載であれば認められるのか、事前に分かればありがたい。（事務所 E）

（ｂ）自由記載を行う場合の問題点

・ 少ない指定商品の採用事例も知れるようにしてほしい。（事務所 A）
・ 役務の記載については、どこまで具体的に書くべきか判断しにくい場合がある。（事務所 B）
・ 同じ出願人が国内出願とマドプロ出願を行う場合に、マドプロ出願では認められた表記が国内出願では認められないケースがある。両者の整合を図ってほしい。（事務所 C）
・ 弁理士としては、自由記載であってもできるだけ登録される表示を目指しているが、中には、全く新しい投資方法のように、英語から日本語にならないものもある。そのような場合、審査官にも英語の原文を見てもらった方がよいのではないか。（事務

所 D）
- 新しい商品・役務の記載方法について、どのような工夫をすれば認められやすいか指導してもらえる場があればありがたい。（事務所 D）
- マドプロ出願の基礎にできるかどうかという観点からみると、まだ国際調和が十分に行われておらず、困るケースがある。例えば、日本では商品として認めていないが、米国や中国では認められている問題、日本ではその商品を指定できないので外国に直接出願せざるを得ないという問題がある。（事務所 E）

④ ファストトラック審査、早期審査について

（ａ）ファストトラック審査の利用経験

利用経験あり　5 者
利用経験なし　0 者

（ｂ）早期審査の利用経験

利用経験あり　5 者
利用経験なし　0 者

（ｃ）ファストトラック審査や早期審査が、指定商品・役務を基準等表示から選択することの動機付けになっているか

- 基準等表示を用いることにより審査期間が短縮されることは、クライアントにとって基準等表示を用いることへの大きなインセンティブになっている。（事務所 A）
- 特にファストトラック審査に乗せようという意識をもって出願しているわけでなく、結果としてファストトラック審査の対象になるという感覚である。（事務所 B）
- ファストトラック審査の対象になると審査期間が 2～3 か月短縮されるが、通常の案件と比較してそれほど大きな差は感じられない。ファストトラック審査は、商品役務を基準等表示から選択しようという強いインセンティブにはなっていないと思う。（事務所 B）
- 早期審査は、クライアントのメリットが非常に大きいと感じる。早期審査の要件の中でもっとも利用しやすいのが「対象 3」であり、これには商品役務を基準等表示から選ぶ必要があるので、基準等表示から選択しようというインセンティブになっていると思われる。（事務所 B）

・ 早期権利化を希望するクライアントにとっては、早期審査やファストトラック審査があることにより、商品役務を基準等表示から選択しようという動機付けになっていると思う。（事務所 C）
・ 国内の出願人にとっては、基準等表示から選択しようとする動機付けになっていると思う。一方で、外国の出願人にとっては、あまり動機付けにはなっていない。（事務所 D）
・ ファストトラック審査や早期審査の制度があることは、基準等表示を使用するインセンティブになっていると思う。しかし、審査期間が短ければよいというものでもない。クライアントによっては、自分たちの権利がしっかり守られることを重視する場合もある。（事務所 E）

⑤ 諸外国の制度について

（ａ）基準等表示に記載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度を導入すべきか

【反対した者の意見】
・ 代理人からすると、料金計算が複雑になり、クライアントに対する説明負担も大きくなるので、できれば導入しないほうがよい。（事務所 A）
・ 現在でも、ファストトラック審査を利用する際にはクライアントに基準等表示の説明を行っているが、審査期間が変わるよりも料金が変わるほうが、説明コストが大きい。（事務所 A）
・ 導入するメリットは、代理人を使っている出願人は印紙代が安くなる。審査効率は良くなりそう。（事務所 A）
・ 導入するデメリットは、代理人を使っていない出願人は印紙代が高くなる。料金計算が複雑になる。12 月に調査して、1 月に出願する場合に基準等表示が変わり見積もりが変わってくることがある。（事務所 A）
・ 弊所の弁理士同士で議論したが、導入の必要性は感じないという声が多数であった。（事務所 B）
・ 印紙代が減額される点はメリットであるが、減額の幅が数百円、数千円という単位であるとスケールメリットがあまり感じられない。（事務所 B）
・ 代理人としては、クライアントに見積もりや請求を行う時に説明の手間がかかるので、デメリットの方が大きいと感じる。（事務所 B）

【どちらでもない者の意見】

・ 審査の効率化というメリットはあると思う。（事務所 C）
・ この制度を導入すると、自由記載を行う必要があってもあえてそうしない出願が増える心配がある。また、海外からの出願のように自由記載を行わざるを得ない出願とそうでない出願の間で料金に差が生じることは問題である。そのため、制度の導入については慎重に検討すべきである。（事務所 C）
・ 米国等に出願する際にこの制度を利用することがあるが、減額の幅が小さいため、得られる恩恵は微々たるものだと感じる。そのため、この制度はあってもなくてもよい。（事務所 D）
・ 制度を導入した場合、料金制度が複雑になり、商標事務にミスが生じるおそれがある。所内では、事務が繁雑になったりミスが増えたりするぐらいなら、導入しなくてよいという意見もあった。導入するかどうかは慎重に検討すべき。（事務所 D）
・ 費用が減額になることはユーザーフレンドリーだが、代理人の立場からすると、請求書や見積もりが煩雑になるというデメリットがある。日本企業は、予算がきちんと確定しないと内部決済が下りないところが多いため、見積もりから金額がずれることは嫌がられる。そのため、現在のような定額制のほうが、代理人にとっては利便性が高いと感じる。（事務所 E）

（ｂ）減額制度が導入された場合の利用者について

・ このような制度が導入された場合、知識がある出願人や代理人に依頼している出願人のほとんどが、この制度を利用すると思う。（事務所 A）
・ 代理人を立てずに出願する企業や個人は、このような減額制度があれば利用すると思う。（事務所 B）
・ 出願費用を抑えて簡便な手続を希望するユーザーにとっては、ニーズがあると思う。（事務所 C）
・ 制度が導入された場合、日本企業は積極的に利用すると思う。出願件数が多い大企業はこの制度を利用するのではないか。（事務所 D）
・ 減額制度が導入されれば一定の利用者はいると思う。特に中国企業等は出願費用を抑える努力をしているので、このような制度があれば利用すると思う。（事務所 E）

（ｃ）指定商品・役務の数が一定数を超えると出願料金が加算される制度を導入すべきか

【賛成した者の意見】
・ 所内の弁理士や弁護士の多くは、加算制度を導入してもよいという意見であった。（事務所 D）

・ 日本は不使用商標が多い国であり、現在、不使用取消審判が請求された商標の約 8 割が取り消されている。その背景には、「類似群コードで幅広く権利を押さえたい」、「1 つの指定商品で幅広く権利を押さえたい」という考え方がある。もし、1 区分当たりの商品数で印紙代が変わる制度が導入されれば、必要以上に権利が押さえられてしまうことがなくなる点はメリットだと思う。また、後願排除効が広がりすぎる心配もなくなる。（事務所 D）

【反対した者の意見】

・ 代理人からすると、料金計算が複雑になるので、できれば導入しないほうがよい。（事務所 A）
・ 現在、1 区分内の指定商品の数が 22 個を超えると商標法第 3 条第 1 項柱書の拒絶理由の対象となっており、このことが指定商品の数を抑えるインセンティブとなっている。代理人としては、商品の個数が増えすぎないようにかなり意識している。（事務所 A）
・ 導入するメリットとしては不使用商標が減る。審査効率は良くなりそう。（事務所 A）

【どちらでもない者の意見】

・ 導入の必要性は強く感じていない。一方、同じ出願でも指定商品・役務が 1 つのときと 100 個のときで同額であることに思うところはあり、特許庁として加算する制度導入を考える気持ちも理解できる。（事務所 B）
・ 商標の性質によって事情が異なる。ハウスマークのように幅広く権利を取りたい場合には、料金が加算されたとしても多数の商品役務を指定すると思う。これに対し、プロダクトネームの場合は、その商品について登録できればよいので、料金が加算されるのであれば他は要らないと判断する動機付けになるかもしれない。（事務所 B）
・ 審査の効率化や、不使用商標の整理という点ではメリットがある。（事務所 C）
・ 代理人の立場からすると、見積もりが出しづらいという問題がある。特に、海外からの出願の場合、翻訳によって商品の数が変わるので、料金の見積もりがしにくい。（事務所 C）
・ 加算制度が導入された場合、防衛的な出願をするケースでは、費用が高くなってしまうという問題がある。大企業では、マドプロ出願や防護標章登録制度を使ってできるだけ費用を抑え、かつセントラルアタックのリスクを低減させた上で国際登録しているという事情もある。真に防衛的な出願をしたい人にとって、費用が高くついてしまうことはデメリットだと思う。（事務所 E）
・ 加算制度を導入した場合、商標法第 6 条の拒絶理由を受けて出願を分割すると、指

定商品・役務の個数が変わるので料金も変わる可能性があり、事務手続が煩雑になることが懸念される。（事務所 E）
・ 加算制度のメリットとしては、特許庁の収入が増えることや、商品・役務をむやみに指定する人が減ることが考えられる。（事務所 E）
・ 出願人にとって料金の問題は大きいので、仮にこの制度が導入された場合は、願書に記載する指定商品･役務の数は減ると思われる。料金には敏感である。（事務所 A）

（ｄ）加算制度が導入された場合の影響

・ この料金体系を知らずに規定数以上の商品を指定する人や、加算料金を支払っても規定数以上の商品を指定したいと考える企業も 1～2 割程度はいると思う。（事務所 A）
・ この制度が導入された場合、願書に記載する指定商品・役務の数は相対的に減ると思われる。（事務所 B）
・ 最近では、出願コストを減らしたい人が多いので、このような制度が導入された場合には、願書に記載する指定商品・役務の数は減ると思う。（事務所 C）
・ この制度が導入された場合、願書に記載する指定商品･役務の数は減ると思われる。（事務所 D）
・ 加算制度が導入された場合、願書に記載する指定商品・役務の数は相対的に減ると思われる。（事務所 E）

（ｅ）オーストラリアの「TM Headstart」のような事前評価サービスについて

・ 審査官のサーチレポートの精度が高ければ導入するメリットは大きい。それにより弁理士の商標調査の市場が減る可能性もあるが、拒絶理由の克服方法のアドバイスなどは弁理士の市場として残ると思う。（事務所 A）
・ 導入された場合、企業にとってはありがたいかもしれない。しかし、弁理士からみると、このような調査は本来弁理士の仕事であり、業務上のコンフリクトの問題があるように思う。（事務所 B）
・ オーストラリアのように、審査の中で出所混同の有無を検討する国では、出願人自身で調査を行っても本当に登録を受けられるかどうか分からない不安がある。そのような国では、事前審査サービスを利用するメリットがあると思う。（事務所 C）
・ 導入の必要性を感じない。オーストラリアとは国柄も制度も違う。また、現在の J-PlatPat はかなり充実しており、文字商標であればかなりの精度で検索できる。（事務所 D）

・ このようなサービスは、新しい商標を採択する場合等において、予見可能性の面でメリットが大きい。ただし、評価の精度がどの程度かにもよる。（事務所 E）
・ 日本では J-PlatPat の検索の精度が高く、出願件数も中国のように膨大ではないことから、代理人のほうでもある程度の商標調査ができているので、事前評価サービスの導入の必要性は高くない。ただし、もし事前評価サービスの評価の精度が高いものであれば、弁理士の調査業務がなくなってしまうかもしれない。（事務所 E）

（ｆ）英国の「Right Start Examination」のような評価サービスについて

・ ユーザーのコストが安くなるというメリットよりも、制度が複雑であることのデメリットの方が大きく、導入しないほうがよいと思う。（事務所 A）
・ 手続が複雑であることのデメリットが大きいので、導入しないほうがよい。（事務所 B）
・ 日本の審査は合理的であり、予見可能性も高いので、事前審査を行う必要性は高くない。また、この制度を導入すると特許庁の負担が増えることが予想され、それによって審査が遅延するようなことがあれば本末転倒であるので、導入の可能性は高くないと思う。（事務所 C）
・ 導入する必要性を感じない。審査結果レポートが、相対的拒絶理由と絶対的拒絶理由のどこまでを調査範囲にしているのかにもよるが、英国とは審査制度が異なるため、導入はイメージしにくい。（事務所 D）
・ 審査官によるレポートの質を担保させようとすると、庁の業務負担が増大して結果的に審査遅延につながるのではないかという懸念がある。（事務所 D）
・ 英国では、識別力（絶対的拒絶理由）の判断が厳しいことから、その点をしっかり調査してくれるのであればこのようなサービスは有効である。ただし、日本ではディスクレーム制度がないことから、このような制度がどの程度役に立つか不明な部分もある。（事務所 E）

⑥ 小括

【指定商品・役務の決定方法について】

商標出願の際、指定商品・役務をどのようにして決定するかについては、出願人の希望を確認した上で、「類似商標・役務審査基準」や J-PlatPat の「商品・役務名検索」などが活用されていることを確認できた。特に、外国の出願人の出願の指定商品・役務の適切な翻訳や、マドプロ出願や外国出願を予定している場合の指定商品・役務の記載などを考慮し、出願人にとって最適な権利となるような提案をしていることを確認できた。

J-PlatPat の「商品・役務名検索」やその他のデータベースの利用方法については、J-PlatPat は「商品・役務名検索」に加えて類似群コード、区分などの確認に大いに活用されていることを確認できた。また、ニース分類や TM5 ID リスト、WIPO の MGSM を確認することが広く行われていることも確認できた。

【基準等表示の利用状況について】

商品・役務の自由記載については、基準等表示に適切な表現が見当たらない場合や外国出願を意識している場合、外国出願人の出願であって翻訳が必要な場合などに自由記載を用いる傾向にあることを確認できた。また、商標法第 4 条第 1 項第 16 号（商品の品質又は役務の質の誤認）を意識して自由記載を行う実情も見られた。代理人が多様な観点から検討を行った上で自由記載を用いていることがうかがえる。

基準等表示と自由記載のどちらを推奨しているかについては、基準等表示を推奨している事務所もあったが、どちらも特に推奨はせず、ケースバイケースであるとの回答が目立った。出願人に対して基準等表示と自由記載のメリットとデメリットを説明した上で、各々の事情に合わせた判断をしていることがうかがえる。なお、外国の出願人には基準等表示ではきちんと保護してもらえないのではないかと懸念を抱く者がいるとの見解があることを付記する。

指定商品・役務について拒絶理由を受ける場合については、自由記載を用いたことで拒絶理由を受けやすいと感じる者がいることを確認できた。また、拒絶理由を受けやすいことを理解しながらも、必要に応じて自由記載を行っている実情も明らかとなった。

基準等表示の内容・充実度については、評価する意見がある一方で、新しい商品や役務、特に役務について更なる充実を望む意見があった。また、商品・役務についての昨今の英訳の充実を評価する意見とともに、英訳の更なる充実を求める意見や国際調査を求める意見もあった。

【ファストトラック審査及び早期審査について】

ファストトラック審査、早期審査については、ヒアリング対象 5 者のいずれも利用していた。ファストトラック審査や早期審査が広く利用されていることを確認できた。

ファストトラック審査や早期審査について、審査が早くなることが基準等表示を用いることの動機付けとなっているとの見解や、早期審査の「対象 3」は利用しやすく、これにより指定商品・役務を基準等表示から選択する動機付けとなっているとの見解がある一方で、2～3 か月の審査期間の短縮ではそれほど強い動機付けにはなっていないとの見解もあった。また、外国の出願人にとっては動機付けになっていないとの見解もあった。

【諸外国の制度について】

基準等表示に含まれている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額となる制度については、積極的に導入に賛成する意見はなく、反対する意見やどちらともいえないとする意見のみであった。

代理人の立場からすると、出願人に対する説明負担や料金計算の複雑化などの懸念があり、審査効率が良くなることや印紙代が安くなるメリットに理解を示しながらも、導入に慎重な見解が見られた。

また、減額制度を導入した場合には、一定数の利用者がいるとする意見が多く、減額制度のニーズには理解を示す意見が多かった。

指定商品・役務の数が一定数を超えると出願料金が加算される制度については、指定商品・役務の数が例えば 1 個のときと 100 個のときとで同額でよいのかといった問題意識が示されたものの、導入に賛成する意見、反対する意見、どちらともいえないとの意見に分かれた。導入するメリットとして、不使用商標が減ることが期待されること、審査効率の向上などが挙がった。また、デメリットとしては、加算制度の導入による料金計算の複雑化や防衛的な出願で費用が高くなってしまうことについての指摘があった。

加算制度を導入した場合、出願人は料金に敏感であることから、指定商品・役務の数は相対的に減ると思われるとの意見が多数であった。

オーストラリアの「TM Headstart」のような事前評価サービスについては、登録可能性の事前調査は本来的に弁理士の仕事であり、現在でもある程度の商標調査ができていることから、事前評価サービスの導入の必要性を感じないとの意見があった。一方で、審査官のサーチレポートの精度が高ければ導入するメリットは大きいとして、事前評価サービスの導入に理解を示す意見もあった。

英国の「Right Start Examination」のような評価サービスについては、制度や手続の複雑さや現状の日本の審査を考慮して導入に否定的な意見が多数であった。このようなサービスの導入により、特許庁の負担が増え、審査が遅延することを懸念する意見もあった。

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツールについて

① 使用ツールについて

（ａ）特許庁の出願書類作成ツールを使用しているか

・ 「さくっと書類作成」は、様式を参考にするために使用することがある。（事務所 D）

（ｂ）ほかに利用しているツール・独自開発しているツールについて

- 出願書類の作成には、独自ツールを利用している。（事務所 A）
- 拒絶のかからない商品・役務のデータベースを構築し、定期的に更新している。毎年の変更にも対応している。（事務所 A）
- 出願書類の作成には Microsoft Word と特許庁のインターネット出願ソフトを使用している。（事務所 B）
- Microsoft Word や所内のシステムを用いて出願書類を作成し、特許庁のインターネット出願を用いて出願している。（事務所 C）
- 市販のツールとしては、指定商品・役務の翻訳ツールも使用している。（事務所 C）
- 出願書類の作成には、Microsoft Word と特許庁のインターネット出願ソフトを使用している。（事務所 D）
- 所内では経験のある者同士で知識や経験を共有し合っている。AI を使って独自ツールの作成ができないかと話したことはあるが、具体的にはまだである。（事務所 D）
- 出願書類の作成には、民間企業が特許事務所用に開発した管理システムをカスタマイズして利用しており、そこから RPA で必要な顧客データを抽出して願書を作成する。出願や中間処理のデータを蓄積してデータベースに取り込むようになっている。これにより、自動的に取り込んだデータから包袋が作成されていく。また、キャプチャでデータを取り込めることで、同じデータを 2 度入力しなくて済むようにしている。それに加え、手で任意記載も打ち込めるし、基準等表示に載っている商品・役務は、リストから選択して自動的に入力することもできる。（事務所 E）
- 管理システムでは、RPA を使って出願データの誤記チェックを行っている。（事務所 E）

（ｃ）J-PlatPat で有用なツールについて

- 出願の際、J-PlatPat の「商品・役務名検索」を利用して調査を行っている。また、識別番号に紐付けられる住所や名称が違っている場合があるので、商標検索を行う時は商標公報の PDF を確認するようにしている。（事務所 B）
- J-PlatPat の「商品・役務名検索」だけでなく、冊子版の「類似商標・役務審査基準」も利用している。（事務所 C）
- 出願する際は、J-PlatPat の「商品・役務名検索」、「商標検索」を使用するほか、著名商標検索も使用している。（事務所 D）
- J-PlatPat の「商品・役務名検索」は願書作成の際にもよく利用している。（事務所 E）

（ｄ）特許庁・INPIT 提供で参考となるコンテンツについて

- 「新しい商品・役務名のご意見・ご要望」というツールは利用したことがある。（事務所 C）
- 冊子版の「類似商品・役務審査基準」の最初の部分には、商標の類似概念等に関する重要な記述があるので、研修講師を務める際には、必ず冊子版を買って読むように薦めている。ウェブ版であると、必要な部分だけを見て他のページを見ないので、類似の概念や推定の概念といった大事なところを読まなくなってしまう。（事務所 D）

（ｅ）現在でも紙の書類で出願を行うことはあるか

- 現在、紙での商標出願は行っておらず、全てオンラインで出願している。（事務所 A、B、C）
- 現在は紙での出願は行っておらず、オンラインで出願している。ただし、例外的に、先願の地位を確保しつつ公開を遅らせたい場合には、紙での出願を検討することもある（事務所 D）
- 所内では、紙での商標出願は行っておらず、全てオンラインで出願している。ただし、回線が使えない等の有事の際に、紙出願を行う可能性はある。（事務所 E）

② 諸外国のツールについて

（ａ）入力支援機能や選択入力機能について

- 基準等表示に載っている商品・役務だけでなく、自由記載も行えるようにしてほしい。代理人としては、入力できる内容に幅がないとツールを使い分ける必要が生じてしまう。（事務所 A）
- 入力支援ツールを出願ツールとどのようにリンクさせるかも重要である。（事務所 A）
- 商品・役務を自動で入力するツールは、企業や個人にとっては便利な機能なので、導入してもよいと思う。その場合でも、代理人としては、基準等表示に載っている商品・役務だけでなく、自由記載も行えるようにしてほしい。（事務所 B）
- 基準等表示から指定したい出願人にとっては有効なツールであるが、基準等表示以外を記載したい出願人にとってはあまり役に立たないツールだと思う。（事務所 C）

・ 商品・役務を自動的に入力するツールは、支援ツールとしては有用であるが、それが全てではないということを周知すべきである。また、基準等表示に載っている商品・役務だけでなく、自由記載もできるようにする必要がある。（事務所 C）
・ 願書作成を支援するツールは J-PlatPat に組み込んだほうが利用しやすいと思う。出願ツールの中に組み込むと非定型的な出願がしにくくなる懸念がある。（事務所 C）
・ タイプミスはどうしても起こり得るものである。ミスを防止できるような入力支援ツールがあれば是非導入してほしい。（事務所 D）
・ 定型的な記載（基準等表示からの選択）に加えて、自由記載も追加できるようなツールであることが望ましい。その中で、定型的な記載の記載ミスを防ぐツールがあれば、ユーザーだけでなく審査官にとってもメリットがあると思う。（事務所 D）
・ 商品・役務が同じで商標のみが異なる出願の場合は、既に願書を用意してあるので、毎回必ず入力支援ツールを使わなければならないのでは困る。入力支援ツールを使用するかしないかを選べるようにしたほうがよい。（事務所 E）
・ 入力支援ツールや選択入力ツールは、J-PlatPat のような前段階のツールと、出願ツールの両方に搭載してもよいのではないか。調査の際に入力候補が出るのはありがたいし、願書を作るときにすぐ入力できるのもありがたい。（事務所 D）
・ 入力支援ツールを願書作成ソフト（さくっと書類作成）に実装しても、このソフトを使用していない人は利用できない。入力支援ツールのような機能は、誰でも利用可能な J-PlatPat に実装するのがよいと思う。（事務所 E）

（ｂ）類似先願や拒絶理由を自動検索・提示するツールについて

・ ユーザーのニーズはかなりある。自社でも同様のツールの開発を試みた経験がある。（事務所 A）
・ 自動検索ツールでは、類否判断の精度が大切である。（事務所 A）
・ 弁理士でも見落とすことはあるので、AI 等が自動でアラートを表示するような機能はあってもよいと思う。（事務所 B）
・ J-PlatPat に組み込んでもよいし、出願ツールに組み込んでもよい。あって損はない機能なので、両方に搭載してもよいのではないか。（事務所 B）
・ 便利なツールであるが、識別力や先願商標との抵触の有無だけでなく、先願商標との抵触の度合いも重要な情報である。その点を考慮せずに、一概に類似商標があることだけを指摘すると、かえって混乱を招くおそれがある。（事務所 C）
・ 先願商標の自動検索を行う場合、過去の審査例と首尾一貫したものでなければならない。検索の精度を上げていかないと、混乱を招くおそれがある。（事務所 C）
・ ヒントはたくさんもらえたほうがよいので、柔軟に、こういうツールがあってもよ

いと思う。（事務所 D）
・ 熟練の弁理士であれば、願書を作るまでの間に生じた疑問は潰しているはずであるが、思ってもみなかったことを AI が教えてくれるのであれば、出願直前で止められるからよいと思う。（事務所 D）
・ 先願商標等の自動検索ツールを利用するかどうかは、AI の精度次第である。現時点では、検索内容がどの程度正しいのかわからないので何とも言えない。AI の精度が高くなく、実際の審査結果との間に齟齬が生じてしまうようであれば、自動検索機能を提供することにあまりメリットが感じられない。（事務所 E）
・ 拒絶理由に関する情報は出願の前に提供する必要がある。英国のように、出願ツールの中に組み込むとうまく機能するように思う。（事務所 A）
・ J-PlatPat に組み込んでもよいし、出願ツールに組み込んでもよい。あって損はないので、両方に搭載してもよいのではないか。（事務所 B）
・ 自動検索・提示するツールは、出願ツールより J-PlatPat に組み込んだほうがよい。出願ツールに組み込むと、代理人にとっては、頻繁に警告が出ることになり煩わしく感じる。（事務所 C）
・ 企業のユーザーからすれば、出願直前に警告が出ると困る点があるかもしれないが、弁理士としては、J-PlatPat のような前段階のツールと、出願ツールの両方に、このような表示機能が搭載されてもよいと思う。（事務所 D）

（ｃ）チュートリアルサイトや動画サイト、AI チャットボットについて

・ チャットボットや YouTube は、主に一般の人を対象としたサービスであるので、代理人はあまり利用しないのではないか。代理人としては、動画等よりも文章で書かれた資料の方が有用であると感じる。（事務所 A）
・ 一般に、チャットボットや YouTube で提供するのはベーシックな内容が多く、実務家はあまり利用しないように思われがちであるが、実際には、日本の弁理士が USPTO の YouTube 動画を見て米国の制度の情報を得ることもある。日本の特許庁も、英語で日本の制度を紹介する動画を作って世界に発信してはどうか。（事務所 B）
・ YouTube やチャットボットは、代理人よりもユーザーにとって有用なサービスである。（事務所 C）
・ ユーザーの中には、同じ商標が同じ区分に登録されていると商標登録が一切できないと誤解している人もいる。基本的な知識を得られるようなコンテンツを充実させてほしい。（事務所 C）
・ 中国への出願を希望するクライアントが増えているので、特許庁が公開している日中韓の類似群コードや商品区分を比較できるコンテンツ（対照表）はとても有用で

ある。特に、中国で誤訳が生じても気付かないことがあるので、このようなツールをより一層充実させてほしい。（事務所 C）
- 海外の知財庁の YouTube 動画を見たことはある。短くてコンパクトな動画であれば、あってもよいと思う。（事務所 D）
- 特許庁が新しいツールを開発して発表したときに、5 分ぐらいの短い紹介動画を公開してもらえれば、見る人は多いのではないか。（事務所 D）
- 例えば、登録申請手続のように、普段あまり使わない手続をする場合に、チャットボットサービスを利用して書類の書き方や様式を見ることができれば便利だと思う。チャットボットで用が足りるのであれば、特許庁に電話で問い合わせる手間を省くことができる。（事務所 E）

（ｄ）提供を希望する出願支援ツール・機能改善について

- 拒絶理由がかからないことが理想ではあるものの、代理人としては、出願日確保のため拒絶理由があるとわかった上で出願することもある。その意味では、特許庁の現在のツールについて、今のままで特に不足はないと思う。（事務所 B）
- 商標の識別力や先行商標との類否判断は、主観的なものであり、AI を使って陳腐化しないツールを作るのは難しいと思う。一方で、商標法第 6 条の拒絶理由を回避するツールは、進化させることができると思う。（事務所 C）
- 商品・役務の記載を貼り付けると、ファストトラック審査や早期審査の対象になるかどうかを知らせてもらえるツールがあればよいと思う。（事務所 C）
- 拒絶理由がかからないようにするためのツールを充実させていくと、本当は解消の余地があるのに、あえて回避してしまい権利化しないケースも出てくるように思われるので、諸刃の剣ではないかと思う。（事務所 C）
- 指定商品・役務に関しては、拒絶理由がかからないことが必ずしも正義ではないが、ユーザーはできるだけ拒絶理由を受けないための努力をしている。その中で、指定商品・役務の候補が出てくるような機能があれば、みんな歓迎すると思う。（事務所 D）
- 新しい商品・サービスや、出願人がこだわりたい部分については、ツールの充実だけではいかんともしがたいところもあるが、指定商品・役務の記載ミスを防ぐようなツールや、新たな機能が実装されればありがたいと思う。（事務所 D）
- J-PlatPat について改良を希望する点は以下のとおり。（事務所 E）
  ・単語の一部を入力すると、候補となる商品・役務の一覧が出るようにしてほしい。ニース分類コードから商品・役務を検索できる機能がほしい。
  ・外国出願を想定して日本に出願する際に、米国等の海外でも認められる表示かど

うかを示唆してくれる機能があるとよい。
・類似商品・役務審査基準等において、商品・役務の上位概念・下位概念の関係を確認できる機能があるとよい。現状のデータベース上では、上位・下位の関係がわからない。
・商標法第 3 条第 1 項柱書の拒絶理由がかかる可能性のある役務（「医業」、「弁護士業」等）を、J-PlatPat 上で確認できるようにしてほしい。
・現在の「商品・役務名検索」では、2 つの単語をスペースをあけて入力すると「or 検索」が実行されて結果が表示されるが、以前の IPDL の時代は「and 検索」であった。実務上、「and 検索」をよく利用するので、「or 検索」ではなく「and 検索」が行われるようにしてほしい。

③ 小括

出願に使用しているツールについては、独自ツールや独自データベースを構築したり翻訳ツールを導入したりするなどして作業の効率化を図っている事務所があることを確認できた。また、J-PlatPat は、事務所においても「商品・役務名検索」を中心に出願時にも大いに活用されていることを確認できた。

特許庁・INPIT 提供で参考となるコンテンツについては、冊子版の「類似商品・役務審査基準」を活用すべきとの見解を得ることができた。
また、現在でも紙の書類で出願を行うことがあるかについては、いずれの専門家も特別な事情のある場合を除いてオンライン出願を行っていることを確認できた。

諸外国で見られるような入力支援機能や選択入力機能のあるツールについては、入力ミス防止の観点から有用であるとの意見や、基準等表示のみではなく自由記載にも対応できるようなツールが望ましいとの意見があった。ツールの実装先については、出願をしない者でも使いやすいように、J-PlatPat など出願ツール以外のツールに実装する、あるいは出願ツールと J-PlatPat の双方に実装することを希望する意見があった。

諸外国で見られるような類似先願や拒絶理由を自動検索・提示するツールについては、ユーザーのニーズを考慮して導入に理解を示す意見がある一方で、検索機能の精度次第であるとの意見もあった。ツールの実装先については、J-PlatPat など出願ツール以外のツールに実装する、あるいは出願ツールと J-PlatPat の双方に実装することを希望する意見があった。また、チュートリアルサイトや動画サイト、AI チャットボットなどの提供については、コンテンツの充実に対して概ね好意的な意見が見られた。

提供を希望する出願支援ツール・機能改善については、代理人としては拒絶理由がかからないことのみを意識しているわけではなく、必要に応じて拒絶理由を受けることも考慮して出願しているとの意見が見られた。また、特許庁の出願支援ツールの改良により、単純な記載ミスなど形式的な拒絶理由を防げるようになることに期待を寄せる意見があった。

（２）国内企業に対するヒアリング調査結果

本項では、質問項目に基づいてヒアリング調査を実施した結果として得られた回答要旨を示す。回答要旨の末尾に、回答者の属性・業種をカッコ書きで示した。

また、賛成か反対かを尋ねる質問については、賛成した者の意見・反対した者の意見・どちらでもない者の意見に分けて示した。

（ｉ）指定商品・役務に関する料金等施策について

① 指定商品・役務の決定方法について

（ａ）商標出願の際、指定商品・役務をどのようにして決定するか

- 実際の商品やサービスが該当するものをカバーするように指定商品・役務を決定する。（アパレル A）
- 当社の製品・1 区分当たりの類似群コードの上限数が決められているので、当社のビジネスに近い指定商品・役務を 1 区分の中でカバーするように決定している。（アパレル A）
- 基本的には、当社の製品が使用されているものと将来的に使用される可能性があるものを指定商品・役務としている。（繊維）
- 商標の使用予定製品が該当する分野の類似群コードを確実に押さえることを大前提で考えている。（輸送用機器）
- 使用する商品・役務は、商標の使用目的に該当するかどうかを考えて決定している。（化粧品）
- 実際の商標見本と使用する商品・サービスに関して聞き取りを行い、指定商品・役務を選定する。（小売 A）
- 指定商品・役務は、毎年 1 回改訂されている「類似商品・役務審査基準」を見ながら選定している。（小売 A）
- どのような商品・役務に使用するのかを依頼元の部門に確認した上で、弁理士と相談しながら決定している。（小売 B）
- 事業部門から使用予定の商品・役務を申告してもらい、その内容を「類似商品・役務審査基準」等と照合し、願書に書くべき指定商品・役務を決定している。（その他製造 A）
- 1 区分内の類似群コードの数が 22 個以内かどうかの確認を行ってから願書を作成

している。（その他製造 A）
・ 事業ごとにベースとなる指定商品・役務が決まっている。そのベースをもとに決定している。（日用品）
・ 「類似商品・役務審査基準」、J-PlatPat の「商品・役務名検索」、自社・他社の既存登録商標を参照しながら、指定商品・役務を決定している。（電機 A）
・ 「類似商品・役務審査基準」、J-PlatPat の「商品・役務名検索」、過去の当社の登録例を参照して決定している。（インターネット関連）
・ 過去の自社出願の事例を参考にして指定商品･役務を決定することが多い。（食品 B）
・ ニース分類の中でよく使用する商品・役務を社内でリスト化し、そのリストから取捨選択するようにしている。（その他製造 B）
・ なるべく 1 区分当たりの類似群コードの数が 22 以下に収まるようにしている。（電機 B）

（ｂ）J-PlatPat の「商品・役務名検索」やその他のデータベースの利用方法

・ 商品・役務を基準等表示から選択する際、J-PlatPat の「商品・役務名検索」を使用している。（電機 B）
・ J-PlatPat の「商品・役務名検索」は、審査基準に載っていないものを調べる場合に活用している。（その他製造 A）
・ 通常は指定しないような商品について出願する場合に、一般的な記載方法を調べるために J-PlatPat の「商品・役務名検索」を利用している。（食品 B）
・ 指定商品の記載が外国でも認められるかどうかを TM5 ID リストや WIPO の MGSM を見て確認している。（食品 B）
・ J-PlatPat の「商品・役務名検索」は、新規の用途がどの区分に属するかの確認や、イメージする商品がどのように記載されているか、どう記載すれば正解なのか、記載されている表現を引用して対応できるか、自分がイメージする表現以上に広がりを持たせられるか、の確認に使用している。また、海外出願用に英語表記の確認にも使用する。（繊維）
・ 「類似商品・役務審査基準」は、新規に出願する区分の確認や、時々しか出願しない区分の確認に使用している。拒絶理由通知を受けての確認や、英語表記の確認にも使用する。毎年 1 月に改訂内容の確認を行っている。（繊維）
・ J-PlatPat の「商品・役務名検索」は、商標調査を行う際の類似群コードを確認する際や、願書に記載する指定商品･役務の検討を行う際に使用している。（輸送用機器）
・ マドプロ出願を予定している場合には WIPO MGSM を確認することもあり、USPTO に出願する場合は米国の基準を確認することもある。海外での審査に対応できるよ

うに、指定商品・役務をどのように入れ込むか事前に検討している。（輸送用機器）
- 区分ごとの指定商品・役務のリストを作成する際、ニース分類に記載の類似群コードを確認するため、J-PlatPat の「商品・役務名検索」を使用している。（その他製造 B）
- 日本出願を基礎として外国に出願する場合は、J-PlatPat の「商品・役務名検索」の英語検索機能も活用している。（電機 A）
- 「審査において採用された商品・役務名」も活用している。（電機 A）
- J-PlatPat の「商品・役務名検索」は、出願の際よりも商標調査の際によく使用する。特徴的な新商品や新しいカテゴリの商品について出願する場合は、他者の商品・役務の書き方を参考にすることがある。（日用品）
- 「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表（ニース分類）」を参考にすることがある。（日用品）
- 出願の際に J-PlatPat の「商品・役務名検索」を使うことはあまりないが、社内のクリアランス調査の際に先願の調査の目的で使うことがある。（アパレル B）
- J-PlatPat は、部門から依頼のあった商標について、取得できそうかどうか、先願を調査するのに使用している。（小売 B）
- 「審査において採用された商品・役務名」は、審査基準に載っていない場合に限って参考にしている。（その他製造 A）
- TM5 ID リストは、外国出願をする際に参考にしている。（その他製造 A）
- 海外にも出願することが予定されている場合は、TM5 ID リストや WIPO の MGSM を確認することがあるが、「類似商品・役務審査基準」、「商品・役務名リスト」ほど使用頻度は高くない。（インターネット関連）
- WIPO の MGSM の内容は、ある程度、「商品・役務名リスト」にも含まれている印象があるので、「商品・役務名検索」の使用頻度が最も高くなっている。（インターネット関連）

② 商品・役務の自由記載について

（ａ）商品・役務について自由記載を行うことが多いか

- 自由記載は行っていない。モノからコトへという変化はあるが、役務を指定する場合も、基準等表示で間に合っている。（電機 B）
- 取り扱っている商品は、世の中に既にあるカテゴリの商品であるため、自由記載を行うことはほとんどない。（日用品）
- 商品の場合、自由記載はほとんど用いない。役務については、新しいサービスを展

開する場合には弁理士の提案により自由記載を追加することがある。（小売 B）
- 過去には新しい商品やサービスが出るたびに商品・役務を社内に蓄積する対応をとっており、自由記載も多く含まれていた。現状は、ファストトラック審査を意識して、自由記載を本当にしなくてはいけないのかを考えるようになってきたため、社内蓄積データを整理中である。（小売 B）
- 主にニース分類や TM5 ID リストに掲載されているものを使用するので、自由記載はあまり行っていない。（その他製造 B）
- 自由記載を用いることは少ないが、必要に応じて行っている。（アパレル A）
- 基準等表示に記載がない場合に限って自由記載をしている。極力、基準等表示から記載するようにしている。（その他製造 A）
- 自由記載を行うことはあるが、頻度は少ない。基本的に、基準等表示のみから指定して出願することが多い。（化粧品）
- 基準等表示から選ぶことが多いが、自由記載を行う場合もある。（電機 A）
- 基準等表示を使うケースが増えており、自由記載を行う比率は下がってきている。（食品 B）
- 単純な製品であって用途が決まっている場合は、指定商品・役務を基準等表示から選択するが、全体としては自由記載との併用が多い。（輸送用機器）
- 自由記載はほとんどない。ファストトラック審査を活用しているのでなるべく基準等表示を用いるようにしている。（食品 A）
- ファストトラック審査の対象となるように基準等表示を使って出願をしているので、自由記載を使うことはほとんどない。（アパレル B）
- 自由記載を行うことは非常に少ない。できるだけファストトラック審査を利用したいので、基準等表示から選択するようにしている。（小売 A）
- ほとんどの出願で自由記載を行っている。（インターネット関連）

（ｂ）どのような場合に自由記載を行うか

- 基準等表示に載っている商品・役務の範囲と、自社が販売提供を行う商品・役務との関係性が曖昧（概念上、一致・包含するか曖昧）な場合に、積極表示（自由記載）を行っている。（電機 A）
- 基準等表示ではピンとこないものは自由記載をしている。（繊維）
- 基準等表示では希望の商品や役務にどうしても当てはまらない場合には自由記載を行うこともある。（小売 A）
- 新しい商品については、基準等表示にない商品名が一般的に使用されていることがある。それがコア商品である場合には、自由記載を行って指定商品に含めることも

ある。（アパレル A）
・ 今までにないアプリケーションなどのサービスについて、自由記載をすることもある。（食品 A）
・ マイナーな指定商品･役務に関してのみ自由記載を行うことがある。（その他製造 B）
・ 「類似商品・役務審査基準」では明確にサービス内容を特定できない場合は自由記載を積極的に利用している。（インターネット関連）
・ 国内出願を基礎として米国出願を予定している場合、米国では役務の内容をかなり詳細かつ具体的に記載することが求められるため、自由記載を用いて詳細に記載する場合が多い。（インターネット関連）
・ 国内出願を基礎としてマドプロ出願を予定している場合、国によってサービスの概念や許容される表示（求められる記載のレベル）に差異があることを考慮して、最も詳細な記載が求められる国にも対応できるようにしている。確実に権利化するために、積極表示を頻繁に行っている。（インターネット関連）
・ もともと「A」という商標について自由記載を含む形で商標登録を受けており、その進化版や派生商品について商標出願をする場合がある。その場合は以前に指定した商品・役務と同じものを指定する場合があるので、以前の出願に自由記載が含まれていた場合にはそのまま自由記載を含める形で出願している。（食品 B）
・ 商標法第 4 条第 1 項第 16 号の拒絶理由を回避するため、指定商品に修飾語を付ける形で自由記載を行うことがある。（食品 B）
・ 外国出願の基礎とする予定で出願する場合は、英訳した時のことを想定して自由記載を行うことが多い。（電機 A）
・ 日本出願を海外出願の基礎とするために海外出願に対応できるようにする場合、自由記載を行う。（輸送用機器）
・ 模倣品への権利行使を容易にするために具体的な表示とする場合、自由記載を行う。（輸送用機器）
・ 過去の経験から商標法第 4 条第 1 項第 16 号の拒絶理由に該当することが予想できる場合は、拒絶理由を回避するために初めから自由記載を行うことがある。（化粧品）

（ｃ）指定商品・役務について拒絶理由を受けるのはどのような場合か

・ 自由記載のほうが拒絶理由を受けやすいと感じる。（小売 B）
・ 過去に登録実績のある記載を利用した場合は拒絶理由を受けることはない。一方で、新しいサービスに対応する自由記載を行った場合は、拒絶理由を受ける頻度が多い実感がある。（インターネット関連）

・ 自由記載を行った場合に、その商品・役務についてもう少し説明が必要という趣旨の拒絶理由を受けたことがある。（その他製造 A）
・ 新しいサービスは、既存のものに当てはまるものがなく、どれに該当するのか分からないことがある。この区分だろうと思って出願すると、区分が違うという拒絶理由を受けることもある。（アパレル A）
・ 自由記載を行った場合に拒絶理由通知を出されることが多いが、その際の補正の示唆に従って補正すれば登録になるので頼りになっている。（繊維）
・ 自由記載で出願して、区分等に誤りがあった場合でも、審査官からの指摘があるので直すことができるという感覚でいる。ただ、これが審査の遅れにつながっているのかもしれない。（繊維）
・ 自由記載を行った場合に拒絶理由を受けるという印象はない。（食品 A）

③ 指定商品・役務の「基準等表示」に関するユーザー評価

（ａ）基準等表示の内容・充実度について

・ 必要な商品・役務は、ほぼ網羅されていると考える。（小売 B）
・ 基準等表示の内容や充実度について不足を感じることはない。（日用品）
・ 基準等表示の充実度については、必要な商品・役務が備わっており、充分であると感じる。（電機 B）
・ 現在の基準等表示について特に不満を感じていることはない。現在の基準等表示は、バランスとしてちょうど良いと感じる。（アパレル A）
・ 現在の基準等表示は充実していると感じており、困っていることは特にない。（輸送用機器）
・ 現在の基準等表示に関する不満はない。（化粧品）
・ 基準等表示について困っていることは特にない。（その他製造 A）
・ 現在の内容で充分だと思う。検索のしやすさについても、特に困ったことはない。（食品 A）
・ ニース分類の商品・役務が商品・役務が「類似商品・役務審査基準」に掲載されたので、以前よりは選択の幅が広がったと感じている。（電機 A）
・ 基準等表示の内容が充実するに越したことはないが、全てのサービスを掲載するのは不可能であると承知しているので、現状どおりでもやむを得ないと考える。（インターネット関連）
・ ニース分類の日本語訳について、原文（英語版）との齟齬や不自然さを感じることがある。（その他製造 B）

・ インターネット販売に関する商品役務について「類似商品・役務審査基準」の該当部分がわかりにくいので、弁理士に相談して指定商品・役務を決定している。ネット通販ビジネスに関する指定商品･役務がもっとわかりやすくなるとよい。(小売 A)
・ 普段自分たちが使っている用語と、基準等表示の表現が異なっている場合、判断が難しいと感じることがある。自分たちがイメージしているものがその商品・役務に含まれているのか、対応しているのか心配になることがある。(繊維)

(b) 自由記載を行う場合の問題点

・ 「フランチャイズ事業」などの役務について、どこまで表現すべきか悩むことがある。(小売 B)
・ 指定商品・役務の表現として、あまり長文のものは想定されていないと考えるが、世の中にない新しいサービスや複合的なサービスについて、短く表現しようとすると表現に悩むケースがある。(インターネット関連)
・ 自由記載をするに際に、自己判断で区分を指定したところ拒絶理由通知で区分相違を指摘されて区分数が変更になり、出願料金・登録料金も変更になって困った経験がある。(アパレル A)

④ ファストトラック審査、早期審査について

(a) ファストトラック審査の利用経験

利用経験あり　15 者
利用経験なし　0 者

(b) 早期審査の利用経験

利用経験あり　8 者
利用経験なし　4 者
不明　　3 者

(c) ファストトラック審査や早期審査が、指定商品・役務を基準等表示から選択することの動機付けになっているか

・ ファストトラック審査で審査が早くなるメリットを感じて基準等表示を活用して

いる。（アパレル B）
- 審査結果を早く知りたいのでファストトラック審査を利用している。（小売 A）
- ファストトラック審査を利用するため、基準等表示を積極的に活用したい。ファストトラック審査によって早期に権利化できたという実感もある。（小売 B）
- なるべくファストトラック審査を利用するようにしている。基準等表示を使うと不使用のおそれがあるような場合を除き、ファストトラック審査や早期審査の制度があることは、基準等表示を用いる動機になっていると思う。（食品 A）
- ファストトラック審査を利用する場合は、意図的に基準等表示から指定し、ファストトラック審査の対象になるようにしている。審査結果が早くわかることはありがたい。社内でも、ファストトラック審査を積極的に活用しようという意見が出ている。（食品 B）
- 事業をする側としては、なるべく早く登録したいと考えている。特に、事前調査で類似する他人の先行商標が見つかった場合、審査期間が短縮されることはビジネス上のメリットが大きく、基準等表示から選択することへのインセンティブが大きいと考えている。（その他製造 A）
- 権利化を急ぎたい案件は、ファストトラック審査の対象とするために意図的に基準等表示のみから選択することがある。最近は審査期間が長いので、社内で調査することが難しい図形商標については、ファストトラック審査を活用しようという動機付けになっている。その一方、文字商標については、社内調査がしやすいので、あまり動機付けにはなっていない。（輸送用機器）
- ファストトラック審査が導入される前から基準等表示を利用することが多かった。ファストトラック審査導入により審査が早くなっていることはありがたいと思っている。（化粧品）
- ファストトラック審査等がインセンティブとなって基準等表示を使用しているわけではなく、基準等表示のみで間に合っている状況である。（電機 B）
- 結果的にファストトラック審査になったことはあるが、積極的に利用したという意識はない。早く審査結果が得たい場合は、第三者による不正品の摘発や海外出願における優先権主張を前提として早期審査を申請するケースが多いので、基準等表示を利用しようという動機付けにはならない。（その他製造 B）
- ファストトラック審査を利用しているが、特に意識して利用しているわけではない。基準等表示を使用することよりも適切な商品・役務をカバーすることを優先している。（アパレル A）
- 自分たちが取りたい範囲をきちんと権利取得することが一番の優先事項だと考えており、ファストトラック審査に乗せようとして意図的に基準等表示から選択することはしないので、商品・役務を基準等表示を用いる直接的な動機付けにはなって

いないと思う。（電機 A）
- 商品・役務を基準等表示から指定しているのは、審査を早めるためというよりも基準等表示のほうが包括的な表示であることから変に権利範囲を狭めたくないという意識が強いことによる。結果としてファストトラック審査が利用できて審査が早まることはありがたい。（日用品）
- 使用したいものに即した権利を取ることに重きを置いて指定商品・役務を記載している。基準等表示とぴったり合えば、基準等表示のみを用いてファストトラック審査の対象になると思うが、なるべく広い範囲で権利を取りたいと考えて指定商品・役務を記載することが多いので、自由記載が含まれるものが多くファストトラック審査はあまり利用していない。（繊維）
- ファストトラック審査があることで基準等表示を使用しようというインセンティブが働くというよりは、基準等表示を使わないとファストトラック審査を利用できないのでそうせざるを得ない、と理解している。（インターネット関連）
- ファストトラック審査や早期審査を利用するのは、海外にも出願すること（マドプロ等）を予定しており、日本で登録できるかどうかを早く知りたい場合や、出願前調査により類似の可能性がある先行商標が見つかり、早く類否の判断を得て確実に登録できそうかどうかを判断したい場合などである。（インターネット関連）

⑤ 諸外国の制度について

（ａ）基準等表示に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度を導入すべきか

【賛成した者の意見】
- 導入に賛成である。出願料が減額されれば、出願人にとってはメリットがある。デメリットとしては、商標法第 4 条第 1 項第 16 号の拒絶理由に該当しそうな商標であっても、減額が受けられるように意図的に基準等表示にある包括表記で出願する人が出てくるので、拒絶理由通知が増えるおそれがあると思う。本来であれば初めから自由記載を行うべき案件であっても、減額を受けたいがためにとりあえず基準等表示で出願しようという出願人が増えるのではないか。（化粧品）
- ファストトラック審査を活用しようとしていることもあり、現在の検討状況からは、基準等表示のみで十分ではないかという感触が得られつつある。そのため、減額になる制度の導入には賛成である。デメリットは特にないと思う。（小売 B）
- 導入したほうが良いと考える。メリットとしては、自由記載を含まない出願が増えることで、審査が迅速化することや、他人の出願・権利範囲をチェックする際の負

担が軽減することが挙げられる。（その他製造 B）

- 導入したほうがよい。導入するメリットは、自由記載を含まないことで、審査官の指定商品・役務に対する審査の負担が物理的に減ると思われるので、出願人がその恩恵を受けることができれば、自由記載をした出願が減り、審査期間の短縮が図れると思う。（アパレル B）
- 自由記載が必要な出願人は、従来通りの出願料金で出願すればよいので、大きなデメリットはないと思う。デメリットについては、本当は任意の記載をしなければ使用する指定商品・役務が表現できないにも関わらず、減額を受けるために基準等表示から選択する出願人がいた場合に、拒絶理由通知を受けたりする出願人が増えるかもしれない。（アパレル B）
- 導入されたほうがよいと思う。自由記載を行うことへの抑止力になるので、審査期間が短縮されることはメリットである。デメリットとしては、ユーザー側で料金計算を行うので、料金ミスが多発するのではないか。（その他製造 A）
- 減額になる制度は、企業としてはあるに越したことはない。コスト削減は常に言われていることであり、少しでも安くなればありがたい。権利化したい商品・役務が基準等表示に該当しない場合は、減額のメリットを享受できないことがデメリットとなり得るが、減額制度自体は合理的であると考える。（アパレル A）
- 料金が安くなるのはメリット。ただし、予算にはそれほど影響しないと思われるので、是非導入してほしいと望むほどではない。（電機 B）
- 制度があったら嬉しいと思うが、特に強い要望はない。（小売 A）
- 導入してもデメリットはないと思う。基準等表示を用いると審査が早くなり、かつ減額にもなるということであれば、早く登録したいケースでは基準等表示を使用しようとするインセンティブが働くと思う。（食品 A）

【条件付きで賛成した者の意見】

- 基準等表示以外を含む場合の出願料金が現在と同額であれば導入してもよいと考える。自由記載を含む場合の出願料金が現在よりも値上がりするのであれば導入には反対である。（輸送用機器）

【反対した者の意見】

- 導入は希望しない。適格な範囲について商標権を取得することを優先しているので、あまりメリットを感じられない。デメリットとして、出願のバリエーションが増えることにより、予算管理や料金の試算が煩雑になる懸念がある。（電機 A）
- 知財担当者としては、適切な範囲で権利を取ることを優先したいが、減額制度が導入された場合、事業部門は費用を安くしようとする可能性があり、適切な権利化が

できなくなるおそれがあるように思う。（電機 A）

【どちらでもない者の意見】

- 基準等表示を用いると出願料金が減額される制度は、あればあったで利用できるところはすると思う。当社としては、自由記載で上乗せをしてしまう部分がある。基本料金より安くなるから用いるという会社方針になればそうするが、今のところ権利範囲を広く取りたいという方針なので、減額されたいがために、指定商品・役務の記載を変えようという考え方にはならない。決まったものを作っている会社にとっては使いやすい制度だろう。（繊維）
- 海外の国別の制度をそれぞれ覚えて管理するのは負担が非常に大きい。各国の制度を日本に反映する場合は、できるだけ共通化されたシンプルなものを適用したほうがよいと思う。（日用品）
- 手続によって都度料金が変わると、たとえ安くなったとしても、金額を確認するために工数がかかるのでできるだけシンプルな方法・制度のほうがよい。（日用品）
- 減額制度について、社内でも、導入に賛成の意見と反対の意見に分かれている。審査の負担が少なくなるなら料金に反映すべきだという考え方もある。（食品 B）
- 減額制度を導入した場合、自由記載を用いればストレートに登録できる案件でも、減額したいがために基準等表示を利用するので、拒絶理由を受けてしまい審査に時間がかかってしまうという懸念がある。（食品 B）
- 当社の場合、出願件数も更新件数も非常に多いので、1 件いくらというミクロの視点による料金計算をすることはあまりない。そのため、減額制度を導入したら料金計算が煩雑になるという懸念はあまりない。（食品 B）
- 当社のように、出願件数が多い企業の場合は強く影響を受けないと思われるが、料金体系や審査期間などが複雑化するのであれば、その導入にあまり必要性を感じないと思う。（食品 B）
- 業界によって、新しいサービスを提供することが多い業界と、そうではない業界がある。（基準等表示のみを指定することは難しい業界もあるため）料金に反映する仕組みでは、業界により不公平感が生じると考える。特定の業界に有利になる可能性があるので、（指定商品・役務と関連した）料金制度の改訂に際しては、各業界からの働きかけが顕著になる可能性もある。（インターネット関連）

（ｂ）減額制度が導入された場合の利用者について

- 減額制度が導入された場合、中小企業や個人など、1 件 1 件に対して向き合える環境にある企業・法人であれば利用すると思う。（食品 B）

・ 利用する者は結構あり、自由記載は減るだろう。（小売 B）
・ 商標出願の重要性を理解していない従業員からすると、出願費用や調査費用は高いと思われている。そのような人からすれば、出願費用が安くなることは喜ばれるし、制度が導入されれば利用する人はいると思う。（小売 A）
・ 経営状態によっては、出願費用を安く抑えたいと考えているところもある。そのような企業であれば、減額制度を積極的に利用するかもしれない。（小売 A）
・ 模倣品被害を防ぐ等の目的で自由記載を多く行わなければならない企業では、この制度が導入されても利用できない。一方で、模倣品被害が少なく扱っている商品・役務が明確な企業であれば、減額制度を利用するだろう。（輸送用機器）
・ 日本全体で見れば中小企業のほうが多いので、この制度を利用する企業は多いのではないか。（輸送用機器）
・ 決まったものを作っている会社にとっては使いやすい制度だろう。（繊維）
・ 基本的には、基準等表示で保護範囲をカバーできる人はこの制度を利用すると思う。（その他製造 A）
・ 代理人の中には、出願人から希望されたものをそのまま願書に記載し、拒絶理由が来たら直す方針の人もいるので、そのような人は、この制度を利用しないのではないか。（その他製造 A）
・ 新しい商品・役務を扱っていない企業や、新しい商品・役務があっても今ある概念に含まれるような企業であれば基準等表示のみを指定できるので利用のニーズはあると思う。（インターネット関連）
・ 基準等表示の中に当社が必要とする指定商品・役務の名称が存在する等、リストの記載が充実していれば、この制度が導入された場合には活用すると思う。他社においても、制度自体の理解がある人であれば積極的に活用するのではないか。（その他製造 B）
・ 減額制度の利用条件がファストトラック審査と同じであるならば、（早期審査の条件を満たしていないが）できるだけ審査結果を早く知りたい人や企業が利用すると思う。（アパレル B）
・ 減額制度が導入された場合、普段から基準等表示を使用しているユーザーにとっては、自動的に出願料金が安くなるので、そのまま減額制度を利用するだろう。また、とりあえず 1 回は基準等表示から指定してみようというユーザーもいると思われるので、それなりに利用者はいると思う。（化粧品）
・ アパレル業界では、被服の基準等表示で（必要な権利範囲を）カバーできることが多いので、業界全体でもメリットを享受できると思う。（アパレル A）
・ 基準等表示で対応できる企業であれば、減額制度を活用すると思う。ただ、これまでにない新しいサービスを生み出すようなスタートアップ企業などにとっては、基

準等表示では該当するものがなかったり、既存の企業と類似群コードが抵触してしまったり、という問題があるので、新しい商品・役務を追加するニーズが出てくると思う。（電機 B）

（ｃ）指定商品・役務の数が一定数を超えると出願料金が加算される制度を導入すべきか

【賛成した者の意見】

- 導入には賛成である。使用する予定のない商品・役務への出願が減ることが期待できる。同業者の中には、第●類の全ての商品を指定している企業もあるが、実際には使用しない商品も含めて指定していると思われる。（加算制度が導入されれば）そのような事例が減るのではないか。一方で、いろいろな商品・役務を取り扱っており全部指定しなければならない企業にとっては、出願コストの増加につながる。また、出願料金の計算が複雑化することで事務作業の負担が増加することもデメリットとなる。（化粧品）
- 導入したほうがよい。現在でも、1 区分内の類似群コードの数が 23 個以上のものについては拒絶理由が来るので一定の抑止力にはなっている。メリットとしては、指定商品の制限を設けることで、真に使用する商品・役務のみが指定されるようになることである。防衛的に記載するケースが減るので、結果的に審査期間の短縮につながると思う。一方で、料金計算が煩雑になることはデメリットといえる。（その他製造 A）
- 導入したほうが良いと考える。メリットとしては、極端に多数の商品・役務を指定して後願を排除しようとする悪意の出願を抑制できる点が挙げられる。デメリットは、出願書類の作成が煩雑になる点が挙げられるが、一区分当たりの商品・役務の数が 20 程度まで許されるのであれば、それほど大きな影響はないと考える。（その他製造 B）
- 導入したほうがよい。料金が加算されるようになれば出願人が指定商品を厳選するようになるので、使用意思のない指定商品・役務を記載することが減るのではないか。（指定商品の数によって出願料金が変わると）料金の計算が面倒になるが、日頃から特許庁の料金計算サイトで料金を計算しているので、今後もそれができるのであれば、出願人が負担を感じるほどではないと思う。（アパレル B）
- 指定商品を沢山指定している他社商標を見ると、その商標を本当に 20 以上の指定商品で使うのか疑問がある場合もあるので、審査の促進につながるのであれば、加算制度の導入には反対ではない。（食品 A）
- 多くの商品・役務にわたって商標を取得したいならば、相当の料金を負担するのが

普通だと思う。（電機 B）

- 導入してもよいと思うが、商品・役務の区分が多い分野もあるので、1 区分当たり 20 という数では少ないと思う。メリットは、不必要な商品・役務を指定することがなくなる結果、適切な権利範囲に収まる可能性が高まるので、他社商標との抵触が緩和されるメリットが考えられる。その結果、商標法第 4 条第 1 項第 11 号の拒絶理由がかかるケースが少なるかもしれない。デメリットとしては、幅広い商品・サービスに使用する予定の商標について出願費用が高額となることが挙げられる。（インターネット関連）

【どちらでもない者の意見】

- 導入に積極的な賛成はしない。出願料金は安いほうがありがたいが、管理が煩雑にならないか、ミスが起こらないか、納付金額に誤りが生じないかといった点が気になる。管理者としては料金パターンが多くなるのは困るが、利用できる制度があれば利用すると思う。（小売 A）
- やみくもに広く出願する人を減らすという意味では、導入してもよいと思う。（小売 A）
- なるべくシンプルな制度のほうがよい。マドプロの料金のように、計算表を見ないと料金がわからないような複雑な制度は望ましくない。（日用品）
- 模倣品対応の観点から実際に使える権利にしようと思うと、指定商品・役務の数を増やさざるを得ないケースもある。導入されれば、権利範囲は広くないのに費用だけは高い権利が発生するおそれがあり、ユーザーにとってのメリットはあまりないと思う。悪意の出願や無節操に出願する者に対しては、抑止効果はあると思う。（輸送用機器）

【反対した者の意見】

- 真に必要な商品・役務を検討するきっかけにはなるが、小売という業界の特性上広く業務を行っている実態を踏まえると、料金が加算される制度の導入は望ましくない。（小売 B）
- 加算制度は導入しなくてよい。不要な商標を他社に押さえられたくないという意味では良い点もあるが、一長一短があると思う。企業は、本当に必要なものであればお金を払っても出願したり更新したりするので、それに対してはそれなりの料金を請求してもよいと思う。（アパレル A）
- 導入を希望しない。メリットとしては、商品・役務の数が減少するので、使っていない範囲について他社とやりとりするケースが減ることが挙げられる。出願料金の算出や管理が煩雑になる点はデメリットであり、メリットよりもデメリットの方が

大きいと思う。（電機 A）

- 賛成しない。指定商品・役務の数が一定数を超えると出願料金が加算されることになれば、指定商品・役務の数をそれに応じて制限するかもしれない。当社も、（今の方針はそうではないが）少しでも安くなるならそのほうがいいという方針になるかもしれない。（繊維）
- 今よりも審査が遅くなったり、拒絶理由が増えたりするのであれば、あえて導入する必要はないと思う。(加算制度が導入されれば) 不必要なものまで指定する人は少なくなると思う。その一方で、メーカーであれば、自社商品の売場の商品と近接する売場が想定される商品については（商標権で）押さえておきたいという発想がある。企業ごとの判断になると思うが、当社の場合、ブランドによっては、加算制度があったとしても複数の商品を指定するということはあり得ると思う。（食品 B）

（ｄ）加算制度が導入された場合の効果について

- 加算制度が導入された場合、相対的に見れば、指定商品・役務の数は減ると思う。強い意図がない限り、一定数以内に収めようという意識は働くだろう。（食品 B）
- 加算制度が導入されれば、闇雲に数多く商品・役務を指定する出願は減る可能性がある。（アパレル A）
- この制度が導入された場合、実際には使用しない商品・役務について何となく指定しておくという出願が減ると思う。全体的に、指定商品・役務の数は少し減るのではないか。（化粧品）
- 多様な商品・役務を業として行っている企業の場合は、費用が加算されても権利を取らなければならない。そのような企業は、仮に加算制度が導入されたとしても、必要な商品・役務であれば上限数を気にせずに指定すると思う。（化粧品）
- 金額のインパクト次第であるが、必要な指定商品・役務を見直すことにはなるので、指定商品・役務の数が減る可能性はある。この様な制度があれば、むやみやたらに取得しようとする者は減るのではないか。（小売 B）
- 料金が加算されるようになれば、(出願人が) 指定商品を厳選するようになるので、使用意思のない指定商品・役務を記載することが減るのではないか。（アパレル B）
- 加算制度が導入された場合に、願書に記載する指定商品・役務の数が減るかどうかは料金次第だと思う。費用に余裕のある企業は料金が加算されても気にしないかもしれないが、個人で出願する場合などには、なるべく基本料金に収めようとするだろう。（アパレル B）
- 現状、代理人を通して出願する出願人が多いが、代理人は基本的に広く権利を取ることを提案する可能性があるので、このような制度が導入されても、願書に記載さ

れる指定商品・役務の数は減らないかもしれない。（アパレル B）

- 仮にこの加算制度が導入された場合は、当社も他社も、なるべく所定の数に収まる努力をすると思う。その結果として指定商品・役務の数は減ると思う。（その他製造 B）
- 加算制度が導入された場合、自社で直接出願している企業の指定商品・役務の数は減ると思うが、代理人を経由して出願している企業の場合は、代理人費用を含めて考えるとどの程度コストメリットがあるのか不明である。（その他製造 A）
- 「一定数」の程度にもよるが、当社では、その数を超えないよう指定商品・役務の数を減らす方向になり、不使用取消審判がかかるような程広い権利範囲の出願は抑えられ、適正な数に落ち着くと考える。ただし、指定商品・役務を精査できるかどうかは、各社の商標出願を担当する人員・能力にもよるのではないか。（電機 B）
- 料金が加算されても、必要があれば多数の商品・役務に出願するだろう。ただ、不要なものは書かないので、願書に記載される商品・役務の数は相対的に減ると思う。（電機 A）
- 知財に関するしっかりした知識と経験がある企業は、必要な権利を取るためにお金をかけてもよいと考えているので、加算金を支払っても必要な商品・役務を指定すると思う。そうでない会社にとっては、加算制度はインパクトがあり、指定商品・役務の数が減るかもしれない。（輸送用機器）
- 場合によっては料金が加算されても、指定商品・役務を数多く記載することもあると思うが、制度が浸透していけば、出願人は料金加算されないように指定商品・役務の数が一定数を超えないように意識はすると思う。（繊維）
- この制度が導入された場合、願書に記載する指定商品・役務の数は相対的に減ると思う。（繊維）
- コスト面で問題がなければ、一定数を超えるとしても必要な商品・役務は指定することになる。それ以上指定するかどうかは、実際には使用しないが防衛的に指定する商品・役務をどこまで広げるかによる。料金加算の影響を考慮して、防御的に指定する商品・役務の数を一定数以内に収めるように意識することにはなると思う。（インターネット関連）
- 指定商品・役務を必要なもののみに限定する傾向が生じ、指定商品・役務の数は減るのではないか。（インターネット関連）
- 加算制度が導入された場合に、指定商品・役務の数が減るかどうかはビジネスの態様次第だと思う。一般的な企業は、自社のブランド維持のために出願しているはずなので、費用の問題ではないという意見が多いと思う。（小売 A）
- 加算制度が導入された場合、相対的に見れば、指定商品・役務の数は減ると思う。強い意図が無い限り、一定数以内に収めようという意識は働くだろう。（食品 B）

（ｅ）オーストラリアの「TM Headstart」のような事前評価サービスについて

- （オーストラリアに出願する際に）「TM Headstart」を時折使っている。日本とは類否判断の感覚がだいぶ違うので、類似の確認のために使用している。「TM Headstart」を使って役に立った。最終的な審査結果ではないが、ほぼ公式の通知に近いものであり、事業部門にはその点を高くはないリスクとして説明しながら使用可能と判断した実績がある。「TM Headstart」の結果を実際の審査に近いものとして使っているが、これまで特に問題はなかった。約 2～3 週間で結果が返ってきた記憶がある。（食品 A）
- 「TM Headstart」はよく利用している。事前評価と実際の審査結果が食い違ったことはほとんどなく、結果が得られるまでの期間も短い。事前審査と早期審査を選択すると 2～3 週間ぐらいで審査結果が得られるし、精度も高い。ただし、その後に公告期間があるので、実際に登録されるまでにはもっと時間がかかる。日本でも「TM Headstart」のようなサービスを導入して、利用したい人だけがお金を払って利用するのはよいと思う。（日用品）
- オーストラリアの「TM Headstart」のようなサービスが日本にあったら利用したい。現在、商調査は社内で行っているが、量が多く大きな負担になっている。特許庁で事前評価をしてくれるサービスがあったら活用すると思う。（アパレル A）
- オーストラリアのような事前評価サービスを導入してもよいと思う。社内で登録可能性の判断に迷うときは、外部の弁護士や弁理士に相談して判断を求めているが、弁護士や弁理士で意見が異なることもある。特許庁からの評価であれば一定の基準に従うと思うので信頼できるし、方向性の決定という点でも大きい。一方で、弁理士の仕事が減っていくようにも思う。（事前評価サービスを利用するかどうかは）価格設定にもよる。事前評価が得られるまでの期間がどれくらいかにもよる。（2～3 週間程度と聞いたことがある点につき）それくらい早ければ使ってみたい。2～3 か月かかるのであれば出願したほうが早い。（アパレル B）
- 絶対取得したい商標がある場合に利用するかもしれない。（繊維）
- 「TM Headstart」の利用経験はない。識別性や先行商標との類否について、短期間で特許庁の事前評価が得られるのであれば有用だと考える。期間としては 3 週間以内を希望する。 1 か月以上かかるのであれば、ネーミングを変えたりする必要が出てくる。（電機 B）
- 費用次第ではあるものの、出願前の調査に際して調査の補助として利用するかもしれない。この制度を導入した場合のデメリットは特に考えられない。（その他製造 B）
- 費用次第ではあった方がよいと考える。オーストラリアに出願した経験はあるが、

「TM Headstart」を利用した経験はない。（輸送用機器）

- 「TM Headstart」の利用経験はない。事前評価の精度や費用にもよるが、出願前の商標調査に代替できるものであれば、事前評価により利便性が高まるのではないか。事前評価の精度が十分に担保されるという前提であれば、デメリットは特にない。（インターネット関連）
- 事前評価の判断の信頼性（審査結果との同一性）、公開の有無、料金、スピードにもよると思うが、出願人側の選択肢が増えるということであれば、デメリットはあまりない。安い費用で信頼性の高い評価が早く得られるのであれば、出願前に行っている商標調査の工数や費用が削減できるのでよいと思う。識別力を確認するために行っている出願を減らせる点もメリットである。（電機 A）
- 事前審査の結果が公表されない場合、識別力や類否判断の際の参考材料が減ってしまう点はデメリットといえる。（電機 A）
- 現状、全ての出願について弁理士に事前調査を依頼しているので、その調査費用より費用が安く結果が出るまでの期間が短いのであれば利用すると思う。（「TM Headstart」の結果が約 3 週間程度で得られたとの報告につき）結果が出るまでの期間が 3 週間では長いと感じる。案件にもよるが、弁理士に調査を依頼すると大体 5 営業日程度で回答が得られる。特許庁の事前調査サービスが、それよりも早く結果が得られて費用も安いものであれば、当社も利用すると思う。（小売 A）
- 導入してもよいという立場だが、具体的な精度内容を踏まえて利用の判断をすることになるだろう。（小売 B）
- オーストラリアの「TM Headstart」のようなサービスは、総論としてはあったほうがよいのかもしれないが、具体的な運用がわからないと明確な判断はできない。（「TM Headstart」のようなサービスが導入された場合）事前評価の判断が全てだと考える者も出てくると思う。自前で専門部署を持たない個人や企業の場合、今は専門家に調査や判断の依頼をしていると思うが、事前評価サービスがあれば、その結果で判断することになるケースが増えると思う。そうなると、本来であればもう少し考えれば保護できたものについて検討することを諦めて違う出願をする、名前を変える、という判断になりうる。導入された際に料金や評価の精度からみて利便性が高いサービスであれば利用するかもしれないが、今の段階では是非とも導入すべきとはいえない。（食品 B）
- 商標調査は社内で J-PlatPat を用いて行っている。現状、「TM Headstart」のようなサービスの必要性はあまり感じない。（化粧品）
- 導入する必要性は感じない。弁理士事務所が行っている登録可能性の事前調査でも対応できるので、あえて特許庁が提供するサービスではないように思う。また、特許庁のウェブサイトには、事前調査が必要であることや、事前調査は弁理士事務所

に依頼できることを周知してもらえれば十分だと思う。オーストラリアに出願したことはあるが、このサービスを使用したことはない。（その他製造 A）

（ｆ）英国の「Right Start Examination」のような評価サービスについて

- 出願費用を 2 回に分割して支払う制度ならば、導入されたほうがありがたい。（インターネット関連）
- 現状、識別力の有無を判断する目的で出願する場合や、拒絶理由の克服が困難な場合（類似の先行商標があり拒絶理由を回避できないケース）は、応答せずに権利化を断念しているため、英国の制度のような仕組みがあれば出願費用の減額につながるメリットがある。（インターネット関連）
- 識別力を確認するために出願することがあるが、そのような出願については、英国のように通常出願よりトータルで割高になる制度であっても利用する可能性はある。費用の納付回数が増えることや、期限管理の煩雑化、代理人費用の増額の可能性があることはデメリットである。（インターネット関連）
- 総論としてはあったほうがよいかもしれない。当社としては、出願件数が多いため、手続が 2 倍になる点はデメリットとなる。料金が安く済むのはよいが、手続が 2 倍に増えることに見合うかは疑問である。（食品 B）
- 導入するかどうかは、審査期間にどう影響するかにもよる。導入しても、審査結果が出るまでの期間が通常と変わらないのであれば、あまり必要性を感じない。途中で調査結果が得られると、それをどうするか社内で検討する手間も生じるので、手続が煩雑化する点も懸念がある。（化粧品）
- 導入する必要性は感じない。出願料金の半額が節約できる点はメリットであるが、金額が大きくないのでそれほどメリットにはならないかもしれない。デメリットとして、特許庁の行政手続が煩雑になってしまうことが懸念される。また、代理人を通じて出願している企業にとっては、代理人費用が増えることが想定され、結果として出願人のコスト増につながるおそれもある。（その他製造 A）
- 事前に十分調査をしてから出願するため、「Right Start Examination」のような仕組みは必要性を感じないが、ないよりはあったほうがよいと思う。しかし、（この制度があると）登録可能性が高いかどうかを判断できない人たちは、とりあえず出願しておこうというインセンティブが働くので、審査負担の増加や、商標の選択肢が狭くなる（登録可能な余地の減少につながる）デメリットも考えられる。また、審査結果レポートを得るのに、通常より出願料が（20 ポンド）高くなることもデメリットだと考える。（その他製造 B）
- 現状、弁理士に相談した上で、権利化の可能性が高い場合に限り出願するという判

断をしているため、あまり利用の必要はないと考える。仮に「Right Start Examination」のような仕組みがあると、本当は取得したいが権利化の可能性が低いと思われる商標についても、試しに出願しようとする可能性があるので、出願数は増加するのではないか。（小売 B）

- 使ったことがないのでサーチレポートが出るまでの期間がわからないが、審査結果が出るまでの期間と変わらないのであれば、あまり意味がないと思う。日本に導入する必要はないと思う。（食品 A）
- 途中で出願をやめるという選択肢があるので、精緻に管理できればコストを安くできるというメリットがある。しかし、管理のためのシステム、工数、人の負担を考えると精緻な管理をすることは難しいので、導入には賛成しない。（電機 A）
- Right Start Examination」のような制度は手続が面倒だと感じる。最初に支払うのが全費用の 1 割程度ならやってもよいと思うが、料金を一括払いするシンプルな方式のほうがよい。（日用品）
- 利用経験はない。同様の制度が日本に導入された場合に利用するかどうかは、審査結果レポートがオフィシャルなものとして記録に残るかによる。（電機 B）
- 現状、海外に出願する際には、識別力や先行商標との関係等について、各国の代理人から事前に調査レポートをもらって社内で検討を行っている。（「Right Start Examination」のような制度が導入された場合に）審査官によってレポート結果が異なるとか、レポートに法的効果がないのであれば、代理人による評価レポートに代わり得るものになるのか疑問である。（電機 B）
- 形式審査の結果しか得られないものであれば、当社では形式面で拒絶理由を受けるようなケースはあまりないため、メリットはないと思う。実体審査までのレポートが来るのであれば、知財に疎い企業も気軽に出願するようになると思われる一方、特許庁の負担が増加するのではないかと思う。（アパレル B）
- 英国の「Right Start Examination」のようなサービスも、日本にあったら利用してみたい。（アパレル A）
- 社内決裁の都合上、複数種類の手続方法は使わないようにしている。もし、英国の「Right Start Examination」のようなサービスが導入された場合、利用するのであれば全件利用するが、利用しないのであれば全件について今まで通りの出願方法（サービスを利用しない通常の出願方法）になると思う。試しに一度利用してみて、メリットを感じることはあるかもしれないが、おそらく現状の（通常の出願方法の）ままになる気がする。（小売 A）
- 「Right Start Examination」のような制度は、サーチレポートが出るまでの期間が短ければ日本で導入したら利用する人は多いと思う。サーチレポートが出るまで何か月（例えば、３～４か月）もかかるのであれば、そんなに待てないので、利用者は

多くないだろう。（輸送用機器）

- 「Right Start Examination」のような仕組みが導入された場合、不使用取消を覚悟の上で、商標のストックを増やすために多数の出願をする人もいるかもしれない。しかし、ネーミングを作るのにも労力がかかるので、そのようなことをする人は多くないと思う。（輸送用機器）
- 出願する商標の登録可能性が高くなさそうな場合に、それに類似する商標を何パターンか五月雨式に出願することがある。そのような場合に、英国の「Right Start Examination」のようなサービスがあれば、確実に取れそうなものだけに注力して、それ以外のものは出願を放棄するという使い方ができると思う。（繊維）

⑥ 小括

【指定商品・役務の決定方法について】

商標出願の際、指定商品・役務をどのようにして決定するかについては、実際に使用する商品やサービスと将来的に使用する予定のある商品やサービスに基づいて決定する、あるいはこれに類する意見が多数であった。決定に際しては、業種を問わず、「類似商品・役務審査基準」や J-PlatPat の「商品・役務名検索」が大いに活用されていることを確認できた。使用意思を確認するための拒絶理由を避けるために、1 区分当たりの類似群コードの数が 22 以下になるように留意しているとの意見も少なからずあり、出願人は拒絶理由を受けないことを意識して指定商品・役務を決定していることがうかがえる。

J-PlatPat の「商品・役務名検索」やその他のデータベースの利用方法については、願書に記載する指定商品・役務の決定のみならず、商標調査にも幅広く活用されていることを確認できた。また、日本出願を検討する段階から外国出願やマドプロ出願を意識し、「類似商品・役務審査基準」や J-PlatPat の「商品・役務名検索」にとどまらず、ニース分類や TM5 ID リスト、WIPO の MGSM を確認することが広く行われていることも確認できた。

【基準等表示の利用状況】

商品・役務の自由記載については、既存の商品やサービスでは基準等表示を優先的に使用し、新しい商品やサービスの場合など、基準等表示に該当するものがない場合や基準等表示では商品やサービスを的確に表現し切れない場合に自由記載を用いる傾向にあることを確認できた。また、外国出願やマドプロ出願を予定している場合にも、各国の実務を考慮して自由記載を行う実情も見られた。さらに、食品や化粧品において、商標法第 4 条第 1 項第 16 号（商品の品質又は役務の質の誤認）を意識して自由記載を行うとの意見も示された。出願人は多様な観点から検討を行った上で自由記載を用いていることがうかがえる。

指定商品・役務について拒絶理由を受ける場合については、自由記載を用いたことで拒

絶理由を受けたと感じる者が一定数おり、自由記載の記載の仕方やその区分について、少なからず問題意識があることが示唆された。

基準等表示の内容・充実度については、業種を問わず、概ね肯定的な評価を示す意見が多かった。改善を求める意見としては、小売、インターネット関連などのサービス業に係る役務の記載の充実、ニース分類の英語表記と日本語訳との齟齬の解消などが挙げられた。

【ファストトラック審査及び早期審査】

ファストトラック審査、早期審査については、ファストトラック審査はヒアリング対象15者全てにおいて利用経験があり、広く認知され利用されていることを確認できた。早期審査についても、過半数において利用経験があり、審査を早めるための制度が積極的に利用されていることを確認できた。

特に、ファストトラック審査については、審査が早くなるメリットを感じて基準等表示から指定商品・役務を選択する動機付けになっている、あるいはこれに類する見解や、ファストトラック審査は意識していないが基準等表示を用いることで結果的に審査が早くなってありがたいとの見解が示され、出願人にとって有益な制度であることがうかがえる。一方で、基準等表示を使用することよりも出願人の適切と考える権利範囲やなるべく広い権利範囲の商標権を取得することを優先しているため、ファストトラック審査が基準等表示を用いる動機付けにはなっていないとの見解も少なからず示されたことを付記する。

【諸外国の制度について】

基準等表示に記載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額となる制度については、導入に賛成する意見が比較的多く見られた一方で、反対する意見やどちらともいえないとする意見もあり、導入のメリットとデメリットの双方を挙げる者が多かった。減額自体は歓迎であり、コスト削減に加えて、基準等表示のみを用いた出願が増えることによる審査の迅速化に期待を寄せる意見がある一方で、減額制度の導入による料金体系や管理の複雑化、基準等表示のみで足りうる業界と足りない業界との不公平感、自由記載を回避したことにより不要な拒絶理由が生じうることなどを懸念する意見もあった。

減額制度を導入した場合の利用については、中小企業や個人では利用する者が多いと思うとの意見や基準等表示で足りる場合に活用するとの意見があり、減額制度のニーズについては比較的肯定的な見解が多く見られた。

次に、指定商品・役務の数が一定数を超えると出願料金が加算される制度については、導入に賛成する意見、反対する意見、どちらともいえないとの意見に分かれた。導入するメリットとして、使用する予定のない商品・役務を指定した出願が減ることによる審査期間の短縮や極端に多数の商品・役務を指定した悪意の出願の抑制などが挙がった。また、

デメリットとしては、加算制度の導入による料金体系や管理の複雑化についての指摘が目立った。

加算制度を導入した場合、加算対象とならないよう一定数を超えないことを意識する者が多いと考えられるため、指定商品・役務の数は相対的に減るとの見方が多かった。一方で、加算制度が導入されても必要な権利を取るために必要に応じて指定商品・役務を一定数以上記載するとの見解も少なからずあった。知財の重要性の認識やビジネスの態様によって加算制度に対する対処が異なる可能性が示唆された。

オーストラリアの「TM Headstart」のような事前評価サービスについては、実際に使用した経験のある者から、事前評価の結果や期間について評価する意見があった。このようなサービスに興味関心を示す者は少なくなく、事前評価の精度や結果が出るまでの期間、費用次第で利用したいとの意見を確認できた。

英国の「Right Start Examination」のような評価サービスについては、費用削減効果を期待して興味関心を示す意見がある一方で、手続の増加や期限管理の煩雑化、審査期間への影響を懸念する意見があった。また、現状、しっかりと調査をした上で出願しているため、このようなサービスの必要性を感じないとの意見もあった。このようなサービスについては、興味関心はあるものの、出願人の管理上の負担も少なくないため、具体的なサービスの内容次第であるとの意見を確認できた。

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツールについて

① 使用ツールについて

（ａ）特許庁の出願書類作成ツールを使用しているか

- 「さくっと書類作成」を使っている。特に不便は感じていない。（日用品）
- 特許庁の公開しているひな形に沿って作成した過去のファイルを必要に応じて書き換えて使っている。「さくっと書類作成」も使ったことがある。必要最低限の機能で、シンプルで使いやすかった。（アパレルB）

（ｂ）ほかに利用しているツール・独自開発しているツールについて

- Microsoft Word で自社のひな形を用意しており、よく使う区分（商品・役務）については、以前使った願書を流用して使用している。Microsoft Word で作った願書をイ

ンターネット出願ソフトで変換して出願している。（繊維）
- Microsoft Word を使って願書を作成している。市販のソフトは使用していない。過去に使用した実績のある指定商品・役務名を Excel で管理しており、それを Word に転記する方法をとっている。（その他製造 B）
- Microsoft Word を使って願書の原稿を作成し、特許庁の出願ソフトを利用して出願している。（その他製造 A）
- 特許庁のインターネット出願ソフトと市販のツールを使用している。（食品 B）
- 特許庁のインターネット出願ソフトのほかに、市販のツールを利用している。（電機 B）
- 出願書類は市販ツールを使用して作成し、出願はインターネット出願ソフトを使用している。（化粧品）

（ｃ）J-PlatPat で有用なツールについて

- 社内で調査を行っており、J-PlatPat の「商標検索」や「商品・役務名検索」の機能を活用している。（アパレル A）
- 出願前に J-PlatPat を利用して事前調査をしている。J-PlatPat の「商標検索」は、類似群コードを指定した称呼検索ができるという点で便利だと感じている。（その他製造 A）
- J-PlatPat の「商品・役務名検索」をよく利用している。冊子版の「類似商品・役務審査基準」もあわせて利用している。（その他製造 A）
- J-PlatPat の「商標検索」と「商品・役務名検索」を使用することが多い。（化粧品）
- 商標調査には J-PlatPat の「商品・役務名検索」が非常に役に立っている。（食品 B）
- J-PlatPat で便利だと感じているのは、カナの呼称が検索データに含まれる点である。アルファベット表記が異なっていても称呼が同じものを検索することができるのでよい。（電機 B）
- 出願前に、J-PlatPat の「商標検索」と「商品・役務名検索」をよく利用している。特に、近年の出願については出願包袋を見られるのが良いと思う。（電機 A）
- 類否判断が問題になるケースでは、J-PlatPat で過去の審査例や審判例を見ることもある。古い出願についても内容が見られるようになるとありがたい。（輸送用機器）

（ｄ）特許庁・INPIT が提供する参考となるコンテンツについて

- 出願の手引き（出願の様式に関する資料）や審査基準、審査便覧を参照することが多い。（その他製造 B）

- 類似商品・役務審査基準、商標審査基準、商標審査便覧等を必要な時に適宜確認している。（輸送用機器）
- 「手続料金計算システム」を使用することが多い。（化粧品）
- 「初めてだったらここを読む」等のコンテンツは、社内研修で活用している。（化粧品）
- 新入社員等に向けたツールとして IP ePlat を使用することを社内で検討したことがある。（その他製造 A）
- 特許庁が提供しているコンテンツはかなり活用している。社内研修を強化しているので、研修資料として特許庁ウェブサイトの情報を活用したり、グループ企業の商標担当者に J-PlatPat の使い方を教えたりしている。（小売 A）
- 出願に際しては、商標審査基準、商標審査便覧を使用している。その他のコンテンツは、新たに商標担当となった者に対し、研修用の教材として使用することがある。（インターネット関連）
- 特許庁や INPIT の提供コンテンツは、初心者研修や、実務を定期的に学ぶ機会のために活用しているので、今後もより充実させてほしい。（小売 B）
- 他人の商標権を侵害しないようにするため、J-PlatPat の基本的な使い方を日常的に社員に講義し、利用の普及に努めている。（アパレル B）
- 統計データ的な情報（早期審査によりどのくらい審査が早くなるか等）が有用である。（電機 B）

（ｅ）現在でも紙の書類で出願を行うことはあるか

- 現在、紙での出願はしておらず、全てオンライン出願である。（繊維）
- 商標出願は、全てオンラインで行っている。紙での出願は行っていない。（化粧品）
- 出願は全てオンラインで行っている。（電機 B、電機 A）
- 現在、紙での出願は行っておらず、全てオンライン出願である。（その他製造 A）
- 現在、商標出願は全てオンラインで行っており、紙出願は行っていない。（輸送用機器）
- 現状、紙で出願することはなく、全てオンラインで出願している。ただし、音商標は外部の事務所に出願手続を依頼しており、紙で出願していたと思う。（日用品）
- 基本的にはオンライン出願である。あまりないケースではあるが、公開を遅らせたい場合に、意図的に紙での出願を行う場合もある。（その他製造 B）
- 出願は弁理士に依頼しているので、基本的にオンライン出願のみである。レアケースではあるが、色彩のみからなる商標について出願した際、画面上では指定の色と異なる旨の拒絶理由を受けて、弁理士が紙の書面による手続を行ったことがある。

（小売 B）

- 現在は基本的にオンライン出願である。例外的に、予納金残高が足りなかったときに紙出願をしたことはある。（食品 B）
- 基本的にはオンラインで出願している。ただし、グループ企業から商標権を譲り受けたときに商標権の移転登録手続が存続期限満了日までに間に合わず紙で更新登録申請の手続をすることが年 1 回くらいある。（小売 A）

② 諸外国のツールについて

（ａ）入力支援機能や選択入力機能について

- 指定商品・役務の入力支援ツールを導入することについて、デメリットは見当たらない。誤字・脱字や、区分違いなどの初歩的なミスが減り、その分の審査負担も減る。出願人側にも特許庁側にもメリットがあるので、導入したほうが良いと思う。（食品 B）
- 手入力ではどうしても入力ミスが起こりうるが、リストからの選択式であれば入力ミスが減るのでよいと思う。（繊維）
- 所定のリストからの選択しか認めなかったり、自由記載の入力が多かったりすると、却って使いにくいかもしれない。（繊維）
- 出願ツールの中に入力支援ツールを搭載するより J-PlatPat の中に入力支援ツールがあり、そこで願書の下書きを作成できるようなものがよい。（繊維）
- 商品・役務をプルダウンメニューから選択して入力できるようなツールがあれば使いたい。（日用品）
- 入力支援ツールを導入する場合は、出願した内容が手元に残って後で確認できるようなものがよい。（日用品）
- 欧州のような支援ツールがあれば助かる。大文字・小文字の区別など、少しでもエラーが減るような機能があれば助かる。自由記載の欄がありながらも、基準等表示から選べるような仕組みがあるとエラーが減ってよいのではないか。（アパレル B）
- 入力支援ツールから出願までいけると便利であるが、社内での確認など、業務の流れがあるので、下書きを一時保存して確認用に使用できるものがよい。（アパレル B）
- 指定商品・役務の入力支援ツールは有用と考える。現状は、過去の出願書類をベースに手作業で対応しているが、今後、指定する商品・役務の数を考慮しなければならない状況になれば、このようなツールが役立つのではないか。（電機 B）
- 候補として提示される商品・役務名について、基準等表示だけでなく、これまでに登録実績のある自由記載、特に、競合他社が利用している商品・役務の表記も候補

に含まれるようになれば、より活用の幅が広がるのではないか。（電機 B）
- そのような機能があれば助かる。特に、検索結果から商品・役務を選択する際、商品・役務ごとにニース分類上の表現なのか、自由記載であるのかを判別できるような機能があれば、万一、書き間違いがあってもわかりやすいと思う。（その他製造 B）
- 指定商品・役務をリストから選択入力できるツールがあったらよいと思う。同じ意味でもいろいろな表現があると思うので、関連する記載の候補が出てきたらありがたい。（輸送用機器）
- J-PlatPat 等のサイトに願書の下書きを作成できるツールがあって、そこに指定商品・役務をリストから選んで転記できるようなものであればよいと思う。（輸送用機器）
- WIPO の MGS では、商品・役務名を入力すると、国によって受け入れができるかどうかが色分けされて一目で採用の可否がわかる機能がある。日本にもそのようなツールがあるとありがたい。（その他製造 A）
- 指定商品・役務の入力が大変だから弁理士に依頼しているわけではなく、商標の管理なども含めて依頼しているので、仮に入力支援ツールがあったとしても、弁理士に依頼する。ただ、入力支援ツールがあったら便利だとは思う。（食品 A）
- 当社では出願ソフトを使っていないため、入力支援機能は出願ソフトに組み込むよりも J-PlatPat などに組み込まれた方がよいと思う。（食品 A）
- 願書作成時に使用している市販ソフトには、商品・役務をリストから選択できる機能が備わっており、実際に活用している。（化粧品）
- 出願に際して、社内で確認や決済を要するため、入力支援ツールを使用して得られた願書を一旦下書きとして保存し、印刷等ができると便利だと思う。決済後は、その下書きを用いて出願できればよいと思う。（小売 B）
- 指定商品・役務を決定してから社内決済を取り、それから願書を作成している。区分数によって費用が変わるので、指定商品・役務名は願書を作るよりかなり前の段階で決定する。そのため、商品・役務の入力支援ツールは出願ソフトよりも J-PlatPat に搭載されていたほうが使いやすい。（小売 A）
- 指定商品・役務は願書作成の段階ではなく、調査の段階で検討するので、入力支援ツールを入れるのであれば、調査段階で使えるようにしてほしい。（電機 A）

（ｂ）類似先願や拒絶理由を自動検索・提示するツールについて

- このような検討結果を表示するツールにより、自前で出願（内製）できる可能性が高まるので、導入された場合には利用について積極的に検討すると思う。（小売 B）
- AI を活用していろいろな観点から類似商標を抽出できるようになれば便利だと思う。審査の中で、想定していなかった類似商標の存在を指摘されることがあるので、

事前に AI でより確度のある検索ができれば助かる。（アパレル A）
- 欧州の「TM view」というツールは類似商標を見つけやすい。類似するとは思っていなかったものが自動的に抽出されるので助かる。（アパレル A）
- 知財担当者も、可能な範囲で先行商標の検索や識別力の判断を行っているが、人によって判断のばらつきが生じる場合があるので、抜けを防止するという観点から、そのようなツールがあれば便利だと思う。（その他製造 A）
- 出願段階で類似商標の検索結果や警告が表示されても困ってしまうので、そのような表示は、事前調査の段階で見られるようにした方がよい。（その他製造 A）
- 類否判断は悩むことが多く、類否の度合いについてわかるようなツールであればありがたい。（アパレル B）
- J-PlatPat や普段利用しているツールでは、どういう理由で拒絶されたのかを確認するまでのステップが多いと感じる。実際にどういう理由で拒絶になっているかを確認できるようなツールがあるとありがたい。（アパレル B）
- 先願等の検索ツールは、誰でも使えたほうが良いので、J-PlatPat に組み込まれたら助かる。（アパレル B）
- 具体的なアウトプットのイメージがないと、現段階では導入すべきかどうかについて何ともいえない。AI の精度にもよると思う。（食品 B）
- 表示された結果が、実際の審査でも拒絶理由になるのかどうかが重要である。一部の単語だけを見て類似と判断されては困る。検索機能の精度次第である。（輸送用機器）
- 自動検索機能は、AI の精度が高ければ利用したい。普通名称に当たるかどうかなどは、出願のタイミングによっても判断が変わってくるので、そのような点が反映されていれば使うと思う。（小売 A）
- 自動検索の結果を見て、登録を受けられないと思って指定商品・役務から除外したが、本当は出願すれば権利が取れていた、ということになるのは良くない。（繊維）
- 出願する段階で警告が表示されると、社内の手続上ややこしい状況になってしまうので、できれば J-PlatPat 等の調査の段階で、先願商標や拒絶理由に関する情報を知ることができるとありがたい。（繊維）
- 拒絶理由の有無を事前にチェックできる機能は有用と考える。（電機 B）
- ツールの実装先としては、J-PlatPat が望ましい。商標調査の際に、出願の要否も判断しているので、出願すると判断した場合に、先願商標の確認や、出願時の注意点などの確認を同時に行えるようになると便利だと思う。（電機 B）
- 英国同様に、広く拒絶理由の可能性について判断できる簡易なツールがあればありがたい。（インターネット関連）
- ツールの実装先は、J-PlatPat や特許庁ウェブサイト内等、自社出願を行わない企業

でも利用しやすい場所が望ましい。出願とは無関係に、商標を検討・開発する事業部門の人も使えるようなものであるとよい。（インターネット関連）

- 出願人側では、品質表示に当たるかどうか判断することが困難なため、商標法第 4 条第 1 項第 16 号に該当しそうかどうか等について、事前に判別できる機能があると便利だと思う。（化粧品）
- このようなツールは商標調査を支援してくれるものなので、J-PlatPat に機能実装されることを希望する。（その他製造 B）
- 出願しようとしている商標について、想定される先願商標や拒絶理由を表示してくれるツールがあるとよいと思う。商標調査を行う場面で先願商標や拒絶理由の有無を確認したいので、J-PlatPat にそのような機能があればよいと思う。（日用品）
- 類似先願の検索結果を出願のタイミングで知らされても遅いので、調査の段階でそのようなツールがあればよいと思う。（電機 A）

（ｃ）チュートリアルサイトや動画サイト、AI チャットボットについて

- 特許庁に電話するのはハードルが高いと感じる人が多いと思う。チャットでやり取りできるのであれば、商標実務に慣れていない人にとってはありがたいのではないか。（小売 A）
- これからの時代は動画サービスも良いと思う。電話は昔より使われなくなってきている。今後はチャットサービスや動画サービスを利用する人が増えていくと思う。（小売 A）
- 業務の中で、分からないことが出てきた時は特許庁に電話して質問することもあるが、審査官の手間にもなるので、気軽に相談できるチャットボットのようなものがあれば、一定の効果はあると思う。（輸送用機器）
- バーチャルアシスタントやチャット等のように、電話するまでもなく質問できるような仕組みや、Q&A を調べやすい環境が充実するとよい。（小売 B）
- 平日以外でもチャットボットで質問に答えてもらえるのであれば、利用する可能性がある。（アパレル A）
- You Tube 動画やチャットボット等はあまりなじみがないので、日本で導入されてもあまり積極的には利用しないかもしれない。ただ、「この資料はどこにあるのか」という問いに対して、「ここを見ればよい」と教えてくれる機能があれば便利だと思う。（その他製造 A）
- 24 時間対応の AI チャットボットなどあれば使うと思う。ただ、実際にどの程度自分の質問に合った回答が得られるのかわからないので、今の段階ではイメージがわかない。（食品 B）

・ メールでの問合せは、早朝の時間帯等、特許庁が開庁していない時間帯でも質問を送信できるので便利だと感じている。（食品 B）
・ 特許庁が You Tube 動画で情報を提供するのであれば利用したい。（食品 B）
・ チャットは面倒に感じることもあるので、電話で質問できるサービスは継続してほしい。（日用品）
・ これまでに試したことのあるチャットボットサービスでは、知りたい情報を的確に得られたという実感があまりない。また、文字情報のみで把握できない場合には、口頭での相談のほうが有用であると感じる。（電機 B）
・ 新しい分野で基準等表示にないような指定商品・役務の書き方や、どの区分・類似群コードに当たるのかを、気軽に相談できるツールがあればよいと思う。（繊維）
・ 類似群が分からない場合や、どの商品・役務に該当するのか分からない場合に、分類室に相談することがあるが、それがオンラインで受け付けてもらえると便利だと思う。（インターネット関連）
・ 特許庁のサイト上で、よくある質問がまとめられていれば、まずそこを確認するので、便利だと思う。（アパレル B）
・ 社内の知財教育用に動画などがあれば使いたい。社内でも啓蒙活動をしている。チュートリアル動画があれば便利だと思う。（アパレル B）
・ 外国特許庁の You Tube やチャットボットは、これまでに利用した実績はないが、もし日本でも提供されれば、新入社員や新規配属者の育成に利用できると思う。（その他製造 B）

（ｄ）提供を希望する出願支援ツール・機能改善について

・ WIPO Global Brand Database の中に、AI を用いて図形を検索する機能がある。日本の J-PlatPat にも、図形イメージ検索を類似群コードの条件とあわせて検索できる機能があれば便利だと思う。（その他製造 A）
・ J-PlatPat の商標検索画面で、称呼検索のデフォルト表示が「単純文字列検索」になっているが、「類似検索」のほうをよく利用するので、可能であればデフォルトを「類似検索」にしてほしい。（その他製造 A）
・ WIPO の Global Brand Database で提供されているような図形検索機能が、日本でも実装されるようになるとありがたい。（その他製造 B）
・ 出願の際に、類似群コードの数がわかる機能があればよいと思う。（その他製造 B）
・ J-PlatPat などに、AI を利用した図形調査ツールが追加されるとありがたい。（アパレル B）
・ 図形商標の調査をする際に、図形コードを考えるのが難しいため、意匠検索のよう

なイメージ検索機能の導入が望まれる。具体的には、図形のイメージをアップロードすると似たような先行商標を抽出したり、検索用コードが提示されたりといった機能が実現すると、拒絶理由を回避する出願が可能になるのではないか。（化粧品）

- 図形商標は、J-PlatPat の「図形等分類表」を使った検索では見つからないことも多いので、民間のツールを利用して検索を行っている。J-PlatPat の図形商標の検索ツールには改善の余地があると思う。（アパレル A）
- J-PlatPat の称呼検索を用いることが多いが、ほとんど同一商標であるにもかかわらず、称呼検索の結果に出てこない事例があった。J-PlatPat の称呼検索では、完全に調査できているわけではないと感じている。（アパレル A）
- 図形商標の検索ツールを充実させてほしい。商標調査の中でも、図形商標と結合商標の調査には特に時間がかかっている。（食品 B）
- J-PlatPat の「商標検索」の結果、表示される各証票の指定商品・役務 1 件ずつに対応した類似群コードの付与を希望する。（電機 A）
- J-PlatPat の「商品・役務名検索」システムに保存されている元データの公開（不可能な場合、検索結果の上限数である 3,000 件の制限を解除）を希望する。（電機 A）
- 「審査において採用された商品・役務名」の拡充を希望する。（電機 A）
- J-PlatPat 上で、過去の拒絶理由の事例を、拒絶理由の条文から逆引きできるようなツールがあると参考になると思う。（日用品）

③ 小括

出願に使用しているツールについては、さくっと書類作成を使用している者を確認できた。全体的としては、Microsoft Word で願書を作成し、インターネット出願ソフトで変換して出願している者が多かった。また、J-PlatPat は、「商標検索」と「商品・役務名検索」を中心に出願時にも大いに活用されていることを確認できた。

特許庁・INPIT 提供で参考となるコンテンツについては、特許庁・INPIT 提供の種々のコンテンツが出願業務で役立てられていることを確認できた。また、社内研修等でも、知財部員への研修のみならず新入社員等への研修でも広く活用されていることを確認できた。

また、現在でも紙の書類で出願を行うことがあるかについては、特別な事情のある場合を除いてオンライン出願を行っていることを確認できた。

諸外国で見られるような入力支援機能や選択入力機能のあるツールについては、入力ミスを減らしたり基準等表示からの選択を容易にしたりすることを期待して、導入を歓迎する意見が多かった。ツールの実装先については、願書の下書きとしたいとの要望が少なか

らずあり、また、実際に出願をする前段階で調査などにも利用できるように、J-PlatPat など出願ツールに限らないツールを希望する意見が多かった。

諸外国で見られるような類似先願や拒絶理由を自動検索・提示するツールについては、有用で便利な機能であるとして導入を期待する意見がある一方で、検索機能の精度次第であるとの意見もあった。検索結果が出願の判断を左右しうることを懸念する意見もあった。ツールの実装先については、出願内容が決定し出願する段階で類似先願や拒絶理由の有無を知らされるのではタイミングとして遅いため、J-PlatPat など出願ツールに限らないツールを希望する意見が多かった。

チュートリアルサイトや動画サイト、AI チャットボットなどの提供については、チャットボットは電話ではハードルが高いと感じている者や開庁時間外に情報を得たい者にとって有益であるとの意見があった。また、チュートリアルサイトや動画サイトもあれば便利であり、利用したいとの意見があった。

提供を希望する出願支援ツール・機能改善については、図形商標の調査についての苦労を示唆する者が一定数おり、J-PlatPat の図形検索機能の改善、あるいは新たな図形調査ツールの提供を求める意見が挙がった。また、J-PlatPat の商標検索、称呼検索、商品・役務名検索などの改善を求める意見もあった。

３．海外ヒアリング調査結果

海外 10 の国又は地域それぞれにおいて、商標出願の実務に精通している現地専門家を対象に、指定商品・役務に関する料金等施策や審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願ツールについてヒアリング調査を行った。得られた回答の概要を以下に示す。

（１）米国

（ｉ）指定商品・役務に関する料金等施策

①「TEAS Plus」による減額制度について

【導入による効果】

- 商標出願や商品・役務の指定に精通していない「pro se」の出願人（代理人を通さずに自分で出願を行う人）にとって、「TEAS Plus」の特徴は役に立つ。
- 「TEAS Plus」が導入される前は、商品・役務を指定する際に「ID マニュアル」（事前承認リスト）を使う人もいたが、多くの人は自由に記載していた。
- 「TEAS Plus」の導入により、小規模事業者や個人が出願しやすくなったと思う。
- （USPTO では 2005 年から 2007 年にかけて FA 期間が 6.3 か月から 2.9 か月に短縮されたことについて）この時期の審査期間の短縮は、おそらく「TEAS Plus」導入の影響ではない。「TEAS Plus」は、出願が審査官の所に届くタイミングには影響を与えない。審査に要する期間は、「TEAS Plus」かどうかよりも、出願件数と審査官の人数がどの程度かに影響される。

【制度のメリット・デメリット】

- 「TEAS Plus」のメリットは、オフィスアクションが少なく、手続に不慣れな人でも出願しやすいことである。デメリットは、我々のクライアントの商品・役務が「箱」の中に納まらないので、商品・役務の十分な説明が制限されてしまうことである。
- 非常に単純な出願の場合は、「TEAS Plus」を利用すると拒絶理由を受けにくくなると思う。

【「TEAS Plus」と「TEAS Standard」の利用状況】

- クライアントには「TEAS Standard」を推奨している。
- 「TEAS Plus」を利用することは滅多にない。通常は「TEAS Standard」を利用して出願を行い、各クライアントに最適な商品・役務を調整している。

- 「TEAS Plus」は商品がアルコール製品である場合に利用する。当事務所での「TEAS Plus」の利用率は 5%程度。
- 現在、当事務所では「TEAS Plus」の利用頻度は減っている。
- 一般的に、「TEAS Plus」は、商標分類や商品・役務のシステムに関する十分な知識を持たずに自力で出願する出願人によって利用されている。「TEAS Plus」を利用すれば、自分に適している可能性のある商品・役務を簡単に検索することができる。
- 「TEAS Plus」で出願する場合、商品や役務の記載を多様な方法で選択することができない。多くの出願を取り扱った経験のある代理人は、商品や役務の記載方法や、どのように記載すれば最も効果的であるかを知っているので「TEAS Plus」を利用しない。
- 当事務所では「TEAS Plus」を利用する場合と「TEAS Standard」を利用する場合とで代理人費用に違いはない。
- 「TEAS Plus」と「TEAS Standard」のどちらを使って出願する場合でも、出願時に全ての区分に対する出願料を支払う必要がある。

【「TEAS Plus」の料金が 100 米ドル安いことによる影響】

- （2021 年 1 月から料金差が 100 米ドルに広がったが）「TEAS Plus」を利用するクライアントは増えていないし、今後増やそうとも考えていない。
- 「TEAS Plus」で出願した場合、出願費用が 100 米ドル安くなるが、減額の幅が小さいため、この点はあまり重要ではない。それよりも、商品や役務をより柔軟に指定するために独自な記載を行えることのほうが、我々にとっては良いことだと考える。
- 「TEAS Standard」との料金差をどの程度にすべきか分からないが、「TEAS Plus」の方が USPTO の処理が簡単なので、費用が安いのだと思われる。

【その他、「TEAS Plus」に関する意見】

- 「TEAS Plus」を利用する場合、出願時に（必要書類を全て提出する等の）要件があるため、翻訳文等を確保するために、事前に計画を立てる必要がある。「TEAS Plus」を利用した出願では、より多くの先行作業が発生する可能性がある。

②「ID Manual」（USPTO における「事前承認リスト」）について

【リストの特徴】

- 多くがニース分類とその関連分類に基づいている。
- USPTO では、「ID マニュアル」を定期的に更新している。少なくとも毎年 1 回以上は更新されている。

・ USPTO は、「ID マニュアル」の改訂方針等について、公式にはユーザーから意見を募集していない。しかし、USPTO に対して非公式にコメントを送ることは可能。

【リストに対する意見】

・ 「Note」421が不明確な場合がある。もうすこし詳細な説明があったほうがよい。以前は認められた表記がなぜ現在は認められないのかについて、説明がほとんどない。また、分類分けが論理的ではないものもある。おそらくニース協定と各国の違いによるものと思われる。
・ 「ID マニュアル」は、アルコールや一部の食品分野については、とても包括的で具体的なリストを持っている。例えば、「赤ワイン」を指定したい場合は、「ID マニュアル」で簡単に見つけることができるので、「TEAS Plus」を利用して簡単に出願することができる。
・ これに対し、その業界に固有の商品や役務の場合、「TEAS Plus」では、クライアントが望むものを正確に書くための自由記載欄がないことから、「TEAS Plus」では出願しにくい。

③ 他国の制度との比較について

【日本にも、「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを指定した場合に減額される制度を導入すべきか】

・ 商標登録を受けるための全体的な費用を考えると、１区分ごとの出願手数料にわずかな違いがあっても、大多数の出願人にとっては、そのことが重要な検討事項にはならないだろうと考える。

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願ツールに関する感想

・ 全体的に利用しやすく信頼性が高い。全体のサイトが使いやすい。
・ 「TEAS システム」は、出願要件を満たしていることの確認には役に立つが、審査官からの実体的な拒絶理由の克服には役に立たない。
・ システムのアップデートにより、数日間、動作が遅くなったり、ログインしにくくなったり、作業が保存できなくなることがある。

421 「ID Manual」では、各商品・役務の用語とともに、その用語を使用する際の注意事項が「Note」として設けられている場合がある。

② 改善を望む点

- 願書に入力した内容に基づいて、機械が「即席（instant）審査報告書」を作成し、同一又は非常に近い出願を抽出してくれる機能があるとよい。
- 商標の記述性の問題や混同可能性の問題を機械で処理するのは難しい。法律に基づくほとんどの拒絶理由の問題は、電子化することが困難である。しかし、出願の最低限の要件を確実に満たすための出願ツールは、素晴らしいアイデアだと思う。
- USPTO のウェブサイトから、商標画像を入力する際、画像ファイルのサイズを USPTO が規定するサイズに調整する必要がある。その際、多くの修正作業が必要になる場合があり、ユーザーフレンドリーではないと感じている。

（iii）小括

米国では、「ID Manual」（USPTO における商品・役務の「事前承認リスト」）に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に、出願料金が減額される「TEAS Plus」を利用することができる。

今回のヒアリングの結果、「TEAS Plus」の主な利用者層は、代理人に依頼せずに自分で出願を行っている個人や中小企業であり、代理人や事務所はあまり利用しない傾向があることが明らかとなった。現地専門家は、「TEAS Plus」を利用しない理由として、商品・役務を「ID Manual」から選択する必要があるため、指定できる項目の幅に制限があることや、翻訳文等を出願時に提出する必要があるため、事前準備が必要となること等を挙げていた。加えて、「TEAS Plus」による減額幅が小さいため、減額を受けるよりも商品・役務を自由に記載できることのほうが重要であるという指摘もあった。

また、オンライン出願支援ツールについては、全体的に利用しやすい、信頼性が高いといった意見であり、大きな不満の声は聞かれなかった。

（2）欧州

（ⅰ）指定商品・役務に関する料金等施策

① ファストトラック制度について

【制度について】

- ファストトラック制度は 2014 年に導入され、出願から公告までの平均期間が 7 日

間に短縮された。ファストトラック制度を定めた法令上の規定はなく、あくまで運用によるものと理解している。

- 欧州のファストトラック出願は、通常の商標出願と同じ種類の出願である。ただ、全ての指定商品・役務が「事前承認済みリスト」に含まれており、かつ出願時に出願費用が支払われていれば、ファストトラックの対象となる。
- 図形と文字の結合商標や、立体と文字の結合商標もファストトラックの対象になる。ファストトラック制度は、指定商品・役務の審査に関するものであり、商標自体の審査に関するものではない。主な目的は、分類に関する拒絶理由を減少させ、審査手続を迅速化することにある。

【制度導入の背景】

- ユーザーによってニーズは異なるが、一般的には、商標出願の審査の迅速化や、出願書類が拒絶理由等を受けることなく受理されるかどうかをより予測しやすくするためのツールが求められていた。特に、専門家でないユーザーは、知識が少なく、拒絶理由等を通知される可能性が高いため、このシステムは彼らにとって効率性をもたらした。

【利用状況】

- 当事務所では、2014 年の導入当初から利用している。最近は少し利用頻度が高くなっているかもしれない。
- 2019 年には、欧州連合商標出願の約 40%がファストトラックであったが[422]、当事務所ではこれよりずっと少ない。当事務所では、「事前承認リスト」に準拠していない出願（先行する出願）に基づいて出願することが多いことによる。
- ファストトラック制度の導入後、「事前承認リスト」を利用する機会はごくわずかだが増えた。「事前承認リスト」はファストトラック導入前から使用されていたが、現在は、システム上でリストに合わせるための代替案が提示されるため、ユーザーは、リストに適合していない用語を、ファストトラックを利用できるように調整しようというインセンティブが強くなった。
- 分類上の問題がなく、出願後すぐに公告されることが分かっているので、絶対的拒絶理由がないのであれば、審査は非常に迅速に行われる。しかし、クライアントから希望された用語や、先行する商標出願や優先権主張の基礎とした出願の用語は使用できず、「事前承認リスト」に載っている用語の使用を余儀なくされる。そのよう

422 “EUIPO Trade Mark Focus Report: 2010-2019” P.6 https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/news/EUIPO_TM_Focus_Report_2010-2019_Evolution_en.pdf 〔最終アクセス日：2022 年 3 月 3 日〕

な場合は、以前に受理された商標出願や、優先権の基礎出願で使用したものと同じ用語を使用したいので、当事務所では「事前承認リスト」を使用しない。

②「Harmonized Database」（EUIPO における「事前承認リスト」）について

【リストについて】

- 「事前承認リスト」は、市場やユーザーのニーズに対応するため、月単位で更新されている。また、ニース分類の最新情報を含むよう継続的に改訂され、古くなった用語は削除される。
- 「事前承認リスト」は 78,000 以上の用語を含んでおり、その規模は非常に大きく、私たちのクライアントの商品・役務を概ねカバーしている。しかし、ある産業に特有の用語（特に、非常に狭いもの）や、新しい産業分野に関する用語はカバーされていないこともある。そのような場合、ユーザーから用語の追加を提案することができるが、これはあまり頻繁には行われていないようだ。
- 日常消費財を対象とする分類よりも、技術や産業に関する分類で用語が不足しがちである。
- 新しい用語は、まず EUIPO で審査した後、EUIPO 事務局の分類専門家が審査する。全ての関係者によって承認されると、翻訳されてリストに追加される。また、ユーザーがリストへの用語の追加を提案することもできる。
- 同義語（重複する用語）はグループ化し、望ましい用語を示すべきである（例：「ノンアルコール飲料」、「飲料（ノンアルコール）」、「ノンアルコール・ドリンク」など）。
- 「事前承認リスト」には、現時点で十分に明確かつ正確であると考えられる範囲において、欧州での既存の商標登録によって認められている商品・役務の全てを含めるべきだと考える。これらの用語を含めれば、より多くの出願が「ファストトラック出願」として扱われることになるだろう。

【事前承認リストの利用頻度について】

- 「事前承認リスト」ではカバーできないこともあるため、当事務所では、用語がそれほど多くなく、少なくとも「（業界に）特有の用語」が多くない、シンプルな出願であれば使用している。
- 「事前承認リスト」に載っている用語と、当方の用語の違いが、カンマの代わりにセミコロンを用いたり、小文字の代わりに大文字を用いたり、単語の間に「and」を追加するといった「外観上の違い」に過ぎないことも多い。しかし、クライアントの多くは、願書の記載に変更を加えることなく、自分の出願指示に従うことを希望する。

【「事前承認リスト」と任意の記載のどちらを推奨するか】

- 商品・役務の記載を見直して「事前承認リスト」に適合するように調整するために、どの程度の労力が必要かにもよる。見直しに要する時間と、出願が「ファストトラック」ルートに乗ることの釣り合いが取れないこともよくある。何週間か待つ（加えて、分類に関する拒絶理由等を通知される可能性もある。）の方が、事前に出願内容を見直して調整し、その変更点をクライアントに説明するのに費やされる時間及びリソースよりも、むしろ好ましい場合もある。
- 当事務所では、費用対効果のバランスから、「ファストトラック」を推奨するよりも、商品・役務を一つ一つ記入するという「旧来の」方法を取らざるを得ないことがよくある。
- 当事務所でも、願書を一から作成する場合や、既存の願書を少し修正するだけの場合には、「事前承認リスト」を使用してファストトラック審査のメリットを享受している。この手続は、（代理人を付けていない）直接の出願人が多く利用しているものと思われる。

③ 他国の制度との比較について

【「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に減額される制度を欧州にも導入すべきか】

- 導入したほうが良い。ユーザーにとっては、ファストトラック制度を利用する新たなインセンティブにもなる。

【「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に減額される制度を日本にも導入すべきか】

- 導入したほうが良い。このようなシステムは特許庁のリソースを節約することができる。

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① EUIPO におけるオンライン化の取組について

- EUIPO がオンライン出願フォームや新しいシンプルな出願フォームの機能・ツールを導入したことにより、ユーザー（特に、個人出願人や中小企業のような非専門家）の活動が容易になったと思われる。その結果、人的エラーが減少し、EUIPO 側の効

率も向上したと思われる。
- 同時に、ファストトラック審査の導入と関連手続の自動化も、EUTM の処理時間の短縮に寄与している。
- EUIPO では、オンライン出願ツールの改善に取り組むため多くのリソースを有しており、毎年継続的に改善を行っている。これは EUIPO のストラテジック・プラン（Strategic Plan）の一つとなっている。
- 最近、EUIPO では、オンライン出願ツールや AI を用いたツールについて多くのウェビナーを開催している。
- 昨年、EUIPO では、ファックスの使用を禁止する規則を施行したため、ファックスや紙で出願することができなくなった。そのため、現在、全ての出願人はオンライン出願ツールを利用する必要がある。

② オンライン出願システムについて

【オンライン出願システム全般について】
- 新しいオンライン出願システムは、一般にユーザーから高い評価を得ている。
- 出願人の ID、優先権、シニオリティ（これらは TMview データベースからインポートされる）、言語、商標の種類、画像ファイルなど、事前入力フィールドと複数選択のドロップダウン・ボックスにより、データ入力時のミスを回避することができる。
- オンライン出願システムは非常に素晴らしいツールである。これにより、ユーザーの時間を大幅に節約し、人的エラーを防ぐことができる。また、出願フォームに必須の情報が欠けている場合にはリマインドが表示されるので、見直したり、戻って記入したりすることができる。手数料の合計金額も表示される。料金を支払うための安全なプラットフォームが提供されており、出願後すぐに出願番号と出願書類の写しを入手することができる。
- 我々の経験からみて、新しいオンライン出願システムと「事前承認リスト」の利用により、願書の不備や商品・役務に関する拒絶理由等が大幅に減少し、EUIPO の審査効率に大きく貢献していることは確かである。

【三種類の出願フォームについて】
- 「Easy Step Form」は、EU 域内の中小企業や個人で代理人を付けないユーザー向けに設計されている。「Five Step Form」は、専門家が単純な案件を出願するために設計されている。「Advanced form」は、複雑な案件を扱う専門家向けに設計されたものである。
- ユーザーは、自分のスキルや経験のレベルに応じてその中から選択できる。

・ 通常、代理人は、全ての機能が含まれている「Advanced Form」を使用している。

【オンライン出願システムの機能について】

・ 商品・役務の入力方法は、手入力でコピー&ペーストして入力するか、XLS や TXT 形式のファイルからインポートすることができる。
・ 「事前承認リスト」から検索して、好きな商品・役務を選択することもできる。その場合、単語を入力して検索するか、「事前承認リスト」を区分ごとに閲覧して利用可能な用語を探すこともできる。最後に、出願書類にアップロードする前に用語を見直して、必要があれば変更することができる。
・ 全てのフォームは非常に使いやすく直感的である。出願人の ID 番号を入力すると、氏名と住所が自動的に入力されるため、手で入力する必要がない。また、優先権を主張する場合は、商標番号を入力するだけで、詳細な書誌事項がシステムから自動的にアップロードされる。これにより、ユーザーがフォームに入力する際に生じるおそれのある人的なエラーやタイプミスが減少する。
・ 「Camilla」は、チャット機能とバーチャルアシスタントを組み合わせたものであり、画面右下の女性のアイコンから「カミラ」に連絡できる。商標出願全般に関する情報や、Easy Filing Form に入力されたデータについて認識した問題点を即座に提供する。Easy Filing Form に商標と商品・サービスを入力すると、即座に自動検索レポートが表示される。
・ 「Camilla」は、EUIPO のメッセージを外部に発信する役割を担う EUIPO の実在の職員の名前にちなんで名づけられた。また、商標出願の際に疑問が生じた場合には、実際の審査官とチャットすることも可能である。

③ EUIPO における先行商標の自動検索結果表示機能について

・ 「Five Step Form」と「Advance Form」には、先行する登録商標の検索結果を自動的に表示する機能がある。当事務所では、通常、商標出願前に予備調査又は本調査を行うので、このサーチレポートを検討することはないが、参考のためにクライアントに転送し、レポートに引用されている商標について当事務所の意見が必要かどうかを尋ねている。
・ この機能は、「文字商標」と、文字要素を含む「図形商標」（図形と文字の組み合わせ）も検索することができる。しかしながら、純粋な「図形商標」（つまり、文字要素を含まない図形、ロゴマーク等）の検索結果は、このオンライン出願ツールによって自動的に生成されるようにはなっていない。
・ EUIPO は、図形検索（イメージサーチ）を行うための様々なツールを持っているが、

オンライン出願ツール上には、まだ搭載されていないようである。

- 先行する登録商標の検索結果を表示する機能は、単なる情報提供を目的として提供されているものであり、EUIPO が、これらの先行商標に基づいて拒絶理由を通知するという意味ではない。EUIPO の審査官は、絶対的拒絶理由のみを審査するため、先行商標を引用することはできないからである。
- もっとも、同一又は類似の先行商標がある場合、第三者（権利の保有者）が異議を申し立てる可能性がある。そのため、出願人又はその代理人が、表示された検索結果をどのように取り扱うかを決定すべきである。

④ 改善を希望する点

- オンライン出願システム上で、ユーザーが現在認められている最大文字数である 512 文字を超える用語を入力できるようにしてほしい。現在、長い用語は複数の項目に分けて入力する必要がある。
- フォームに事前に入力されているデータに、誤った情報が書かれている場合があるが、これを手動で修正することができないため、問題を生じるおそれがある（例えば、TMview 上の情報が最新でない場合など）。
- 時々、ある用語が不正確又は不明確であると判断され、その明確化・特定化を求められる場合がある。もし、出願の際に、システム上でこのような問題を指摘してくれて、審査官が分類に関する拒絶理由を通知する時と同じように、いくつかの受け入れられる提案や代替案を提示してくれるのであれば非常に有用だろう。このようにすれば、出願時点で問題を回避することができる。AI を利用すれば実現するのは難しくないのではないか。

⑤ その他、出願支援ツールについて

- 当事務所のクライアントには、EUIPO の中小企業支援サービスを利用した人はおそらくいないと思われる。クライアントのほとんどは大企業であり、中小企業向けファンドの対象にはならない。
- 中小企業支援サービスの SME ファンドの資金は、IP スキャンサービス（出願手数料だけでなく）にも使用できるので、異議申立理由がない出願を促進する役割を果たすこともできると考える。
- 「Goods and Service Builder」は、当事務所では利用したことがないが、いつも同じ商品・役務の記載で出願しているのであれば役に立つかもしれない。これは、常に願書の内容を編集して将来の出願に使えるので時間が節約できるし、商品・役務の

記載が EUIPO に受け入れられるものであるため、分類に関する問題が発生しないことが分かっているからである。

- EUIPO のチュートリアルサイトは、当事務所では使ったことがない。しかし、このサービスは、商標に関する十分な知識を持たず、代理人を通さずに出願を行う中小企業や個人を対象にしているものであると思われる。
- オンライン出願システムとは独立したツールであるが、EUIPO は、「eSearch plus」という検索ツールをウェブサイト上で提供している。この検索ツールでは、分類コード等を用いることなく、商標のイメージファイルを用いて図形検索を行うことが可能となっている。なお、このツールを用いて検索できるのは、欧州連合商標（EUTM）と登録共同体意匠（RCD）である。

（ⅲ）小括

EUIPO では、「Harmonized Database」（EUIPO における「事前承認リスト」）に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に自動的に審査が早く行われるファストトラック制度を採用している。

しかし、ヒアリングによれば、ファストトラック制度を利用するかどうかは、指定商品・役務の記載を「事前承認リスト」に適合させるためにどの程度の労力が必要となるかによって異なるとのことであった。したがって、現地専門家は、審査の早期化のみにとらわれることなく、全体的な費用対効果を考慮した上で、商品・役務を「事前承認リスト」から選択する（ファストトラックを利用する）か、自由に記載する（ファストトラックを利用しない）か決定していることが明らかとなった。

次に、ヒアリングの結果、EUIPO のオンライン出願システムは、ユーザーのレベルに応じた出願フォームを提供し、専門知識を持たないユーザーでも簡単に出願できるように工夫されていることが明らかとなった。また、先行商標を自動的に検索して表示する機能や、リマインド機能を設ける等、ユーザーの労力を大幅に軽減し、人的エラーを防止するように工夫されている点にも特徴がみられる。

（３）中国

（ｉ）指定商品・役務に関する料金等施策

① 「商品・服務項目」（CNIPA における「事前承認リスト」）について

【リストの特徴について】

- 商標局では、「商品・服務項目」（CNIPA における「事前承認リスト」）の更新の際にユーザーのニーズを聞く仕組みはなく、商標局の内部で議論を行って更新を進めているようである。
- 現在では、常に更新されているようであり、約 3～4 か月間に一回に更新された旨の通知が発表される。
- 出願人が指定した商品・役務に基づいて、「商品・服務項目」リストに掲載される商品・役務を決定すると推測する。指定されたことが多い商品・役務項目はその記載自体も標準であれば、リストに追加する可能性が高いと思われる。

【リストに対する意見】

- 商標局が公表している商品・役務の事前承認リストである「商品・服務項目」は、国内クライアントの出願には十分対応できていると感じる。
- しかし、外国のクライアントから依頼を受ける場合は、新しい技術や事業について出願したり、特に保護を受けたい商品・役務が決まっていたりする場合があるので、「商品・服務項目」リストからの選択だけでは対応できず、自由記載（任意記載）をすることがある。
- カバーされていない商品があるため、各分野の専門家の意見を聞いて、できるだけ多くの商品（特に新商品）を増やしてほしい。

② 商品・役務の記載について

- 出願人が自由に記載することができるが、標準記載でなければ、補正指令を受けるおそれがある。不受理のリスクをなるべく回避するために、やはり商標局が提供している「商品・服務項目」リストから選択して応答したほうがよい。
- クライアントが「商品・服務項目」リストに掲載されていない商品・役務を希望する場合は、クライアントからのリクエストのとおりに出願し、補正指令を受けてから対応することもある。
- 補正指令を受けた場合、標準記載（注：「商品・服務項目」リストに掲載されている商品・役務）に補正しなければ出願が不受理となるおそれがある。そのため、ほとんどの出願人は、補正指令を受けると標準記載に補正することが多い。ただし、その商品・役務が出願人にとって重要である場合は、補正指令に対して、商品・役務の内容を具体的に説明した書面を提出することにより、補正指令を克服できた事例もある。
- 当事務所では、商品・役務の記載方法にかかわらず、代理人費用は同じである。ただし、自由に記載する場合、補正指令を受ける可能性が高い。補正があれば、その

対応に追加料金が発生することになる。

③ 指定商品・役務の個数に関する料金加算について

- 導入時期について正式な文書が見当たらなかったが、調べたところ、1995 年の財務部が発行した「[1995]2404 号通知」では、料金加算について言及されていた。
- 指定商品・役務が多ければ、審査官の作業量も多くなり、審査スピードも遅くなると思う。この制度では、出願人は指定商品・役務の数を少なくするための工夫を行う可能性がある。商品が少ない場合、審査スピードも速くなると推測される。
- 当事務所ではほとんどの商標出願をオンラインで行っている。中国のオンライン出願ツールでは、商品・役務を入力した際に自動的に番号が付けられるので、ユーザーが自分で数を数えなくても、システム上で商品・役務の個数が表示される。したがって、個数を数え間違うようなことは起こり得ない。
- 出願費用を節約するために、工夫を行うユーザーがいる。10 個以内の商品を指定したほうが良いため、カバー範囲の広い上位概念の商品を指定して、商品数を少なくすることはある。
- 悪い点は、指定したい商品が多い場合、所要費用も高くなることである。

④ 他国の制度との比較について

【事前承認リストから選択した場合に審査が早くなる制度を導入すべきか】

- 中国では、そのような制度がない。ただ、標準記載の（リストに掲載されている）商品･役務を指定した場合、補正のリスクがないので、より早く審査されると思う。
- 中国では、先願主義なので、やはり出願日の順番によって審査すべきと思う。また、現在、中国の商標出願の審査速度は既に非常に速くなっている。通常、3~4 か月で審査を完了できるので、これ以上速度の向上は特に必要がないかと思う。

【事前承認リストから選択した場合に料金が安くなる制度を導入すべきか】

- 商標局が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると、商品・役務の審査において、審査官にとっても便利になると思う。
- 出願料金が減額されれば、出願人が節約したお金で他の商標を出願することが可能となるので、メリットがあると思われる。なお、中国の商標出願料金はもともと安いため、それほど余地がないかと思われる。
- 日本に導入しても特に差支えがないと思う。

⑤ 新たな「快速審査」制度の導入について

- 国家知識産権局が公表した 2022 年 1 月 14 日付の「商標登録出願快速審査弁法（試行)」という資料（2022 年 1 月 18 日よりネット上で公開）によれば、特定の要件を満たす商標出願については「快速審査」を申請することができ、20 営業日以内で審査結果が得られるようになる見込みである。
- オリンピックや新型コロナウィルス感染症はこの要件に当てはまるが、対象が文字商標のみであることや、優先権制度が使用できないなどの制限もあることから、一般の企業がこの要件を満たして「快速審査」を申請する例は、かなり少ないと考えられる。
- 「快速審査」を利用するために追加料金がかかるかどうかは現時点では不明である。

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① システム全般について

- 以前のオンライン出願システムでは、「商品・服務項目」リストに載っている標準的な商品・役務しか入力できなかったが、2019 年頃から標準的でない商品・役務（自由記載）の入力もできるようになった。
- 現在、指定商品・役務の数が非常に多い場合（何百個もある場合）には、オンラインで出願することができない場合もある。
- システム更新等の際に、一時的にオンライン出願システムが使用できなくなることがある。
- 現在、新規出願や更新、変更、使用許諾届出等は、紙出願の必要性は特にない。
- 審判案件であれば、オンラインシステムのアップロードの資料の容量に制限があるので、証拠資料が多い場合、オンラインでは提出できない。

② オンライン出願システムの機能について

- 願書を作成する際、「商品・服務項目」リストに掲載されている商品・役務が表示され、その中から選択して入力できるようになっている。そのため、標準的な商品・役務であれば、区分の誤りや誤記は発生しない。自由記載をする場合は、リストからの選択をせずに直接書き込めるようになっている。
- 先願商標の自動検索機能はない。先願商標の有無を確認するには、自ら調査を行う必要がある。

③ 改善を希望する点

- 同区分において同一の先願商標がある場合には、自動的に表示される機能があれば、無駄な出願を提出することを回避できると思う。
- 書類や提出物が（商標局の）要件に合わない場合、リマリンドが出る機能もあったほうがよい。
- 同一出願人が過去に委任状や主体資格証明書類を提出したことがあれば、その後の案件ごとに重複して提出しなくてもよいという運用にしてほしい。

④ その他の出願支援ツールについて

- 商標局が提供している検索システムでは、ある商品・役務の記載が「商品・服務項目」リストに載っている標準的な記載であるかどうかを確認することができる。また、標準的な記載でなくても、商標局の審査で認められているものであれば、その点も確認することができる。
- 商標局の出願支援サイトは使用したことがある。当該サイトで、手続に必要な物のサンプルや注意点などが記載されているので、それを参照して資料を準備すれば不受理のリスクを回避できる。

⑤ その他

- 最近は AI を利用して審査をしているため、類似性が低いと思われる先願商標が多く引用され、審査が厳しくなった印象がある。
- 現在の平均審査期間は約 4 か月だが、3 か月で登録になった事例もあり、更なる審査のスピードアップがみられる。

（ⅲ）小括

中国では、「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に減額を受けられる制度や、審査が早期化する制度は導入されていない。

しかし、ヒアリングの結果、減額を受けられる制度については、もともとの出願料金が安いことからそれほどニーズがないこと、また、審査の早期化に関する制度についても、現状、出願から 4 か月程度で審査が完了するため、これ以上の迅速化に対するニーズはあまりないことが浮き彫りになったといえる。また、「事前承認リスト」に掲載されている商

品・役務のみを指定した場合は、補正のリスクがないため、実質的に早く審査されることになるという指摘もあった。

一方、オンライン出願システムでは、商品・役務を「事前承認リスト」から選択して入力できる機能や、指定商品・役務の個数を自動的に数える機能等の搭載により、ユーザーが願書を作成する際の利便性を高めていることが明らかとなった。その一方で、現地専門家からは、書類が必要な要件を満たさない場合のリマインド機能の追加等、改善を希望する点もいくつか挙げられた。

（4）韓国

（ⅰ）指定商品・役務に関する料金等施策

①「事前承認リスト」の商品・役務のみを指定すると出願料金が減額される制度について

【制度の効果について】

- 減額制度の導入以前も KIPO が「商品告示」リスト（KIPO における「事前承認リスト」）を提供していた。ただし、商品・役務の記載は、出願人の希望に応じ、同リストと同一又は類似するように記載したり、出願人の自由な記載のままとしたりしていた。
- 減額制度の導入により「商品告示」リストから選択する機会が増えたという印象は特にない。また、出願数が増加したという印象も特にない。

【利用状況について】

- 「商品告示」リストに掲載されている商品・役務のみを指定すると、出願手数料が１区分当たり 6,000 ウォン（注：日本円で約 600 円）減額される。減額幅があまり大きくないため、減額制度が「商品告示」リストから選択しようという強い動機づけにはなっていないようである。
- クライアントによっては、出願コストが安くなるという理由で「商品告示」リストを利用する場合もあるが、割合としては多くない。一般的には、拒絶理由を受けないようにするために「商品告示」リストを利用する人が多いと思われる。
- 商品･役務を自由に記載するのは､「商品告示」リストには希望の商品･役務がなく、実際の使用商品・役務を積極表示して登録を受けたい場合や、出願段階では包括的な商品・役務でも自由に記載しておき、審査時に拒絶を受けてから審査官の見解に応じて補正を検討したい場合などがある。
- 商品・役務を「商品告示」リストから指定する場合と、出願人が希望する商品・役

務につきなるべく「商品告示」リストに同一・類似するよう適宜修正して指定する場合の比率が高く、全ての商品・役務を自由に記載する場合の比率は低い。
・ クライアントには「商品告示」リストを利用することを推奨しており、同時に、出願人の意向に応じて、希望する商品・役務につきなるべく「商品告示」リストに同一・類似するよう適宜修正して指定することを推奨している。

【メリット・デメリット】
・ 良い点としては、手数料が減額されるという点である。また、商品・役務不明確による拒絶を回避できる。
・ 悪い点としては、手数料の減額の効果を受けられない点である。また、実際の使用商品・役務そのままの名称通りには登録を確保できない可能性がある。

【商品・役務の指定について】
・ 韓国で商標出願する場合、「商品告示」リストに掲載されている商品・役務を指定してもよいし、「商品告示」リストに掲載されていない任意の商品・役務を記載してもよい。
・ 代理人としては、クライアントの要望に対応することが最も重要だと考えている。まず、クライアントから指示された商品・役務が「商品告示」リストに掲載されているものであるかどうかを確認し、その上で、「商品告示」リストから選んで指定したり、「商品告示」の表現が適切でない場合には自由記載（積極表示）を行ったりしている。

②「商品告示」（KIPO における「事前承認リスト」）について

【リストの特徴】
・ KIPO が公表している商品・役務の事前承認リストである「商品告示」には、現在、約 50,000 件以上の商品・役務が掲載されている。
・ KIPO は「商品告示」リストを年１回更新しており、必要があれば随時改定している。
・ ニース分類を適用しつつ、旧韓国分類における商品・役務も適宜反映して決定している。最近に改訂された「商品告示」リスト上の「商品の名称と類区分に関する告示諸改訂理由書」(2020.12.14.公告)を通して商品の決定方法を確認できる。
・ 「商品告示」リストの最新の内容は、ウェブサイト上で公開されている。
・ 「商品告示」リストに掲載されている商品・役務は、区分毎に確認することができ、キーワードによる検索も可能である。

・ KIPO のウェブサイトには、「商品告示」リストについて質問や要望を提出できるツールがある。

【リストに対する意見】

・ 「商品告示」リストは、ほとんどの商品・役務をカバーしているが、国際分類と比較すると、韓国では細かい表現が異なる場合がある。
・ 新しい分野については、「商品告示」リストへの掲載が追い付いてないものもある。一例として、今年からメタバースに関連する商品・役務が新たに「商品告示」リストの中に追加された。
・ 改善してほしい点は特にない。

③ 指定商品・役務の個数と料金の加算について

・ 加算制度があるため、出願時に商品・役務の数を厳密にカウントして確認している。出願ツール上でも、商品・役務の数が自動でカウントされるので、二重のチェックができるので、数え間違いを防止できる。
・ 出願料金は、出願ツール上で自動的に計算されて表示されるので、(加算があったとしても）表示される通りの料金を支払えば問題ない。

④ 優先審査制度について

・ 利用率に関する正確な数字は不明であるが、KIPO の発表によれば、早期に権利を取得できる点を重視して優先審査制度を利用することが増えているようだ。
・ 韓国では、商標登録を受けて使用するよりも、(事業を始める）直前に商標が決定され、それを出願するケースが多い。そのため、優先審査制度を知っているユーザーはこの制度を利用するし、代理人が優先審査制度の説明をすると、利用を希望するクライアントも多い。
・ 2019 年より優先審査制度の利用要件が追加され、出願人が事前に（KIPO が指定する）専門の調査機関に調査を依頼し、その調査結果を特許庁長に通知するように要請すると、優先審査制度を利用できるようになった。
・ 韓国には、KIPO が指定する商標の調査機関が複数存在している。出願人はその中から１つを選んで調査を依頼し、それを利用して優先審査制度を利用できる。この場合、出願人は、調査機関に支払う調査費用と、KIPO に支払う優先審査申請費用の両方を負担しなければならない。
・ 商標出願して出願番号が付与されたら、KIPO に優先審査申請書を提出する。その

際、優先審査申請書の申請理由の欄に、調査機関に調査依頼したということを書く。調査機関に調査依頼をすると、調査結果が直接 KIPO に提出され、優先審査の対象となる。KIPO の審査官は、審査する際、その調査結果を参考にして審査を行う。

- 韓国には商標の調査機関が 7 か所あり、機関ごとに調査費用が異なっているが、調査の質（クオリティ）の差はあまりないようである。ただし、対応の迅速さや、丁寧さなどにおいて少し差があるように感じられる。

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① 使用ツールについて

- KIPO が提供する出願ツールでは、出願書類を作成する際、指定商品・役務の入力を手入力（タイピング）ではなく、区分ごとの商品・役務の目録（事前承認リスト）から選択して入力することができる。
- 指定商品・役務を入力する際、目録から検索して入力する機能があるため、指定商品の不明確による拒絶理由を減少させるのに役立つということができる。
- KIPO のホームページで検索した商品・役務を、出願の願書にまとめてペーストすることもできる。
- 韓国のオンライン出願システム上には、先願商標を自動的に検索して表示するような機能はない。
- 機能改善のために過去 1 年に 1～2 回に分けて意見取りまとめの機会を設け、積極的に反映している。KIPO のウェブサイトにも、機能関連改善要請掲示板を運営している。

② 審査効率化・ユーザー出願支援について

- 「特許路」（KIPO が提供する出願ポータルサイト）において、事件の進行状況や手続の締め切りを通知するサービスは、「特許路」のホームページから通知サービス（アラームサービス）を申し込んだ人（法人を含む）に対してのみ提供するサービスであり、通知を受信する媒体は携帯電話（SMS）又は E メールのどちらかを選ぶことができる。
- ただし、代理人や事務所の場合は、全取扱い案件について通知を受ける場合、1 日に通知される件数が膨大になり効率的でないため、通常、代理人や事務所ではそのような通知サービスは利用しない。

（iii）小括

韓国では、「商品告示」（KIPO における「事前承認リスト」）に掲載されている商品・役務のみを選択すると出願料金が減額される制度を採用している。

ヒアリングの結果、韓国のユーザーは、「商品告示」リストに掲載されている商品・役務の記載を積極的に使用していることが明らかになった。ただし、現地専門家は、韓国のユーザーが「商品告示」リストを利用する主な目的は、出願料金の減額を受けることよりも、「商品告示」リストを利用することで拒絶理由を回避することにあると分析しており、この点は日本に同様の制度を導入すべきかどうかを検討する際にも参考になると思われる。

また、ヒアリングを通じて、韓国のオンライン出願システムには、商品・役務を「商品告示」リストから直接参照して入力する機能や、リストから検索して入力する機能、商品・役務の個数を数える機能、料金を自動で計算する機能といったユーザーフレンドリーな機能が多数搭載されていることも確認できた。

（５）英国

（ｉ）指定商品・役務に関する料金等施策

① ファストトラック審査に対するニーズについて

- 現在、英国には「ファストトラック異議申立て制度」があるが、「ファストトラック審査制度」はない。
- ファストトラック審査制度は、以前は利用可能であったが、ユーザーの需要がなかったため 2009 年頃に廃止された。UKIPO では絶対的拒絶理由のみを審査するが、その評価は自動化されていないので、あまり早く進めることができない。
- ファストトラック審査を利用するには追加で 300 ポンドの手数料を支払う必要があったが、（あまり早くならないので）出願人にとって正当化できる費用ではないと指摘されていた。
- 現在、商標の審査は約 2 週間程度で行われている。2011 年以降、出願数が劇的に増加しているため、UKIPO の業務は増えているようであるが、それでも審査は比較的迅速になされており、ファストトラック審査制度に対する要望はない。

②「pre-approved list」（UKIPO における「事前承認リスト」）について

【リストの特徴】

- UKIPO では、事前に承認している商品・役務の「事前承認リスト」(pre-approved list)を提供している。
- UKIPO では、リストやデータベースを直接定めていない。 商標登録の分類体系はニース分類である。 UKIPO は WIPO が管理する国際分類を採用しており、UKIPO では、そのリストの中から選択できるオプションを提供している。 この「事前承認リスト」は、商標審査に関する現在の英国の実務、及び EUIPO の主導により全 EU 加盟国が参加している分類調和プロジェクトに基づいて UKIPO の分類チームが管理しており、IP トランスレーターが決定する。
- 「事前承認リスト」にアクセスする方法は２つあり、１つ目は、UKIPO のウェブサイトから、オンライン出願を行う場合である。この場合、画面上に商品・役務のリストが表示され、その中から選択できる。この方法で選択された商品・役務であれば、UKIPO が事前に承認しているので拒絶されることはない。２つ目の方法は、事前承認リストに含まれている商品・役務を検索できるウェブサイトを利用する方法である。ここでは、キーワードを入力すると、類似した商品・役務の表示や分類が表示される。

【リストに対する意見】

- 「事前承認リスト」には、通常、クライアントが指定したい商品・役務が含まれている。 クライアントが複数の国に出願したい（かつ、同じ記載を使用したい）場合には問題になることがある。英国の実務は他国と異なる可能性があるため、EUIPO が受け入れた用語を UKIPO が受け入れるかどうかは、UKIPO に任されている。ただし、分類体系についてはかなりの整合性がある。
- 「事前承認リスト」について改善を希望する点は特にない。

③ 商品・役務の記載方法について

- 出願人は、商品や役務を自由に記載することもできる。この場合、UKIPO の審査官がこれを審査し、問題があれば通知が出される。
- 「事前承認リスト」から商品・役務を選択した場合、審査段階において商品・役務に関する拒絶理由等が発生しないので、他に絶対的拒絶理由がなければ、登録されやすいということがいえる。
- 私たちのような専門家は、クライアントから（商品・役務の）指示を受けることがよくある。彼らは複数の法域で出願しており、各法域で同じ（商品・役務の）指定を望んでいるため、事前承認リストでは要求をカバーできない可能性がある。その場合、UKIPO の検索サイトで商品・役務の文言をチェックし、受け入れられるかど

うかを再確認している。
- 2008 年商標規則第 8 条（2）（a）及び（b）に従い、出願人の商品・役務の記載は、関連する事業に従事する平均的な者が、 出願人が商標を登録しようとしている商品・役務の性質を明確に理解できるようなものでなければならない。

④「RSE サービス」（Right Start Examination）について

【導入の経緯】
- UKIPO が RSE サービスを導入したのには 3 つの主要な目的があった。第一に、国内商標登録に関する効率的かつ効果的な選択肢を提供すること。 第二に、2008 年の金融危機による景気の後退を受けて、事業者が商標を保護しやすい仕組みを作ること。第三に、 より多くの e-ビジネスを奨励すること。
- 以前に提供されていた「商標検索及びアドバイザリーサービス（SAS）」は、特に 2008 年以降の金融情勢の間、企業にとって経済的に実行可能なものではなかった。
- RSE サービスに関する法律の規定はない。UKIPO は、必要に応じて「Work Manual」を更新するか、「practice amendment circulars」（商標審査問題の場合）及び「tribunal practice notes」（争点がある手続の場合）を発行することにより、実務を変更している。
- このサービスは、商標出願の知識を持つユーザーやブランドオーナーに向けたものではなく、主に、個人、中小企業、初めて出願する人等を対象としている。

【制度の利用状況について】
- 通常の商標出願をオンラインで行う場合、1 区分につき 170 ポンドの費用がかかるが、「RSE サービス」を利用した場合、先に 100 ポンドを支払い、UKIPO が審査を行う。その結果に満足した場合は、続行するために更に 100 ポンドを支払う。初期費用は安いものの、トータルの費用としては通常出願の方が安い。
- 審査官が拒絶理由を指摘した場合、商標出願を諦めることができ、その場合はそれ以上の支払いの必要がない。これは初めて出願する人にとってはメリットと言える。
- 当事務所では、クライアントのためには、長期的に見て安く済む通常出願の方式を利用しており、「RSE サービス」は利用していない。一般的に、商標の専門家は、このサービスを使用しないようだ。利用を希望するクライアントもかなり少ない。

⑤ 他国の制度との比較について

【事前承認リストに掲載されている指定商品・役務のみを指定した場合に減額される制度

を英国に導入すべきか】

- 中小企業や個人にはメリットがあるかもしれない。
- 複数出願している大企業では、国際的なポートフォリオを出願する可能性が高く、UKIPO の「事前承認リスト」の商品・役務を使用する可能性が低い。ただし、出願費用はすでに低額であり、１区分当たりの追加費用も 50 ポンドであるため、上限を導入するのでない限り、公的料金体系を変更する意欲はあまりないだろう。

【事前承認リストに掲載されている指定商品・役務のみを指定した場合に減額される制度を日本に導入すべきか】

- 中小企業や個人にはメリットがあるかもしれない。
- 複数出願している大企業では、国際的なポートフォリオを出願する可能性が高く、「事前承認リスト」の商品・役務を使用する可能性が低い。 お金の価値の次に、おそらく外国企業にとって最も重要な考慮事項は、コストの確実性である。

【事前承認リストに掲載されている指定商品・役務のみを指定した場合に審査が早期化される制度を英国に導入すべきか】

- 英国はこれらの出願を「ファストトラック」とは表現していないが、審査の段階で、他の拒絶理由等がない限り、商品・役務について拒絶理由がないことが保証される。ただし、他の理由（識別性や記述性など）について審査する必要があるため、出願処理の迅速化はある程度しかできない。
- もっとも最近に行われた 2014 年の意見募集において、政府は、ユーザーからの要望が無かったことから、このサービスを導入する予定がないという意向を表明した。もし、今よりも審査期間が長くなり、公衆からファストトラック審査を導入してほしいという要望が出されれば、この状況は変わるかもしれない。

【RSE サービスを日本に導入すべきか】

- 小規模事業や個人にとっては利益があると思われるが、代理人を通じて出願している人を含む大多数の出願人にとっては、特に利益をもたらすとは考えにくい。

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願ツールについて

- オンラインで出願する場合、UKIPO のウェブサイト上にあるオンライン出願フォームを使用する。全てのオンライン出願は、このシステムを利用して提出される。

- UKIPO では紙出願も受理しているが、1 区分当たり 200 ポンドかかるので、オンラインで出願する場合（1 区分 170 ポンド）よりも費用が高い。
- 指定商品・役務は、(1) 所定のリストから商品・役務を選択するか、(2) 手動で自由に商品・役務を入力することができる。(1)は、UKIPO のウェブサイト上で「商品と役務を分類する標準的な方法」として提示されている。願書で商品・役務を記載する際の用語をこのリストから選択すると、審査の際に商品・役務に関する拒絶理由を通知されない。(2)は、専門的な商標弁理士や弁護士によって利用されることが多い。彼らは、商品・役務の記載に関する法的要件を理解し、適切な記載を作成するためにドラフトすることを好む。

② AI による事前評価サービスについて

- AI による事前評価サービスは、主に弁護士・弁理士費用を払いたくない個人や中小企業を対象としたものと認識している。
- このサービスは、出願した際に、UKIPO が指摘するであろう先行商標を迅速にチェックするのに役立つ。また、不快な用語、保護された用語、保護された記号・国旗・紋章もチェックする。 ただし、商標の記述性、識別性、慣用されている用語、誤認を惹起する用語等はチェックされない。 そのため、絶対的拒絶理由によって拒絶されるリスクを特定するという観点でいうと、このサービスの用途は限定される。
- 専門家でも、先行商標の有無について迅速かつ基本的な調査をしたい場合に使用できるため、「RSE サービス」よりは便利だと思う。
- 将来、異議申立てが行われるかどうかは、多くの場合、出願人が誰か、大企業かどうか、洗練された出願戦略や訴訟戦略を持っているかどうか等にも依存する。そういった評価は商標の専門家が行ったほうがよいので、私たちが AI に 100%依存することはない。
- 現在、多くの商標データベースの専門業者が、AI を利用した事前調査ツールの開発に取り組んでいる。これは、クライアントや商標実務家が、商標出願が絶対的拒絶理由に直面する可能性があるかどうかを判断するのに役立つ。中には有望なものもいくつかあるが、これまでのところ、立ち上げに成功した事例は見られない。現在開発中のツールの性質は、そのようなツールがうまく起動するようなものであり、これができれば一気に流れが変わる可能性がある。

③ その他、出願支援ツールについて

- UKIPO の商品・役務の検索データベースは非常に便利である。自分が指定したい商

品・役務の書き方がわからない場合は、検索ボックスに用語を入力すると、UKIPOで受け入れられる同様の単語が表示される。

（iii）小括

英国では、出願料金の半額強をまず支払って審査官の評価を得ることができる「RSE サービス」が提供されているが、ヒアリングの結果、このサービスの利用者のほとんどが、代理人に依頼せずに自分で出願をする個人や中小企業であり、代理人や事務所は利用していないことが明らかとなった。

また、UKIPO のオンライン出願システム上では、AI を活用して先願商標の自動検索や一部の拒絶理由を表示する機能が提供されている。現地専門家によれば、この機能は全ての拒絶理由を対象とするものではないため、利用用途は限定されるものの、簡易的なチェックツールとして使用する場合には、専門家にとっても有用であることが明らかとなった。

英国では、審査官が相対的拒絶理由の審査を行わないという点で、審査手法が日本と相違するが、AI を活用した支援ツール等については参考にすべき点もあると思われる。

（6）オーストラリア

（ｉ）指定商品・役務に関する料金等施策

①「picklist」（IP オーストラリアにおける「事前承認リスト」）に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度について

【制度の導入について】

- 「picklist」を用いることで、商品・役務が正しく分類され、指定商品・役務の記載の分量が減り、審査が容易になる。減額制度は「picklist」の利用を促進するために導入されたものである。
- 「picklist」が導入される前は、商品・役務をユーザーが自由に記載していた。

【制度の利用状況（商品・役務の記載方法）について】

- クライアントの（商品・役務の）希望が完全に「pick list」と適合していればこのリストを使用する。しかし、一般的に、クライアントはより洗練された商品・役務を要望して私達の所に相談に来る。そのようなものは「picklist」の中にはないので、その都度商品・役務の記載を考える必要がある。これらの理由から、当事務所では、ほとんど「pick list」を使用しない。

- 当事務所では「picklist」を使用していない理由は、選択できる商品・役務が狭すぎて、クライアントの商標を広く保護するための願書が作成できないため。
- もし「picklist」を使用した場合、代理人が願書の作成に要する時間が短くなるため、代理人費用を安くすることができると思う。
- 「picklist」を使用した場合、商品・役務を正しく指定することができ、商品・役務の指定方法に関するオフィスアクションを受ける心配はない。しかし、それ以外の、識別力や先行商標との類似等の観点については、「picklist」を利用したからといって拒絶理由が減ることにはつながらない。

【減額制度があることが、「picklist」を利用する動機付けになるか】

- 一般公衆や自力で出願する人にとっては動機付けになるが、上記の理由から、代理人に依頼している顧客にとっては動機付けとはならない。

②「picklist」（IP オーストラリアにおける「事前承認リスト」）について

【リストの特徴】

- IP オーストラリアが提供する「pick list」に載っている商品・役務は、ニース分類に載っているものと共通しているが、ニース分類よりも範囲が狭い。
- IP オーストラリアは「pick list」の更新に関する情報を公開しておらず、どのように更新されているかは不明である。おそらく、実際によく指定されている商品・役務を取り入れているのではないかと思われる。
- 「picklist」には、正しく分類されたデフォルトの表示が掲載されているので、商品・役務に関する拒絶理由等の通知を受けることはない。
- 「picklist」は一般によく指定される商品・役務が含まれており、広い範囲で権利を保護するためのものではないが、それで十分だと思う。（代理人に依頼しないで）自力で出願する人の場合、商品・役務を自由に書いて間違いを犯すよりも、「picklist」から選択するほうがよい。
- 一方、私たち代理人は、（商品・役務を指定する際に）クライアントが今どのような事業をしていて、今後どのような事業を展開する予定があるかまで検討し、同じ商標を何度も出願しなくて済むように配慮している。

【リストに対する意見】

- 一般公衆にとっては、各区分にどのような商品・役務が分類されるかがわかり、出願しやすくなるというメリットがある。
- 「picklist」は、商品・役務をどの区分に分類すべきかわからない一般公衆（general

public）にとってはうまく機能している。「picklist」があるおかげで、彼らの出願手続が容易になり、商品・役務を正しく分類することができる。また、IP オーストラリアが彼らの出願に対処する手間や負担もなくすことができる。
- 「picklist」は狭すぎるため、クライアントの商標を十分に保護することができないというデメリットがある。

③「TM Headstart」について

【制度の導入について】
- このサービスは迅速な評価を行うものであり、出願前に、商標が拒絶される可能性があるかどうかの指標を与える。
- 一般公衆や自力で出願する人たちには、登録される見込みのない出願を減らすために、制度導入の必要性があった。
- これに関する法律の規定はないと思われる。IP オーストラリアが実施しているものであり、出願しようとする商標が問題になりそうかどうかの意見を提供するだけのサービスである。

【制度の利用状況】
- 「TM Headstart」を利用するためには、商品・役務を「picklist」の中から指定しなければならない。
- 「TM Headstart」は、主に自力で出願する一般の人に向けたサービスであると考えられており、商標専門家（代理人や事務所）は、このサービスをほとんど使用していない。

【TM Headstart で提供されるレポートの内容について】
- 審査官から提供される意見は、かなり具体的である。出願人がその商標を出願した場合にどのような指摘を受ける可能性があるか、また、出願前にどのようにしてそれらの問題を克服するかという選択肢を示すのに十分な情報を提供する。
- 利用には費用が発生する。また、その商標が正式に出願されて公告された後は、（Headstart レポートに書かれた）意見は拘束力を持たない。その商標が正式に出願されて審査される時には、Headstart のレポートはほとんど意味を持たない。
- IP オーストラリアは、「TM Headstart」のレポートの内容には「拘束力がない（not binding）」ことを注意喚起している。そのため、「TM Headstart」のレポートの内容と、実際の審査の結果が違ってくるということも起こり得る。
- このサービスを利用すると、IP オーストラリアは商標の登録性に関する意見を提供

するが、正式な審査の際に、彼ら（審査官）が異なる意見を出した場合には、意見の衝突(conflict)の問題が起こる。

【導入の効果】

- 「TM Headstart」は審査官の業務量を増大させたと思う。IP オーストラリアではそのために審査官を新たに雇用しなければならなかった。
- 「TM Headstart」における事前評価は非常に短い時間で行われるので[423]、正式な出願があれば改めて審査を行う必要がある。そのため審査官の業務は２倍になっていると思う。
- クライアントが「TM Headstart」を利用した場合、それに関する代理人の業務が増えるし、正式に出願するには出願費用もかかるので、クライアントが負担する費用は増える。

【メリット・デメリット】

- メリットは、公衆に知られることなく事前出願することができ、出願人が意図している商標の使用についてのリスクを特定できることである。
- デメリットは、費用がかかることと、商標登録の成功が保証されないことである。

④ 他国の制度との比較について

【事前承認リストに掲載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度を日本にも導入すべきか】

- 導入したほうがよい。商品・役務に関する拒絶理由が生じないためである。

【TM Headstart のような制度を日本にも導入すべきか】

- 日本にもあったほうがよい。一般公衆や自力で出願する人にとっては大きな助けになる。
- 「TM Headstart」は一般の人に向けたサービスであるので、日本で同じようなサービスを導入した場合に日本の審査官の業務量が増大するかどうかは、（代理人に依頼しないで）自力で出願する出願人の割合がどの程度かにもよるだろう。

[423] IP オーストラリアのウェブサイトでは、５営業日以内に評価が得られると書かれている。〔最終アクセス日：2022 年 2 月 25 日〕
https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/applying-for-a-trade-mark/how-to-apply-for-a-trade-mark/tm-headstart

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願システムについて

【全般的な機能について】

- 「Online Services」は、出願人や代理人が、商標出願や登録に関する申請、審査官レポートへの応答、IP オーストラリアからの通知の取得を、商標の出願から維持まで一貫して行えるオンラインポータルサイトである。
- 「Trade Mark Assist」は、ポータルサイトを初めて利用する人に対し、ポータルサイトの利用方法や商標出願する方法を支援する。基本的には、商標出願の「ダミー」版であり、商標とは何か、なぜ商標を登録することが重要なのかを体験することができ、その時点で実際に商標を出願しなくても、オンラインポータルサイトの使用方法を理解することができる。
- オンライン出願ツールによって、出願と中間応答の処理がより効率的になった。ただし、拒絶理由については特に変化はない。

【拒絶理由の減少に役に立つ機能について】

- 「TM Headstart」では、出願前にリスクがあるかどうかを判断するため、出願人がレポートを申請し５日以内に評価を受けることができる。
- 「Trademark Assist」では、出願が正しい様式で行われているかを確認できる。

② その他の支援ツールについて

- IP オーストラリアのチュートリアルサイトはとても簡単でわかりやすい。自分で出願する人にも役立つと思う。
- 「Alex」(バーチャルアシスタント)は、一般的な質問に回答するためのものであり、代理人が具体的な出願に関して質問するためのものではないため、あまり役に立たない。

（ⅲ）小括

オーストラリアでは、「picklist」（事前承認リスト）に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に料金が減額となるが、ヒアリングの結果、「picklist」の内容は専門家から見ると必ずしも十分なものとはいえず、「picklist」の利用者の多くは代理人に依頼せずに自分で出願を行うユーザーであるという状況が明らかとなった。

一方で、IP オーストラリアは、事前に審査官の迅速な評価を受けることのできる「TM Headstart」や、自分で出願を行うユーザーを対象とした出願ツール「Trade Mark Assist」、バーチャルアシスタント「Alex」等、専門知識を持たないユーザーを支援するためのツールを多数提供している。ヒアリングの結果、代理人や事務所等の専門家はこれらのツールをあまり利用しないが、一般ユーザーにとっては利便性が高く、出願の際の初歩的なミスを防ぐ役割を果たしていることが確認できた。一方で、「TM Headstart」には拘束力がなく、実際の審査結果と相違する場合があるという問題点も浮き彫りになった。

（7）シンガポール

（ⅰ）指定商品・役務に関する料金等施策

①「事前承認リスト」を利用すると減額になる制度について

【制度の導入】

- 導入の目的は、シンガポールの企業やスタートアップが、自社ブランドを簡単にかつ安い費用で保護できるようにすることである。これは IPOS の「IP ランドスケープ」における「イノベーションと創造性の奨励」のコミットメントにも沿うものである。
- 小さな企業やスタートアップ企業からは、このような制度に対するニーズがあったと思われる。
- 減額制度が導入される前は、ユーザーは願書を作成する際に受け入れられる商品・役務の記載として IPOS の「Classification Database」（事前承認リスト）又はニース分類を参照することができた。

【指定商品・役務の記載方法】

- IPOS の「事前承認リスト」やニース分類から、受け入れられる商品・役務の記載を利用することにより、審査官から分類に関する拒絶理由等を通知される可能性を低くすることができる。
- ユーザーは、願書に記載した項目が正しい区分に分類されていれば、商品・役務を自由に記載することも認められている。
- 「事前承認リスト」に含まれる商品・役務を指定すれば、ユーザーは指定商品・役務の記載関する拒絶理由等に直面することはない。

【利用状況】

- クライアントの予算が厳しい場合は、「事前承認リスト」から商品・役務を指定することを推奨している。一方で、クライアントに保護したい特定の商品・役務があり、詳細を記載することに戦略的な利益がある場合（ニッチな商品・役務の場合など）には、クライアントが指定した商品・役務を記載している。この 2 つのオプションの比率は、大体 50：50 である。
- 我々の経験から、出願料金が 30%減額されることだけが、クライアントが「事前承認リスト」に含まれる商品・役務を指定する動機ではないと思われる。クライアントが「事前承認リスト」に含まれる商品・役務を指定する主な動機は、 出願人が審査官から指定商品・役務に関する拒絶理由等を受ける機会が減り、代理人費用を節約できることである。しかも、出願人は、よりスムーズかつ迅速に商標登録を受けることができる。
- 当事務所では、費用を節約し、迅速に登録を受けられるようにするため、クライアントには IPOS の「事前承認リスト」に含まれている項目から指定することを推奨している。
- 最近、「事前承認リスト」を利用する機会は増えている。クライアントがカバーしたい商品・役務を分類するのに役に立つからである。
- 「事前承認リスト」で利用可能な商品・役務のみに制限されるため、出願人が保護を受けられる範囲が制限される場合もある。
- 当事務所では、商品・役務を「事前承認リスト」から指定するか、自由に記述するかで、代理人費用に違いはない。

②「Classification Database」（IPOS における「事前承認リスト」）について

【リストの特徴】
- 「事前承認リスト」の商品・役務は、出願時点で登録機関が分類の観点から受け入れているものである。
- これにより、個々の商品・役務が出願人が提案した区分に分類されるかどうかを確認する必要がないため、審査の時間が短縮される。最終的に、他の点に不備がなければ、出願は早期に公告される。
- 「事前承認リスト」には、IPOS が分類の観点から承認した約 100,000 語の単語が含まれている。

【リストに対する意見】
- 当事務所では、多くのクライアントに適切な商標保護を提供するのに十分な内容であると考えているが、それでもカスタマイズされた(tailored）記載のほうを好むク

ライアントもいる。
・ 改善を希望する点は特にない。

③ ファストトラック制度について

【制度の導入について】
・ 「SG Patent Fast Track」プログラム（以下「ファストトラック制度」）が商標と意匠にも拡張されたことは、シンガポールの出願人にとって非常に歓迎される進歩であった。
・ ファストトラック制度は、事業者の創作物を知財として保護するために必要なプロセスを迅速化することで、ポートフォリオを構築・管理する事業者の取組みをより適切にサポートするものである。 これにより、企業や発明者は、権利範囲を確実に把握でき、シンガポールから世界市場に参入する手段が得られる。
・ ファストトラック制度の導入前から、歓迎されるイニシアティブはあった。ユーザーが自分の商標出願を迅速に登録するように要求することはできなかったからである。
・ ファストトラック制度はパイロットプログラムであるため、シンガポール商標法及び規則は、このプログラムの実施に際して改正されていない。
・ IPOS は、2022 年 4 月 29 日にパイロットプログラムが終了した後に正式な施行をするかどうかについて、現時点では特に発表や情報の更新を行っていない。

【運用について】
・ 商標出願のファストトラック・ルートは、「SG IP FAST」の下で特許のファストトラック審査を請求したユーザーだけが利用することができる。 つまり、ユーザーの商標出願を早期化するためには、ユーザーがファストトラックにて特許を出願している必要がある。
・ ファストトラック制度は、出願が拒絶される可能性を減少させる制度ではない。 実質的な不備のない、又は軽微な不備にとどまる商標出願を 3 か月以内に登録できるようにするものである。なお、それ以外の商標出願でも 6 か月以内に登録される。

【メリット・デメリット】
・ 商標出願の際にファストトラック制度を使用する主なメリットは、迅速に登録を受けられることである。
・ デメリットは、オフィスアクションに応答するための通常の応答期間が 4 か月であるのに対し、1 か月というタイトな期間しかないことである。 1 か月の応答期間内

に、オフィスアクションに対応するためにクライアントに報告し、助言し、クライアントからの指示を受けることは非常に困難である。

④ 他国の制度との比較について

【「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度を日本にも導入すべきか】

- 双方に利益をもたらすと考えられるので、日本にも減額制度を導入することをお勧めする。
- 出願人にとっては、商標出願のコストが削減される点でメリットがある。
- 日本特許庁にとっては、出願人が「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを指定しているのであれば、それらの商品・役務が出願人が提案した区分に分類されるかどうかを検証する必要がないため、審査官の業務負担が軽減される。

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願システム

【システム全般について】

- 実務上、「IP^{2}SG」（PC 版）は、ほとんどの商標代理人が使用している。
- IPOS は、民間の調査会社に、2021 年 11 月から 12 月にかけて IPOS 顧客満足度調査を実施するよう依頼した。この調査は IPOS のサービスに関するフィードバックと提案を収集することを目的としているが、 調査結果はまだ IPOS から発表されていない。
- IPOS が実装した「Classification Database」、商標検索機能、オンライン出願フォームに組み込まれている商品・役務自動チェックツールなどのオンライン出願ツールにより、ユーザーは、非常に簡便かつ簡単に商標出願を行うことができる。 これらのツールは、商標登録が成功する可能性についての大まかな目安もユーザーに提供してくれる。

【便利な機能について】

- オンライン出願システムでは、商品・サービスの記載が、IPOS の「事前承認リスト」と照合される。一致した入力項目は緑色で表示され、一致しない入力項目は赤色で表示される。出願書類上、緑色で表示されている区分は料金の減額が受けられる。また、緑色で表示されている入力項目は、記載に不備がないことも意味しており、

審査官はこれらの項目の記載を審査することなく受け入れる。

- IPOS は、同じ機能を備えた Microsoft Excel プログラムも提供しており、これは IPOS の Web サイトからダウンロード可能である。ただし、オンライン版は、自動的に内容が更新されて何度もダウンロードする必要がないため、オンライン版の方が使いやすい。

② モバイルアプリ「IPOS GO MOBILE」について

- 「IPOS Go Mobile」アプリは、IPOS のオンラインサービスサイトや、第三者の代理人のような他のプラットフォームに加えて、自分で出願することを希望する事業主に向けた追加オプションである。
- モバイルアプリを使用して商標出願を行うには、ユーザーは個人 ID（Singpass）を使用してログインするか、企業のビジネスアカウントを使用してログインする必要がある。
- アプリを使用して出願を行う場合、ユーザーは商品・役務を自由に指定することができない。業界で一般的に出願されている項目を閲覧するか、キーワード検索によって項目を追加する方法のいずれかに制限されている。
- モバイルアプリには、人工知能を使用して IPOS の登録簿で類似商標を検索し、非常に類似している商標を出願人に教えてくれる。これは、審査官からの先行商標に関するオフィスアクションに応答したり、類似商標の権利者から異議を申し立てられたりした場合に出願人が負担する費用を節約できるため、出願人にとって有用である。しかし、当事務所では、クライアントが包括的な調査を行うことを常に推奨しており、調査の実施とその結果に関する助言をサポートし、クライアントが法的リスクやその克服方法を十分理解できるように努めている。

③ その他の出願支援ツールについて

- 「Classification Database」の他、IPOS には商標検索機能もあり、ユーザーが検索を行って、類似又は同一の商標が登録されているかどうかを確認することができる。これは、クライアントの商標出願が類似又は同一の先行商標によって邪魔されないようにするために、代理人がクライアントの事前商標調査を行う際に利用する非常に一般的な機能である。
- IPOS の eAppointment サービスにより、出願人は「eAppointment」を予約して、出願や利用可能な選択肢について質問することができる。 現在、全ての eAppointment は、電話やビデオ会議で実施されている。

・ シンガポールでは、個人が自分で商標を出願することも可能である。しかし、彼らは、出願前に先行商標の調査を行ったり、識別性などの拒絶理由を分析したりすることができない可能性がある。さらに、他人の権利を侵害しているかどうかを検討するには、より複雑で技術的な分析が必要となる。そのため、個人が商標代理人に相談することは珍しいことではない。

（ⅲ）小括

シンガポールでは、「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が 30%減額される。今回のヒアリングの結果、IPOS の「事前承認リスト」はある程度充実した内容となっており、現地専門家は、商標登録までの費用を節約して迅速に登録を受けられるようにするため、「事前承認リスト」に含まれている商品・役務を指定することをクライアントに推奨していることが明らかになった。

また、IPOS では、オンライン出願システム上に、入力した商品・役務が「事前承認リスト」と一致しているかどうかを自動的に判別し、色分けして表示する機能を搭載しているほか、最近では、ユーザーが移動中でも利用できるようにモバイルアプリを提供するなど、常にユーザー視点に立ったツールの改良を進めていることが示された。ヒアリングの結果、この取組みは、一般のユーザーだけでなく、現地専門家からも好意的にとらえられていることが確認できた。

（８）台湾

（ⅰ）指定商品・役務に関する料金等施策

①「参考名称」（TIPO における「事前承認リスト」）に記載された商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度について

【制度の導入】

・ この制度は、特にユーザー側から要望があったというわけではなく、導入した主な目的は TIPO の審査効率を向上することであったと聞いている。
・ 減額制度の導入前にも、TIPO が提供する商品・役務のリストは存在していた。

【商品・役務の記載方法について】

・ 台湾では、商品・役務を指定する際、「参考名称」リストから選択してもよいし、出願人が自由に記載してもよい。後者の場合は、その表記が認められるかどうか審査

官が審査を行う。
- 当事務所では、原則として「参考名称」リストを使うことを推奨している。これは、できるだけ拒絶理由や補正指令を回避し、審査にかかる時間や費用を低減するため。
- 「参考名称」の充実度は分野によって異なる。特に、AI や NFT 等の最新技術に関する役務は「参考名称」リストに載っていないので、積極表示をして審査官の判断を仰ぐしかない。
- 商品・役務を「参考名称」リストから指定した場合と、自由に記載した場合とで、代理人費用が異なるかどうは事務所によって異なる。定額制の事務所であれば費用に影響しないが、時間報酬制の事務所であれば、自由に記載した場合は費用がかかるかもしれない。

【減額制度の利用状況】
- 日本のクライアントは、減額を受けるためというよりも、拒絶理由や補正指令を受けないようにするために「参考名称」リストの商品・役務を指定することが多い。
- 台湾や中国のクライアントは、「参考名称」リストを利用して費用を減額しようというインセンティブがある。一般に、台湾や中国では、まず出願してみて、拒絶理由が来てから対応を検討するクライアントが多く、出願費用を安く抑えようとする傾向がみられる。
- 台湾・中国のクライアントは「参考名称」リストを使用することが多いが、日本や他の外国のクライアントは、自分が使用する商品・役務にぴったり当てはまるものがなければ、積極表示（自由な記載）を行うことが多い。
- 「参考名称」リストから指定した場合、1 区分当たりの出願料金 3,000 台湾元（注：日本円で約 1 万 2,000 円）から 300 台湾元（注：日本円で約 1,200 円）が減額され、10%減額になる。これは台湾のクライアントにとっては一定のインセンティブになっているが、海外のクライアントは、10%の減額を受けるよりも、自分が本当に保護したい商品・役務を指定することを重視することが多い。
- 海外の出願人は、一般に、知財に関する専門性が高いが、台湾の出願人の専門性のレベルはバラバラである。減額制度を知っている出願人であれば、積極的に使いたいと思うのではないか。

②「参考名称」（TIPO における「事前承認リスト」）について

- 「参考名称」リストの商品・役務を指定した場合には、指定商品・役務に関する拒絶理由や補正指令を受けることはない。
- リストの内容は、基本的に TIPO で決定している。

・ TIPO では「参考名称」を年に 1～2 回改訂している。特に、ニース分類の改訂に合わせて改訂することが多い。改訂の際には、最近の出願トレンドを考慮して新しい商品・役務を追加している模様だが、ユーザーからの意見募集のようなものは行われていない。

③ 指定商品の個数と料金の加算について

【制度の運用】

・ 「参考名称」リストに掲載されている商品・役務を指定した場合は、その個数のとおりにカウントされる。「参考名称」リストに掲載されていない商品・役務を指定した場合（自由記載）は、商品の実態を考慮して審査官が個数をカウントする。
・ 出願人が考える商品・役務の個数と、審査官が判断する個数が異なる場合もある。例えば、「植物性又は動物性のクリーム」という商品を記載した場合、単語としては 1 個だが、審査官は「植物性のクリーム」と「動物性のクリーム」の 2 個と数える。
・ 出願人が考える個数よりも、審査官が考える個数が多い場合は、審査官から「不足料金を支払うように」との補正指令が届く。補正指令に応答しない又は不足分を支払わなかった場合は出願が不受理となり、これに不服がある出願人は、経済部訴願審議委員会（注：日本の行政不服審査制度に相当）に出願不受理処分に対する訴願の申立てができるが、実際に申立てがなされた事例は確認できていない。

【利用状況】

・ 台湾の出願人の場合、指定商品の数が 20 個を超えることはほとんどないが、海外の出願人は、多数の商品を指定するケースがみられる。
・ クライアントから、（費用が加算されないように）「商品の数が 20 個を超えないようにしてほしい」と要望された場合は、「参考名称」リストから 20 個以内を選択するようにしている。

【制度に対する意見】

・ 加算制度のデメリットは、出願人が考える個数と審査官が考える個数が異なった場合に補正指令等が発生して審査が遅延する点である。日本のように、商品数によらず料金が一定であれば、このような問題が発生せず、審査がスムーズになると思う。
・ 台湾では、35 類のうち特定小売等役務の数が 5 個を超えると、1 個当たり 500 台湾元（注：日本円で約 2,000 円）の追加費用が発生する。クライアントの業態によっては、すぐに 5 個を超えてしまうので費用負担が大きい。
・ 百貨店やコンビニエンスストア等の総合的な小売役務については、「百貨店」「コン

ビニエンスストア」等の包括的な指定も可能である。総合小売等役務については個数による追加費用は発生しない。
- 商品・役務の指定方法によって料金が減額・加算される制度について、業界間で不公平が生じているという意見はこれまでにあまり聞いたことがない。

④「参考名称」（TIPO における「事前承認リスト」）を利用した場合に審査が早期化する制度（ファストトラック）について

【導入について】
- 2020 年にファストトラック制度が導入されるまでは、早期に商標出願の審査を受けられる制度がなかった。
- ファストトラック制度は、早期権利化を望むユーザーには大きなメリットがある。
- ユーザーの間では、ファストトラック制度は好評である。最初の 1 年間は試験運用が行われ、好評であったことから本格的に運用が開始された。

【導入の効果について】
- 台湾のクライアントは、以前から「参考名称」リストを利用することが多かったが、ファストトラック制度が導入されて以降、更にその傾向が強まっている。
- TIPO の資料によれば、現在、商標出願全体の 60%程度がファストトラックの対象となっている。出願人が意識していなくても、対象になっている案件も多いと思われる。
- ファストトラック制度と減額制度は、どちらも出願件数増加の一因となっている可能性がある。
- 2020 年時点のデータによれば、ファストトラック制度を利用した出願は、FA 期間が通常より 1.4 か月～1.6 か月短縮された。ただし、その後の商標出願件数の増加により、台湾での商標審査の FA 期間が伸びてきており、それに伴い、ファストトラックの FA 期間も少しずつ伸びてきている。

【制度に対する意見】
- ファストトラック制度の良い点は、早期権利化が図れることや、追加料金がなく利用のハードルが低いことである。
- 悪い点は、「参考名称」リストでは必ずしも出願人が希望する範囲をカバーできないことや、優先権を伴う出願ではファストトラック制度を利用できない場合があること（基礎出願の範囲を超えることが出来ないため）である。

⑤ 海外の制度との比較

【商品・役務の指定方法によって出願料金が減額される制度を日本にも導入すべきか】

- 台湾や中国のクライアントは利用すると思う。出願人にとって料金の割引は一定のメリットがあるため、導入は検討の価値があると思う。

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願ツールについて

【システム全般について】

- 商標のシステムについては概ね満足している。

【出願ツールについて】

- TIPO が提供している３種類の出願ツールのうち、最も良く利用されているのは「Word 版」である。「Word 版」は最も汎用性が高く、商標のほかに専利（特許・意匠）の出願にも対応している。弁理士等の専門家が多く利用しているが、個人が利用することも可能。
- 「線上申請」（WEB ブラウザから出願する方式）は、専門知識を持たない個人が利用することを想定して作られており、商標出願にしか対応していない。
- 当事務所ではほぼ全件をオンラインで出願している。紙出願を行うのは、システム障害があった場合や、複数の案件についてまとめて名称変更を行う場合等である[424]。

【機能について】

- 商品・役務を「参考名称」の一覧から選択して願書に転記する機能や、指定した商品・役務が、「参考名称」に載っているかどうかを自動でチェックする機能がある。
- オンライン出願システムには、基本的な出願料金の計算（「参考名称」を使用した場合の割引や、オンライン出願による割引等を含む）をサポートする機能がある。また、指定商品役務が参考名称であるかどうかを確認するのにも役立つ。

② 改善を希望する点

- 先願商標の検索結果を自動表示する機能や、出願した商標が記述的であるかどうか

[424] オンライン出願の場合、名称変更は１出願ごとにそれぞれ書類を作成する必要があるが、紙の書類であれば、１つの申請書に複数の出願番号を書くことができる。

をチェックする機能があるとよいと思う。
- 改善を希望する点としては、エラーの理由がわからずトラブルシューティングが難しいこと、複数案件について一括で手続が出来ないこと、ファイル変換に時間がかかること、出願人の名称・住所リストを PC 間で共有できないこと等である。

③ その他のツールについて

- 「線上教学」（チュートリアルサイト）は、初めて出願するユーザーや個人に向けたツールであり、弁理士や事務所はあまり使わない。
- 「商標検索系統」（商標検索システム）は、案件の状態や類似商標を調べるのに普段から使用している。

（iii）小括

台湾では、「参考名称」（TIPO における「事前承認リスト」）に掲載されている商品・役務のみを指定した場合には、出願料金の減額と審査の迅速化（ファストトラック制度の対象）という 2 つのメリットを享受できる。

しかし、ヒアリングの結果、台湾国内のユーザーの多くが「事前承認リスト」を活用する一方で、海外からの出願人はそれでもなお「事前承認リスト」を利用せずに商品・役務を自由に記載する傾向があることが明らかとなった。

また、台湾では、「事前承認リスト」を利用することによる減額制度だけでなく、指定商品・役務の数による加算制度も採用されており、商標出願の料金体系が非常に複雑なものとなっている。そのような背景の下、TIPO のオンライン出願システムには、指定商品・役務が「事前承認リスト」に掲載されているかを確認する機能や、料金を自動で計算して表示する機能が搭載されており、ユーザーの労力を軽減するための様々な工夫がなされていることが理解できた。また、ヒアリングにより、TIPO では、専門家向けの出願ツールと、個人ユーザー向けの出願ツールを分けて提供する等、ユーザーの利便性を高めるためのきめ細かな対応を行っていることも示された。

（9）ニュージーランド

（ⅰ）指定商品・役務に関する料金等施策

① 指定商品・役務に関する減額制度

【制度の導入について】

- 減額制度は、「pre-approved リスト」（IPONZ における「事前承認リスト」）の利用を促進するために導入された。

【導入の効果について】

- 減額制度の導入により、出願書類（商品・役務の記載）が短く正確になるので、審査がしやすくなった。
- 減額制度の導入によって、一般公衆でも自分で出願しやすくなった。
- 減額制度の導入によって出願件数が増加したとは考えていない。
- 減額制度があることによって、「事前承認リスト」に含まれる商品・役務を選択しようという動機づけになるかという点については、一般公衆や自力で出願する人にとっては動機付けとなるが、代理人に依頼している出願人にとっては動機付けとはならないと考える。

【利用状況について】

- 当事務所では、「事前承認リスト」を使用せずに、自由に商品・役務を記載している。
- 「事前承認リスト」を利用しないのは、使用可能な商品・役務が狭く、クライアントの商標を広く保護するための出願書類を作成することができないためである。

②「pre-approved list」（IPONZ における「事前承認リスト」）について

【リストの特徴】

- 「事前承認リスト」に掲載される情報を IPONZ がどのように決定しているかについて、情報は開示されていないが、最も一般的に指定されている商品・役務のニース分類の文言から来ているものと思われる。
- 「事前承認リスト」の改訂頻度は不明である。
- 「事前承認リスト」は、正しく分類されたデフォルトの表記が掲載されているので、商品・役務について拒絶理由等を通知されることがない。

【リストに対する意見】

- IPONZ が提供している「pre-approved list」は、オーストラリアの「picklist」と同じようなものであり、掲載されている商品・役務の幅が狭い。そのため、主に一般公衆（general public）が利用しており、通常、代理人はあまり利用しない。
- 一般公衆にとっては、各区分にどのような商品・役務が分類されるかがわかり、出願しやすくなるというメリットがある。しかし、リストが狭すぎるため、クライア

ントの商標を十分に保護することができないというデメリットがある。 そのため、一般的に代理人は使用しない。

- 私たちは「事前承認リスト」を使用していないが、もし使用したとすれば、代理人が指定商品・役務の作成に要する時間が短くなるため、代理人費用を安くすることができるだろう。

③「S&PA レポート」について

【制度の内容】

- 「S&PA レポート」は、出願人が商標出願する際に、IPONZ によって提供されたアドバイスを利用できるようにするために導入された。
- 一般公衆や自力で出願する人たちには、登録される見込みのない出願を減らすために、制度導入の必要性があった。
- 「S&PA レポート」を申し込むと、審査官からその商標の審査結果に関するレポートが送られてくるが、このレポートの有効期限は 3 か月しかない。
- 「S&PA レポート」には、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の両方についての判断が示される。
- 同じ商標について、「S&PA レポート」を申し込める回数に制限はない。料金を払えば何回でも利用できると思われる。
- 制度上、「S&PA のレポート」の内容と、実際に出願した場合の審査結果が異なることもあり得る。
- 「S&PA レポート」で提供される情報は、その商標の特定された商品・役務のみに特化した情報である。

【利用状況について】

- 一般的に、「S&PA レポート」を利用するのは一般公衆であり、代理人は利用しない。代理人が利用しない理由は、自分で調査できるし、「S&PA レポート」を利用すると余計な費用がかかるからである。

【制度に対する意見】

- メリットは、公衆に知られることなく事前出願することができ、出願人が意図している商標の使用についてのリスクを特定できること。
- デメリットは、商標登録の成功を保証するものではないこと。「S&PA レポート」のアドバイスの有効期間は 3 か月しかなく、出願人はこの期間内にどうするか決めて、問題を修正する必要がある。

・ このサービスの利用率が低いのは、代理人ではなく、一般公衆（自分で出願する人）が利用しているためである。

④ 他国の制度との比較について

【「事前承認リスト」に記載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額になる制度を日本にも導入すべきか】

・ 導入したほうがよい。ただし、日本で直接出願する出願人（代理人に依頼せず自力で出願を行う出願人）の割合にもよる。

【「事前承認リスト」に記載されている商品・役務のみを指定した場合に審査が早期化される制度をニュージーランドにも導入すべきか】

・ 導入したほうがよいと思う。

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願ツールについて

・ オンライン出願ツールによって、出願と中間応答がより効率的になったが、拒絶理由が減ったかどうかという観点では特に変化はない。
・ 「RealMe」（ニュージーランド政府のポータルサイト）は最近バージョンアップされたが、（依然として）使い勝手が悪いと感じている。

（ⅲ）小括

ニュージーランドでは、「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に料金が減額となるが、ヒアリングの結果、オーストラリアにおける「picklist」と同様、専門家から見ると必ずしも十分なリストとはいえず、利用者の多くは代理人に依頼せずに自分で出願を行うユーザーであるという状況が明らかとなった。

また、ニュージーランドでは、事前に審査官による迅速な評価を受けることができる「S&PA レポート」というサービスが提供されているが、ヒアリングの結果、代理人や事務所等の専門家はあまりこのサービスを利用しておらず、主に一般ユーザーが利用していることが明らかとなった。また、「S&PA レポート」の発行から 3 か月以内に出願をする必要があるにもかかわらず、「S&PA レポート」と正式な審査の結論が相違する場合もあり、必ずしもユーザーに良い結果をもたらさない場合もあることが理解できた。

（１０）ブラジル

（ｉ）指定商品・役務に関する料金等施策

①「事前承認リスト」に記載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度について

【制度の導入について】

- 私たちの見解では、減額制度の目的は、ユーザーが「事前承認リスト」を利用することを奨励することである。これにより審査官が商品・役務が正しく分類されているかの確認が不要となり、行政事務を減らすことができる。
- 減額制度は法律の規定に基づくものでは無いと理解している。
- 私たちはユーザーがこの制度の導入を望んでいたとは考えていない。
- 私達が収集した情報によると、2006 年の時点で、ユーザー及び代理人は商品・役務を「事前承認リスト」から選択するか自由に記載するかを選ぶことができた。

【利用状況について】

- 「事前承認リスト」に含まれる商品・役務を指定した場合、商品・役務が別の区分に属している可能性がないため、審査官が商品・役務や区分を検討する必要がない。
- 当事務所では、クライアントが「事前承認リスト」に載っていない商品・役務を希望することが多いため、最近はあまりこのリストを使用していない。ただし、クライアントから商品・役務の提案を求められたときは、まず「事前承認リスト」から提案している。
- 「事前承認リスト」の利用頻度はクライアントによって異なる。海外のクライアントはあまり利用しないが、国内クライアントの場合は利用する人が多いと感じる。
- クライアントが「事前承認リスト」を利用する主な動機は、費用の減額を受けられるからである。一方で、代理人にとっては、商品・役務を正しく指定できるという点がメリットである。
- 当事務所では、商品・役務を「事前承認リスト」から選択する場合と、自由に記載する場合とで、代理人費用に違いはない。

②「Pre-approved Specification」（INPI における「事前承認リスト」）について

【リストの特徴】

・ 「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務は、ニース分類に載っているものと同じであり、ニース分類と同じ頻度で更新・改訂されている。
・ それ以外に、ブラジル知財庁では独自の商品・役務リストを持っているが、これは参考用であり、出願の際にそこから選択できるわけではない。

【リストに対する意見】
・ リストはニース分類に載っているものに限定されているため、もう少し広い範囲のものが含まれるようになるとよい。
・ 「事前承認リスト」を利用した場合のメリットは、審査官が商品・役務や区分の検討をする必要が無いのでオフィスアクションが減ることである。デメリットは、全ての商品・役務が含まれているわけではないことである。
・ 必ずしも全ての商品・役務がカバーされていない。クライアントの利益を考慮すると、多くの類においてリストは不十分である。

③ 他国の制度との比較について

【「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを選択した場合に出願料金が減額される制度を日本にも導入すべきか】
・ 日本も導入したほうがよいと考える。

【「事前承認リスト」に含まれている商品・役務のみを選択した場合に審査が早期化される制度をブラジルにも導入すべきか】
・ ブラジルも導入したほうがよいと考える。
・ ブラジルでは、「事前承認リスト」を利用したかどうかにかかわらず、出願日を考慮して審査が行われている。
・ 現時点では日本のファストトラック制度や早期審査のように早く審査を受けるための特別の制度はない。個別案件について、審査を早くしてもらえるようにINPIに要請することはできるが、レアケースであり、必ず受け入れられるわけではない。

（ⅱ）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① オンライン出願ツールに関する感想

【システム全般について】
・ 全ての商標出願は、審査官によって実体的な登録要件の審査を受けるので、オンラ

イン出願ツールは、拒絶率の減少には役立っていないと思われる。ただし、「事前承認リスト」は、分類の誤りに基づくオフィスアクションを減少させるのに役立っている。

・ 一般的に、オンライン出願ツールの評判は良いようだ。

【機能について】

・ 願書を提出するときは、プロトコル画面（願書作成画面）の「class finder」機能と、該当の類に含まれる商品・役務の概要情報を使用して、提出前の迅速な確認を行っている。
・ 「figurative element classifier」は、図形商標の正しい図形要素を選択するのに利用している[425]。
・ オンライン出願ツールの中に「class finder」という機能があり、願書を作成する際に、出願したい商品・役務をキーワード検索してリストから選択することができる。
・ 「class finder」と「figurative element classifier」はユーザーからの評判がよい。これらの機能により、出願時に正しい選択肢を選ぶことができるので、オフィスアクションを減らすことができる。

② 改善を希望する点

・ INPI のシステムは非常に不安定であるため、長時間使用できなくなることがあり、ユーザーがシステムを利用できないと提出期限に影響を与えることもある。
・ オンライン出願ツールに入力する際、まず支払伝票（paying slip）が表示されるが、支払いが正しく行われたかどうか確認できない。ブラジルでは、料金の不払いがあると出願が不受理となるため、この点は問題であると考える。
・ 商標手続において無視できない点は、「lack of knowledge of the act（法知識の欠如）」のペナルティのもとで、出願前に INPI が出願料金の支払いを要求する点である。これ以外の欠陥については、オフィスアクションを通じて修正することができる。

③ その他、ユーザー出願支援ツールに関する意見

【「basic guide」（チュートリアルサイト）について】

・ ブラジルでは、国内の出願人は、商標出願をしたり責任を負ったりするための代理人を指定する必要がない。そのため、INPI の「basic guide」が、ユーザーに INPI のシステムの使い方をとても教育的な方法でサポートしている。これにより、素人に

[425] ブラジルのオンライン出願システムでは、図形商標を出願する際に出願人自身が図形の特徴（「動物」「星」等）に関する情報を入力する必要がある。

よくある間違いを防ぐことができる。商標手続に関する基本的な情報を提供してくれるので、拒絶理由のない出願を促進することができる。

【商標マニュアルについて】

- INPI の「商標マニュアル」は、Trademark Analysis Guidelines（商標審査ガイドライン）、Trademark Analysis Procedures Manual（商標審査手続マニュアル）、 E-Marca System User Manual（電子出願ユーザーマニュアル）、User Manual for Submission of Paper Applications and Petitions（紙出願と料金に関するユーザーマニュアル）、Normative Instructions（規範的指示）、 Normative Resolutions（規範的決議）、 Technical Notes（技術上の注意）、Tacit procedures（暗黙の手続）など、様々な情報源に基づく基準やガイドラインを統合したものである。
- 情報源を 1 つにまとめることで、ユーザーによる情報へのアクセスが容易になり、商標手続における形式や実体の誤りを防ぐことができる。
- 当事務所では、クライアントの商標保護に当たり、これらのガイドラインを参照し、問題となりそうな論点を探したり、マニュアルに含まれている同様の論点に関する理解を検証したりしている。

（iii）小括

ブラジルでは、「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度がある。しかし、ヒアリングの結果、「事前承認リスト」は、海外の出願人よりもブラジル国内の出願人の方がよりリストを利用していることが明らかとなった。また、出願人本人が「事前承認リスト」を利用する主な動機は、費用の減額を受けられるからであるのに対し、代理人にとっては、商品・役務を正しく指定できるという点がメリットであるということもわかった。

本ヒアリングの結果、INPI のオンライン出願システムには、商品・役務を「事前承認リスト」から検索して指定する機能や、図形商標の図形要素を自動的に抽出する機能等、ユーザーの労力を軽減するための機能が搭載されており、現地専門家からも高評価を得ていることが明らかとなった。加えて、INPI では商標実務に関する様々な情報を「商標マニュアル」という一つのサイトから検索できるようにする等、ツールの利便性向上にも力を入れていることが理解できた。

Ⅳ．まとめ

（1）指定商品・役務に関する料金等施策

（ⅰ）商品・役務の指定方法に関する施策について

調査対象とした 10 の国・地域と日本における料金等施策の状況を比較して図表 114 と図表 115 に示した。

まず、各知財庁が公表している「事前承認リスト」に記載されている商品・役務のみを指定した場合に、通常の出願よりも審査が早期化される（早期に審査を受けることのできる制度の利用条件の一つを満たすことも含む。）国・地域は、日本のほかに 3 か所（欧州、オーストラリア、台湾）であった。

また、「事前承認リスト」に記載されている商品・役務のみを指定した場合に、通常の出願よりも出願料金が減額される制度を採用している国・地域は、7 か所（米国、韓国、オーストラリア、シンガポール、台湾、ニュージーランド、ブラジル）であった。

さらに、指定商品・役務の個数が一定数を超えた場合に、出願料金が加算される制度を採用している国・地域は、3 か所（中国、韓国、台湾）であった。

この中で、日本が採用していない「『事前承認リスト』に記載されている商品・役務のみを指定した場合に、通常の出願よりも出願料金が減額される制度」と、「指定商品・役務の個数が一定数を超えた場合に、出願料金が加算される制度」について、今回の海外ヒアリング及び国内ヒアリングの結果、想定されるメリットとデメリットを以下に示す。

図表 113　２つの制度のメリットとデメリット

制度	メリット	デメリット
「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定すると出願料金が減額される制度	・出願コストの削減 ・分類に関する補正指令や拒絶理由が減少し、審査業務が効率化する	・料金計算が複雑化する ・本来自由に記載すべきものも「事前承認リスト」から指定することで権利範囲が狭くなる可能性
指定商品・役務の個数が一定数を超えると出願料金が加算される制度	・必要最低限の商品・役務に絞って出願することで不使用商標が減少する可能性 ・相対的に指定商品・役務の数が減少し、審査業務が効率化する	・料金計算が複雑化する ・多数の商品・役務を指定したい場合には出願コストが増加する

図表 114　各国・地域における指定商品・役務に関する料金等施策（１）

国名	出願料金		登録料金	「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に審査が早期化される制度	「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度	指定商品・役務の個数によって出願料金が加算される制度	審査官による（事前）評価サービス
	オンライン出願	紙出願					
日本	3,400 円＋（区分数×8,600 円）	3,400 円＋（区分数×8,600 円） ※電子化手数料（1,200 円＋700 円×枚数）を加算 （2022 年 4 月 1 日以降、2400 円＋800 円×枚数となる可能性あり）	32,900 円／区分 （2022 年 4 月 1 日以降）	○ 早期審査（対象３）、ファストトラック審査	なし	なし	なし
米国	TEAS Plus ： 250 米ドル/１区分 TEAS Standard：350 米ドル/１区分	750 米ドル/1 区分	なし	なし	○	なし	なし
欧州	1 区分: 850 ユーロ 2 区分: 900 ユーロ 3 区分以上：150 ユーロ／区分を加算	1 区分:　1,000 ユーロ 2 区分:　1,050 ユーロ 3 区分以上:　150 ユーロ／区分を加算	なし	○ ・「事前承認リスト」に含まれる商品・役務のみを指定することがファストトラック審査の利用条件。	なし	なし	なし
中国	270 人民元／区分 ※指定商品が 10 個を超える場合は、超過数×27 人民元を加算	300 人民元／区分 ※指定商品が 10 個を超える場合は、超過数×30 人民元を加算	なし	なし	なし	○	なし
韓国	62,000 ウォン／区分 ※指定商品が 20 を超える場合は、超過数×2,000 ウォンを加算 ※「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合は、56,000 ウォン／区分	72,000 ウォン／区分 ※指定商品が 20 を超える場合は、超過数×2,000 ウォンを加算	211,000 ウォン／区分 （指定商品が 20 個を超える場合は加算あり）	なし	○	○	なし
英国	170 ポンド／区分 1 区分増える毎に 50 ポンド加算	200 ポンド／区分 1 区分増える毎に 50 ポンド加算	なし	なし	なし	なし	○ （RSE サービス）

図表 115　各国・地域における指定商品・役務に関する料金等施策（2）

国名	出願料金		登録料金	「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に審査が早期化される制度	「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額される制度	指定商品・役務の個数によって出願料金が加算される制度	審査官による（事前）評価サービス
	オンライン出願	紙出願					
オーストラリア	400 オーストラリア・ドル／区分 ※「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合は、250 オーストラリア・ドル／区分	450 オーストラリア・ドル／区分	なし	○ ・「事前承認リスト」に含まれる商品・役務のみを指定することが事前評価サービスの利用条件。	○	なし	○ （TM Headstart）
シンガポール	341 シンガポール・ドル／区分 ※「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合は、240 シンガポール・ドル/区分	なし （オンライン出願のみ）	なし	なし	○	なし	なし
台湾	2,700 台湾ドル／区分 ※指定商品が 20 個を超える場合、超過数×200 台湾ドルを加算。35 類の小売等役務が 5 個を超える場合、超過数×500 台湾ドルを加算。 ※「事前承認リスト」に掲載されている指定商品・役務のみを指定した場合、300 台湾ドルが減額される。	3,000 台湾ドル／区分 ※指定商品が 20 個を超える場合、超過数×200 台湾ドルを加算。 ※35 類の小売等役務が 5 個を超える場合、超過数×500 台湾ドルを加算。	2,500 台湾ドル／区分	○ ・「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務のみを指定することがファストトラック審査の利用条件。	○	○	なし
ニュージーランド	100 ニュージーランド・ドル／区分 ※「事前承認リスト」に掲載されている指定商品・役務のみを指定した場合、70 ニュージーランド・ドル	なし （オンライン出願のみ）	なし	なし	○	なし	○ （S&PA レポート）
ブラジル	415 ブラジル・レアル/区分 ※「事前承認リスト」に掲載されている指定商品・役務のみを指定した場合、355 ブラジル・レアル ※個人・中小企業の場合は 60%減額	同左	なし	なし	○	なし	なし

（ⅱ）審査官による評価サービスについて

調査対象とした国・地域の中で、オーストラリア（TM Headstart）とニュージーランド（S&PA レポート）では、正式な出願前に商標の登録可能性について審査官の事前評価を受けられる制度が採用されている。

また、英国（RSE サービス）では、半額強をまず支払って RSE サービスとして出願し、審査官の評価を受け、その上で出願を続行するか判断する（続行する場合には追加料金の支払いが必要）ことができる制度が採用されている。

海外ヒアリングの結果、これらの評価サービスは、主に個人や中小企業のユーザーによって利用されていることが明らかとなった。また、これらのサービスのメリットは、商標に関する専門知識がない者が、商標の登録可能性を、低額な費用で迅速に知ることができる点にあるということもわかった。その一方で、現地専門家からは、オーストラリアやニュージーランドにおける審査官の事前評価には法的拘束力がないため、正式に出願した際には審査官が以前と異なる判断をする可能性があることや、最終的な商標登録までにかかるコストは必ずしも安くないこと等、デメリットを指摘する声もあった。

（2）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

（ⅰ）オンライン出願ツールについて

調査対象とした 10 の国・地域におけるオンライン出願ツールの特徴を、日本と比較して整理したものを表 116 に示す。（なお、「○」が付いている部分は、調査した時点においてその機能が確認できたことを意味する。「○」が付いていない場合でも、その後の改良等によって機能が追加されている可能性があることに注意されたい。）

（ⅱ）出願ツールの種類について

本調査の結果、日本と韓国を除く全ての国・地域では、WEB ブラウザ上から出願書類を作成し、提出することが可能であることが明らかとなった。（ただし、韓国ではモバイル端末に対応したアプリからの出願が可能。）

また、欧州、オーストラリア、台湾では、機能の異なる 2 種類以上のツールが提供されており、ユーザーのレベルや出願する案件の複雑さに応じてツールの使い分けが行われていることが示された。

（ⅲ）指定商品・役務の入力方法について

次に、各国・地域のオンライン出願ツールにおいて指定商品・役務を入力する機能に着目すると、大きく分けて、以下の 3 種類に分類することができる。

①キーワード検索により「事前承認リスト」から商品・役務の候補を表示させ、ユーザーがその中から必要なものを選択して願書に追加する機能
②「事前承認リスト」を参照し、その中から必要な商品・役務を選択して願書に追加する機能
③ユーザーが任意の用語を自由に入力する機能

このうち、①のキーワード検索により入力する機能と、③の自由に入力する機能は、10 の国・地域の全ての出願ツールに搭載されていることがわかった（ただし、欧州とオーストラリアでは、③の自由に入力する機能は専門家用のツールにのみ搭載されている）。

また、①と③に加えて、②の「事前承認リスト」を参照して商品・役務を追加できる機能も搭載している国・地域も、5 か所（欧州、中国、韓国、台湾、ブラジル）あった。

オンライン出願ツールに①や②の機能を搭載することにより、ユーザーが「事前承認リスト」に掲載されている商品・役務を指定する場合には、個々に手入力する作業が不要となる。海外ヒアリングの結果、これらの機能は、指定区分の誤りや、商品・役務の誤記等を防止するのにも役立っており、ユーザーの利便性を高めるだけでなく、知財庁の業務効率向上にも寄与することが明らかとなった。

一方、国内ヒアリングの結果、ユーザーの業種によっては、商品・役務を「事前承認リスト」から指定するだけでは不十分であり、自由に入力する必要もあることがわかった。

したがって、入力支援ツールの導入を検討する際には、「事前承認リスト」からの選択と、自由入力のバランスを十分考慮する必要があると考えられる。

（ⅳ）その他

欧州、英国、シンガポール、オーストラリアでは、類似する先行商標を自動的に検索して結果を表示する等、事前に拒絶理由に関する情報を提供する機能が搭載されている。ヒアリングの結果、機械による検索結果や情報提供は 100%信頼できるものではないとしても、簡易かつ迅速なチェックという面では役に立つという意見が多かった。

加えて、欧州、韓国、シンガポール、台湾では、モバイル端末からも出願手続を行うことが可能であり、各国・地域において、ユーザーの利便性を高めるための様々な工夫が行われていることが示された。

図表 116　各国・地域におけるオンライン出願ツールの比較

国・地域	オンライン出願ツール	出願書類の作成方法	指定商品・役務の入力方法			先行商標の検索結果表示機能	モバイル端末からの出願
			①キーワード検索	②リストを参照して入力	③自由に入力		
日本	専用ソフトウェア	出願ツールとは別のツールで作成	（出願ツールには願書入力機能がない。）			なし	―
米国	WEBブラウザ	出願ツール上で作成	○	―	○	なし	―
欧州	WEBブラウザ（3種類のツールから選択）	出願ツール上で作成	○	○	○（一部ツールのみ）	○	○
中国	WEBブラウザ	出願ツール上で作成	○	○	○	なし	―
韓国	専用ソフトウェア	出願ツール上で作成	○	○	○	なし	○
英国	WEBブラウザ	出願ツール上で作成	○	―	○	○	―
オーストラリア	WEBブラウザ（2種類のツールから選択）	出願ツール上で作成	○	―	○（一部ツールのみ）	○（一部ツールのみ）	―
シンガポール	WEBブラウザ	出願ツール上で作成	○	―	○	○（モバイル版のみ）	○
台湾	専用ソフトウェア（2種類）、WEBブラウザ（2種類）	出願ツール上で作成	○	○	○	なし	○
ニュージーランド	WEBブラウザ	出願ツール上で作成	○	―	○	なし	―
ブラジル	WEBブラウザ	出願ツール上で作成	○	○	○	なし	―

（ｂ）その他の出願支援ツールについて

調査の結果、ほとんどの国・地域において、出願の手順を詳細に説明したチュートリアルサイトが提供されていることがわかった。

また、欧州の「Goods and Services Builder」、ニュージーランドの「Specification Builder」は、「事前承認リスト」からユーザーが必要な商品・役務を抽出し、リスト化して保存することができるツールである。これは、出願人が出願書類を作成する際の労力を軽減するだけでなく、分類の誤りや誤記を防止し、審査の効率化にも寄与すると思われる。

このほか、IP オーストラリアのチャットボットサービス（バーチャルアシスタント）や、米国の USPTO が提供する YouTube 動画等、国ごとにユーザーの利便性を高めるための様々な取組が行われていることも明らかになった。

（３）総括

本調査の結果、各国・地域には、商品・役務の指定方法によって出願料金が減額又は加算される制度や、審査官による事前評価制度等、様々な施策が存在し、それぞれについてメリットとデメリットが存在することが明らかになった。調査対象とした 10 の国・地域では、商標制度や審査手続がそれぞれ異なっていることから、各国・地域で採用されている施策にもそれらの違いが反映されているものと考えられる。

また、本調査の結果、各国・地域のオンライン出願ツールにおける、ユーザーの出願手続を支援する機能について情報を整理することができた。

一方、国内ヒアリングを通じて、我が国のユーザー（出願人及び代理人）の立場から見た商標の料金等施策やオンライン出願ツールに対する意見や要望を幅広く収集し、整理することができた。これにより、新しい料金制度の導入については、ユーザーの間でも多様な意見や要望が存在することが示されたほか、オンライン出願ツールについても、ユーザーの利便性の観点から改善が望まれる点が明らかとなった。

今後、各国・地域において採用されている施策や機能を我が国に導入すべきかどうかを検討する際には、我が国の商標制度の特徴や、国内ヒアリングによって得られたユーザーの要望及び意見を十分に考慮し、審査効率化とユーザーの利便性向上の両方の実現を目指すべきであると思われる。

資料編

資料Ⅰ

国内ヒアリング調査
質問項目

資料編Ⅰ　目次

国内ヒアリング調査　質問項目

国内ヒアリング調査
質問項目

１．総論

本調査の背景と目的　（省略）

２．指定商品・役務に関する料金等施策に対する評価・課題について

（１）指定商品・役務の決定方法について

- 商標出願の際、願書に記載する指定商品・役務をどのようにして決定していますか。

- 出願の際、J-PlatPat の「商品役務名検索」をどのように活用していますか。
また、「類似商品・役務審査基準」、「商標法施行規則」又は「商品・サービス国際分類表（ニース分類)」に掲載の商品・役務（以下、「基準等表示」といいます。)、「TM5　ID リスト」、「審査において採用された商品・役務名」、「WIPO Madrid Goods and Services Manager」、「採用できない商品・役務名」を、どのように活用していますか。差し支えない範囲で、具体的な使い方を教えて下さい。

（２）商品・役務について自由記載を行っているかどうかについて

- 出願の際、商品や役務を、上記基準等表示（「類似商品・役務審査基準」、「商標法施行規則」又は「商品・サービス国際分類表」に掲載の商品・役務）から指定しますか。それとも、任意の記載も指定商品・役務に含めることが多いですか。

- 指定商品・役務を（基準等表示からは選択せず）任意の表現で記載するのはどのような場合ですか。

- 指定商品・役務を基準等表示から選択した表現のみとするのはどのような場合ですか。

- 【弁理士の先生への質問（企業の方はご回答不要です)】代理人として、一般に、クライアントには基準等表示と任意の表現のどちらを推奨されていますか。

・　指定商品・役務について拒絶理由を受けるのは、どのような場合が多いですか。
指定商品・役務の記載に（基準等表示からは選択せず）任意の表現を用いた場合に、拒絶理由を受けやすくなるという実感はありますか。

（３）指定商品・役務に関するユーザー評価について

・　基準等表示の内容・充実度に対するユーザーからみた評価・御意見をお聞かせください。

・　指定商品・役務を任意の表現とする際、何かお困りのこと等があれば教えて下さい。

（４）ファストトラック審査、早期審査制度について

・　指定商品・役務を基準等表示から選択した場合、ファストトラック審査の対象となりますが、この制度を利用したことはありますか。
参考 URL（ファストトラック審査）：
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

・　指定商品・役務を基準等表示から選択して申請した場合、早期審査の対象になるケースがありますが、この制度を利用したことはありますか。
参考 URL（早期審査。要件として「対象３」のケース）：
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html

・　上述のように、日本では、指定商品・役務を基準等から選択すると、ファストトラック審査の（※早期審査の条件のうち「対象３」を満たして申請すれば早期審査も）対象になり、審査が早くなるメリットがあります。このことは、出願人が指定商品・役務を決定する際に、どの程度、基準等表示を活用する動機（インセンティブ）になっていると思われますか。

（５）諸外国の制度について

【背景】
諸外国（米国、シンガポール、台湾等）には、指定商品・役務を所定のリスト（分類表等）から選択した場合（＝任意の記載を含まない場合）には、出願料金が減額される制度があります。

【質問】

- 日本にもこのような制度を導入したほうが良いと思いますか。この制度が日本に導入された場合に、想定されるメリット・デメリットを教えて下さい。

- 指定商品・役務の書き方に応じて出願料金が減額される制度が日本に導入された場合、この制度を利用する人はどのぐらいいると思いますか。また、どのような人・企業がこの制度を利用すると思いますか。

【背景】
諸外国（中国、韓国等）には、指定商品・役務の数が一定の数（例えば 1 区分当たり 20）を超えた場合に、出願料金が加算される制度があります。

【質問】

- 日本にもこのような制度を導入したほうが良いと思いますか。この制度が日本に導入された場合に、想定されるメリット・デメリットを教えて下さい。
- 指定商品・役務の個数に応じて出願料金が加算される制度が日本に導入された場合、この制度を利用する人はどのぐらいいると思いますか。また、どのような人・企業がこの制度を利用すると思いますか。
- 上記の制度が日本に導入された場合、願書に記載する指定商品・役務の数は減ると思いますか。可能であれば、その理由もお教えください。

【背景】
諸外国（オーストラリア等）には、知財庁が提供する事前クイック評価（審査）サービス（有料）を活用してどの程度問題があるかを把握してから出願する制度（オーストラリアでは"TM Headstart"と呼ばれる制度）があります。
参考 URL（英語）: https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/applying-for-a-trade-mark/how-to-apply-for-a-trade-mark/tm-headstart

【質問】

・　日本にもこのような制度を導入したほうが良いと思いますか。この制度が日本に導入された場合に、想定されるメリット・デメリットを教えて下さい。

【背景】

英国には、出願時に半額を支払った後、審査官による審査結果レポートがユーザーにメールで通知され、その内容を確認した上でその後の手続を継続する場合にのみ、残りの半額を支払う制度があります。

参考 URL（英語）：https://www.gov.uk/how-to-register-a-trade-mark/start-your-application

※１区分に出願する場合の例：通常のオンライン出願を行う場合は、出願時に 170 ポンドの出願料金を支払います（拒絶されても返金は行われません）。これに対し、「Right Start Examination Service」を使ってオンライン出願した場合は、まず出願時に 100 ポンドを支払い、審査結果レポートを確認した後、手続を続行するかどうかを検討し、続行する場合には残りの 100 ポンドを支払うことになります。

【質問】

・　日本にもこのような制度を導入したほうが良いと思いますか。この制度が日本に導入された場合に、想定されるメリット・デメリットを教えて下さい。

（６）その他ご意見

・　商標制度や施策全般について、その他ご意見やコメントがありましたらお聞かせください。

３．オンライン出願支援ツールに対する評価や課題について

（１）使用ツールについて

・　商標出願書類を作成する際、特許庁のインターネット出願ソフトや「さくっと書類作成」を使われていますか。商標出願の際に役に立つ機能があれば、それについても教えてください。

参考：さくっと書類作成

https://dl-sv1.pcinfo.jpo.go.jp/sakutto/

・　商標出願書類を作成する際、特許庁のインターネット出願ソフトや「さくっと書類作成」以外に、利用しているツールがあれば教えて下さい（J-PlatPat については後述します）。
（例：Microsoft Word で出願書類のドラフトを作成する、市販の専用ソフト・Web ツール等で出願書類を作成する等）

・　もし貴所／貴社において、拒絶理由のかからない出願を促進するような支援ツールを独自に開発されている場合（例：指定商品・役務関係、類似先願関係）、可能な範囲でその機能と UI 画面を教えて下さい。

・　J-PlatPat を使われていますか。商標出願の際に役に立つと思う機能があれば、それについても教えて下さい。（例：商品・役務名検索、商標検索）

・　出願する際、特許庁・INPIT が提供しているコンテンツ（ウェブページ、資料等）で参考となるものがあれば、教えて下さい。

（参考 URL）
・新しい商品・役務名のご意見・ご要望（特許庁）
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/iken_yobo.html
・出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」（特許庁）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shutugan_shien.pdf
・初めてだったらここを読む～商標出願のいろは（特許庁）
https://www.jpo.go.jp/system/basic/trademark/index.html
・商標相談チャットボット（くま「ピット」）
（INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館））
https://www.inpit.go.jp/
・その他、商標審査基準、商標審査便覧、類似商品・役務審査基準　等

・　現在でも紙の書類で出願を行うことはありますか。あるとすればどのような場合ですか。

（２）諸外国・地域で提供されているツールも踏まえた、拒絶理由のかからない出願をする観点から、新たに欲しいツールについて

【背景】
諸外国・地域（例：欧州知的財産庁（EUIPO）の「Advanced Form」）には、例えば、ウェブ出願ツール上で指定商品・役務を入力する際、文字の一部を入力すると候補となる指定商品・役務（及び区分）を自動表示して選択可能とする入力支援機能等、出願する際に指定商品・役務をデータベースやリストから簡単に選択入力可能にするような機能が種々提供されています。
（参考 URL）
EUIPO の Five Step Form: https://euipo.europa.eu/ohimportal/web/guest/apply-now
EUIPO の Goods and Services Builder: https://euipo.europa.eu/ohimportal/gsbuilder

【質問】

・ こうした諸外国のツール（機能）も参考に、拒絶理由のかからない出願とする観点等から、指定商品・役務の入力支援機能として、どのような機能が提供されることが望ましいと思われますか。
（諸外国で提供されていない機能を挙げていただいても結構です。）

・ 入力支援機能を実装する候補先（インターネット出願ソフト、さくっと書類作成、J-PlatPat、又は新たな独自ツール）は、どのツールが最適ですか。

【背景】
欧州知的財産庁（EUIPO）の出願ツールでは、出願したい商標を入力すると、当該商標と関連する類似先願を自動で検索してその検索結果を自動的に提示する等、拒絶理由のかからない出願を促進するような機能が提供されています。
また、英国知財庁では、AI を活用することにより、類似の先願商標だけでなく、出願したい商標に拒絶理由やその他の問題がある可能性（例えば、地理的表示が含まれていないか等）を自動的に検索し、その結果を提示するツールが 2020 年 10 月から試行的に提供されています。
（参考 URL）
EUIPO の Five Step Form: https://euipo.europa.eu/ohimportal/web/guest/apply-now
英国の pre-apply service: https://www.gov.uk/government/news/ipo-launches-trade-mark-pre-apply-service

【質問】

- こうした諸外国のツール（機能）も参考に、拒絶理由のかからない出願とする観点等から、どのような機能（指定商品・役務入力支援機能以外）が提供されることが望ましいと思いますか。

- 上記の機能を実装する候補先（インターネット出願ソフト、さくっと書類作成、J-PlatPat、又は新たな独自ツール）としては、どのツールが最適ですか。

【背景】

諸外国・地域（例：米国やオーストラリア）では、出願を支援する観点から、出願する際の疑問点等をサポートするためのチュートリアルサイトや YouTube 動画、AI ベースのチャットボット（バーチャルアシスタント）等の各種ツール・コンテンツが提供されています。

（参考 URL）

米国のチュートリアル: https://www.uspto.gov/trademarks/apply/teas-tutorial#step1

米国の YouTube 動画: https://www.uspto.gov/learning-and-resources/uspto-videos/teas-nuts-and-bolts-teas-plus-vs-teas-standard

オーストラリアのチャットボット Alex：https://www.ipaustralia.gov.au/beta/virtual-assistant

なお、日本でも、例えば以下のコンテンツ（YouTube も含む）やチャットボットが提供されています。

新しい商品・役務名のご意見・ご要望（特許庁）

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/iken_yobo.html

出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」（特許庁）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shutugan_shien.pdf

初めてだったらここを読む～商標出願のいろは（特許庁）

https://www.jpo.go.jp/system/basic/trademark/index.html

特許庁 YouTube 動画（特許庁）

https://www.youtube.com/channel/UCGSQd1BUQsc5Fzq6VFh9Oog

商標相談チャットボット（くま「ピット」）（INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館））

https://www.inpit.go.jp/

【質問】

・　拒絶理由のかからない出願とする観点等から、現状より更に充実させるべきコンテンツがありましたら、教えて下さい。

・　拒絶理由のかからない出願を促進する観点から、提供を希望される出願支援ツール（※）について、その他ご意見やコメントがありましたら、教えて下さい。
（※特許庁が現在提供する、インターネット出願サイト、さくっと書類作成、J-PlatPat における機能改善も含みます。）

以上

資料Ⅱ

海外ヒアリング調査
質問項目

資料編Ⅱ 目次

海外ヒアリング調査　質問項目

（１）米国
・質問項目（和文）及び質問項目（英文）
（２）欧州
・質問項目（和文）及び質問項目（英文）
（３）中国
・質問項目（和文）
（４）韓国
・質問項目（和文）
（５）英国
・質問項目（和文）及び質問項目（英文）
（６）オーストラリア
・質問項目（和文）及び質問項目（英文）
（７）シンガポール
・質問項目（和文）及び質問項目（英文）
（８）台湾
・質問項目（和文）
（９）ニュージーランド
・質問項目（和文）及び質問項目（英文）
（１０）ブラジル
・質問項目（和文）及び質問項目（英文）

海外ヒアリング調査
質問項目

（1）米国

質問項目（和文）

1．総論

- USPTO の年報によれば、2005 年から 2007 年にかけて、FA 期間が 6.3 か月から 2.9 か月に短縮されました。これは 2005 年に導入された「TEAS Plus」の効果だと考えてよいでしょうか。それ以外にどんな要因が考えられますか。
- USPTO では、代理人による商標出願の割合はどの程度ですか。
- 商標の登録率はどの程度ですか。
- 日本では、所定のリストに掲載されている商品・役務のみを指定すると審査が早く行われます（ファストトラック制度)。我々の理解では、米国にはそのような制度はないと思われますが、正しいですか。

2．各論

（1） 指定商品・役務に関する料金等施策

① 「TEAS Plus」と「TEAS Standard」

- 「TEAS Plus」、「TEAMS Standard」の根拠となる条文を教えて下さい。
- 「TEAS Plus」が導入される前に、ユーザー側からこのような制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
- 「TEAS Plus」が導入される前は、商品・役務をどのようにして指定していましたか。「ID Manual」（事前承認リスト）又はその他のリストから選択していたのですか、それとも自由に記載していましたか。
- USPTO は、「ID Manual」に掲載される商品・役務をどのようにして決定していますか。
- 「ID Manual」はどのような頻度で更新・改訂されますか。
- 「TEAS Standard」で出願する場合、出願人は、出願時には 1 区分の出願料金だけを支払えばよいのですか。

・ 「ID　Manual」について改善してほしい点があれば教えて下さい。

② 「TEAS Plus」導入（2005 年）による効果

・ 貴所では、「TEAS Plus」を 2005 年に導入された直後から利用していますか。
・ 貴所では、近年、「TEAS Plus」を利用する機会は、増えていますか、減っていますか。
・ この制度が導入されてから、「ID Manual」に掲載されている商品・役務を指定することが増えましたか。
・ 「TEAS Plus」を利用した場合、拒絶理由を受けにくくなると感じますか（登録される可能性が高まりますか)。
・ 「TEAS Plus」の導入以降、小規模事業者や個人出願人が出願をしやすくなったと思いますか。
・ ユーザーにとって「TEAS Plus」を利用する場合の良い点と悪い点を教えて下さい。

③ 現在の「TEAS Plus」に関するユーザー視点での評価

・ 「TEAS Plus」と「TEAS Standard」をどのように使い分けていますか。「TEAS Plus」を利用する割合も教えて下さい。
・ 一般に、代理人として、出願人にはどちらの利用を推奨していますか。
・ 「ID Manual」は、出願人が指定したい商品・役務を十分にカバーしていますか。分野によって、リストの充実度に違いがありますか（例えば、リストが不十分な分野がありますか。）
・ 2021 年 11 月現在、「TEAS Plus」を利用した場合は「TEAS Standard」を利用した場合よりも出願料金が 100 米ドル安くなります。この料金差は、クライアントに対して、ID マニュアルに載っている商品・役務を選択しようという動機づけ（インセンティブ）になっていますか。
・ 「TEAS Plus」を利用するためには、「ID Manual」を利用すること以外にも様々な要件があります（出願時に全額納付、必要書類を全て提出)。これらの要件は、クライアント及び代理人にとってどの程度の負担になりますか。

④ 「TEAS Plus」について近年料金改定を実施したことに対するユーザーの反応

- 2021 年 1 月に料金が改訂され、「TEAS Plus」と「TEAS Standard」の料金の差が 100 ドルまで広がりましたが、この料金差は妥当なものだと思いますか。
- 2021 年 1 月の料金改定後、「TEAS Plus」を選択するクライアントは増えていますか。今後、「TEAS Plus」を選択するクライアントは増えてくると思いますか。

⑤　その他

- 「TEAS Plus」、「TEAS Standard」のそれぞれについて、改善してほしい点があれば教えて下さい。
- 日本には、指定商品・役務を予め認められたリストから選択した場合には出願料金を減額するという制度は導入されていません。日本にも、「TEAS Plus」のような料金減額制度を導入したほうが良いと思いますか。
- 貴所では「TEAS Plus」と「TEAS Standard」とで代理人費用に違いがありますか。もし料金差を設けている場合は、可能な範囲でその具体的理由も教えて下さい。

（２）　審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

①　ツールの確認

- 「TEAS Plus」と「TEAS Standard」の実際の出願画面を見せて下さい。
- 特に、商品・役務を入力する際の機能（リストから選択、キーワード検索、入力支援など）があれば詳しく教えて下さい。
- TEAS の出願ツールには、先願商標の検索結果を自動的に表示する機能（EUIPO の「Easy Filing Form」で提供されているような機能）はありますか。もしあれば、ユーザーからみてどの程度役に立つか教えて下さい。

②　オンライン出願の義務化に関するユーザー評価

- USPTO では 2020 年 2 月から商標のオンライン出願が義務となりました。その根拠条文を教えて下さい。
- USPTO がオンライン出願を義務化していることについてどう思いますか。
- 今でも紙出願が必要な時はありますか。それはどのような場合ですか。

③　審査効率化・ユーザー出願支援関係

- TEAS の出願システムにおいて、拒絶理由の減少に役立つ機能があれば教えて下さい。
- TEAS の出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよい機能は何ですか。
- TEAS の出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよくない機能は何ですか。
- USPTO のチュートリアルサイトを使用したことがありますか。拒絶理由がかからない出願を促進する観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。

  参考 URL: https://www.uspto.gov/trademarks/apply/teas-tutorial#step1
- USPTO の YouTube 動画を見たことがありますか。拒絶理由がかからない出願を促進する観点から、使いやすさ、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。

  参考 URL: https://www.youtube.com/user/USPTOvideo
- オンライン出願ツールに関して、拒絶率を減少させるために、欲しい機能があれば教えて下さい。
- その他オンライン出願システムや拒絶理由のかからない出願の促進（＝審査の効率化にも寄与）についてご意見があればお聞かせください。

米国

質問項目（英文）

1. Introduction

- According to USPTO 2008 Annual Report P.20, from 2005 to 2007, the First Office Action Pendency of Trademark filing was reduced from 6.3 months to 2.9 months. Do you think of this as an effect of ""TEAS Plus"" that was launched in 2005? What other factors do you consider?
  USPTO 2008 Annual Report:
  https://www.uspto.gov/sites/default/files/about/stratplan/ar/USPTOFY2008PAR.pdf
- In USPTO, what percentage of trademark applications are filed through agents?
- In USPTO, what percentage of trademark applications are registered? What percentage of trademark application are rejected?
- In Japan, when an applicant designates only the goods or services included in a prescribed list, the start of the examination is expedited (i.e., "Fast Track Examination"). As far as we understand, there is no similar service in the United States, is that correct?

2. Itemized Questions

(1) Fee structure regarding designated goods and services

(i) "TEAS Plus" and "TEAS Standard"

- Please indicate the statutory provisions (i.e., law and regulations) which stipulate "TEAS Plus" and "TEAS Standard".
- Before the introduction of "TEAS Plus" in 2005, did users have needs for introduction of such system?
- How did users and agents designate goods or services before the introduction of "TEAS Plus"? Did they select goods or services from "ID Manual"(or other list), or did they state goods or services freely?
- How does USPTO determine which goods and services are included in the "ID Manual"?
- How frequently is the "ID Manual" renewed or revised by USPTO?
- When an applicant files a trademark application under "TEAS Standard", is he/she required to pay only the fee for one class at the time of filing?

- If there are any aspects of "ID Manual" that you wish to have improved, please tell us.

(ii) The effect of the introduction of TEAS Plus

- Did your firm start using "TEAS Plus" immediately after its introduction in 2005?
- Has your firm used "TEAS Plus" more frequently or less frequently in recent years?
- Did the launch of "TEAS Plus" increased the opportunity to designate goods and services that are included in "ID Manual"?
- Do you feel that the applications are less likely to be refused (i.e. the chance of registration increases) when you use "TEAS Plus"?
- Do you think it has become easier for small enterprises and individuals to file applications since "TEAS Plus" was introduced?
- What benefits and detriments do you find in using "TEAS Plus" (from user's perspective) ?

(iii) User's reputation of "TEAS Plus"

- In what kinds of cases do you use "TEAS Plus"? In what kinds of cases do you use "TEAS Standard"? Please also provide the percentage of use for "TEAS Plus".
- In general, which system do you recommend to your clients, "TEAS Plus" or "TEAS Standard"?
- Does the "ID Manual" cover the goods and services which your clients want to designate? Is the sufficiency of goods and services on "ID Manual" different from each trademark class? (e.g., Are there any classes where the list is insufficient?)
- As of November 2021, the filing fee for "TEAS Plus" (U$ 250) is lower than the filing fee for "TEAS Standard" (U$ 350) by U$ 100. Does this difference in the amount provide motivation (or an incentive) for clients to designate goods or services that are included in "ID Manual"?
- In addition to the designation of goods and services, there are various requirements for using "TEAS Plus"(e.g., full payment at the time of filing, additional statements, etc.). How much burden could those requirements put on clients and agents?

(iv) The fee reform in 2021

- Since USPTO changed the filing fee of "TEAS Plus" and "TEAS Standard" in January 2021, the difference in the amount between these two systems is now U$ 100. Do you think that this price difference is appropriate?
- After the fee change in January 2021, has your firm used "TEAS Plus" more frequently? Do you think your firm is going to use "TEAS Plus" more frequently in the future?

(v) Miscellaneous

- If there are any aspects of "TEAS Plus" and/or "TEAS Standard" that you wish to have improved, please tell us.
- Japan does not have a system that provides a discount on the application fee if the applicant designates only the goods or services that are included in the official list/database. Do you think Japan should introduce such discount system (i.e., the same as “TEAS Plus”)?
- Does your firm charge different amounts of agent fees between "TEAS Plus" filing and "TEAS Standard" filing? If so, please provide a specific reason to the extent possible.

(2) Electronic filing support tools for users

(i) Application tools

- Please provide us with the images of the actual filing screen of "TEAS Plus" and "TEAS Standard".
- If any functions are available for inputting goods or services (e.g., selection from "ID Manual", keyword search, or input support), please explain in detail.
- Does TEAS filing tool have a function that automatically displays the search results of prior registered trademarks? (EUIPO's "Easy Filing Form" provides such function.)
- If so, to what extent is that function useful from a user's viewpoint?"

(ii) Mandatory electronic filing

- To our knowledge, in February 2020 USPTO made electronic filing mandatory for trademark applications. Please indicate the statutory provisions (i.e., law and regulations) for this.
- What do you think of USPTO's policy to mandate electronic filing of trademark applications?
- Are paper filings of trademark application still required in some cases? If so, in what kinds of cases?

(iii) Streamline of Trademark examination / Support for users' application

- If any functions of the "TEAS" are useful for reducing the refusal rate, please tell us.
- Which functions of the "TEAS" have a good reputation by users?
- Which functions of the "TEAS" have a bad reputation by users?
- Have you ever used the Tutorial tool on USPTO website at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.

  URL: https://www.uspto.gov/trademarks/apply/teas-tutorial#step1

- Have you ever seen the YouTube video of USPTO at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.

  USPTO YouTube: https://www.youtube.com/user/USPTOvideo

- Please let us know if there are any functions you need on the electronic filing tool for reducing the refusal rate.
- Please tell us your opinions about electronic filing tools and the promotion of the filing of applications without grounds for refusal (which also contributes to the efficiency of the examination).

（２）欧州

質問項目（和文）

１．概要

- EUIPO(OHIM)の 2013 年の年報によれば、2010 年から 2013 年にかけて、FA 期間が 6 か月から 3.5 か月に短縮されました。これはどのような要因（ツール、施策）によるものですか。
- EUIPO（OHIM）の 2008 年の年報によれば、商標のオンライン出願の割合は、2004 年には 20%でしたが、2008 年には 80%に上昇しました。2020 年の年報によれば、現在はほぼ 100％です。オンライン出願の割合が増加したのは、どのような要因（ツール、施策）によるものですか。
- EUIPO では、代理人による商標出願の割合はどの程度ですか。
- EUIPO では、商標の登録率はどの程度ですか。

２．各論

（１） 指定商品・役務に関する料金等施策

① ファストトラック制度

- ファストトラック制度の根拠となる条文を教えて下さい。
- ファストトラック制度が導入される前に、ユーザー側からこのような制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
- ファストトラック制度が導入される前は、商品・役務をどのようにして指定していましたか。「Harmonized Database」（又はその他のリスト）から選択していたのですか、それとも自由に記載していましたか。
- EUIPO は、「Harmonized Database」に含まれる商品・役務をどのようにして決定していますか。
- 「Harmonized Database」はどのような頻度で更新・改訂されますか。
- 「Harmonized Database」について改善してほしい点があれば教えて下さい。
- 結合商標（図形と文字、立体と文字）もファストトラック制度の対象になりますか。

② ファストトラック制度の効果

- 貴所では、ファストトラック制度が 2014 年に導入された直後から利用していますか。
- 貴所では、近年、ファストトラック制度を利用する機会は、増えていますか、減っていますか。
- ファストトラック制度の導入後、商品・役務を「Harmonized Database」から選択する機会が増えましたか。
- ファストトラック制度を利用した場合、拒絶理由を受けにくくなりますか（登録される可能性が高まりますか)。
- ファストトラック制度が導入されてから出願が増加したと思いますか。
- ファストトラックを利用することでどのくらい審査期間（ファーストアクションまでの期間、権利化までの期間）が短縮しますか。
- ユーザーにとって、ファストトラック制度を利用した場合の良い点・悪い点を教えて下さい。

③ ユーザー視点での評価

- 貴所では、ファストトラック制度をどんな場合に利用していますか。ファストトラックを利用する割合も教えて下さい。
- 一般に、代理人として、出願人にはどちらの利用を推奨していますか。
- 「Harmonized Database」は、出願人が指定したい商品・役務を十分にカバーしていますか。分野によってリストの充実度が異なりますか（リストが不十分な分野がありますか。）
- ファストトラック制度は、出願人に対して、指定商品・役務を「Harmonized Database」から選択しようという動機付けを与えていると思いますか。
- ファストトラック制度を利用するためには、「Harmonized Database」を利用することのほかに、様々な要件があります（出願時に料金全額を納付など)。これらの要件は、クライアント及び代理人にとってどの程度の負担になりますか。

④ その他

- 現行のファストトラック制度について、改善してほしい点があれば教えて下さい。

- ファストトラック制度を利用する場合と利用しない場合で、弁理士費用に違いはありますか。もし料金差を設けている場合、可能な範囲でその具体的理由も教えて下さい。
- 米国では、出願人が所定のリスト（「Harmonized Database」のようなもの）に含まれる商品・役務のみを指定した場合に出願料金が減額になる制度（TEAS Plus)があります。EUIPO にもそのような制度があったほうが良いと思いますか。
- また、日本にもそのような制度（米国の「TEAS Plus」のような制度）があったほうが良いと思いますか。

（３） 審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① ツールの確認

- EUIPO には３種類のオンライン出願システムがありますが、利用したことがあるシステムとその感想を教えて下さい。
- 「Five Step Form」、「Advanced Form」はいつ導入されたのですか。それぞれの導入時期を教えて下さい。
- 「Easy Filing Form」、「Five Step Form」、「Advanced Form」をどのように使い分けていますか。
- 上述した３つのシステムのうち、普段はどのシステムを利用して出願していますか。その理由も教えて下さい。
- 「Easy Filing Form」を利用した場合に商品役務を選択するリストは、ファストトラック制度の際に利用する「Harmonized Database」と同じものですか。
- 実際の出願画面を見せて下さい。
- 特に、商品・役務を入力する際の機能（リストから選択、キーワード検索、入力支援など）があれば詳しく教えて下さい。
- 先願商標の検索結果を自動的に表示する機能は、どの Form に組み込まれていますか。また、ユーザーから見てこの機能がどの程度役に立っているか教えて下さい。
- 「Easy Filing Form」のヴァーチャルアシスタントの使い方、画面を見せて下さい。

② 紙出願

- 今でも紙出願が必要な時はありますか。それはどのような場合ですか。

③ 審査効率化・ユーザー出願支援関係

- オンライン出願システムで、拒絶理由の減少に役立つ機能があれば教えて下さい。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよい機能は何ですか。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよくない機能は何ですか。
- EUIPO のチュートリアルサイトを使用したことがありますか。拒絶理由がかからない出願を促進する観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。

  出願チェックリスト: https://euipo.europa.eu/ohimportal/checklist
- クライアントの中に、EUIPO の中小企業支援サービスを利用した人はいますか。拒絶理由のかからない出願を促進する観点から、使いやすさや実際の出願にどの程度役に立つか、聞いたことがある範囲で教えて下さい。

  中小企業向け支援: https://euipo.europa.eu/ohimportal/online-services/sme-fund
- Goods and Service builder を使ったことはありますか。拒絶理由のかからない出願を促進する観点から、使いやすさや実際の出願にどの程度役に立つか教えて下さい。

  URL: https://euipo.europa.eu/ohimportal/gsbuilder
- オンライン出願ツールに関して、拒絶率を減少させるために、欲しい機能があれば教えて下さい。
- その他オンライン出願システムや拒絶理由のかからない出願の促進（＝審査の効率化にも寄与）についてご意見があればお聞かせください。

欧州

質問項目（英文）

1. Introduction

- According to EUIPO(OHIM) 2013 Annual Report (P.32) the average first office action pendency of trademark applications was 6 months in 2010, and it reduced to 3.5 months in 2013.
- What kind of factors (e.g., tools, government policies) contributed to the reduction of first office action pendency?
- According to EUIPO(OHIM) 2008 Annual Report (P.17) the percentage of electronic filing was 20 % in 2004, and it rapidly increased to 80 % in 2008. According to EUIPO 2020 Annual Report (Appendix 1), at present approximately 100% of trademark applications are filed electronically.
- What kind of factors (e.g., tools, government policies) contributed to the increase of e-filing rate?
- In EUIPO, what percentage of trademark applications are filed through agents?
- In EUIPO, what percentage of trademark applications are registered? What percentage of trademark application are rejected?

2. Itemized Questions

(1) Designation of goods and services

(i) "Fast Track" of EU trademark application

- Please indicate the statutory provisions (i.e., law and regulations) which stipulate "Fast Track" of EU trademark application.
- Before the introduction of "Fast Track" in 2014, did users have needs for introduction of such system?
- How did users and agents designate goods or services before the introduction of "Fast Track"? Did they select goods or services from the "Harmonized Database" (or other list), or did they state goods or services freely?
- How does EUIPO determine which goods and services are included in the "Harmonized Database"?

- How frequently is the "Harmonized Database" renewed or revised by EUIPO?
- If there are any aspects of "Harmonized Database" that you wish to have improved, please tell us.
- Does a combined trademark (i.e., combination of word and figure, combination of word and shape) meet the conditions of "Fast Track"? (Are combined trademarks accepted as Fast Track application?)

(ii) The effect of the introduction of "Fast Track"

- Did your firm start using "Fast Track" immediately after its introduction in 2014?
- Has your firm used "Fast Track" more frequently or less frequently in recent years?
- Did the introduction of "Fast Track" increase the opportunities to designate the goods and services that were included in the "Harmonized Database"?
- Do you feel that the applications are less likely to be refused (i.e., the chance of registration increases) when you use "Fast Track"?
- Do you feel that the number of applications increased by the introduction of "Fast Track"?
- How much the first action pendency and the total pendency could be reduced by using "Fast Track"?
- What benefits and detriments do you find in using "Fast Track" (from user's perspective)?

(iii) User's reputation

- In what kinds of cases do you use "Fast Track" application? In what kinds of cases do you not use it? Please also provide the percentage of use for "Fast Track".
- In general, which system do you recommend to your clients, "Fast Track" application or non "Fast Track" application?
- Does the "Harmonized Database" cover the goods and services which your clients want to designate? Is the sufficiency of goods and services on "Harmonized Database" different from each trademark class? (e.g., Are there any classes where the list is insufficient?)
- Does the "Fast Track" system in EUIPO provide motivation (or an incentive) for clients to designate goods or services that are included in "Harmonized Database"?
- In addition to the designation of goods and services, there are various requirements for "Fast Track" application (e.g., full payment at the time of filing etc.). How much burden could those requirements put on clients and agents?

(iv) Miscellaneous

- If there are any aspects of "Fast Track" system that you wish to have improved, please tell us.
- Does your firm charge different amounts of agent fees between "Fast Track" filing and non "Fast Track" filing? If so, please provide a specific reason to the extent possible.
- In USPTO, if the applicant designates only the goods or services that are included in the official list ("ID Manual"), the application fee is reduced (“TEAS Plus”). Do you think EUIPO should introduce such discount system?
- Do you think Japan also should introduce such discount system (i.e., "TEAS Plus" in USPTO)?

(2) Electronic filing support tools for users

(i) Application tools

- To our knowledge, EUIPO provides 3 types of online application forms (i.e., Easy Filing Form, Five Step Form, Advanced Form). Which form have you used? How did you feel about using it?
- When were "Five Step Form" and "Advanced Form" introduced? （To our knowledge, "Easy Filing Form" was introduced in January 2021. However, we have no information on when "Five Step Form" and "Advanced Form" were introduced.)
- In what kinds of cases do you use "Easy Step Form"? In what kinds of cases do you use "Five Step Form"? How about "Advanced Form"?
- In these 3 forms, which one would you normally use? Then, please provide the reason.
- When using "Easy Filing Form", do you need to select the goods and services from the "Harmonized Database"? Is this database the same database used in "Fast Track" application?
- Please provide us with the images of the actual filing screen of "Easy Filing Form", "Five Step Form" and "Advanced Form".
- If any functions are available for inputting goods or services (e.g., selection from "Harmonized Database", keyword search, or input support), please explain in detail.
- In these 3 forms, which one has a function that automatically displays the search results of prior registered trademarks?
- To what extent is that function useful from a user's viewpoint?"

- Please let us know how to use the virtual assistant "Camila" in Easy Filing Form. Please provide us the sample images.

(ii) Paper filing

- Are paper filings of trademark application still required in some cases? If so, in what kinds of cases?

(iii) Streamline of Trademark examination / Support for users' applications

- If any functions of EUIPO's filing forms are useful for reducing the refusal rate, please tell us.
- Which functions of EUIPO's filing forms have a good reputation by users?
- Which functions of EUIPO's filing forms have a bad reputation by users?
- Have you ever used the Tutorial on EUIPO website at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: https://euipo.europa.eu/ohimportal/checklist
- Have any of your clients applied for ""SME fund"" services? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: https://euipo.europa.eu/ohimportal/online-services/sme-fund
- Have you ever used the "Goods and Services Builder" at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: https://euipo.europa.eu/ohimportal/gsbuilder
- Please let us know if there are any functions you need on the electronic filing tool for reducing the refusal rate.
- Please tell us your opinions about electronic filing tools and the promotion of the filing of applications without grounds for refusal (which also contributes to the efficiency of the examination).

（３）中国

質問項目（和文）

１．総論

- 中国では、現在、商標出願のファーストアクション期間はどの程度ですか。
- 中国では、現在、商標出願の最終処分までの期間はどの程度ですか。
- 中国では、代理人による商標出願の割合はどの程度ですか。
- 中国での商標の登録率、拒絶率はどの程度ですか。
- 中国商標局は審査期間を「4 か月」まで短縮するという目標を立てているそうですが、それを達成するために現在具体的にどのような政策が取られていますか。
  参考 URL: http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/14/content_5468803.htm
- 私たちの調査によれば、中国では、商品・役務を所定のリストやデータベースから指定した場合に、審査が早くなる制度（例：EUIPO のファストトラック制度）や、出願手数料が減額される制度（例：USPTO の「TEAS Plus」）はないと理解していますが、その理解は正しいですか。

２．各論

（１） 指定商品・役務に関する料金等施策

① 商品・役務の指定について

- 中国では、商品・役務を指定する際、商標局が提供している「商品・服務項目（商品/服务项目）」リスト（事前承認リスト）から選択しなければならないのですか。それとも、出願人が自由に記載することができますか。
  参考 URL: http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/txnT01.do
- もし、商品・役務を「商品・服務項目」リストから選択しなければならない場合、その根拠となる法令や規則（条文番号）を教えて下さい。
- もし、商品・役務を出願人が自由に記載することができる場合、どのような場合に「商品・役務項目」リストから選択しますか。どのような場合に自由に記載しますか。両者の比率を教えて下さい。
- 「商品・役務項目」リストの商品・役務のみを指定すると、拒絶理由を受けにくくなる（登録されやすくなる）と感じますか。

- 中国商標局は、「商品・服務項目」リストに掲載される商品・役務をどのようにして決定しますか。
- 「商品・服務項目」リストはどのような頻度で更新・改訂されていますか。
- 「商品・服務項目」リストは、出願人が指定したい商品・役務を十分にカバーしていますか。分野によってリストの充実度が異なりますか（リストが不十分な分野がありますか。）
- 「商品・服務項目」リストについて改善してほしい点があれば教えて下さい。
- 米国には、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると出願料金が減額される制度」（TEAS Plus）があります。中国商標局もそのような制度を導入したほうが良いと思いますか。
- 日本には、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると出願料金が減額される制度」がありません。日本特許庁もそのような制度を導入したほうが良いと思いますか。
- 日本や欧州では、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると審査が早く行われる制度」（ファストトラック審査)があります。中国商標局もそのような制度を導入したほうが良いと思いますか。
- 貴所では、商品・役務を「商品・服務項目」リストから選ぶ場合と、自由に記載する場合とで、代理人費用に違いがありますか。もし料金差を設けている場合は、可能な範囲でその具体的理由も教えて下さい。

② 指定商品・役務の個数と料金

- 中国では、指定商品・役務が 10 を超えると料金が加算されます。これは、いつから導入された制度ですか。導入された目的も教えて下さい。
- この制度（指定商品・役務の数が 10 を超えると料金が加算される制度）の根拠となる法令・規則を教えてください。
- この制度の導入前に、ユーザー側からこの制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
- 指定商品の数はどのようにして（どのように区切って）数えるのですか。
- ユーザーは、出願する際、指定商品の数を少なくするための工夫を行っていますか。
- この制度（指定商品・役務の数が 10 を超えると料金が加算される制度）について、ユーザーから見た良い点、悪い点を教えて下さい。

（２） 審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① ツールについて

- 貴所では、どのような（商標局の）オンライン出願ツールを利用して商標を出願していますか。
- 現在使用している出願ツールが導入された時期を教えて下さい。
- 実際の出願画面を見せて下さい。特に、商品・役務を入力する際の機能（リストから選択、キーワード検索、入力支援など）があれば詳しく教えて下さい。
- 商標局の出願ツールには、先願商標の検索結果を自動的に表示する機能（EUIPOの「Easy Filing Form」で提供されているような機能）はありますか。もしあれば、ユーザーからみてどの程度役に立つか教えて下さい。

② 紙出願について

- 今でも紙出願が必要な時はありますか。それはどのような場合ですか。

③ 審査効率化・ユーザー出願支援関係

- オンライン出願システムで、拒絶理由の減少に役立つ機能があれば教えて下さい。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよい機能は何ですか。
-
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよくない機能は何ですか。
- 商標局の出願支援サイトを使用したことがありますか。拒絶理由がかからない出願を促進する観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。

  参考 URL: http://sbj.cnipa.gov.cn/sbsq/sqzn/

  参考 URL: http://wssq.sbj.cnipa.gov.cn:9080/tmsve/tmoas/wssqsy/help/m88.html
- 商標局の検索システムを使用したことがありますか。拒絶理由がかからない出願を促進する観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。

  商品役務検索 URL: http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/txnT01.do

- オンライン出願ツールに関して、拒絶率を減少させるために、欲しい機能があれば教えて下さい。
- その他、オンライン出願システムや拒絶理由のかからない出願の促進（＝審査の効率化にも寄与）についてご意見があればお聞かせください。

（4）韓国

質問項目（和文）

（1） 指定商品・役務に関する料金等施策

① 「商品告示」（事前承認リスト）に含まれている商品・役務のみを指定すると料金が安くなる制度について

- 韓国では、KIPO が提供する「商品告示リスト」（事前承認リスト）に掲載されている商品・役務のみを指定すると、出願料金が KRW56,000 に減額されます。この減額制度は、いつ、どのような目的で導入されたのですか。
- 上記の減額制度の根拠となる条文・規定を教えて下さい。
- 上記の減額制度が導入される前、ユーザー側から、このような制度を導入してほしいという要望はありましたか。
- 上記の減額制度が導入される以前は、どのようにして商品・役務を記載していましたか。KIPO がリストを提供していたのですか。それとも、出願人が自由に記載していたのですか。
- 貴所では、上記の減額制度が導入された直後から、減額制度を利用していますか。
- KIPO は、「商品告示」に掲載されている商品・役務をどのようにして決定しているのですか。
- 「商品告示」リストはどのような頻度で更新されているのですか。

② 減額制度の導入による効果について

- 貴所では、「商品告示」リストに含まれている商品・役務のみを指定すると減額になる制度（以下、「減額制度」といいます。）が導入された直後から、この制度を利用していますか。
- 減額制度が導入されて以来、商品・役務を「商品告示」リストから選択する機会が増えましたか。
- 貴所では、近年、上記の減額制度を利用する機会は、増えていますか、それとも減っていますか。
- 「商品告示」リストに含まれている商品・役務のみを指定した場合、拒絶理由を受けにくくなる（商標登録されやすくなる）と感じますか。
- 上記減額制度の導入によって、出願数が増加したと思いますか。

・ ユーザーにとって、商品・役務を「商品告示」リストから指定する場合の良い点・悪い点を教えて下さい。

③ ユーザー視点での評価

・ 商品・役務を「商品告示」リストから指定するのはどんな場合ですか。商品・役務を自由に記載するのはどんな場合ですか。両者の比率も教えて下さい。
・ 代理人として、商品・役務を「商品告示」リストから指定することを推奨していますか。
・ 「商品告示」リストは、出願人が指定したい商品・役務を十分にカバーしていますか。分野によって、リストの充実度に違いがありますか。（例えば、リストが不十分な分類がありますか。）
・ 韓国では、商品・役務を「商品告示」リストから指定すると、出願料金がKRW6,000安くなります。このことは、出願人に、商品・役務を「商品告示」リストから選ぼうという動機付け（インセンティブ）を与えていますか。
・ 「商品告示」リストについて、改善すべき点があれば教えて下さい。

④ 指定商品・役務の個数と出願料金の加算について

・ 韓国では、１区分内の指定商品・役務が２０を超えると出願料金が加算されます。これは、いつから導入された制度ですか。導入された目的も教えて下さい。
・ 上記の料金加算制度の根拠となる法令・規則を教えてください。
・ 上記の料金加算制度の導入前に、ユーザー側からこの制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
・ 指定商品の数はどのようにして（どのように区切って）数えるのですか。
・ ユーザーは、出願する際、指定商品の数を少なくするための工夫を行っていますか。
・ 上記の料金加算制度について、ユーザーから見た良い点、悪い点を教えて下さい。

⑤ その他

・ 日本には、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると出願料金が減額される制度」がありません。日本特許庁も、そのような制度を導入したほうが良いと思いますか。

- 日本や欧州では、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると審査が早く行われる制度」（ファストトラック審査)があります。KIPO もそのような制度を導入したほうが良いと思いますか。
- 貴所では、商品・役務を「商品告示」リストから指定する場合と、自由に記載する場合とで、代理人費用に違いがありますか。もし料金差を設けている場合は、可能な範囲でその具体的理由を教えて下さい。

⑥　優先審査制度について

- 韓国で 2009 年４月に導入された（商標の）「優先審査制度」について、導入された目的を教えて下さい。
- 優先審査制度の根拠となる法令・規定を教えて下さい。
- 優先審査制度が導入される前に、ユーザーから、このような制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
- 貴所では、2009 年の優先審査制度の導入直後から、優先審査制度を利用していますか。
- 韓国で商標の優先審査制度を利用するための条件を教えて下さい。
- ユーザーは、どのような場合に優先審査制度を利用しますか。2015 年の KIPO 年報によれば、優先審査の割合は２％だそうですが、なぜそれほど少ないのですか。
  参考 URL: https://kipo.go.kr/upload/en/download/annualreport_2015_06.pdf（p.27)
- 優先審査制度について、良い点、悪い点（改善すべき点）があれば教えて下さい。

（２）　審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

①　使用ツールについて

- 貴所では、どのようなオンライン出願ツールを利用して商標を出願していますか。
- 現在使用している出願ツールが導入された時期を教えて下さい。
- 実際の出願画面を見せて下さい。特に、商品・役務を入力する際の機能（リストから選択、キーワード検索、入力支援など）があれば詳しく教えて下さい。
- 商標局の出願ツールには、先願商標の検索結果を自動的に表示する機能（EUIPO の「Easy Filing Form」で提供されているような機能）はありますか。もしあれば、ユーザーからみてどの程度役に立つか教えて下さい。

②　紙出願について

・ 今でも紙出願が必要な時はありますか。それはどのような場合ですか。

③ 審査効率化・ユーザー出願支援関係

・ オンライン出願システムで、拒絶理由の減少に役立つ機能があれば教えて下さい。
・ オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよい機能は何ですか。
・ オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよくない機能は何ですか。
・ KIPO の出願支援サイト（特許路）を使用したことがありますか。拒絶理由がかからない出願を促進する観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。
参考 URL: https://www.patent.go.kr/smart/jsp/ka/menu/fee/main/FeeMain01.do
・ オンライン出願ツールに関して、拒絶率を減少させるために、欲しい機能があれば教えて下さい。
・ その他オンライン出願システムや拒絶理由のかからない出願の促進（＝審査の効率化にも寄与）についてご意見があればお聞かせください。

（5）英国

質問項目（和文）

1．総論

- UKIPO における 2000 年から 2020 年までの商標出願件数と商標登録件数のデータを教えて下さい。
- 現在の UKIPO における商標の FA 期間を教えて下さい。
- 現在の UKIPO における商標の最終処分までの期間を教えて下さい。
- UKIPO では、代理人による商標出願の割合はどの程度ですか。
- UKIPO では、オンラインによる商標出願の割合はどの程度ですか。
- UKIPO では、商標の登録率、拒絶率はどの程度ですか。
- 現在、UKIPO には、所定のリストに掲載された商品・役務のみを指定すると審査が早く行われる制度（EUIPO のファストトラックのような制度）や料金が減額になる制度（米国の「TEAS Plus」のような制度）はないと理解していますが、正しいですか。
- UKIPO では、ファストトラック制度が過去に導入されていたことはありますか。どのような場合にファストトラックの対象になりましたか。
- UKIPO では、今後、ファストトラック制度が導入される予定はありますか。

2．各論

（1） 商品・役務の指定について

① 商品・役務のリストについて

- UKIPO では、指定商品・役務のリストやデータベースをどのような形でユーザーに提供していますか。実際に使用しているデータベース・リストを教えて下さい。
- UK では、商品・役務を指定する際、決められたリストやデータベースから選択しなければならないのですか、それとも自由に記載することができますか。
- （決まったリストやデータベースから選択しなければならない場合）その根拠となる条文・法令を教えて下さい。

- （自由な記載ができる場合）商品・役務をリストやデータベースから選択するのはどんな場合ですか。自由に記載するのはどんな場合ですか。これらの比率も教えて下さい。
- （UKIPO が上記のリストやデータベースを提供している場合)、UKIPO は、そこに掲載する商品・役務をどのように決定しているのですか。
- （UKIPO が上記のリストやデータベースを提供している場合)、その内容（商品・役務）は、どのような頻度で更新・改訂されますか。

② ユーザー視点での評価

- 商品・役務のリストやデータベースは、出願人が指定したい商品・役務を十分にカバーしていますか。分野によってリストの充実度が異なりますか（リストが不十分な分野がありますか。）
- 商品・役務のリストやデータベースに載っている商品・役務のみを指定すると、拒絶理由を受けにくくなる（登録されやすくなる）と感じますか。
- 指定商品・役務のリストやデータベースについて改善すべき点があれば教えて下さい。

③ その他

- 米国では、特許庁が提供するリストに掲載されている商品・役務のみを指定すると出願料金が減額になる制度（TEAS　Plus）があります。英国にもそのような制度があったほうが良いと思いますか。
- 日本には、特許庁が提供するリストに掲載されている商品・役務のみを指定すると出願料金が減額になる制度がありません。日本にもこのような制度があったほうが良いと思いますか。
- 日本や欧州では、特許庁が提供するリストに掲載されている商品・役務のみを指定すると審査が早くなる制度（ファストトラック制度）があります。英国にもそのような制度があったほうが良いと思いますか。
- 貴所では、商品役務をリストから選ぶか、任意に記載するかによって、代理人費用に違いがありますか。もし料金差を設けている場合、可能な範囲でその具体的理由も教えて下さい。

④ 「Right Start Examination Service」について

・ 英国では、2009 年 10 月 1 日に「Right Start Examination」というサービス（以下「RSE サービス」）が導入されたそうですが、導入の目的を教えて下さい。
URL:
https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20140603121600/http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20091001.htm
・ この制度の根拠となる条文・規定を教えて下さい。
・ 導入前、ユーザー側からこのような制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
・ 貴所では、導入された直後から「RSE サービス」を利用していますか。どのような場合に利用するのですか。
・ 「RSE サービス」を利用した場合、審査官からどの程度具体的なアドバイスがもらえるのですか。通常のオフィスアクションと同程度に信頼できる内容ですか。
・ 「RSE サービス」を利用するとユーザーにとってどんなメリットがありますか。
・ 「RSE サービス」について改善すべき点があれば教えて下さい。
・ 日本にも「RSE サービス」があった方がよいと思いますか。

（２）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① ツールの確認

・ どのようなツールを利用して商標を出願していますか。
・ 現在使用しているツールが導入された時期を教えて下さい。
・ 実際の出願画面を見せて下さい。
・ 特に、商品・役務を入力する際の機能（リストから選択、キーワード検索、入力支援など）があれば詳しく教えて下さい。"
・ 先願商標の検索結果を自動的に表示する機能（EUIPO の「Easy Filing Form」で提供されているような機能）はありますか。（UKIPO の「Pre-application service」にそのような機能があると聞いています。）その機能がどの程度役に立つかも教えて下さい。

② 紙出願について

・ 今でも紙出願が必要な時はありますか。それはどのような場合ですか。

③ 審査効率化・ユーザー出願支援関係

- オンライン出願システムで、拒絶理由の減少に役立つ機能があれば教えて下さい。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよい機能は何ですか。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよくない機能は何ですか。
- 英国では 2020 年から、出願ツールの中に AI を利用した先願商標の自動検索機能や料金計算機能等が加わりました（pre-apply service）。拒絶理由がかからない出願を促進する観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。
  URL: https://www.gov.uk/government/news/ipo-launches-trade-mark-pre-apply-service

- UKIPO の出願支援サイトについて、拒絶理由がかからない出願を促進する観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。
  URL: https://www.gov.uk/how-to-register-a-trade-mark

- その他オンライン出願システムや拒絶理由のかからない出願の促進（＝審査の効率化にも寄与）についてご意見があればお聞かせください。

英国

質問項目（英文）

1. Introduction

- Please provide the number of trademark filings and trademark registrations each year, from 2000 to 2020. (We could not find the data in UKIPO's annual reports)
- In UK, how long does it take from filing a trademark application to receive the first office action? (i.e., First Office Action Pendency)
- In UK, how long does it take from filing a trademark application to receive notice of registration? (i.e., Total Pendency)
- In UK, what percentage of trademark applications are filed through agents?
- In UK, what percentage of trademark applications are filed electronically? (i.e., percentage of e-filing)
- In UKIPO, what percentage of trademark applications are registered? What percentage of trademark application are rejected?
- To our knowledge, UKIPO does not currently provide the following services, is that correct?
  (i) when designating only the goods or services included in a prescribed list, the start of the examination is expedited (i.e., "Fast Track" in EUIPO), and (ii) when designating only the goods and services included in a prescribed list, the application fee is discounted (i.e., "TEAS Plus" in USPTO)
- Has UKIPO previously offered Fast Track Examination services before? If so, what were the conditions for using the service?
  Is UKIPO thinking of introducing Fast Track Examination services in the future?

2. Itemized Questions

(1) Designating of goods and services

(i) A goods and services list/database

- Does UKIPO provide any lists or databases of goods and service for users? Please show us the list/database that you are using in practice.
- In UK, when designating the goods and services, do applicants need to select them from a prescribed list or database? Or is it possible to state goods or services freely?

- If applicants need to designate the goods and services from a prescribed list or database, please indicate the statutory provisions (i.e., law and regulations) in this regard.
- If it is possible to state the goods and services state freely, in what kinds of cases do you designate goods or services from the prescribed list or database? In what kinds of cases do you state goods or services freely? Please also tell us the ratio between the use of these two options.
- If UKIPO prescribes the list or database, how does UKIPO determine which goods and services are included in it?
- If UKIPO prescribes the list or database, how frequently is the prescribed list renewed or revised?

(ii) User's reputation

- Does the list or database cover the goods and services which your clients want to designate? Is the sufficiency of goods and services on the list or database different from each trademark class? (e.g., Are there any classes where the list is insufficient?)
- Do you feel that the applications are less likely to be refused (i.e., the chance of registration increases) when you designate only the goods and services that are included in the prescribed list or database?
- If there are any aspects of the prescribed list or database that you wish to have improved, please tell us.

(iii) Miscellaneous

- In USPTO, when designating only the goods or services that are included in the official prescribed list, the application fee is reduced (i.e., "TEAS Plus" application). Do you think UKIPO should introduce such discount system?
- Japan does not have a system that provides a discount on the application fee if the applicant designates only the goods or services that are included in a prescribed list. Do you think JPO should also introduce such discount system?
- In Japan and EU, when designating only the goods or services included in a prescribed list, the start of the examination is expedited (i.e., "Fast Track"). Do you think UKIPO should also introduce such service?

- Does your firm charge different amounts of agent fees between designating the goods and services from the prescribed list or stating them freely? If so, please provide a specific reason to the extent possible.

(iv) Right Start Examination Service

- To our knowledge, UKIPO introduced "Right Start Examination" (RSE) service as of October 1, 2009. For what purpose was this service introduced?
  URL:https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20140603121600/http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20091001.htm
- Please indicate the statutory provisions (i.e., law and regulations) regarding RSE service.
- Before the introduction of RSE service, did users have needs for introduction of such system?
- Did your firm start using RSE service immediately after its introduction in 2009? In what kind of cases do you use this service?
- When using RSE service, how specific advice does the UKIPO examiner provide? Is that advice as reliable as normal office actions?
- What are the benefit of using RSE service from user's viewpoint?
- If there are any aspects of RSE service that you wish to have improved, please tell us.
- Do you think Japan Patent Office should also introduce RSE service?

(2) Electronic filing support tools for users

(i) Application tools

- In your practice, what kind of online tools do you use when filing a trademark application?
- When was that tool introduced?
- Please provide us with the images of the actual filing screen. If any functions are available for inputting goods or services (e.g., selection from the prescribed list, keyword search, or input support), please explain in detail.
- Does your filing tool have a function that automatically displays the search results of prior registered trademarks? (We understand that UKIPO pre-application service includes such function, is this correct?)
  If so, to what extent is that function useful from a user's viewpoint?

(ii) paper filing

- Are paper filings of trademark application still required in some cases? If so, in what kinds of cases?
-

(iii) Streamline of Trademark examination / Support for users' application

- If any functions of UKIPO's filing forms are useful for reducing the refusal rate, please tell us.
- Which functions of UKIPO's fling forms have a good reputation by users?
- Which functions of UKIPO's filing forms have a bad reputation by users?
- In 2020, UKIPO launched a ""pre-application services with AI"" which provides useful functions such as searching prior registered trademarks, calculation of application fees etc. Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: https://www.gov.uk/government/news/ipo-launches-trade-mark-pre-apply-service
- Have you ever used the online assist tools on UKIPO website at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: https://www.gov.uk/how-to-register-a-trade-mark
- Please let us know if there are any functions you need on the electronic filing tool for reducing the refusal rate.
- Please tell us your opinions about electronic filing tools and the promotion of the filing of applications without grounds for refusal (which also contributes to the efficiency of the examination).

（6）オーストラリア

質問項目（和文）

1．総論

- オーストラリアでは、現在、商標出願の FA 期間はどの程度ですか。
- オーストラリアでは、現在、商標出願の最終処分までの期間はどの程度ですか。
- IP オーストラリアでは、代理人による商標出願の割合はどの程度ですか。
- IP オーストラリアでは、商標の登録率はどの程度ですか。
- オーストラリアでの「シリーズ商標出願」とはどのような出願ですか。「シリーズ商標出願」の定義や要件に関する法令・規則を教えて下さい。

2．各論

（1）指定商品・役務に関する料金等施策

① 減額制度

- オーストラリアでは、「pick list」に掲載されている商品・役務のみを指定すると、出願料金が減額になります。この減額制度は、いつ、どのような目的で導入されたのか教えて下さい。
- 上記の減額制度の根拠となる条文を教えて下さい。
- 上記の減額制度が導入される前に、ユーザー側からこのような制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
- 上記の減額制度が導入される前は、商品・役務をどのようにして指定していましたか。何らかのリストから選択していたのですか、それとも自由に記載していましたか。
- IP オーストラリアは、「pick list」に掲載される商品・役務をどのようにして決定していますか。
- 「pick list」はどのような頻度で更新・改訂されますか。
- 「pick list」について改善してほしい点があれば教えて下さい。

② 減額制度の導入による効果

- 貴所では、近年、「pick list」に載っている商品・役務を指定する機会は、増えていますか、減っていますか。
- この制度が導入されてから、「pick list」に掲載されている商品・役務のみを指定することが増えましたか。
- 「pick list」の商品・役務を指定した場合、拒絶理由を受けにくくなると感じますか（登録される可能性が高まりますか)。
- 上記の減額制度の導入によって、出願が増加したと思いますか。
- ユーザーにとって、「pick list」を利用する場合の良い点と悪い点を教えて下さい。

③　ユーザー視点での評価

- 商品・役務を「pick list」から選択するのはどのような場合ですか。また、自由に記載するのはどのような場合ですか。その比率も教えて下さい。
- 一般に、代理人として、出願人には「pick list」の利用を推奨していますか。
- 「pick list」は、出願人が指定したい商品・役務を十分にカバーしていますか。分野によって、リストの充実度に違いがありますか（例えば、リストが不十分な分野がありますか。）
- 2021 年 11 月現在、「pick list」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合は、出願料金が 150 オーストラリア・ドル安くなります。この料金差は、クライアントに対して、「pick list」に載っている商品・役務を選択しようという動機づけ（インセンティブ）になっていますか。

④　その他

- 「pick list」について、改善してほしい点があれば教えて下さい。
- 日本には、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると出願料金が減額される制度」がありません。日本特許庁もそのような制度を導入したほうが良いと思いますか。
- 日本や欧州には、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると審査が早く行われる制度」（ファストトラック審査)があります。オーストラリアもそのような制度を導入したほうが良いと思いますか。
- 貴所では、商品役務を「pick list」から選ぶかどうかで、代理人費用に違いがありますか。もし料金差を設けている場合、可能な範囲でその具体的理由も教えて下さい。

⑤　「TM Headstart」 について

- 「TM Headstart」が導入された時期と、導入された目的を教えて下さい。
- 「TM Headstart」の根拠となる法令・規定を教えて下さい。
- 導入前、ユーザー側からこのような制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
- 貴所では、「TM Headstart」を導入された直後から利用していますか。どのような場合に利用するのですか。
- 「TM Headstart」を利用した場合、審査官からどの程度具体的なアドバイスを受けられるのですか。通常のオフィスアクションと同じように信頼できる内容ですか。
- ユーザーにとって、「TM Headstart」を利用することについての、良い点・悪い点を教えて下さい。
- 「TM Headstart」について改善すべき点があれば教えて下さい。
- 日本にも「TM Headstart」のような仕組みがあった方がよいと思いますか。

（２）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

①　ツールの確認

- オーストラリアでは、以下の２種類のオンライン出願システムがありますが、通常どちらを使用していますか。それぞれのツールの特徴を教えて下さい。

  Online Services :　https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services

  Trademark Assist :　https://trademarks.business.gov.au/assist/welcome
- それぞれのツールが導入された時期を教えて下さい。
- 実際の出願画面を見せて下さい。
- 特に、商品・役務を入力する際の機能（リストから選択、キーワード検索、入力支援など）があれば詳しく教えて下さい。"
- 出願ツールには、先願商標の検索結果を自動的に表示する機能（EUIPO の「Easy Filing Form」で提供されているような機能）はありますか。もしあれば、ユーザーからみてどの程度役に立つか教えて下さい。

②　紙出願について

- オーストラリアでは、商標出願はオンラインで行うことが義務となっていますか。その根拠となる法律等があれば教えて下さい。
- 今でも紙出願が認められるケースはありますか。それはどんな場合ですか。

③　審査効率化・ユーザー出願支援関係

- オンライン出願システムにおいて、拒絶理由の減少に役立つ機能があれば教えて下さい。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよい機能は何ですか。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよくない機能は何ですか。
- IP オーストラリアのチュートリアルサイトを使用したことがありますか。拒絶理由がかからない出願を促進する観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。

  チュートリアル: https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks
- 「Trademark Assist」を使用したことがある場合は、ユーザーから見た評価、良い点、悪い点等について教えて下さい。
- バーチャルアシスタントの Alex を利用したことはありますか。利用する場面や利用した感想を教えて下さい。

  Alex: https://www.ipaustralia.gov.au/beta/virtual-assistant
- オンライン出願ツールに関して、拒絶率を減少させるために、欲しい機能があれば教えて下さい。
- その他オンライン出願システムや拒絶理由のかからない出願の促進（＝審査の効率化にも寄与）についてご意見があればお聞かせください。

オーストラリア

質問項目（英文）

1. Introduction

- In Australia, how long does it take from filing a trademark application to receive the first office action? (i.e., First Office Action Pendency)
- In Australia, how long does it take from filing a trademark application to receive notice of registration? (i.e., Total Pendency)
- In Australia, what percentage of trademark applications are filed through agents?
- In Australia, what percentage of trademark applications are registered? What percentage of trademark application are rejected?
- What kind of trademark application is a "series application"? Please provide the relevant laws and regulations that stipulate "series application"(its definition, scope and requirements).

2. Itemized Questions

(1) Fee structure regarding designated goods and services

(i) Discount service regarding designation of goods and services

- In Australia, when the applicant designates only the goods and services that are included in the "pick list", the application fee is discounted. When, and for what purpose was this discount system introduced?
- Please indicate the statutory provisions (i.e., laws and regulations) which stipulate the above-mentioned discount system.
- Before the introduction of the above-mentioned discount system, did users have needs for introduction of such system?
- How did users and agents designate goods or services before the introduction of the above-mentioned discount system? Did they select goods or services from "pick list"(or other list), or did they state goods or services freely?
- How does IP Australia determine which goods and services are included in the "pick list"?
- How frequently is the "pick list" renewed or revised by IP Australia?
- If there are any aspects of "pick list" that you wish to have improved, please tell us.

(ii) The effect of the introduction of the discount system

- Has your firm designated only the goods and services on the "pick list" more frequently or less frequently in recent years?
- Did the launch of the above-mentioned discount system increase the opportunity to designate goods and services that are included in the "pick list"?
- Do you feel that the applications are less likely to be refused (i.e., the chance of registration increases) when you designate the goods and services that are included in the "pick list"?
- Do you think the number of trademark applications has been increased since the introduction of the above-mentioned discount system?
- What benefits and detriments do you find in using the "pick list"?

(iii) User's reputation

- In what kinds of cases do you designate goods or services from the "pick list"? In what kinds of cases do you state goods or services freely? Please also tell us the ratio between the use of these two options.
- In general, do you recommend your clients to designate the goods and services from the "pick list"?
- Does the "pick list" cover the goods and services which your clients want to designate? Is the sufficiency of goods and services on the "pre-approved list" different from each trademark class? (e.g., Are there any classes where the list is insufficient ?)
- As of November 2021, when an applicant designates only the goods and services that are included in the "pick list", the application fee is reduced by A$150. Does this price difference provide motivation (or an incentive) for clients to designate goods or services that are included in the "pick list"?

(iv) Miscellaneous

- If there are any aspects of the "pick list" that you wish to have improved, please tell us.
- Japan does not have a system that provides a discount on the application fee if the applicant designates only the goods or services that are included in the official list/database. Do you think Japan Patent Office should also introduce such discount system?

- In Japan and EU, when the applicant designates only the goods or services included in a prescribed list, the start of the examination is expedited (i.e., "Fast Track"). Do you think IP Australia should also introduce such service?
- Does your firm charge different amounts of agent fees between designating the goods and services from the "pick list" or stating them freely? If so, please provide a specific reason to the extent possible.

(v) TM Headstart Service

- When, and for what purpose was "TM Headstart Service" was introduced?
- Please indicate the statutory provisions (i.e., laws and regulations) which stipulate "TM Headstart Service"?
- Before the introduction of "TM Headstart Service", did users have needs for introduction of such system?
- Did your firm start using "TM Headstart Service" service immediately after its introduction?
- When using "TM Headstart Service", how specific advice does the IP Australia examiner provide? Is it as reliable as normal office actions?
- What benefits and detriments do you find in using "TM Headstart Service" (from user's perspective)?
- If there are any aspects of "TM Headstart Service" that you wish to have improved, please tell us.
- Do you think Japan Patent Office should also introduce "TM Headstart Service"?

(2) Electronic filing support tools for users

(i) Application tools

- To our knowledge, IP Australia provides two types of application tools, (i) Online Services (URL: https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services), and
  (ii) Trademark Assist (URL: https://trademarks.business.gov.au/assist/welcome).
- What are the features and characteristics of each tool? In your practice, which one do you use when filing a trademark application?
- When were "Online Services" and "Trademark Assist" introduced?

- Please provide us with the images of the actual filing screen. If any functions are available for inputting goods or services (e.g., selection from the prescribed list, keyword search, or input support), please explain in detail.
- Do those filing tools have a function that automatically displays the search results of prior registered trademarks? (EUIPO's "Easy Filing Form" provides such function.) If so, to what extent is that function useful from a user's viewpoint?

(ii) Mandatory electronic filing

- In Australia, is electronic filing mandatory for trademark applications? If so, please indicate the statutory provisions (i.e., laws and regulations) for this.
- Are paper filings of trademark application still accepted in some cases? If so, in what kinds of cases?

(iii) Streamline of Trademark examination / Support for users' application

- If any functions of the online filing tool are useful for reducing the refusal rate, please tell us.
- Which functions of the online filing tool have a good reputation by users?
- Which functions of the online filing tool have a bad reputation by users?
- Have you ever used the Tutorial tool on IP Australia website at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks
- Have you ever used the "Trademark Assist" on IP Australia website at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: https://trademarks.business.gov.au/assist/welcome
- Have you ever used the Virtual Assistant ""Alex"" on IP Australia website at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: https://www.ipaustralia.gov.au/beta/virtual-assistant
- Please let us know if there are any functions you need on the electronic filing tool for reducing the refusal rate.

- Please tell us your opinions about electronic filing tools and the promotion of the filing of applications without grounds for refusal (which also contributes to the efficiency of the examination).

（7）シンガポール

質問項目（和文）

1．総論

- シンガポールでは、現在、商標出願の FA 期間はどの程度ですか。
- シンガポールでは、現在、商標出願の最終処分までの期間はどの程度ですか。
- シンガポールでは、代理人による商標出願の割合はどの程度ですか。
- シンガポールでは、商標の登録率はどの程度ですか。拒絶率はどの程度ですか。
- IPOS における 2000 年から 2020 年までの商標出願件数、登録件数を教えて下さい。

2．各論

（1）指定商品・役務に関する料金等施策

① 減額制度

- シンガポールでは、2017 年より、「Classification database」に掲載されている商品・役務のみを指定すると、出願料金が減額になります。この減額制度はどのような目的で導入されたのか教えて下さい。
- 上記の減額制度の根拠となる条文を教えて下さい。
- 上記の減額制度が導入される前に、ユーザー側からごのような制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
- 上記の減額制度が導入される前は、商品・役務をどのようにして指定していましたか。何らかのリストから選択していたのですか、それとも自由に記載していましたか。
- IPOS は、「Classification database」に掲載される商品・役務をどのようにして決定していますか。
- 「Classification database」はどのような頻度で更新・改訂されますか。
- 「Classification database」について改善してほしい点があれば教えて下さい。

② 減額制度の導入による効果の検証

- 貴所では、この制度が導入された直後からこの制度を利用していますか。
- 貴所では、近年、「Classification database」に載っている商品・役務を指定する機会は、増えていますか、減っていますか。
- この制度が導入されてから、「Classification database」に掲載されている商品・役務のみを指定することが増えましたか。
- 「Classification database」の商品・役務を指定した場合、拒絶理由を受けにくくなると感じますか（登録される可能性が高まりますか)。
- 上記の減額制度の導入によって、出願が増加したと思いますか。
- ユーザーにとって「Classification database」を利用する場合の、良い点と悪い点を教えて下さい。

③　ユーザー視点での評価

- 商品・役務を「Classification database」から選択するのはどのような場合ですか。また、自由に記載するのはどのような場合ですか。その比率も教えて下さい。
- 一般に、代理人として、出願人には「Classification database」の利用を推奨していますか。
- 「Classification database」は、出願人が指定したい商品・役務を十分にカバーしていますか。分野によって、リストの充実度に違いがありますか（例えば、リストが不十分な分野がありますか。）
- 現在、「Classification database」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合は、出願料金が 30%安くなります。この料金差は、クライアントに対して、リストに載っている商品・役務を選択しようという動機づけ（インセンティブ）になっていますか。

④　その他

- 「Classification database」について、改善してほしい点があれば教えて下さい。
- 日本には、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると出願料金が減額される制度」がありません。日本特許庁もそのような制度を導入したほうが良いと思いますか。
- 貴所では、商品役務を「Classification database」から選ぶかどうかで、代理人費用に違いがありますか。もし料金差を設けている場合、可能な範囲でその具体的理由も教えて下さい。

⑤　ファストトラック制度

- ファストトラック制度は、2020 年 9 月 1 日に（特許出願だけでなく）商標出願にも拡張導入されました。この制度の導入目的について教えて下さい。
  参考 URL: https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2020)-circular-no-6---expansion-of-sg-patent-fast-track-programme-on-1-september-2020.pdf
- ファストトラック制度の根拠となる条文を教えて下さい。
- ファストトラック制度が導入される前に、ユーザー側からこのような制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
- ファストトラック制度の利用条件の一つに、商品・役務を「Classification Database」から選択することがあります。ファストトラック制度があることは、出願人に対して、指定商品・役務を同データベースから選択しようという動機づけを与えていますか。
- ファストトラック制度の導入後、「Classification Database」の商品・役務のみを指定することが増えましたか。
- 貴所では導入直後からファストトラック制度を利用していますか。
- ファストトラック制度を利用するのはどのような場合ですか。
- ファストトラック制度を利用すると、拒絶理由を受けにくくなる（登録される可能性が高まる）と感じますか。
- ファストトラック制度を利用すると審査期間がどのぐらい短縮されるのですか。
- ユーザーにとって、ファストトラック制度の良い点・悪い点を教えて下さい。
- ファストトラック（SG IP Fast Track）の試行は 2022 年 4 月 29 日に終了予定と IPOS ウェブサイトにありますが、これについて何か御存じですか。試行が終了したら、制度が無くなるのですか、それとも、正式に導入されるのですか。
  参考 URL: https://www.ipos.gov.sg/about-ip/designs/how-to-register/acceleration-programmes

（２）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

①　ツールの確認

- IPOS にはパソコン版の「IP^{2}SG]とモバイル版の「IPOS Go Mobile」の２つのオンライン出願システムがありますが、それぞれの導入時期について教えて下さい。

- 普段はどのシステムを利用して出願していますか。どのような場合に、パソコン版を使用しますか。どのような場合に、モバイル版を使用しますか。
- 実際の出願画面を見せて下さい。
- 特に、商品・役務を入力する際の機能（リストから選択、キーワード検索、入力支援など）があれば詳しく教えて下さい。
- 出願ツールには、先願商標の検索結果を自動的に表示する機能（EUIPO の「Easy Filing Form」で提供されているような機能）はありますか。もしあれば、ユーザーからみてどの程度役に立つか教えて下さい。

② 紙出願について

- シンガポールでは、商標出願はオンラインで行うことが義務となっていますか。その根拠となる法律等があれば教えて下さい。
- 今でも紙出願が認められるケースはありますか。それはどんな場合ですか。

③ 審査効率化・ユーザー出願支援関係

- オンライン出願システムにおいて、拒絶理由の減少に役立つ機能があれば教えて下さい。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよい機能は何ですか。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよくない機能は何ですか。
- IPOS のサイトには、ユーザーの出願をサポートするような機能がありますか。拒絶理由のかからない出願の促進の観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。
  URL: https://www.ipos.gov.sg/about-ip/trade-marks/how-to-register
- IPOS の相談サービス" eAppointment"ではどのようなアドバイスが受けられるのですか。URL: https://www.ipos.gov.sg/eservices
- IPOS のモバイル対応の出願ソフトを使用したことがあれば、感想や制約について教えて下さい。
- オンライン出願ツールに関して、拒絶率を減少させるために、欲しい機能があれば教えて下さい。
- その他オンライン出願システムや拒絶理由のかからない出願の促進（＝審査の効率化にも寄与）についてご意見があればお聞かせください。

シンガポール

質問項目（英文）

1. Introduction

- In Singapore, how long does it take from filing a trademark application to receive the first office action? (i.e., First Office Action Pendency)
- In Singapore, how long does it take from filing a trademark application to receive notice of registration? (i.e., Total Pendency)
- In Singapore, what percentage of trademark applications are filed through agents?
- In Singapore, what percentage of trademark applications are registered? What percentage of trademark application are rejected?
- Please provide the number of trademark filings and trademark registrations each year, from 2000 to 2020 in Singapore.

2. Itemized Questions

(1) Fee structure regarding designation of goods and services

(i) Discount service regarding designation of goods and services

- In Singapore, when the applicant designates only the goods and services that are included in the "Classification database", the application fee is discounted. When, and for what purpose was this discount system introduced?
- Please indicate the statutory provisions (i.e., laws and regulations) which stipulate the above-mentioned discount system.
- Before the introduction of the above-mentioned discount system, did users have needs for introduction of such system?
- How did users and agents designate goods or services before the introduction of the above-mentioned discount system? Did they select goods or services from "Classification database"(or other list), or did they state goods or services freely?
- How does IPOS determine which goods and services are included in the "Classification database"?
- How frequently is the" Classification database" renewed or revised by IPOS?

- If there are any aspects of "Classification database" that you wish to have improved, please tell us.

(ii) The effect of the introduction of the discount system

- Did your firm start using this discount service immediately after its introduction?
- Has your firm designated only the goods and services on the "Classification database" more frequently or less frequently in recent years?
- Did the launch of the above-mentioned discount system increase the opportunity to designate goods and services that are included in the "Classification database"?
- Do you feel that the applications are less likely to be refused (i.e., the chance of registration increases) when you designate the goods and services that are included in the "Classification database"?
- Do you think the number of trademark applications has been increased since the introduction of the above-mentioned discount system?
- What benefits and detriments do you find in using the "Classification database"?

(iii) User's reputation

- In what kinds of cases do you designate goods or services from the "Classification database"? In what kinds of cases do you state goods or services freely? Please also tell us the ratio between the use of these two options.
- In general, do you recommend your clients to designate the goods and services from the "Classification database"?
- Does the "Classification database" cover the goods and services which your clients want to designate? Is the sufficiency of goods and services on the "Classification database" different from each trademark class? (e.g., Are there any classes where the list is insufficient?)
- When an applicant designates only the goods and services that are included in the "Classification database", the application fee is reduced by 30%. Does this price difference provide motivation (or an incentive) for clients to designate goods or services that are included in the "Classification database"?

(iv) Miscellaneous

- If there are any aspects of the "Classification database" that you wish to have improved, please tell us.
- Japan does not have a system that provides a discount on the application fee if the applicant designates only the goods or services that are included in the official list/database. Do you think Japan Patent Office should introduce such discount system?
- Does your firm charge different amounts of agent fees between designating the goods and services from the "Classification database" or stating them freely? If so, please provide a specific reason to the extent possible.

(v) "Fast Track" for trademark application

- From September 1, 2020, IPOS started "SG IP Fast Track" which includes the acceleration of trademark and registered design applications. For what purpose was "Fast Track" expanded to cover trademark applications?
  URL: https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2020)-circular-no-6---expansion-of-sg-patent-fast-track-programme-on-1-september-2020.pdf
- Please indicate the statutory provisions (i.e., law and regulations) which stipulate "Fast Track" for trademark applications.
- Before the introduction of "Fast Track" for trademark applications, did users have needs for introduction of such service?
- In Singapore, if a trademark application designates only the goods and services that are included in the "Classification database", "Fast Track" is available. Does that provide motivation (or an incentive) for clients to designate goods or services that are included in the "Classification database"?
- Did the introduction of "Fast Track" for trademark application increase the opportunities to designate the goods and services that were included in the "Classification database"?
- Did your firm start using "Fast Track" for trademark application immediately after its introduction?
- In what kinds of cases do you use "Fast Track" for trademark applications?
- Do you feel that the trademark applications are less likely to be refused (i.e. the chance of registration increases) when you use "Fast Track"?
- How much the first action pendency and the total pendency could be reduced by using "Fast Track" for trademark applications?

- What benefits and detriments do you find in using "Fast Track" for trademark applications (from user's perspective)?
- "According to the IPOS website below, the ""SG IP FAST pilot programme"" will end on 29 April 2022.
- After this date, will this programme be terminated? Or will this programme be launched officially?
  URL: https://www.ipos.gov.sg/about-ip/designs/how-to-register/acceleration-programmes

(2) Electronic filing support tools for users

(i) Application tools

- IPOS provides two types of trademark application tools, "IP^{2}SG" (PC version) and "IPOS Go Mobile" App (mobile version). When were these tools introduced?
- In practice, which tool do you use? In what kind of cases do you use "IP^{2}SG"? In what kind of cases do you use "IPOS Go Mobile"?
- Please provide us with the images of the actual filing screen. If any functions are available for inputting goods or services (e.g., selection from the prescribed list, keyword search, or input support), please explain in detail.
- Do those filing tools have a function that automatically displays the search results of prior registered trademarks? (EUIPO's "Easy Filing Form" provides such function.) If so, to what extent is that function useful from a user's viewpoint?

(ii) Mandatory electronic filing

- In Singapore, is electronic filing mandatory for trademark applications? If so, please indicate the statutory provisions (i.e., laws and regulations) for this.
- Are paper filings of trademark application still accepted in some cases? If so, in what kinds of cases?

(iii) Streamline of Trademark examination / Support for users' application

- If any functions of the online filing tool are useful for reducing the refusal rate, please tell us.
- Which functions of the online filing tool have a good reputation by users?

- Which functions of the online filing tool have a bad reputation by users?
- Does IPOS website have any functions which assist user's application? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: https://www.ipos.gov.sg/about-ip/trade-marks/how-to-register
- IPOS provides a consultation service "e Appointment". What kind of service is it? What kind of advice or information will the user obtain by using this service?
  URL: https://www.ipos.gov.sg/eservices
- If you have used "IPOS Go Mobile" APP, please let us know its usability. Are the functions limited?
- Please let us know if there are any functions you need on the electronic filing tool for reducing the refusal rate.
- Please tell us your opinions about electronic filing tools and the promotion of the filing of applications without grounds for refusal (which also contributes to the efficiency of the examination).

（８）台湾

質問項目（和文）

１．総論

- 台湾における、代理人による商標出願の割合を教えて下さい。
- 台湾における商標の登録率・拒絶率を教えて下さい。
- 智慧財産局の年報によれば、2016 年頃から商標の審査期間が短縮されています。どのような要因によって短縮されたのですか。

２．各論

（１）指定商品・役務に関する料金等施策

①「電子申請系統参考名稱」（事前承認リスト）に含まれている商品・役務のみを指定すると料金が安くなる制度について

- 智慧財産局年報（民国 99 年版）P.25 によれば、民国 100 年（2011 年）2 月 1 日から、「電子申請系統参考名稱」に含まれている商品・役務のみを指定すると出願料金が 300 元、減額されるようになりました。この制度が導入された目的を教えて下さい。
  URL: https://www.tipo.gov.tw/public/Attachment/392414202547.pdf
- 上記の制度（商品役務の指定方法によって出願料金が減額される制度）が導入される前、ユーザー側から、このような制度を導入してほしいという要望はありましたか。
- 上記の制度が導入される以前は、どのようにして商品・役務を記載していましたか。智慧財産局がリストを提供していたのですか。それとも、弁理士が自由に記載していたのですか。
- 「電子申請系統参考名稱」に掲載されている商品・役務は、どのように決められているのですか。智慧財産局が、独自に選んでいるのですか。
- 「電子申請系統参考名稱」は毎年更新されているのですか。

② 減額制度導入による効果について

- 「電子申請系統參考名稱」に含まれている商品・役務のみを指定すると減額になる制度（以下、「減額制度」といいます。）が 2011 年に導入された時から、この制度を利用していますか。
- 減額制度が導入されて以来（2011 年 2 月以降）、商品・役務を「参考名称」から選択する機会が増えましたか。
- 貴所では、近年、減額制度を利用する機会は、増えていますか、それとも減っていますか。
- 「電子申請系統參考名稱」に含まれている商品・役務のみを指定した場合、拒絶理由を受けにくくなる（商標登録されやすくなる）と感じますか。
- 減額制度の導入によって、出願数が増加したと思いますか。
- ユーザーにとって、「電子申請系統參考名稱」に含まれている商品役務から選択した場合の良い点・悪い点を教えて下さい。

③ ユーザー視点での評価

- 商品・役務を「電子申請系統參考名稱」から選ぶ場合と、そうではない場合（商品・役務を自由に記載する場合）の比率を教えて下さい。自由に記載するのはどのような場合ですか。
- 代理人として、商品・役務を「電子申請系統參考名稱」から指定することを推奨していますか。
- 「電子申請系統參考名稱」は、出願人が指定したい商品・役務を十分にカバーしていますか。分類によって、リストの充実度が異なっていますか。（不十分な分野がありますか。）
- 商品・役務を「電子申請系統參考名稱」から選ぶと出願料金が 300 元安くなります。このことは、出願人に対して、商品・役務を「電子申請系統參考名稱」から選ぼうという動機付け（インセンティブ）を与えていると思いますか。

④ 指定商品の個数と料金

- 台湾では、同じ区分内の指定商品の数が 20 を超えると（＝同類商品中指定使用之商品超過 20 個）出願料金が加算されますが、指定商品の数はどのように区切って数えるのですか。
- 出願する際、指定商品の数を少なくするための工夫を行っていますか。

・ 指定商品の数が増えると料金が加算される制度について、ユーザーから見た良い点、悪い点を教えて下さい。

⑤ ファストトラック制度（快軌機制）について

・ 2020 年 5 月にファストトラック制度（快軌機制）が導入される前に、ユーザー側からこのような制度を導入してほしいという要望はありましたか。
・ 商品・役務を「電子申請系統参考名稱」から選ぶとファストトラックの対象となり、審査が早く行われます。このことは、出願人に対して、商品・役務を「電子申請系統参考名稱」から選ぼうという動機付け（インセンティブ）を与えていると思いますか。
・ ファストトラック制度の導入後、「電子申請系統参考名稱」から商品役務を選択するクライアントは増えていますか。
・ ファストトラック制度が導入されたことにより、出願数が増えたと思いますか。
・ ファストトラック制度を利用すると、どのくらい審査期間が短くなるのですか。
・ ユーザーにとって、ファストトラック制度の良い点・悪い点を教えて下さい。

⑥ その他

・ 「電子申請系統参考名稱」について、改善してほしい点があれば教えて下さい。
・ 日本には、「商品・役務を特許庁が提供するリストから選ぶと出願料金が減額される制度」は導入されていません。日本にも、この制度を導入したほうが良いと思いますか。
・ 貴所では、商品・役務を「電子申請系統参考名稱」から選んだ場合と、自由に記載した場合とで、代理人費用に違いがありますか。もし料金差がある場合、その理由も教えていただければ幸いです。

（3）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① 使用ツールについて

・ 台湾では 3 種類のオンライン出願システム（軟體申請(HTML)、 軟體申請(Word)、 線上申請）があります[426]。それぞれの導入時期を教えて下さい。

[426] 本ヒアリング調査を実施した時点では、新インターネット出願ツールは導入されていなかったため、TIPO の提供するオンライン出願ツールは 3 種類であった。

参考 URL: https://tiponet.tipo.gov.tw/030_OUT_V1/caseApplication/prepare.do

- 貴所では、この 3 種類のシステムのうち、どれを利用したことがありますか。利用したことがあるシステムと、利用した感想を教えて下さい。
- 貴所では、通常、どのシステムを使って出願していますか。
- 3 種類のシステムは、それぞれどのような場合に利用されているのですか。
- 実際の出願画面を見せて下さい。特に、商品・役務の入力補助機能（リストから選択、キーワード検索、入力支援など）があれば詳しく教えて下さい。
- 先願商標の検索結果を自動的に表示する機能（EUIPO の「Easy Filing Form」で提供されているような機能）はありますか。
- 今でも紙出願が必要な時はありますか。それはどのような場合ですか。

② 審査効率化・ユーザー出願支援について

- オンライン出願システムで、拒絶理由の減少に役立つ機能があれば教えて下さい。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよい機能は何ですか。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判の悪い機能は何ですか。
- 出願支援サイト（線上教学）を使用したことがありますか。拒絶理由を減らす観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。

線上教学：
https://tiponet.tipo.gov.tw/100_OUT_V1/onlineTeaching/description.do?qaType=rm

- オンライン出願ツールに関して、拒絶率を減少させるために、欲しい機能があれば教えて下さい。
- その他オンライン出願システムや拒絶理由のない出願の促進（＝審査の効率化にも寄与）についてご意見があればお聞かせください。

（9）ニュージーランド

質問項目（和文）

1．総論

- ニュージーランドでは、現在、商標出願の FA 期間はどの程度ですか。
- ニュージーランドでは、現在、商標出願の最終処分までの期間はどの程度ですか。
- IPONZ では、代理人による商標出願の割合はどの程度ですか。
- IPONZ における 2000 年から 2020 年までの出願件数を教えて下さい。
- IPONZ では、商標の登録率はどの程度ですか。

2．各論

（1）指定商品・役務に関する料金等施策

① 減額制度

- ニュージーランドでは、2020 年 2 月から「pre-approved list」に掲載されている商品・役務のみを指定すると、出願料金が減額されるようになりました。この減額制度はどのような目的で導入されたのですか。
- 上記の減額制度の根拠となる法令・規定を教えて下さい。
- 上記の減額制度が導入される前に、ユーザー側からこのような制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
- 上記の減額制度が導入される前は、商品・役務をどのようにして指定していましたか。何らかのリストから選択していたのですか、それとも自由に記載していましたか。
- IPONZ は、「pre-approved list」に掲載される商品・役務をどのようにして決定していますか。
- 「pre-approved list」はどのような頻度で更新・改訂されますか。
- 「pre-approved list」について改善してほしい点があれば教えて下さい。

② 減額制度の導入による効果の検証

- 貴所では、近年、「pre-approved list」に載っている商品・役務のみを指定する機会は、増えていますか、減っていますか。
- この制度が導入されてから、「pre-approved list」に掲載されている商品・役務のみを指定することが増えましたか。
- 「pre-approved list」の商品・役務を指定した場合、拒絶理由を受けにくくなると感じますか（登録される可能性が高まりますか)。
- 上記の減額制度の導入によって、出願が増加したと思いますか。
- ユーザーにとって、「pre-approved list」を利用する場合の、良い点と悪い点を教えて下さい。

③　ユーザー視点での評価

- 商品・役務を「pre-approved list」から選択するのはどのような場合ですか。また、自由に記載するのはどのような場合ですか。その比率も教えて下さい。
- 一般に、代理人として、出願人には「pre-approved list」の利用を推奨していますか。
- 「pre-approved list」は、出願人が指定したい商品・役務を十分にカバーしていますか。分野によって、リストの充実度に違いがありますか（例えば、リストが不十分な分野がありますか。）
- 2021 年 11 月現在、「pre-approved list」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合は、出願料金が 30NZ ドル安くなります。この料金差は、クライアントに対して、「pre-approved list」に載っている商品・役務を選択しようという動機づけ（インセンティブ）になっていますか。

④　その他

- 「pre-approved list」について、改善してほしい点があれば教えて下さい。
- 日本には、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると出願料金が減額される制度」がありません。日本特許庁もそのような制度を導入したほうが良いと思いますか。
- 日本や欧州には、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると審査が早く行われる制度」（ファストトラック審査)があります。ニュージーランドもそのような制度を導入したほうが良いと思いますか。

・ 貴所では、商品役務を「pre-approved list」から選ぶかどうかで、代理人費用に違いがありますか。もし料金差を設けている場合、可能な範囲でその具体的理由も教えて下さい。

⑤ 「Search and preliminary advice」（S&PA） について

・ ニュージーランドでは 2020 年 2 月から、「S&PA レポート」の発行から 3 か月以内に出願すると出願料金が減額される制度が導入されました。このような減額制度が導入された目的を教えて下さい。
・ 「S&PA」の根拠となる法令・規定を教えて下さい。
・ 導入前、ユーザー側からこのような制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
・ 貴所では、「S&PA」を導入された直後から利用していますか。どのような場合に利用するのですか。
・ 「S&PA」を利用した場合、審査官からどの程度具体的なアドバイスを受けられるのですか。通常のオフィスアクションと同じように信頼できる内容ですか。
・ ユーザーにとって、「S&PA」を利用することについての、良い点・悪い点を教えて下さい。
・ 現在、「S&PA」の利用率は約 11%というデータがあります。利用率を上げるには、どのような点を改善する必要があると思いますか。
・ 日本にも「S&PA」のようなサービスがあった方がよいと思いますか。

（2）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① ツールの確認

・ どのようなツールを利用して商標を出願していますか。
・ 現在使用しているツールが導入された時期を教えて下さい。
・ 実際の出願画面を見せて下さい。
・ 特に、商品・役務を入力する際の機能（リストから選択、キーワード検索、入力支援など）があれば詳しく教えて下さい。
・ 出願ツールには、先願商標の検索結果を自動的に表示する機能（EUIPO の「Easy Filing Form」で提供されているような機能）はありますか。もしあれば、ユーザーからみてどの程度役に立つか教えて下さい。

② 紙出願について

- ニュージーランドでは、商標出願はオンラインで行うことが義務となっていますか。その根拠となる法律等があれば教えて下さい。
- 今でも紙出願が認められるケースはありますか。それはどんな場合ですか。

③ 審査効率化・ユーザー出願支援関係

- オンライン出願システムにおいて、拒絶理由の減少に役立つ機能があれば教えて下さい。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよい機能は何ですか。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよくない機能は何ですか。
- IPONZ のチュートリアルサイトを使用したことがありますか。拒絶理由がかからない出願を促進する観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。
  Apply for trademark：
  https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/apply/
- 「Trademark Specification Builder」を利用したことがありますか。拒絶理由のかからない出願の促進の観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。
  Trademark Specification Builder
  https://app.iponz.govt.nz/app/Extra/IP/TM/GoodsAndServices/GoodsAndServices.aspx?sid=637731471785205223#landing
- オンライン出願ツールに関して、拒絶率を減少させるために、欲しい機能があれば教えて下さい。
- その他オンライン出願システムや拒絶理由のかからない出願の促進（＝審査の効率化にも寄与）についてご意見があればお聞かせください。

ニュージーランド

質問項目（英文）

1. Introduction

- In New Zealand, how long does it take from filing a trademark application to receive the first office action? (i.e., First Office Action Pendency)
- In New Zealand, how long does it take from filing a trademark application to receive notice of registration? (i.e., Total Pendency)
- In New Zealand, what percentage of trademark applications are filed through agents?
- Please provide the number of trademark filings and trademark registrations each year, from 2000 to 2020. (We could not find the data in IPONZ' s annual reports)
- In New Zealand, what percentage of trademark applications are registered? What percentage of trademark application are rejected?

2. Itemized Questions

(1) Fee structure regarding designated goods and services

(i) Discount service regarding designation of goods and services

- In New Zealand, since February 2020, when designating only the goods and services that are included in the "pre-approved list", the application fee is discounted. For what purpose was this discount system introduced?
- Please indicate the statutory provisions (i.e., laws and regulations) which stipulate the above-mentioned discount system.
- Before the introduction of the above-mentioned discount system, did users have needs for introduction of such system?
- How did users and agents designate goods or services before the introduction of the above-mentioned discount system? Did they select goods or services from "pre-approved list"(or other list), or did they state goods or services freely?
- How does IPONZ determine which goods and services are included in the "pre-approved list"?
- How frequently is the "pre-approved list" renewed or revised by IPONZ?
- If there are any aspects of "pre-approved list" that you wish to have improved, please tell us.

(ii) The effect of the introduction of the discount system

- Has your firm designated only the goods and services on the "pre-approved list" more frequently or less frequently in recent years?
- Did the launch of the above-mentioned discount system increase the opportunity to designate goods and services that are included in the "pre-approved list"?
- Do you feel that the applications are less likely to be refused (i.e. the chance of registration increases) when you designate the goods and services that are included in the "pre-approved list"?
- Do you think the number of trademark applications has been increased since the introduction of the above-mentioned discount system?
- What benefits and detriments do you find in using the "pre-approved list?

(iii) User's reputation

- In what kinds of cases do you designate goods or services from the "pre-approved list"? In what kinds of cases do you state goods or services freely? Please tell us the ratio between the use of these two options.
- In general, do you recommend your clients to designate the goods and services from the "pre-approved list"?
- Does the "pre-approved list" cover the goods and services which your clients want to designate? Is the sufficiency of goods and services on the "pre-approved list" different from each trademark class? (e.g., Are there any classes where the list is insufficient?)
- As of November 2021, when an applicant designates only the goods and services that are included in the "pre-approved list", the application fee is reduced by NZ$ 30. Does this price difference provide motivation (or an incentive) for clients to designate goods or services that are included in the "pre-approved list"?

(iv) Miscellaneous

- If there are any aspects of the "pre-approved list" that you wish to have improved, please tell us.

- Japan does not have a system that provides a discount on the application fee if the applicant designates only the goods or services that are included in the official list/database. Do you think Japan Patent Office should introduce such discount system?
- In Japan and EU, when the applicant designates only the goods or services included in a prescribed list, the start of the examination is expedited (i.e., "Fast Track"). Do you think IPONZ should also introduce such service?
- Does your firm charge different amounts of agent fees between designating the goods and services from the "pre-approved list" or stating them freely? If so, please provide a specific reason to the extent possible.

(v) Search and preliminary advice ("S&PA") service

- In New Zealand, since February 2020, if the applicant applies to register his/her trade mark within three months of the date the "Search and preliminary advice (S&PA)" report was issued, the fee will be reduced. For what purpose was this discount service introduced?
- Please indicate the statutory provisions (i.e. laws and regulations) which stipulate the above-mentioned discount system.
- Before the introduction of the above-mentioned discount system, did users have needs for introduction of such system?
- Did your firm start using "S&PA" service immediately after its introduction?
- When using" S&PA" service, how specific advice does the IPONZ examiner provide? Is it as reliable as normal office actions?
- What benefits and detriments do you find in using "S&PA" (from user's perspective)?
- According to IPONZ's statistical data, the number of "S&PA" usage is 11% of total trademark filings. What do you think should be improved to increase the number of users of "S&PA" service?
- Do you think Japan Patent Office should also introduce "S&PA" service?

(2) Electronic filing support tools for users

(i) Application tools

- In your practice, what kind of online filing tools (provided by IPONZ) do you use when filing a trademark application?
- When was that online filing tool introduced?

- Please provide us with the images of the actual filing screen. If any functions are available for inputting goods or services (e.g., selection from the prescribed list, keyword search, or input support), please explain in detail.
- Does IPONZ's filing tool have a function that automatically displays the search results of prior registered trademarks? (EUIPO's "Easy Filing Form" provides such function.) If so, to what extent is that function useful from a user's viewpoint?

(ii) Mandatory electronic filing

- In New Zealand, is electronic filing mandatory for trademark applications? Is so, please indicate the statutory provisions (i.e., laws and regulations) for this.
- Are paper filings of trademark application still accepted in some cases? If so, in what kinds of cases?

(iii) Streamline of Trademark examination / Support for users' application

- If any functions of the online filing tool are useful for reducing the refusal rate, please tell us.
- Which functions of the online filing tool have a good reputation by users?
- Which functions of the online filing tool have a bad reputation by users?
- "Have you ever used the Tutorial tool ""Apply for trademark"" on IPONZ website at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/apply/
- Have you ever used the ""Trademark Specification Builder"" on IPONZ website at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  https://app.iponz.govt.nz/app/Extra/IP/TM/GoodsAndServices/GoodsAndServices.aspx?sid=637731471785205223#landing
- Please let us know if there are any functions you need on the electronic filing tool for reducing the refusal rate.
- Please tell us your opinions about electronic filing tools and the promotion of the filing of applications without grounds for refusal (which also contributes to the efficiency of the examination).

（１０）ブラジル

質問項目（和文）

１．総論

- ブラジルでは、現在、商標出願の FA 期間はどの程度ですか。
- ブラジルでは、現在、商標出願の最終処分までの期間はどの程度ですか。
- ブラジルでは、代理人による商標出願の割合はどの程度ですか。
- ブラジルでは、商標の登録率はどの程度ですか。拒絶率はどの程度ですか。
- INPI における 2000 年から 2020 年までの商標出願件数、登録件数を教えて下さい。
- INPI では、2016 年ごろから 2019 年ごろにかけて、FA 期間が大幅に短縮しています。INPI は、FA 期間を短縮するためにどのような取組をしましたか。具体的に教えて下さい。

参考 URL: https://www.gov.br/inpi/pt-br/governanca/transparencia-e-prestacao-de-contas/relatorios-de-gestao/arquivos/documentos/relatorio-de-gestao-2020.pdf (p59)

２．各論

（１）指定商品・役務に関する料金等施策

① 減額制度

- ブラジルでは、「pre-approved specification」に掲載されている商品・役務のみを指定すると、出願料金が減額になります。この減額制度は、いつ、どのような目的で導入されたのか教えて下さい。
- 上記の減額制度の根拠となる条文を教えて下さい。
- 上記の減額制度が導入される前に、ユーザー側からこのような制度を導入してほしいというニーズはありましたか。
- 上記の減額制度が導入される前は、商品・役務をどのようにして指定していましたか。何らかのリストから選択していたのですか、それとも自由に記載していましたか。
- INPI は、「pre-approved specification」に掲載される商品・役務をどのようにして決定していますか。

- 「pre-approved specification」はどのような頻度で更新・改訂されますか。
- 「pre-approved specification」について改善してほしい点があれば教えて下さい。

② 減額制度の導入による効果の検証

- 貴所では、この制度が導入された直後からこの制度を利用していますか。
- 貴所では、近年、「pre-approved specification」に載っている商品・役務を指定する機会は、増えていますか、減っていますか。
- この制度が導入されてから、「pre-approved specification」に掲載されている商品・役務のみを指定することが増えましたか。
- 「pre-approved specification」の商品・役務を指定した場合、拒絶理由を受けにくくなると感じますか（登録される可能性が高まりますか)。
- 上記の減額制度の導入によって、出願が増加したと思いますか。
- ・ユーザーにとって、「pre-approved specification」を利用する場合の、良い点と悪い点を教えて下さい。

③ ユーザー視点での評価

- 商品・役務を「pre-approved specification」から選択するのはどのような場合ですか。また、自由に記載するのはどのような場合ですか。その比率も教えて下さい。
- 一般に、代理人として、出願人には「pre-approved specification」の利用を推奨していますか。
- 「pre-approved specification」は、出願人が指定したい商品・役務を十分にカバーしていますか。分野によって、リストの充実度に違いがありますか（例えば、リストが不十分な分野がありますか。）
- 現在、「pre-approved specification」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合は、出願料金が 60 レアル安くなります。この料金差は、クライアントに対して、「pick list」に載っている商品・役務を選択しようという動機づけ（インセンティブ）になっていますか。

④ その他

- 「pre-approved specification」について、改善してほしい点があれば教えて下さい。

- 日本には、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると出願料金が減額される制度」がありません。日本特許庁もそのような制度を導入したほうが良いと思いますか。
- 日本や欧州には、「特許庁が提供するリストに記載されている商品・役務のみを指定すると審査が早く行われる制度」（ファストトラック審査)があります。オーストラリアもそのような制度を導入したほうが良いと思いますか。
- 貴所では、商品役務を「pre-approved specification」から選ぶかどうかで、代理人費用に違いがありますか。もし料金差を設けている場合、可能な範囲でその具体的理由も教えて下さい。

⑤ "Goods and Services Classification Commission(CCPS)"について

- INPI では、商品役務分類委員会（CCPS）に相談できるサービスを提供しています。このサービスはいつから開始しましたか。
- CCPS は、どのような場合に利用しますか。利用するとどのようなメリットがあるのですか。
- CCPS に問合せをした場合、回答が得られるまでどのぐらい時間がかかりますか。
- CCPS に問合せをすると、どの程度具体的な回答が得られますか。一般的なアドバイスなのか、個別具体的なアドバイスをもらえるのかを教えて下さい。

（２）審査効率化・ユーザー出願支援のためのオンライン出願支援ツール

① ツールの確認

- どのようなツールを利用して商標を出願していますか。
- 現在使用しているツールが導入された時期を教えて下さい。
- 実際の出願画面を見せて下さい。
- 特に、商品・役務を入力する際の機能（リストから選択、キーワード検索、入力支援など）があれば詳しく教えて下さい。
- 出願ツールには、先願商標の検索結果を自動的に表示する機能（EUIPO の「Easy Filing Form」で提供されているような機能）はありますか。もしあれば、ユーザーからみてどの程度役に立つか教えて下さい。

② 紙出願について

- ブラジルでは、商標出願はオンラインで行うことが義務となっていますか。その根拠となる法律等があれば教えて下さい。
- 今でも紙出願が認められるケースはありますか。それはどんな場合ですか。

③　審査効率化・ユーザー出願支援関係

- オンライン出願システムにおいて、拒絶理由の減少に役立つ機能があれば教えて下さい。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよい機能は何ですか。
- オンライン出願システムにおいて、ユーザーにとって評判のよくない機能は何ですか。
- INPI の出願支援サイトを使用したことがありますか。拒絶理由がかからない出願を促進する観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。
  basic guide : https://www.gov.br/inpi/en/services/trademarks/basic-guide/basic-guide#
- INPI の出願マニュアルを利用したことがありますか。拒絶理由のかからない出願の促進の観点から、使いやすさ、どのような機能があるのか、また、実際の出願にどの程度役に立つかについて教えて下さい。
  出願マニュアル: http://manualdemarcas.inpi.gov.br/
- オンライン出願ツールに関して、拒絶率を減少させるために、欲しい機能があれば教えて下さい。
- その他オンライン出願システムや拒絶理由のかからない出願の促進（＝審査の効率化にも寄与）についてご意見があればお聞かせください。

ブラジル

質問項目（英文）

1. Introduction

- In Brazil, how long does it take from filing a trademark application to receive the first office action? (i.e., First Office Action Pendency)
- In Brazil, how long does it take from filing a trademark application to receive notice of registration? (i.e., Total Pendency)
- In Brazil, what percentage of trademark applications are filed through agents?
- In Brazil, what percentage of trademark applications are registered? What percentage of trademark application are rejected?
- Please provide the number of trademark filings and trademark registrations each year, from 2000 to 2020 in Brazil.
- According to the document below, from 2016 to 2019 the average first office action pendency for trademark application in Brazil was rapidly reduced. What kind of factors (e.g., tools, government policies) contributed to the reduction of first office action pendency?
  URL: https://www.gov.br/inpi/pt-br/governanca/transparencia-e-prestacao-de-contas/relatorios-de-gestao/arquivos/documentos/relatorio-de-gestao-2020.pdf (p59)

2. Itemized Questions

(1) Fee structure regarding designation of goods and services

(i) Discount system regarding designation of goods and services

- In Brazil, when the applicant designates only the goods and services that are included in the "pre-approved specification", the application fee is discounted. When, and for what purpose was this discount system introduced?
- Please indicate the statutory provisions (i.e., laws and regulations) which stipulate the above-mentioned discount system.
- Before the introduction of the above-mentioned discount system, did users have needs for introduction of such system?

- How did users and agents designate goods or services before the introduction of the above-mentioned discount system? Did they select goods or services from "pre-approved specification"(or other list), or did they state goods or services freely?
- How does INPI determine which goods and services are included in the "pre-approved specification"?
- How frequently is the "pre-approved specification" renewed or revised by INPI?
- If there are any aspects of "pre-approved specification" that you wish to have improved, please tell us.

(ii) The effect of the introduction of the discount system

- Did your firm start using the above-mentioned discount system immediately after its introduction?
- Has your firm designated only the goods and services on the "pre-approved specification" more frequently or less frequently in recent years?
- Did the launch of the above-mentioned discount system increase the opportunity to designate goods and services that are included in the "pre-approved specification"?
- Do you feel that the applications are less likely to be refused (i.e., the chance of registration increases) when you designate the goods and services that are included in the "pre-approved specification”?
- Do you think the number of trademark applications has been increased since the introduction of the above-mentioned discount system?
- What benefits and detriments do you find in using the "pre-approved specification"?

(iii) User's reputation

- In what kinds of cases do you designate goods or services from the "pre-approved specification"? In what kinds of cases do you state goods or services freely? Please also tell the ratio between the use of these two options.
- In general, do you recommend your clients to designate the goods and services from the "pre-approved specification"?
- Does the "pre-approved specification" cover the goods and services which your clients want to designate? Is the sufficiency of goods and services on the "pre-approved specification” different from each trademark class? (e.g., Are there any classes where the list is insufficient?)

- When an applicant designates only the goods and services that are included in the "pre-approved specification", the application fee is reduced by R$ 60. Does this price difference provide motivation (or an incentive) for clients to designate goods or services that are included in the "pre-approved specification”?

(iv) Miscellaneous

- If there are any aspects of the "pre-approved specification" that you wish to have improved, please tell us.
- Japan does not have a system that provides a discount on the application fee if the applicant designates only the goods or services that are included in the official list/database. Do you think Japan Patent Office should introduce such discount system?
- In Japan and EU, when the applicant designates only the goods or services included in a prescribed list, the start of the examination is expedited (i.e.,"Fast Track"). Do you think INPI should also introduce such service?
- Does your firm charge different amounts of agent fees between designating the goods and services from the "pre-approved specification" or stating them freely? If so, please provide a specific reason to the extent possible.

(v) Consultation services of CCPS

- INPI offers a consultation service where users may make a consultation with INPI’s Goods and Services Classification Commission (CCPS). When was this service introduced?
- In which cases do you consult with CCPS? What are the benefits of using this service?
- When you consult with CCPS, how long does it take to obtain a response from CCPS?
- When you consult with CCPS, how specific advice will CCPS provide? Is it general advice, or more specific advice depend on the case?

(2) Electronic filing support tools for users

(i) Application tools

- In your practice, what kind of online filing tools (provided by INPI) do you use when filing a trademark application?

- When was that online filing tool introduced?
- Please provide us with the images of the actual filing screen. If any functions are available for inputting goods or services (e.g., selection from the prescribed list, keyword search, or input support), please explain in detail.
- Do those filing tools have a function that automatically displays the search results of prior registered trademarks? (EUIPO's "Easy Filing Form" provides such function.) If so, to what extent is that function useful from a user's viewpoint?

(ii) Mandatory electronic filing

- In Brazil, is electronic filing mandatory for trademark applications? If so, please indicate the statutory provisions (i.e., laws and regulations) for this.
- Are paper filings of trademark application still accepted in some cases? If so, in what kinds of cases?

(iii) Streamline of Trademark examination / Support for users' application

- If any functions of the online filing tool are useful for reducing the refusal rate, please tell us.
- Which functions of the online filing tool have a good reputation by users?
- Which functions of the online filing tool have a bad reputation by users?
- "Have you ever used the Tutorial tool on INPI website at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: https://www.gov.br/inpi/en/services/trademarks/basic-guide/basic-guide#
- "Have you ever used the application manuals on INPI website at the URLs below? Please let us know its usability, functions, and usefulness for the actual filing, from the viewpoint of promoting the filing of applications without grounds for refusal.
  URL: http://manualdemarcas.inpi.gov.br/
- Please let us know if there are any functions you need on the electronic filing tool for reducing the refusal rate.
- Please tell us your opinions about electronic filing tools and the promotion of the filing of applications without grounds for refusal (which also contributes to the efficiency of the examination).

禁 無 断 転 載

令和３年度　産業財産権制度各国比較調査研究等事業

商標審査効率化・ユーザー出願支援のための指定商品・役務に関する料金等施策及び出願支援ツールについての調査研究報告書

令和４年 3 月

請負先　　一般財団法人知的財産研究教育財団　知的財産研究所

〒101-0054　東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地
精興竹橋共同ビル 5 階
電話　03-5281-5671
FAX　03-5281-5676
URL　https://www.iip.or.jp
E-mail　iip-support@fdn-ip.or.jp